

【研究ノート 13】

Dīgha-nikāya と対応漢訳経の説示年代の推定

森 章司

はじめに……………002

- 【001】 *DN.001 Brahmajāla-s.* (梵網経) ……………010
- 【002】 *DN.002 Sāmaññaphala-s.* (沙門果経) ……………021
- 【003】 *DN.003 Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼経) ……………025
- 【004】 *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.* (種徳経) ……………039
- 【005】 *DN.005 Kūṭadanta-s.* (究羅壇頭経) ……………040
- 【006】 *DN.006 Mahāli-s.* (摩訶梨経) ……………043
- 【007】 *DN.007 Jāliya-s.* (闍利経) ……………053
- 【008】 *DN.008 Kassapa-sihanāda-s.* (迦葉師子吼経) ……………055
- 【009】 *DN.009 Poṭṭhapāda-s.* (布吒婆楼経) ……………056
- 【010】 *DN.010 Subha-s.* (須婆経) ……………066
- 【011】 *DN.011 Kevaṭṭa-s.* (堅固経) ……………068
- 【012】 *DN.012 Lohicca-s.* (露遮経) ……………079
- 【013】 *DN.013 Tevijja-s.* (三明経) ……………088
- 【014】 *DN.014 Mahāpadāna-s.* (大本経) ……………083
- 【015】 *DN.015 Mahānidāna-s.* (大縁経) ……………092
- 【016】 *DN.016 Mahāparinibbāna-suttanta* (大般涅槃経) ……………123
- 【017】 *DN.017 Mahā-sudassana-s.* (大善見王経) ……………126
- 【018】 *DN.018 Janavasabha-s.* (闍尼沙経) ……………128
- 【019】 *DN.019 Mahāgovinda-s.* (大典尊経) ……………132
- 【020】 *DN.020 Mahāsamaya-s.* (大会経) ……………139
- 【021】 *DN.021 Sakkapañha-s.* (帝釈所問経) ……………146
- 【022】 *DN.022 Mahā-satipaṭṭhāna-s.* (大念処経) ……………147
- 【023】 *DN.023 Pāyāsi-s.* (弊宿経) ……………148
- 【024】 *DN.024 Pātika-s.* (波梨経) ……………151
- 【025】 *DN.025 Udumbarikasihanāda-s.* (優曇婆羅師子吼経) ……………152
- 【026】 *DN.026 Cakkavattisihanāda-s.* (轉輪聖王師子吼経) ……………155
- 【027】 *DN.027 Aggañña-s.* (起世因本経) ……………162
- 【028】 *DN.028 Sampasādaniya-s.* (自歆喜経) ……………166
- 【029】 *DN.029 Pāsādika-s.* (清浄経) ……………167
- 【030】 *DN.030 Lakkhana-s.* (三十二相経) ……………168
- 【031】 *DN.031 Singālovāda-s.* (教授尸伽羅越経) ……………169
- 【032】 *DN.032 Aṭṭanāṭiya-s.* (阿吒曩毘経) ……………171
- 【033】 *DN.033 Saṅgīti-s.* (等誦経) ……………172
- 【034】 *DN.034 Dasuttara-s.* (十上経) ……………173

はじめに

[1] この総合研究「原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究」は平成4年に出発し、7年間の準備・データ構築期と19年間の研究期をへて、現在（平成30年）は総まとめ期に入っている。もちろん釈尊の生涯や釈尊教団の形成史についてわからないことはまだまだたくさん残されているが、しかしわれわれの判断として、原始仏教聖典を調査すればわかってくるであろうという事項はあらかじめ調べつくしたと考えるからである。そして今まで調査してわかったことを土台にして、研究出発当時の目標であった「釈尊および釈尊教団形成史年表」と「釈尊の生涯にそって配列した事績別原始仏教聖典総覧」⁽¹⁾を編集する段階に入っているということである。

本稿とこれに続く「モノグラフ」第22号と第23号に収録する数稿は、経蔵や律蔵に含まれる1つ1つの文献（本稿では律蔵に含まれる文献を含めてすべて「経」と呼ぶ⁽²⁾）が釈尊の何歳のときに説かれたかという説示年代（説時）を推定することを主目的にしながら、その経の概要をも紹介しようとするものである。いうまでもなくこれらは「年表」と「総覧」の主内容となる。

とはいいいながら釈尊入滅から2,500年ほどもたち、また信頼すべき歴史書や考古学的な史料がまったく存在しない以上、釈尊が何歳の時に何経を説いたという細かな客観的事実を知ることが不可能である。そこですべては状況証拠を用いての推論となることはいうまでもない。本稿が「研究論文」ではなく「研究ノート」と称し、標題にも「推定」ということばを用いている所以である。しかし一々「状況証拠」や「推定」などという言葉を用いるのは煩わしいし威勢をそぐことにもなるので、本稿では「釈尊はこれこれの年齢のときにこの経を説かれた」というような表現を取ることにする。大前提としてこのことをご了解いただきたい。

- (1) 当初は「釈尊年齢にしたがって配列した原始仏教聖典目録」と呼称してきたが、平成30年11月30日にパソコン内に構築してきたシステムが所期の目的どおりに正常に働くかをシミュレートするための試作版を作った時にこの名に変更した。これは単なる目録ではなく、原始仏教聖典のすべてをその説示年代によって釈尊の生涯にそって配列し、その上でここに含まれる1つ1つの経の概要を記すので、この全体は釈尊の全生涯の伝記を表わすものだからである。
- (2) そもそも「大蔵経」や「一切経」の「経」という語の中には律も含まれている。

[2] 本稿は *Digha-nikāya*（以下 DN. という）に含まれる34の1つ1つの経と、これらに対応する漢訳の『長阿含経』（以下『長阿含』という）に含まれる経、ならびにその他の漢訳阿含経に含まれるこれらに対応する経の説示年代（以下説時という）を考察しようとするものである。

ここに「説時」というのは、当該の経が釈尊の何歳の、季節としてはいつ（本稿ではおおまかに雨安居前、雨安居中、雨安居、この年、この頃に分けている）に説かれたかということである。また1つの経には原則としては釈尊の生涯中の1つの事績が記されているから、換言すれば説時はここに説かれる事績の年次、換言すれば「事績時」を表わすことにもなる。

しかし1つの経の中に複数の事績が記される場合もあるので、このような場合はこの1つ1つの事績時も検討することになる。例えば「涅槃経」などはその代表である。

また *DN.*、『長阿含』に収録される諸経はその名の通り長い経であって、したがって記述されている内容は多いが、『雑阿含経』（以下『雑阿含』という）、『別訳雑阿含経』（以下『別訳雑阿含』という）や『増一阿含経』（以下『増一阿含』という）に含まれる諸経の記述内容は少ない。それでいてここでは *DN.*や『長阿含』の対応経として『雑阿含』などを上げるのは、ここに記される事績が *DN.*や『長阿含』のなかに記される一部の事績と対応するか、ディテールは省略されているが主題は等しいというような場合があるからであって、ここにいう「対応」とはこのような関係をいう。このような意味では対応経は『四分律』などの「律蔵」や単行の経・律にも見いだされる。

しかも上記のような対応関係は実はパーリ同士にもあって、ある場合には *DN.*に描かれる事績や事績の一部が *Majjhima-nikāya*（以下 *MN.*という）や *Saṃyuttanikāya*（以下 *SN.*という）、*Aṅguttaranikāya*（以下 *AN.*という）、*Khuddhakanikāya*（以下 *KN.*という）、さらには *Vinaya*に見いだされる場合もある。ここに「対応」というのはこのようなものも含まれており、もちろんこのようなものも含めて検討することになるから、実は標題に「*Dīgha-nikāya*とその対応漢訳経」としたのは正確ではない。上述した内容を的確にまた端的に標題とする言葉が見いだせなかったからであり、このことも予めご了解いただきたい。

ところでこのような作業の最初に *DN.*を取り上げるのは、1つ1つの経が比較的長い經典であるがゆえにこの中に釈尊が移動される複数の場所が示されたり、また仏弟子を始めとして何人もの固有名詞を有する人物が登場して、「説時」「事績時」を推定するためのさまざまな情報が含まれている可能性が高いからである。そのような意味では *MN.*と『中阿含経』（以下『中阿含』という）も同様であって、本稿を終えたら次に「*Majjhima-nikāya*と対応漢訳諸経の説示年代の推定」という論考に進むことになっている。

また標題を「*Dīgha-nikāya*と対応漢訳経の説示年代の推定」としてパーリを中心としたのは、1つにはこの総合研究の出発時に、この研究はパ・漢に共通する事績資料を第1次水準資料とするけれども、パ・漢のどちらかにしかない事績資料はパーリを優先してこれを第2次水準資料とし、漢訳にしかない事績資料は第3次水準資料とするという聖典観を土台とするという基本方針を立てたからであり⁽¹⁾、もう1つはパーリを中心としてその対応経を探っていけば、最後には漢訳を含めたすべての経が網羅されてくると考えたからである。

なお【研究ノート】として、「*Saṃyuttanikāya*と対応漢訳諸経の説示年代の推定」「*Aṅguttaranikāya*と対応漢訳諸経の説示年代の推定」なる論考を行う予定はない。もちろんこれらもこうした考察の対象から外しているわけではないが、これらは短い経であって1つ1つの経に例えば固有名詞を有する人物が1人も登場せず、また仏在処の記載さえないものもあるなど、その説時を推定する何の情報も含まれていない経が多く、またその数も数千に上るため、これらを個別に取り上げて論考することは難しいからである。もちろん有意義な情報が含まれる経もあるのであるが、そのようなものはほとんど「*Dīgha-nikāya*と対応漢訳諸経の説示年代の推定」と「*Majjhima-nikāya*と対応漢訳諸経の説示年代の推定」において取り上げられるはずである。

このような方針を立てたのは、実は *Saṃyuttanikāya*と対応漢訳諸経の説時推定作業とし

て最初に有偈篇に着手したのであるが、労多くして効の少ないことが判ったからである。この調査の結果は本「モノグラフ」に収載した【研究ノート15】「サンユッタニカーヤ有偈篇の神たち」という論稿にまとめてあるので、これをご参照いただければ幸いである。

同様に「*Vinaya* と対応漢訳諸律の説示年代の推定」という論考を行うことも予定していない。「律蔵」は釈尊伝あるいは釈尊教団形成史研究の宝庫ともいえるが、「経」とは違ってたくさんのエピソードがそれぞれの主題に応じてバラバラに随所に配置される形式をとり、文献1つ1つの区切りも曖昧であって、しかもそのエピソードには断片的なものが多いからである。また釈尊伝あるいは釈尊教団形成史研究の宝庫であるが故に、年代を推定させるようなエピソードは、今まだ書いてきたいくつもの論文にすでに取り上げられているはずだと考えるからである。

- (1) 「モノグラフ」第1号(1999年7月)に掲載した【論文1】「『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』の目的と方法論」p.068以下を参照されたい。
- (2) パーリの *Aṅguttaranikāya* と漢訳の『増一阿含』は対応関係にないといって方がよいが、この言及は形式上のものであることを了解されたい。

[3] このような論考を行う前提には、原始仏教聖典には「歴史的事実」が記録されているという聖典観があることはいまでもない。もちろんこれらが「客観的」な歴史的事実であると証明するためには、考古的な遺物や信頼すべき歴史書の裏打ちがなければならないが、前述したようにそのようなものがないのであるからそれを証明する手だてではない。したがってここにいう「歴史的事実」とはわれわれの四半世紀を超える研究によって確信が得られたというレベルのものである。

しかしこの確信の正しいことは、今までわれわれが書いてきた数多くの論文や資料集によって証明されたと考えているし、これから記述するこの論稿をお読みいただければ自ずから納得していただくことができると思う。聖典に記される1つ1つの事績をジグソーパズルの1つ1つのピースに喩えるなら、ディテールを追求すればするほど、背後に歴史的な事実関係がなければ数千個におよぶピースが所を得てピタリピタリと納まるべきところに収まって、1枚の絵柄が現出するということはあるに違いない。これには感動すら覚えるから、これが確信という言葉に現れているわけである。

[4] 原始仏教聖典には歴史的事実が記されている。しかしながらこのような説時推定作業を行わなければならないのは、今更いう必要もないが、原始仏教聖典にはその歴史的事実がいつのことであったかが記されていないからである。歴史的事実を背景に持ちながら、なぜそれが「一時 (*ekaṃ samayaṃ*) 」とか「その時 (*tena samayena*) 」などとしか表わされないのか、それは謎である⁽¹⁾。律蔵の『受戒犍度』や経蔵の『涅槃経』も例外ではないが、たまたまそれらが描いている主題によってその説時が自ずから推定されるから、『過去現在因果経』などの仏伝經典の編集者に始まって現代の仏教学者に至るまで、お手軽にこれらを用いて「仏伝」ないしは「釈尊伝」なるものを著してきたのである。しかしこれらは釈尊の生涯のうちのほんの1部分のみをつまみ食いしたものであって、不完全きわまりない、「仏伝」ないしは「釈尊伝」と称すべきでないといわなければならない。

しかも例えば「受戒韃度」は、授具足戒制度が「善来比丘具足戒」に始まって、やがて「三帰依具足戒」が制定され、最後にこれが廃止されて「十衆白四羯磨具足戒」が正式の授具足戒制度となったその経緯を述べることを主題としているので、たまたま釈尊成道直後の仏伝を描いているという感じになったのであり、「涅槃経」は釈尊が入滅にあたって処々で自分なき後のサンガのあるべきあり方を遺言として残されたので、釈尊の最晩年の伝記を描いたという感じになっているのである。したがってこれらは釈尊成道後の数年間と入滅前の1年余の期間をカバーはしているが、しかしそもそもこれらは釈尊の伝記を描こうとしたものではないから、それぞれの主題に応じた事績だけが取り上げられているけれども、この主題にあわない事績は取り上げられていない。実はその数年の間には、ここには取り上げられていないその他の数々の事績があるのである。

要するに今までの「仏伝」とか「釈尊伝」と称する文献や書物は、釈尊の全生涯や釈尊教団形成史のほんの数年間しかカバーしないし、その期間内においても漏れている事績がたくさんあるということである。すなわち過去には釈尊の全生涯をカバーする「仏伝」「釈尊伝」が存在しなかったということであるが、それは一に原始仏教聖典のすべてが何時を「一時」とかあるいは「その時」として処理してしまっているためであり、この「一時」や「その時」をそれが何時のことであるか探ろうとする努力を二千数百年の間の仏教者が怠ってきたからである。したがってこれから行う作業は、端的に言えば原始仏教聖典の「一時」と「その時」を具体的にそれは何時のことであったのか特定しようとする作業と言い換えることができる。

そしてこのような作業を行うための主な情報は、仏在処と説処⁽²⁾、それに登場人物、そしてこの経において釈尊がどのような行動をとられ、どのような教えを説かれたかということやサンガの諸制度である。例えばその経の仏在処が舎衛城の東園鹿子母講堂であれば、この経の説時は東園鹿子母講堂が建設されて以降ということになるし、その経に王子としての阿闍世が登場するとすれば、この経の説時は提婆達多の破僧事件以前ということになる。さらにその経に比丘尼が登場すれば、それは女性の出家者が認められた以降ということになるということである。

また原始仏教聖典としての1つ1つの経は、他の無数の経や律の記述と帝釈網のように互いに網の目のように繋がりあっており、これらの複雑に入り組んだ関係を解きほぐすことによって、その説時や前後関係を推定することが可能である。例えば1人の人物にはそれなりの歴史があって、例えばAという人物が外道の修行者として登場する経があったり、すでに釈尊の教えに帰信して比丘となっている経があったり、さらには還俗するという経があったりするから、これらを繋げてみるとその前後関係が明らかになる。また1人の人間にはさまざまな交友関係があって、この交友関係を洗っていけば、自ずからその人が登場する経の説時が推定されるということもある。

このような極めて複雑な作業を、しかし単純作業として行うことができたのは、すべての原始仏教聖典に記された細部にわたった情報を書き込んだ、われわれが「釈尊伝データ」と呼んでいるパソコン上に構築したデータベースを持っており、これらの情報を年代史的な視点をもってその背後や行間を読み取ることができるのは、われわれが今まで積み上げてきた基礎的な研究があるからである。したがってこの総合研究はコンピュータの恩恵がなければ

成り立たなかったということもできる。

(1) 印度学仏教学会でその背景については考察した。

(2) 「仏在処」「説処」という言葉については「モノグラフ」第2号(2000年7月)に掲載した【資料集2-1】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧ーマガダ国篇」の冒頭に掲げた「『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧』作成の目的と意図」を参照されたい。

[5] 以上のような基本的な考え方のもとに実際の作業を始めることとする。

その過程で1つ1つの経の説時推定に際して相互に参照しあわなければならない事態がしばしば生じるので、パーリの経番順にしたがって例えば最初の DN.001 *Brahmajāla-s.* (梵網経 vol. I p.001、南伝 06 p.001) とこの相応経『長阿含』021「梵動経」、単行経の「梵網六十二見経」の説時考察には【001】という番号をふり、これを「節」と呼ぶことにしたい。そしてこの節中のまとまりのある段落には[1] [2] という番号をふり、これを項と呼ぶことにする。【研究ノート13】の第16節第3項は、【研究ノート13】の【016】の[3]と示すことになる。

[6] なお本稿では説時を釈尊の誕生日(出胎)を1年の始まりとする暦を用いる。仏教の伝統では入胎を誕生とするが、本稿では現代風の年齢の数え方によったわけである。また釈尊の誕生日は古代の中国暦の2月15日(ヴェーサーカ月の満月の日)と考えている⁽¹⁾。

または1年は大きく「雨安居前」「雨安居中」「雨安居後」の3期に分ける。上記のように釈尊の誕生日に始まる暦に基づけば、次のように分割される。

雨安居前：2月15日から4月15日までの2ヵ月間

雨安居中：4月16日から8月15日までの4ヵ月間

雨安居後：8月16日から2月14日までの6ヵ月間

このように1年を分割するとその期間が著しく不均等なように感じられるであろうが、次のようにお考えいただきたい。

釈尊と仏弟子たちの年間を通しての生活周期は次のようであった。

① 4月16日から8月15日までの4ヵ月間の雨安居⁽²⁾中は「界(sīmā)」の外に出ることはできなかったから一ヵ所に定住した。

② 前安居の場合は雨安居が終る7月15日に、後安居の場合は8月15日に自恣⁽³⁾という行事が行われ、その翌日からの1ヵ月間が衣時⁽⁴⁾とよばれ、これが衣を新調するための期間であった。

③ しかし物資が乏しい紀元前6世紀ごろのインドではこの1ヵ月に新しい衣を作ることが難しいということもあって、サンガで迦絺那衣式⁽⁵⁾という行事を行えばこの衣時は最大5ヵ月間の延長が認められた。といってもこれは義務ではないから平均して2ヵ月(後安居の終了から数えると1ヵ月)間の延長をするとすると10月15日頃まで衣時が続くことになる。界を出ると迦絺那衣の権利が失われたから、この間は釈尊も比丘たちも雨安居を過ごした場所を動くことができなかった。

もっともこの迦絺那衣の権利は個人として放棄することもできたし、サンガが議決すれば早々に切り上げることもできたから、早めに切り上げた比丘たちは全国津々浦々

から釈尊の教えを受け、改廃された律の条文を確認するために続々と釈尊のもとにやってくるという習わしであった。釈尊としては迦絺那衣の必要がなくとも、このような比丘たちを受け入れるために雨安居地を離れることができなかった。これは諸仏の常法であった「夏の大会」と称されている。この「夏の大会」は遠隔の比丘たちが到着するのを待つために**11月15日頃まで続いた**と考えてよいであろう。

このように8月15日に雨安居が終ったとしても衣を作る作業や迦絺那衣など雨安居に続く行事があり、また「夏の大会」もあったから、釈尊の場合は11月15日頃までは雨安居地に留まっていなければならなかった。とするならば4月16日から11月15日頃までの7ヵ月間を広い意味での雨安居とみなすこともできる。

④釈尊はこの「夏の大会」が終ると次の雨安居地に向けて遊行に出発された。その遊行は長い場合でも2ヵ月程度であったから、翌年の**2月15日**には目的地に到着された。釈尊が遊行において進まれる速度は1日に10キロメートルぐらいが平均であったから、2ヵ月間で600キロの距離なら普通の遊行行程であったとすることができる。コーサラ国の首都であったサーヴァッティとマガダ国の首都であったラージャガハ間の直線距離は440キロ、現在の道路距離からするとヴェーサーリー経由では600キロほどであるから、2ヵ月間というのは舎衛城から王舎城まで遊行する期間に相当する。ただし往復はできない。

⑤そうして次の年の雨安居を過ごされる場所に釈尊が到着される所に「春の大会」がもたれた。これは「夏の大会」よりも規模が小さかったようであるが、全国の比丘たちが続々と釈尊の教えを受けに集まるといえるのは同じである。少なくともこれは**3月15日頃まで続いた**であろう。

⑥そして全国の比丘たちはそれぞれの場所で雨安居を過ごす準備をするために帰って行った。こうして翌年の4月16日から再び雨安居が始まるわけである。

だいたいこれが釈尊と仏弟子たちの1年間のスケジュールであって、上記のように1年を3期に区切ると著しくバランスを欠けるように見えるが、雨安居後の諸行事と遊行期間が「雨安居後」に含まれると考えると、「雨安居前」と「雨安居後」の期間はそれほどアンバランスではないということになる。

このように釈尊の行動はサンガの行事にかなり制約されていたから、けっして自由自在にインド全土を飛び回っておられたのではない。また釈尊が足を踏み入れられた土地はガンジス河の中流域を範囲とする仏教中国を外れることはなかった⁽⁶⁾。全国の比丘比丘尼たちが釈尊のところに集まるためには、釈尊は辺境の地で雨安居を過ごすことはできなかったのである。

(1) 「モノグラフ」第1号(1999年7月)に掲載した【論文3】「釈尊の出家・成道・入滅年齢と誕生・出家・成道・入滅の月・日」(森章司)参照

(2) 旧暦では前安居が4月16日から7月15日までの3ヵ月、後安居が5月16日から8月15日までの3ヵ月であり、釈尊や仏弟子たちは前安居と後安居を併せて過ごすのが通常であったと考えて「雨安居中」は4月16日から8月15日までとしてある。

(3) 【論文14】「『釈尊のサンガ』論」(「モノグラフ第13号」2008年3月)p.054参照

(4) 衣時とは4ヵ月にわたる雨期の最後の1ヵ月。古代中国暦でいうと7月16日から8月15日に当たる。すなわち自恣の翌日からの1ヵ月間をいう。

- (5) 【論文 24】「迦絺那衣 (*Kaṭhina*) の研究」(「モノグラフ」第 17 号 2012 年 5 月) 参照
- (6) 【論文 26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」(「モノグラフ」第 20 号 2015 年 11 月) p.309 参照

[7] 凡例

この一連の説時推定研究ノートに共通する覚え書きを凡例としてまとめておく。

- (1) 本稿で使用したパーリ・テキストは PTS 版、漢訳テキストは大正新脩大蔵経版である。また随時「南伝大蔵経」と「国訳一切経」を利用させていただいたので、その巻・ページも記入しておいた。また DN. と MN. については片山一良氏訳の「パーリ仏典」(大蔵出版刊 1997 年 7 月～) も参照にさせていただいたが、それはその都度記入させていただいた。
- (2) パーリの経名や律の章節名にはパーリ名の後に括弧 () をして、「南伝大蔵経」が用いている漢語名を記入した。
- (3) 漢訳単行経には経名とともに訳者名を記した。ただし時代は省略した。
- (4) 本稿中では「律蔵」データも便宜的に「経」と呼んでいる。
- (5) 本稿で取り上げた経と律には、原則としてそのすべてにその概要を記した。この中に記述されている事項が説時推定の根拠となるからであり、またこれを「釈尊の生涯にそって配列した事績別原始仏教聖典総覧」に利用せんがためである。
- (6) 経の概要の紹介に際しては対応関係にある文献の間には行間を空けず、対応関係にない文献の間には行間を空けた。
- (7) 筆者の地の文章中では対応関係にある文献を示す場合は＝で結んだ。
- (8) 概要文の地名や登場人物名には下記のような印をつけた。
 - ① 仏在処の部分には実線の下線を施した。仏在処が記されていないものは概要の冒頭に「**仏在処不記載**」と記した。
 - ② 仏弟子の在処や経中に出る地名には破線による下線を施した。
 - ③ 登場人物や話題として挙げられる人名には掲げられる最初のみを**太字**とした。ただし釈尊は原則としてすべての経に登場するからこのような処置をしていない。ただし経中に釈尊が登場しない場合もあるので、このような経には概要の冒頭に「**釈尊は登場しない**」と記した。「比丘らよ」呼びかけるのは釈尊のみであるから、経中でこのような呼びかけがあつて説法が始まるのものは、状況証拠的には釈尊が登場するものと解釈されうるが、このような場合も「釈尊は登場しない」とした。
 - ④ 人物名や地名はすべて当該文献が用いている語を記した。パーリ聖典はパーリ語のカタカナ表記(原則として括弧の中に原語を記した)、漢訳聖典は当該文献に用いられている漢訳語である。ただし「サーヴァッティ (*Sāvatthi*) のジェータヴァナ・アナータピンディカッサ・アーラーマ (*Jetavana Anāthapiṇḍikassa ārāma*) 」や「ラージャガハ (*Rājagahā*) のヴェールヴァナ・カランダカニヴァーバ (*Veḷuvana Kalandakanivāpa*) 」 「マハーヴァナのクーターガーラサーラー (*Mahāvana Kūṭāgārasālā*) 」などはそのすべてをカタカナ表記にすると長くなる

ので、このような場合は例外措置として「舎衛城の祇樹給孤独園」「王舎城の迦蘭陀竹園」「大林重閣講堂」という漢訳語を用いた。

⑤論考上で注意していただきたい概要の記述部分には破線による下線を施した。

⑥文献においては釈尊を表わす用語は、例えばパーリ聖典は原則として‘Bhagavā’、漢訳聖典では「仏」「世尊」などであるが、ここではすべて「世尊」に統一した。ただし著者の記述する地の文章中においては「釈尊」を用いた。

⑦概要中の登場人物のセリフの部分には「」で括った。なお頭の中で考えたことを‘ ’で括った場合もある。

(8)それぞれの節によって視点や論点が異なることがあり、この視点・論点によって概要の形態も異なってくることがあるので、すべての概要の内容が統一されているわけではない。諒とされたい。

(9)なお説時を推定する際に「当該経」あるいは「同時経」ということばを用いる場合がある。われわれは「年表」を編集することを最終目的の1つとしていることは前述のとおりであるが、「当該経」というのはこの年表に記載する事項を記している経のことであり、「同時経」というのは年表に記載するほどの大きな事績ではないけれども説時としては「当該経」と同時期に説かれた経という意味である。

以上のような方針の元に、いよいよ説時の推定作業に入る。

[8] なお遺憾ではあるが、この一連の論稿において推定した「説時」「事績」は最終結論ではないとしなければならない。釈尊の動きはもちろん、仏弟子の動きにも目を配る努力はしているが、いまだ「年表」や「総覧」ができていない段階であるので、全体を俯瞰して不合理はないかという検証はできていない。したがってこの検証作業ができるようになった段階で今の結論を修正せざるをえないことが出てくる場合があるものと考えられる。予めご理解をいただきたい。

[001] DN.001 *Brahmajāla-s.* (梵網経 vol. I p.001、南伝 06 p.001)

『長阿含』021「梵動経」(大正 01 p.088 中、国訳 07 p.303)

支謙訳『梵網六十二見経』(大正 01 p.264 上)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.001 *Brahmajāla-s.* (梵網経)

: あるとき世尊は 500 人の大比丘サンガとともに王舎城からナーランダーに至る道の中間におられ (antarā ca Rājagaham antarā ca Nālandam addhāna-magga-paṭipanno hoti)、アンバラッティカー園にある国王の休憩堂 (Ambalatthikā rājāgāraka) において一夜を過ごされた。そのときスッピーヤという遊行者 (Suppiya paribbājaka) とその内住弟子 (antevāsin) のブラフマダッタ青年 (Brahmadatta māṇava) も同じ道を歩んでいて、道中、スッピーヤは三宝を罵り、ブラフマダッタはこれを讃えていたが、彼らも釈尊らの一行と同宿した。夜明けに (eka-ratti-vāsam) 円屋に (maṇḍala-māle) 集まった比丘たちはこの師弟のことを話題にしていた。

それを知られた世尊はそこに至り、批難する者に対しては敵意を抱かずに、事実でない (abhūta) ものは事実でないとはっきり説明すべきであり、称赞する者に対しては喜ばずに、事実 (bhūta) であるものは事実であると認めるべきであるとし、凡夫が如来を称赞して語りえるのは、ごく些細な、ごく身近な戒だけについて (appamatthakam oramatthakam sīlamattakam) であるとして、小・中・大の戒 (sīla) を説かれた。

小戒 (cūla-sīla) とは、殺生せず、不与取を離れ、梵行を修し、妄語を離れ、両舌を離れ、悪口を離れ、綺語を離れ、樹木を伐採することを離れ、1 食し、歌舞音曲を見ることを離れ、……などである。

中戒 (majjhima-sīla) とは、種子を採り樹木を伐採することを離れ、貯蔵を享樂することを離れ、娯楽物を見ることを離れ、賭博を離れ、高床大床を使うことを離れ、粉飾を離れ、無益徒勞の話を離れ、諍論を離れ、使者仲介をなすを離れ、諂言を離れる、などである。

大戒 (mahā-sīla) とは、占相、珠相、王論、星占い、天気占い、人生占い、呪などによって生活する無益な明を離れる、などである。

そして如来をあるがままに (yathābuccam) 正しく称赞できるのは、如来が自らよく知り悟って説くものによってである (tathāgato sayam abhiññā sacchkatvā pavedeti) として、ある沙門・バラモンたちが説く過去に関する 4 種の「常住論 (sassata-vāda)」、4 種の「一分常住一分無常論 (ekacca sassata ekacca asassata)」、4 種の「辺無辺論 (antānantika)」、4 種の「詭弁論 (amarā-vikkhepika)」、2 種の「無因論 (adhiccasamuppannika)」と、未来に関する 16 種の「有想論 (uddham-āghātanika-saññivāda)」、8 種の「無想論 (uddham-āghātanika-asaññivāda)」、8 種の「非有想非無想論 (uddham-āghātanika-nevasaññī-nāsaññī-vāda)」、7 種の「断滅論 (ucceda-vāda)」、5 種の「現在涅槃論

(*ditṭhadhamma-nibbāna-vāda*)」の合計 62 種の妄説 (*adhivuttipadā*) を紹介され、これらは偏見であって生老病死の範疇にあるものであり、六触処に縁って受・愛・取・有・生・老死が生じることをあるがままに知れば解脱する、これこそが賢者のみ解する法であるが、しかしこれは見難く覚り難いので人々はこれを称賛しえない、と説かれた。

この説法を聞いてアナンダは質問した。「尊者よ (*bhante*)、この法門 (*dhamma-pariyāya*) はどのように呼ばれるべきでしょうか」と。世尊は、「意義の網 (*attha-jāla*)」「法の網 (*dhamma-jāla*)」「梵の網 (*brahma-jāla*)」「見解の網 (*ditṭhi-jāla*)」「最上の戦勝 (*saṃgāma-vijaya*)」として憶持しなさい、といわれた。比丘たちは歓喜して信受した (*attamāne te bhikkhū Bhagavato bhāsitaṃ abhinandun*)。そしてこの授記が説かれたとき (*veyyākaraṇasmiṃ bhañṇamane*)、十千の世界が震動した (*daśa-sahassī loka-dhātu akampittha*)。

『長阿含』021「梵動経」：あるとき世尊は大比丘衆 1,250 人と共に摩竭国を遊行され、竹林の王堂上に住された。そのとき梵志善念は三宝を誹謗し、その弟子梵摩達は三宝を讃嘆し、論争しながら後に随っていた。そこで比丘らは乞食の後、講堂に集まって 2 人のことを話しあった。

その時世尊は天耳淨によってこれを知られ、講堂に行かれて、もし三宝を誹謗する者があったとしても忿結の心を抱いてはならない、もし三宝を讃嘆する者があったとしても歓喜してはならない、なぜなら讃嘆するとしても凡夫は小縁、威儀、戒行のみであって深義には達していないからである、と説かれた。そして殺を捨て……、飲酒を捨離し……、儲積を求めて衣服飲食に厭足なきがごとき事なく……というのは持戒の小小因縁であると解説され、諸々の沙門婆羅門が本劫本見、末劫末見に説くところはすべて 62 見（詳細は省略する）のなかに含まれる、しかし六触の集・滅・味・患・出要を如実に知ればこれが最勝であって諸々の見を超えている、これを知れば生死を尽す、と説かれた。このとき大千世界は三返に六種に震動した。

阿難が問うた、「この法は何と名づくべきですか」と。世尊は「義動」「法動」「見動」「魔動」「梵動」として奉持せよと説かれた。阿難は仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

支謙訳『梵網六十二見経』：ある時世尊は俱留国を 1,250 人の大比丘衆とともに遊行され舍衛国の祇樹給孤独園に至られた。そのとき異道人須卑は三宝を誹謗し、その弟子梵摩達は三宝を讃嘆しながら仏の比丘サンガの後に随っていた。比丘らは迦梨羅講堂 (*Kareriṃḍalamāla*) に集まって、2 人のことを話しあった。

世尊は講堂に行かれ、もし三宝を謗する者があったとしても瞋恚してはならない、もし三宝を讃嘆する者があったとしても喜んではならない、彼らは少智者であって誠有っても多聞ならざる者であり、不殺生……、不飲酒……、穀食を蓄えない……などの誠あるを褒めるだけのことである、当来劫中のすべての諸見は 62 見に収まり、生死の範疇にあるものであって、仏はこれら諸々の著を断じている、と説かれた。この時三千大千世界が六反に震動した。

那耶和留比丘が「この経を何と名づけるべきでしょうか」と問うと、世尊は「拘

樓秦仏はこの経を説いた時には法網と名づけ、迦葉仏がこの経を説いた時には見網と名づけたが、今自分はこの経を梵網と名づける」と説かれた。諸比丘は皆歡喜して前んで仏に作礼して去った。

[2] これらの経の仏在処は、

DN.001 *Brahmajāla-s.* : 王舎城からナーランダールに至る道の中間のアンバラッティカーの国王の休憩堂

『長阿含』021「梵動經」：摩竭国の竹林の王堂（講堂）

『梵網六十二見經』：俱留国から舍衛国に至って祇樹給孤独園の迦梨羅講堂

であり、登場人物は、

DN.001 *Brahmajāla-s.* : 遊行者のスッピーヤとその内住弟子ブラフマダッタ青年、長老アーナンダ

『長阿含』021「梵動經」：梵志の善念とその弟子である梵摩達、阿難

『梵網六十二見經』：異道人の須卑とその弟子である梵達摩納、那耶和留比丘

である。

[3] まず登場人物から検討する。

なお本項ではパ・漢に対応する経を扱い、さらにこれらに対応する漢訳やサンスクリットの単行経も扱うことが多い。しかしその内容が対応するとはいえその経名がいつの場合もまったく同一であるということはない。そこで本節では1つ1つの文献（テキスト）をいう場合にはDN.001とか『長阿含』021などと示すが、これらをひっくるめて呼ぶ場合には、「梵網經」と表わすことにしたい。なお漢訳の場合は個別の文献名を示すときには二重括弧の『』を用いる。以下の節も同様である。

ところで本経の登場人物であるが、アーナンダは別格であってたくさんの経に登場し、ほぼ出づっぱりといっても過言ではないが、スッピーヤなる遊行者もその内住弟子のブラフマダッタ青年もこの経以外には登場しない。また『梵網六十二見經』のみはアーナンダの役割を果たす役を那耶和留比丘とするが、この人物もここにしか登場せず身元不詳である。

したがって登場人物から推定するかぎりこの経の説時は、この経の名を尋ねる比丘をアーナンダと理解するとすれば、釈尊54歳＝成道20年の雨安居後にアーナンダが「釈尊のサンガ」の秘書室長として選任された以後の経とするしかない。なおここにいう釈尊の年齢は出胎を誕生日とする満年齢を用いている。また本稿では雨安居後を4月16日から8月15日までの4ヵ月と考えている。雨安居には前安居（4/16～7/15）と後安居（5/16～8/15）の2つがあり、本稿はこれらを併せて雨安居と考えているわけである⁽¹⁾。

(1) 「モノグラフ」第17号に掲載した森 章司【論文24】「羯絺那衣 (*kaṭhina*) の研究」p.187以降を参照されたい。

[4] 次に仏在処を検討する。

仏在処については、『梵網六十二見經』は舍衛城の祇樹給孤独園の迦梨羅講堂とするから他の2経とは大きく異なる。「迦梨羅講堂」⁽¹⁾は‘*Kareri-maṇḍalamāla*’あるいは

‘Kareri-kuṭikā’の訳語で、祇樹給孤独園のなかにあった建造物の1つである。しかしDN.001はアンバラッティカーの国王の休憩堂、『長阿含』021は摩竭国の竹林の王堂とし共通するから、仏在処についてもこちらの方を採用すべきであろう。

(1) ちなみに漢訳の原始仏教聖典の中で迦梨羅講堂という名はここにしか現われない。

[4-1] アンバラッティカー園にある国王の休憩堂は「涅槃経」の1舞台でもある。DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃経)は王舎城の靈鷲山において不退法を説かれた釈尊がそのあと遊行に出られ、最初に暫時滞在されたと言われるのがこの場所である。そしてそののちナーランダーに向かわれたとされる⁽¹⁾。またサンスクリットの *Mahāparinirvāṇa-sūtra* はこれに相当する場所を「パータリ村と王舎城の中間にある竹園 (Veṇuṣaṭṭikā) の王の別荘 (rājagārika)」⁽²⁾としている。‘Veṇuṣaṭṭikā’は「竹の杖(棒)」という意味であるから、まさしくこれは「竹林の王堂」に相当する。『長阿含』002「遊行経」⁽³⁾は「竹園の堂」とし、失訳『般泥洹経』⁽⁴⁾は「王舎城から巴連弗邑に至る半道にある王園」とするが、これらもアンバラッティカー園にある国王の休憩堂と齟齬しない。このようにこの経の仏在処は「涅槃経」の靈鷲山に続く舞台と同一の場所であるといえることができる。

もっとも白法祖訳『仏般泥洹経』、法顕訳『大般涅槃経』、『根本有部律・雑事』にはこの部分の記述はない。

(1) vol. II p.081、南伝 07 p.040

(2) Ernst Waldschmidt 臨川書店 (1986年6月) p.134、中村元『遊行経』上 (大蔵出版社 上巻：昭和59年9月、下巻：昭和60年2月) p.140。以下サンスクリット「涅槃経」についてはこれを利用させていただく。

(3) 大正 01 p.012 上、国訳 07 p.058

(4) 大正 01 p.177 中

[4-2] それでは「涅槃経」ではこのアンバラッティカーにおいて釈尊は何を説かれたのであろうか。

DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.081、南伝 07 p.040)：世尊はアンバラッティカーの王の別荘に至り、そこで比丘らに、「これは戒 (sīla) であり、定 (samādhi) であり、慧 (paññā) である。戒と共に修せられる定は果も利益も大であり、定と共に修せられる慧は果も利益も大であり、慧と共に修せられる心は諸々の漏より解脱する」と説かれた。

Mahāparinirvāṇasūtra (p.134、中村・上 p.140)：世尊はパータリ村と王舎城の中間にある竹園の王の別荘に住され、「四諦を知らないが故に私もあなたたちも (mayā yuṣmābhiḥ) この世界を輪廻流転してきた。しかし四諦が覺られ、通達されたが故に生は尽き、再び生存を受けることはない」と説かれた。

『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.012 上、国訳 07 p.058)：世尊は羅閱祇国から竹園の堂上に至られ、戒・定・慧を説かれ、戒を修して定を得れば大果報を得、定を修して智を得れば大果報を得、智を修して心浄なるを得れば等解脱を得、生死が尽き後有を受けないと説かれた。

失訳『般泥洹経』(大正 01 p.177 中)：世尊は王舎城から巴連弗邑に至る半道にある王園に至られ、比丘らに四諦を知れば生死を尽す、そのために専心に仏の経法を受け、愛欲を棄てて、世と諍わず、殺盗婬行をなさず、欺誑佞飾惡罵せず、嫉妬貪饕不信な

らず、非常苦空非身を念じ、形中の臭穢不浄を覩じ、身に食せず当に帰すべき土を知るなどの八行を得るべきである、心浄なれば道を得、心端なれば五戒を犯さず上天を得る、と説かれた。

としている。

DN.016 と『長阿含』002 は戒定慧の三学が説かれたとし、Skt. は四諦の教えが説かれたとする。『失訳』はその折衷タイプとすることができる。

[4-3] しかしここだけに止まらず、「涅槃経」における釈尊の説法のテーマの1つは戒定慧の三学にあったようで、釈尊は王舎城から入滅地のクシナーラーに至るまでの各地を遊行されたが、特にその前半部においてはその各所で三学を説かれたことになっている。これを表にしてみると次のようになる。テキストによって釈尊の遊行された地名が異なるので「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート9】「『涅槃経』の遊行ルート——特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について」で作った表を利用し、聖戒・聖定・聖慧・聖解脱の四深法(四種法)も含めて三学が説かれている場所(アンバパーリーなど個人に説かれたものは含まない)は太字とし、四諦が説かれている場所は斜体とした。普通体はこれらが説かれない場所である。Pāvā に続く場所は省略した。

順	パーリ	サンスクリット	失 訳	白法祖	遊 行	法 顕	雑 事
1	Gijjhakūṭa ⁽¹⁾	Gṛdhra-kūṭa	鷄山	王舎国鷄山	耆闍崛山		鷲峯山
2	Ambalaṭṭhika Rājagārika	<i>Rājagārika</i>	王園		竹園の堂		
3	Nālandā						
4	Pāṭaligāma	Pāṭaligrāma	巴連弗城外	巴隣聚	巴陵弗城		波吒離邑
5	Gotamadvāra	Gautamadvāra	瞿曇門	仏城門	瞿曇門		喬答摩門
6	Gotama tittha	Gautamatīrtha	瞿曇津	仏溪	瞿曇津		喬答摩路
7	Koṭigāma ⁽²⁾	Kuṭigrāma ⁽⁵⁾	拘利邑	拘隣聚	拘利村 ⁽⁸⁾		小舎村 ⁽¹¹⁾
8	Nādikā ⁽³⁾	Nādikā	喜予邑	喜予国	那陀村		販葦聚落
9	Ambapālī-vana ⁽⁴⁾	Āmrāpālīvāna	奈子園	棕園	菴婆婆梨園		菴沒羅林
10	Beluva-gāma	Veṇugrāma	竹芳邑	竹芳聚	竹林叢		竹林
11	Cāpāla cetiya	Cāpāla caitya	急疾神地	急疾神樹	遮波羅塔		取弓制底
12	Kuṭāgālasālā	Upasthāna-sālā	獼猴館	維耶梨国	重閣講堂	重閣講堂	取弓制底
13	Vesālī の眺め	Vaiśālī の眺め	維耶国の眺め	維耶離の眺め		毘耶離の眺め	毘耶離の眺め
		Kuṭhagrāma ⁽⁶⁾	拘利邑	拘隣聚			
14	Bhaṇḍagāma	Gaṇḍagrāma	健持邑	健梨聚	健茶村	乾茶村 ⁽⁹⁾	重患村 ⁽¹²⁾
		Dronagrāma					
		Śūrpagrāma					

15	Hatthigāma	Hastigrāmaka	授手邑	授手聚	婆梨婆村	象村	十余聚落
16	Ambagāma	Āmragrāmaka	掩滿邑	掩滿聚	菴婆羅村	菴婆羅村	
17	Jambugāma	Jambugrāmaka		金聚?	瞻婆村	閻浮村	
			華氏邑	華氏聚			
			善淨邑	喜予聚?			
18	Bhoganagara	Bhoganagaraka (7)	夫延邑	夫延城	負弥城	善伽城 (10)	受用城
						鳩娑村	
19	Pāvā	Pāpāgrāmaka	波旬国	波旬国	波婆城	波波城	波波邑

この表から知られるように『涅槃經』はその前半部において、その中でも特にパーリの『涅槃經』は戒と定と慧の三学が釈尊の説法の重要なテーマになっていたことがわかる。

- (1) vol. II p.081、南伝 07 p.040
- (2) vol. II p.091、南伝 07 p.055
- (3) vol. II p.094、南伝 07 p.059
- (4) vol. II p.098、南伝 07 p.065
- (5) p.160、中村・上 p.198
- (6) p.228、中村・上 p.366
- (7) p.230、中村・上 p.371
- (8) 大正 01 p.013 上、国訳 07 p.061
- (9) 大正 01 p.195 中
- (10) 大正 01 p.195 中
- (11) 大正 24 p.385 中、国訳 26 p.301
- (12) 大正 24 p.389 上、国訳 26 p.313

[4-4] そこで思い起こされるのが本節の考察対象の「梵網經」である。この經の主題はいうまでもなく「62 見」であるが、その前半部分の主題は『長阿含』や「梵網六十二見經」を含めて「戒」が主題になっていることは疑いようがない。

それはパーリの *DN.* の最初の 13 經が ‘*Sīlakkhandha-vagga*’ (戒蘊) という名で括られていることからもうなづける。おそらくこの名称はこの冒頭の第 1 經 *Brahmajāla-s.* が戒を主題とする經であるという認識があったからである。パーリの「經藏」や「律藏」には部類を示す名称がつけられているが、その部類に含まれるすべての經がその名称に相応する場合もあるが、そうではない場合もあり、その場合はその最初の經の内容にしたがって名称がつけられるのが常である。もっともパーリではこの「戒蘊」に含まれる第 1 經から第 13 經までのすべての經に小戒・中戒・大戒が説かれているが⁽¹⁾、対応する漢訳『長阿含』では戒が詳しく言及されることはない。おそらくパーリの *Dīgha-nikāya* には独自の編集意図があったのであろう。

このように本項の主題である「梵網經」は「戒」を主題とする經であるという認識があった。そして「涅槃經」の主要なテーマの 1 つも「戒」であった。筆者は「涅槃經」の全体のテーマ自体が「サンガへの釈尊の遺言」であると考えている⁽²⁾ が、サンガ運営に関する遺

言というのは戒律がその主要なテーマであったということである。釈尊の最晩年の願いは、自分なき後のサンガが未長く正法を伝え続けてくれるということであったのであろう。霊鷲山において説法された不退法はまさしくこれを象徴している。

なぜこのようなことをくださしく記したかといえば、「梵網経」の仏在処と「涅槃経」の説処が重なる上に、「梵網経」のプロローグは明らかに「戒」がテーマになっているが、「涅槃経」の該当部分も、また全体を通して「三学」が主要なテーマであり、戒はこの重要な要素であるから、経のテーマも重なる部分があるからである。端的に言えば「梵網経」と「涅槃経」は同じシチュエーションのもとに説かれているのではないかと推測されるということである。

(1) PTS テキストでは ‘…… pe ……’ として省略されている。

(2) 「サンガへの遺言の書としての『涅槃経』と結集」（『奥田聖応先生頌寿記念インド学仏教学論集』2014年3月 佼成出版社）参照

[5] ところでパーリの『涅槃経』では、アンバラッティカーの王の休憩堂を出発された釈尊はこの次にナーランダーのパーヴァーリカのアンバ林に (*Nālandāyaṃ Pāvārikambavane*) 宿泊されたとする⁽¹⁾。ただしこれはパーリの『涅槃経』だけに見られる特異な伝承である。

(1) vol.II p.081、南伝07 p.041

[5-1] ところでもっと不思議なことには、ここには釈尊よりも先に亡くなっていたはずの（われわれは釈尊の77歳の雨期中のことであったと考えている）サーリプッタが登場する⁽¹⁾。そしてサーリプッタは釈尊と次のような対話をしたことになっている。

サーリプッタは世尊に向かって、「世尊よ、私は世尊をこのように信じています。沙門であれバラモンであれ、勝れた悟りについて世尊よりもよく証知された方は、他に現われなかったし未来にも現われないであろうし今もない」（*na cāhu na ca bhavissati na c’ etarahi vijjati añño*）と言った⁽²⁾。

世尊は、「サーリプッタよ、あなたはそのような的確にして大胆なことを獅子吼しましたが、あなたは過去の長い間に現われたすべての世尊について、『かの世尊たちにはこのような戒 (*sīla*) があった、このような法 (*dhammā*)、このような慧 (*paññā*)、このような住 (*vihāri*)、このような解脱 (*vimuttā*) があった』と知っているのですか」と質問された。

「そのようなことはありません」とサーリプッタは答えた。

世尊はさらに、「未来に現われるであろう世尊たちも、現在阿羅漢であり正覚者である私についても、同じようであることを知っているのですか」と質問された。

「そうではありません」とサーリプッタは答えた。

そこで世尊は、「とするならばサーリプッタよ、過去・未来・現在の阿羅漢であり、正覚者である者に対する他心智がないということになります。それなのにどうしてあのような獅子吼をしたのですか」と質問された。

サーリプッタは、「私には他心智はありませんが、法の推理 (*dhammanvaya*) があり、過去・未来・現在の正覚者は最上の正しい勝れた悟りを完成されたことを知ったの

です」と答えた。

そこで世尊は、「これは戒である、これは定である、これは慧であると説かれ、戒とともに修された定、定とともに修された慧はその果報は大にして功德も大であるが、慧とともに修された心は諸漏より解脱する」と説かれた。

と。

有り体にいえば釈尊はサーリプッタの「知ったかぶり」を咎められたとも解釈できる。

- (1) パーリのアッタカターはこれを正当化するために釈尊の最晩年の事績を奇妙なものにモディファイしている。岩井昌悟「舍利弗の入滅をめぐる諸伝承について」（『印度学仏教学研究』54巻1号 2005.12.20）参照

- (2) これは釈尊と同等ならば、過去と未来にはいたという趣旨である。DN.028 参照。

[5-2] このことも「梵網経」と通じるものがある。「梵網経」において「戒」が説かれるのは、凡夫が如来を称賛して語りうるのは、ごく些細な、ごく身近な、単なる戒についてであるという趣旨であり、パーリの『涅槃経』はサーリプッタが如来を称賛したのに対し、「仏の境涯は仏にしか知りえない」から「あまり大言壮語しない方がよい」というシチュエーションであるとすれば、凡夫と阿羅漢であるサーリプッタとは大きな懸隔があるとしても、「仏の境涯は仏にしか知りえない」という趣旨は一致していると認めることができる。そしてパーリの『涅槃経』では、正覚者の根底には戒・定・慧の三学があるとされている。

[5-3] このように考えるとパーリ聖典の編集者は、釈尊は王舎城からアンバラッティカー園の国王の休憩堂に赴かれ、そこで比丘らに「凡夫が如来を称賛して語りうるのは、ごく些細な、ごく身近な、戒だけについてである」ということに関連して62見を説かれ、次に赴かれたナーランダーのパーヴァーリカアンバ林ではサーリプッタに「仏の境涯は仏にしか知りえない」と説かれたという認識を持っていたのであるが、62見については独立して「梵網経」として編集されたので、『涅槃経』のストーリーからはこの部分が抜き取られて、型通りの三学の説法しか残されなくなったと理解される。

もっともナーランダーのパーヴァーリカアンバ林でのサーリプッタとの問答はパーリにしか見いだされない特異な伝承であり、これが史実であったかどうかは別問題である⁽¹⁾。しかしこの伝承から「梵網経」に描かれる事績は「涅槃経」ストーリーの中の一環にあるものであって、釈尊の最晩年の事績であるとする傍証にはなるであろう。

- (1) サーリプッタが『涅槃経』に登場する異常さやパーリにしか見いだされないという特殊性から見ると、Skt.や漢訳の伝承の方が正しいように思われる。またアンバラッティカー (Ambalaṭṭhikā) とパーヴァーリカアンバ林 (Pāvārikambavana) は紛らわしい地名であり、ここにもこれを解決する1つの鍵が隠されているかもしれない。

[6] 以上のように状況的証拠からすれば、「梵網経」の説時は「涅槃経」に説かれる釈尊の最後の遊行時と重なることになるが、これを証明するもう1つの証拠がある。それはDN.001と『長阿含』021と『六十二見経』がともに、世尊がこの経を説かれたとき「十千の世界が震動した」「大千世界は三返に六種に震動した」「三千大千世界が六反に震動した」とすることである。

[6-1] これも「涅槃経」の説くところであるが、このような地震が起こる因縁には8つがあるとされる。パーリのいうところを中心にまとめると次の8つである。

- ①大地は水の上に立ち、水は風の上に立っている。大風が吹くと水が動き、大地が動く。
- ②神通力のある沙門、婆羅門、天神が地想少なく、無量の水想を修すとき大地が動く。
- ③菩薩が兜率天から母胎に入るとき大地が動く。
- ④菩薩が母体から出るとき大地が動く。
- ⑤如来が無上正等覚を証するとき大地が動く。
- ⑥如来が無上の法輪を転じる (*anuttaraṃ dhamma-cakkaṃ pavatteti*) ととき大地が動く。
- ⑦如来が寿命行を捨てる (*āyu-saṅkhāraṃ ossajjati*) ととき大地が動く。
- ⑧如来が無余依涅槃界に般涅槃する (*aupādisēya nibbāna-dahātuyā parinibbāyati*) ととき大地が動く⁽¹⁾。

いうまでもなく「涅槃經」に記される大地振動は第7と第8のケースである。

- (1) *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃經 vol. II p.107、南伝 07 p.077)、*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.212、中村『遊行經』上 p.326)、『長阿含』002「遊行經」(大正 01 p.015 下、国訳 07 p.071)、白法祖訳『仏般泥洹經』(大正 01 p.165 上)、失訳『般泥洹經』(大正 01 p.180 下)、法顯訳『大般涅槃經』(大正 01 p.191 下)、『根本有部律・雜事』(大正 24 p.388 上、国訳 26 p.310)、*AN.008-007-070* (vol. IV p.308、南伝 21 p.254)。

8 因縁の外にも 3 因縁、あるいは 4 因縁が説かれる。これはボーガ城＝夫延邑＝夫延城＝受用城＝日地で語られたものである。しかし 8 つ以外の因縁はない。*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.230、中村『遊行經』上 p.372)、失訳『般泥洹經』(大正 01 p.182 上)、白法祖訳『仏般泥洹經』(大正 01 p.166 中)、『根本有部律・雜事』(大正 24 p.389 上、国訳 26 p.313)、『中阿含』036「地動經」(大正 01 p.477 中、国訳 04 p.179)

[6-2] ところで「梵網經」が説かれたとき、大地が揺れ動いたというのは上記のうちのどれに相当するのであろうか。第6の「如来が無上の法輪を転じる」に相当しそうでもあるが、これは

Mahāparinirvāṇasūtra (p.202、中村『遊行經』上 p.326)：如来が三転十二行相の法輪を転ぜられる。

失訳『般泥洹經』(大正 01 p.180 中)：初大会のとき法輪を三転する。

『長阿含』002「遊行經」(大正 01 p.015 下)(12/20) 国訳 07 p.069)：仏が初めて成道して無上の法輪を転じる。

法顯訳『大般涅槃經』(大正 01 p.191 下)：如来が成道して始めて法輪を転じる。

『根本有部律・雜事』(大正 24 p.388 上)：如来が三転法輪する。

とされるから、これは初転法輪のことを意味する。*Milindapañha*⁽¹⁾ には 8 因縁の外に地震が起きる因縁はない、とされている。

したがって仏が「梵網經」という法輪を説いたから大地が揺れたのではないとしないといけない。

- (1) p.113 南伝 59 上 p.251

[6-3] ちなみに初転法輪以外にも法を説かれたとき地震が生じたという記述がないかと調べてみると、次のようなものが見いだされる。

AN.003-013-123 (vol. I p.276、南伝 17 p.455) : あるとき釈尊はヴェーサーリーのゴータマカ塔廟 (Gotamaka-ceti-ya) に住された。そこで釈尊は比丘たちに「私は証知して法を教示し、因縁のある法を教示し、神変のある法を教示する」などと説かれた。比丘たちが歓喜し、この解説が説かれているときに、一千世界が震動した。

『中阿含』201『唎帝経』(大正 01 p.769 下、国訳 06 p.283) : 世尊が舍衛国の勝林給孤独園において世尊が唎帝比丘鵝和哆子にこの法(「唎帝経」)を説かれた時この三千大千世界が三反に震動した。

『増一阿含』序品(大正 02 p.552 中、国訳 08 p.027) : 阿難が三歳を讃嘆する偈を説いたとき、天地は六返に震動した。

また B 文献であるが、

Mahāniddeśa (p.272、南伝 43 p.028) : 世尊が「忿と妄語と疑惑は快・不快があるときに生じる。疑惑ある者は沙門の説いた道を学べ」という趣旨の *Suttanipāta* 第 868 偈を説かれたとき十千の世界が震動した (*dasasahassī lokadhātu akampittha*) 。

とする。

最初の AN.003-013-123 は仏在処こそゴータマカ塔廟になっているが、釈尊が捨寿行をされたとされるチャーパーラ塔廟とともに記される場所であるから、「涅槃経」の世界の中にあるものであると考えてよいであろうし、他のものは特殊な伝承とすべきであろう。

したがって「梵網経」に大地が揺れ動いたとするのも、聖典の編集者は「涅槃経」の文脈の中でイメージしていたと理解される。

[6-4] ところで『六十二見経』は世尊が 62 見を説かれたのち最後に比丘らに、「仏身は諸々の著を断じた。常に住を厥(つく)している時には天や人々は見ることができるけれども、仏が般泥洹した後はよく見ることはできない」と説かれたとされている。この原文は「仏身皆断諸著。常在厥住。諸天及人民悉見。仏般泥洹後不能見也」という文章であるが、この経はまさしく釈尊が入滅されようとしている時をイメージしていたと考えてもそれほど牽強付会でもないであろう。

[7] 以上のように、「梵網経」は「涅槃経」に描かれる釈尊最後の遊行において、王舎城から次にアンバラッティカー園にある国王の休憩堂に至られたときを説時とすると考えてよいであろう。とするならばわれわれの釈尊の年代記の理解に基づけば、釈尊が入滅される前年の**釈尊 78 歳＝成道 44 年の王舎城での雨安居後**ということになる。なお本稿にいう釈尊年齢は、前述したように出胎を誕生日とする満年齢であって、釈尊は満 80 歳の誕生日の日に入滅されたと考えたうえでのものである。またわれわれは釈尊は最後の雨安居をヴェーサーリー近郊の竹林村で過ごされたが、その前年の雨安居は王舎城で過ごされたと考えている。

[8] ところで「アンバラッティカー」の地名が出る経には他に 2 経がある。

[8-1] 1 つは、MN.061 *Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅菴婆葉林経) ⁽¹⁾ であって、この仏在処は王舎城・迦蘭陀竹園であるが、そのときラーフラ(羅睺羅)がアンバラッティカーにいて、夕方、世尊が彼のもとを訪れたことになっている。しかしこの相応経

である『中阿含』014「羅云經」⁽²⁾の仏在処は王舎城の迦蘭陀竹園であるから同じであるが、羅睺羅は王舎城の温泉林にいて釈尊は王舎城での乞食を終えた後にそこに訪ねられたことになっている。

したがってこの両者にはラーフラの住処に違いがあるが、MN.061 *Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.*によるとすれば「梵網經」や「涅槃經」のほかにも釈尊はアンバラッティカーに行かれたことになる。しかし MN.061 は「梵網經」や「涅槃經」とはまったくシチュエーションが異なるから、「梵網經」や「涅槃經」の説時とは異なると判断せざるをえない。

(1) vol. I p.414、南伝 10 p.204

(2) 大正 01 p.436 上、国訳 04 p.054

[8-2] もう1つは次の経である。これらは仏在処について次のようにいう。

DN.005 *Kūṭadanta-s.* (究羅檀頭經 vol. I p.127、南伝 06 p.189 : あるとき世尊は500人の比丘らと共にマガダ国を遊行し、カーヌマタという婆羅門村 (*Khānumata Magadhānam brahmaṇa-gāma*) にあるアンバラッティカー (*Ambalaṭṭhikā*) に住された。カーヌマタはピンピサーラ王からクータダント婆羅門 (*Kūṭadanta-brāhmaṇa*) に梵施された土地であった。

『長阿含』023「究羅檀頭經」(大正 01 p.096 下、国訳 07 p.331) : あるとき世尊は1,250人の比丘らと共に、俱薩羅国の佉毘婆提婆羅門村 (*Khānumata*) の北にある尸舍婆林に止宿された。この村には究羅檀頭という婆羅門がいて、この村は波斯匿王が梵分として彼に与えた村であった。

とする。パ・漢の伝承が大きく相違し、パーリを取るとしてもこのアンバラッティカーはカーヌマタという婆羅門村にあったわけであり、「クータダント婆羅門 (*Kūṭadanta-brāhmaṇa*) に梵施された土地」とされるから、ここにマガダ王の休憩堂ないしは王園があったとは思われない。したがってこのアンバラッティカーは「梵網經」や「涅槃經」の説処であるアンバラッティカーとは別の場所であると考えられる。これについては【005】を参照されたい。

[9] なお DN.には明らかに「涅槃經」の一場面であったはずのものが別の経として独立したと考えられるものが含まれている。例えば以下の経である。

DN.017 *Mahā-sudassana-s.* (大善見王經 vol. II p.169、南伝 07 165)

DN.018 *Janavasabha-s.* (闍尼沙經 vol. II p.200、南伝 07 p.205)

これらについては【017】【018】を参照されたい。

[002] DN.002 *Sāmaññaphala-s.* (沙門果経 vol. I p.047、南伝 06 p.073)

『長阿含』027「沙門果経」(大正 01 p.107 上、国訳 07 p.366)

竺曇無蘭訳『寂志果経』(大正 01 p.270 下)

『増一阿含』043-007 (大正 02 p.762 上、国訳 09 p.289)

[1] これらの経の概要は次の通りである。

DN.002 *Sāmañña-phala-s.* (沙門果経) : あるとき世尊は 1,250 人の大比丘サンガと共に、王舎城のジーヴァカ・コーマーラバッチャのアンバ園 (Jivakassa Komārabhaccassa Ambavana) に住された。その日は第 4 の月のコームディーの 15 日満月の夜の布薩日 (uposathe pannarase komudiyā cātumāsiniyā puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā) であったので、マガダ国王にしてヴェーデーヒ妃の子であるアジャータサットウ (rājā Māghado Ajātasattu Vedehi-putta) は、「今夜はどのような沙門あるいは婆羅門に近侍して心喜ぶべきであろうか」と大臣たち(名前は挙げられていない)に諮った。大臣たちはそれぞれプーラナ・カッサパ (Pūraṇa Kassapa)、マツカリ・ゴースーラ (Makkhali Gosāla)、アジタ・ケーサカンバラ (Ajita Kesakambala)、パクダ・カッチャーヤナ (Pakudha Kaccāyana)、サンジャヤ・ベーラッティプッタ (Saṅjaya Beḷaṭṭhiputta)、ニガンタ・ナータプッタ (Nigaṇṭha Nātaputta) の六師に会いに行くことを勧めた。しかしジーヴァカ・コーマーラヴァッチャ (Jivaka komārabhacca) は王に「世尊のもとを訪れるように」と勧めた。

世尊に会いに行った王は、アンバ園があまりに静かなので恐れを感じつつ、太子ウダーイバッダ (Udāyi-bhadda) にもこのような静かさを身につけさせたいものだと考えた。世尊に会った王は、かつて六師を尋ね質問したが満足な答えが得られなかったことを伝え、王は目に見える沙門の果報にはどのようなものがあるかと質問した。世尊はさまざまな例え話と戒、定、慧の三学などを説かれた。王は世尊の教えを聞いて優婆塞となり、過去に王権を獲得するために父の法王 (pitara dhammika dhammarāja) を殺害した (jivita voropesim) ことを懺悔した。世尊はこれを受けられた。

王が多忙であるからと帰った後、世尊は比丘らにもし王が法王を殺していなかったらこの場において塵垢を離れ法眼を得たであろうと説かれた。比丘らは世尊の所説を喜んだ。

『長阿含』027「沙門果経」 : あるとき世尊は 1,250 人の大比丘衆とともに羅閱祇城の耆旧童子の菴婆園に住された。その日は 15 日の満月であったので、阿闍世王は何をなすべきかと一夫人や第 1 の太子である優耶婆陀や勇健大将たちに諮問した。雨舎婆羅門、雨舎弟須尼陀、典作大臣、伽羅守門將、優陀夷漫提子、弟無畏たちはそれぞれ不蘭迦葉、末伽梨瞿舍利、阿耆多翅舍欽婆羅、婆浮陀伽旃那、散若夷毘羅梨沸、尼乾子の六師に会いに行くことを勧めた。しかし阿闍世王は寿命童子の勧めで世尊のもとを訪れた。

王は菴婆園があまりに静かなので恐れを感じつつ、太子優婆耶もこのような止観を成就するとよいのだがと考えた。世尊に会った王はかつて六師を尋ね質問したけれど満足な答えが得られなかったと、世尊にこの世における沙門の果報は何かと質問した。世尊はこれに詳しく答えられた。王は世尊の教えを聞いて、五欲に迷って父の**瓶沙王**を殺害したことを悔過した。世尊はこれを受けられた。王は三宝に帰依して優婆塞となり、世尊らを翌日の食事に招待した。王の去った後世尊は比丘らに父を殺していないければこの場で法眼淨を得たであろうと説かれた。

翌日王はふたたび父王の殺害を悔過し、再三にわたって優婆塞となることを誓い、王と寿命童子は仏の所説を歡喜奉行した。

竺曇無蘭訳『寂志果経』：あるとき世尊は王舎城の耆域奈園に比丘衆 1,250 人とともに住された。その日は 7 月 15 日の新歳臘を過ごす日であったので、**王阿闍世**は何をして過ごすべきかと大臣たちに尋ねた。彼らは**不蘭迦葉、莫軻離瞿耶楼、阿夷耑其耶今離、波休迦旃、先比盧持、尼捷子**らの六師に会いに行くことを勧めた。しかし**童子医王耆域**は世尊に会いに行くことを進言した。

世尊を訪ねた王は奈園があまりに静かなので恐れを感じつつ、**童子帛賢**もこのようになることを願った。世尊に会った王はかつて沙門の果報を六師に尋ねたがよく解らなかったことを伝え、世尊にこれを質問した。詳しく教えられた王は世尊に帰依し、**父母**の命を害したことを悔過して生涯帰依することを誓い、翌日の食事に招いた。王が去った後世尊は比丘らに、「阿闍世王は法王を害したけれどすでに座上において法眼を得た」と説かれた。

翌朝の食事が終わったとき、王は一夏の請を願い出たが、世尊はすでに舍衛国の**長者須達**の請を受けているからと辞退された。阿闍世王や諸比丘は仏の所説を歡喜して去った。

『増一阿含』043-007：あるとき世尊は 1,250 人の弟子らと共に羅闍城の耆婆伽梨園に住された。**阿難**を除きすべて阿羅漢であった。その日は 15 日の受歳時であったので**阿闍世王**は、**月光夫人**や**優陀耶太子**らに何をなすべきかと尋ねた。**無畏太子**は**不蘭迦葉**を、**須尼摩大臣**は**阿夷耑**を、**婆沙婆羅門**は**瞿耶楼**を、**摩特梵志**は**波休迦旃**を、**索摩典兵師**は**先畢盧持**を、**最勝大臣**は**尼捷子**に会うことを勧めたが、**耆婆伽王子**は如来に会いに行くことを進言した。

阿闍世王は耆婆伽王子の進言によって世尊のもとを訪れた。王は園があまりに静かなので恐れを感じつつ、**優陀耶太子**にもこのような寂然を身につけさせたいと考えた。王は世尊に**父王**を罪なくして殺したことを懺悔し、「現世で福德を積み、現世で果報を得ることができるか」と尋ねた。世尊は「得ることができる」と答えられた。王はこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となった。さらに世尊は「この世に命終して天に生まれる者に 2 種ある。それは罪の本をつくらず善を修める人と、罪をなしてそれを改める人である」と説かれた。

王が帰った後世尊は、「もし王が父王を害していなければ今日初沙門果を得たであろう。しかし私の優婆塞の中で無根の信を得たのは阿闍世王である」と記された。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は王舎城のジーヴァカ・コーマーラヴァッチャのアンバ林＝羅闍祇の耆旧童子菴婆園＝王舎城の耆域奈園＝羅闍城の耆婆伽梨園であり、主人公はマガダ国王にしてヴェーデーヒ妃の子のアジャータサットゥ王＝阿闍世王であって、その他に小児医師であるジーヴァカ・コーマーラヴァッチャ＝寿命童子＝童子医王耆域＝耆婆伽王子と、第1の太子である太子ウダーイバッド＝太子優婆耶＝童子帛賢＝優陀耶太子が登場し、話題として六師外道と父王のビンピサーラ＝瓶沙王の名が上げられる。なお『増一阿含』にはジーヴァカの代りに無畏太子が登場し、その他数人の大臣の名が上げられる。

またこのとき的时候は次のように記されている。

DN.002：第4の月のコームディーの15日満月の夜の布薩日

『長阿含』027：十五日月満時

『寂志果経』：七月十五日。過新歳臘。

『増一阿含』043-007：七月十五日受歳時

『長阿含』は「十五日月満時」とはしませんが、パーリは「第4の月のコームディーの15日満月の布薩の日」とし、『寂志果経』は「7月15日の新歳臘を過ごす日」とし、『増一阿含』は「7月15日受歳の時」と月まで記されている。

パーリの「コームディー」というのは、「モノグラフ」第10号に掲載した【資料集5】「原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事」（岩井昌悟）p.083に、「コームディー（komudi）とは、カッティカ月の満月の日、15日であり、白蓮華（Kumuda）がこの頃に花をつけることからこのように呼ばれる。これは雨期の4ヵ月の終わりの日とされ、また一年の終わりであるともされる」と記されているとおり、前・後を併せた雨安居の終りの日（古代の中国暦でいえば8月15日）であり、また仏教のサンガではこの雨安居を過すと法臘が加算されるから「新歳臘を過ごす日」「受歳の時」になるわけである。この経の説かれた時節は雨安居の終りの日であったことになる。

[3] この経の説時の推定はそれほど難しくない。阿闍世がすでに王になっているし、阿闍世が父王を殺害したことを懺悔しているから、提婆達多の反逆事件よりも後であることは明白である。「モノグラフ」第11号に掲載した【論文11】「提婆達多の研究」（森章司・本澤綱夫）において、提婆達多の破僧は釈尊72歳＝成道38年の雨安居後のこととしてあるので、それ以降ということになる。

そして「モノグラフ」第19号に掲載した【研究ノート2】「ジーヴァカ（Jivaka）の諸事績年代の推定」（森章司）ではこの経が説かれたのは**釈尊74歳＝雨安居直後**のこととしておいた。提婆達多の破僧の2年後ということになる⁽¹⁾。

ただしこの経ではこれが説かれたのは雨安居の最後の布薩の日であるとされている。それに拘わらず釈尊74歳＝雨安居の直後としたのは、この日に行われる自恣はいわば雨安居を終える儀式であるから、むしろ雨安居中とするよりは「雨安居直後」⁽²⁾とした方がわかりよいと考えたからである。

(1) 『寂志果経』は点景として、「王は一夏の請を願い出たが、世尊はすでに舎衛国の**長者須達**の請を受けているからと辞退された」としている。しかし須達長者（給孤独長者）はわ

れわれは釈尊の 70 歳の時に死去したと考えている。したがってここに須達長者が登場することはあり得ない。また翌年の雨安居を釈尊はカピラヴァットゥにおいて過ごされたと考えているのでこれも齟齬する。

- (2) 「モノグラフ」第 17 号に掲載した【論文 24】「迦絺那衣 (*Kaṭhina*) の研究」(森章司) 論文に書いたように、われわれはサンガの通例としては比丘たちは通して前・後の雨安居を過ごしたのと考えているから、ここに雨安居直後というのは後安居をすとした古代中国暦でいえば 8 月 15 日直後をさす。以後も同じである。

[003] DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼経 vol. I p.087、南伝 06 p.131)

『長阿含』020「阿摩昼経」(大正 01 p.082 上、国訳 07 p.283)

支謙訳『仏開解梵志阿毘曇経』(大正 01 P.259 下)

『根本有部律・藥事』(大正 24 p.033 上、国訳 23 p.121)

『根本有部律・雜事』(大正 24 p.378 中、国訳 26 p.277)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼経) : あるとき世尊は 500 人の大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行して、コーサラ国のイッチャーナンガラという婆羅門村 (Icchānaṅgala nāma Kosalānam brāhmaṇa-gāma) の イ ャ ャ ナン ガ ラ 林 (Icchānaṅgala-vana-saṇḍa) ⁽¹⁾ に住された。このときポッカラサーディ婆羅門 (Brāhmaṇa Pokkharasādi) がウッカッター (Ukkatthā) にいて、その村はパセーナディ王より淨施された拝領地 (rāja-bhogga raññā Pasenadi-kosalena dinna rājadāya brahma-deyya) であった。

婆羅門は「釈迦族出身の沙門ゴータマがイッチャーナンガラ林に住されていて、仏・世尊であり、自ら悟った法を説く」という評判を聞いて、弟子であるアンバッタという青年婆羅門 (*Ambaṭṭha māṇava*) に「それほどの人物であれば我らの聖典 (*manta*) に伝える三十二大人相を具足しているであろうから、それを見てきなさい」と命じた。

アンバッタは多数の青年婆羅門たちと共に世尊のもとへ行くと立ったままで、坐されている世尊に挨拶した。世尊がその態度を「礼儀にかなっていない」と叱責されると、彼は怒って「釈迦族の生れ (*Sakya-jāti*) は卑賤であるに拘わらず、婆羅門を尊重しない」と非難した。そこで世尊が「あなたはいかなる氏姓 (*gotta*) か」と尋ねられた。彼は「カンハーヤナ (*Kaṇhāyana*) である」と答えた。世尊は「あなたの氏姓は釈迦族の奴隷女の子である」と説明され、釈迦族の出自をオッカーカ王 (*rājā Okkāka*) まで遡って説いてその驕慢を除かれた。このとき彼は世尊の身体に三十二大人相を具足しているかどうかを観察したが陰馬藏相と広長舌相だけは見られなかった。そこで世尊は神通力によりこれを見せられた。

彼は世尊のもとを去り、師が待つ園林へ帰って一部始終を報告した。これを聞いたポッカラサーディ婆羅門は何という愚か者かと怒り、彼を蹴飛ばした。そして翌日、自ら世尊のもとを訪れて弟子の非礼を謝り、釈尊の三十二大人相を確認すると、世尊と比丘たちを翌日の食事に招待した。

翌日、世尊は食事を受けた後に婆羅門に四諦を説かれた。婆羅門は遠塵離垢の法眼を生じ三宝に帰依して優婆塞となった。

なお経中に、オッカーカ王とその王子であるオッカームカ (*Okkāma*)、カランドウ (*Karaṇḍu*)、ハッティニーヤ (*Hatthinīya*)、シーニプラ (*Sinipura*)、そしてディサーという奴隷女 (*Disā nāma dāsi*) とその子カンハ (*Kaṇha*)、カンハの妻となった王女クッダルーピー (*Khuddarūpi*)、明行足が最高であるという詩を誦し

た梵天サナンクマーラ (Sanam-kumāra)、そして古代の仙人としてアッタカ (Atṭhaka)、ヴァーマカ (Vāmaka)、ヴァマデーヴァ (Vamadeva)、ヴェッダーミッタ (Veddāmitta)、ヤマタッグ (Yamataggi)、アンギラサ (Aṅgīrasa)、パールドヴァージャ (Bhāradvāja)、ヴァーセッタ (Vāsetṭha)、カッサパ (Kassapa)、バグ (Bhagu) が言及されている。

『長阿含』020「阿摩昼經」：あるとき世尊は1,250人の大比丘衆と共に俱薩羅国を遊行して伊車能伽羅という婆羅門村に至って伊車林に止宿された。このとき沸伽羅婆羅門が郁伽羅村にいて、この村は波斯匿王が彼に梵分として与えたものであった。彼には500人の弟子があり、その第一の摩訶弟子が阿摩晝で、彼にも500人の摩訶弟子がいて師と同様に教授していた。

沸伽羅婆羅は世尊の評判を聞いて、世尊に三十二相が具わっているかを確認するために阿摩晝を世尊のもとへ遣わした。阿摩晝は500人の弟子らと共に釈尊のもとへやって来て立ったまま世尊と話をし、あるいは自分は坐って立った世尊と話をした。そこで世尊は過去の声摩（オッカーカ）王の因縁を説き、彼の驕慢を除かれた。彼は世尊のもとを去り、師のところへ戻って報告した。沸伽羅婆羅は阿摩晝を叱責し、翌朝、自ら釈尊のもとを訪れて三十二相を確認した。そして彼は弟子の非礼を謝罪して、三寶に帰依して優婆塞となった。彼は翌日の食事に釈尊と比丘らを招待し、食事ののち世尊は彼に四諦を説かれた。彼は遠塵離垢して法眼淨を得た。

釈尊が去って間もなく彼は病気で亡くなった。釈尊はこれを聞いて比丘らに、「彼は般涅槃してこの世に戻ることはない」と告げられた。

経中に言及される古代の王や仙人の名前は省略する。

支謙訳『仏開解梵志阿毘曇經』：あるとき世尊は500人の沙門と共に越祇を遊行して鼓車城外の樹下に住された。そこには費迦沙と名づける梵志がおり学問をよくした。その弟子に阿毘というものがあり、世尊が来られたことを聞いて、三十二相があるかどうか確認しに行きて驕慢な振舞いをした。世尊は過去の鼓摩休にまで遡る因縁譚を説かれて彼の驕慢を除かれた。その後費迦沙とその一族およびその弟子・阿毘は優婆塞となったが、費迦沙はその後で命終した。

経中に言及される古代の王や仙人の名前は省略する。

『根本有部律・薬事』：世尊は橋薩羅の人間を遊行して増長聚落の増長林中に住された。ここは勝軍王の施した所であって聚落主の蓮華茎婆羅門がおり、彼には菴没羅子という弟子がいた。婆羅門は世尊に三十二相が備わっているかを確認させるために菴没羅子を遣わしたが、菴没羅子は種姓を誇って輕慢にふるまい、釈尊を罵った。世尊は甘蔗王からの因縁譚によって彼の耳輪種が婢生種であると語って驕慢を除かれた。
(以下は長阿笈摩戒蘊品中に菴婆娑婆羅門事を説くがごとしとして省略されている)

経中に言及される古代の王や仙人の名前は省略する。

『根本有部律・雜事』：そのとき世尊は橋薩羅国を遊行して欲梨聚落の園林に住された。そのとき別の村に妙花という婆羅門がいて、勝光大王によって常に供養されていた。彼には樹生をはじめとする500人の弟子があり諸要經典を学んでいた。この婆羅門は「世尊が来た」と聞いて、弟子の樹生を派遣して世尊が三十二相の莊嚴身を具えて

いるかどうかを確かめさせた。そのとき彼は高慢な態度をとった。世尊は**甘蔗王**からの因縁譚によって彼の驕慢を除かれた。こののち妙花婆羅門は世尊を翌朝の食事に招待した。世尊は**阿難陀**に命じて、この聚落にいる比丘らを食堂に集め、婆羅門の食事を受けたのち、「祭祀は火を最となし、初頃は論中の最たり。人中には王を最となし、衆流には海を最となす。十方世界の中、凡・聖にては仏を最となし、布施をなす所の者は必ずやその利を獲ん」という偈を誦された。このとき比丘らの中に音を立てて食べている者がいたので婆羅門が彼らを皮肉った。世尊は高慢な彼に教えを説かれた。彼はその教えを聞いて三宝に帰依して**優婆塞**となった。彼が去って間もなく、世尊は比丘らに「頌を説くとき食してはならない」と、施頌時食禁の制を制定された。

古代の王や仙人の名前は省略する。

(1) ここでは **icchānaṅkara** と表記されている。

[2] まず仏在処を検討する。

[2-1] これらの経の仏在処は以下のとおりである。

DN.003 Ambaṭṭha-s. (以下 **DN.003** という) : コーサラ国のイッチャーナンガラという婆羅門村のイッチャーナンガラ林

『長阿含』020「阿摩昼経」(以下『長阿含』020 という) : 俱薩羅国の伊車能伽羅俱薩羅婆羅門村の伊車林

支謙訳『仏開解梵志阿毘曇経』(以下『支謙訳』という) : 越祇を遊行して鼓車城外の樹下

『根本有部律・薬事』(以下『薬事』という) : 憍薩羅を遊行して増長聚落の増長林

『根本有部律・雑事』(以下『雑事』という) : 憍薩羅国を遊行して欲犁聚落の園林

[2-2] 上記のうち『支謙訳』が「越祇」とするを除く4つの経はイッチャーナンガラをコーサラ国とする。越祇は「モノグラフ」第15号の【資料集2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧―その他国篇」(金子芳夫)の[付1]「十六大国一覧表」によれば、『優婆夷墮舎迦経』⁽¹⁾にはVajjiに相当する国名が「越祇渝」とされるからヴァッジ国をさすであろう⁽²⁾。しかしながら他の4つの文献のすべてがコーサラ国とするのであるから、これは誤情報と考えられる。

地名については **DN.003** は「イッチャーナンガラという婆羅門村」とする。『長阿含』020の「伊車能伽羅」はその音写であることはいまでもない。しかし『薬事』は「増長聚落」とし、この直前⁽³⁾に「一車難伽羅聚落」という地名が出るから、「増長聚落」はイッチャーナンガラとは異なる場所のようにも考えられるが、「国訳一切経」の和訳者(西本龍山)はチベット原典を参照して同一場所としている⁽⁴⁾。『雑事』は「欲犁聚落」とするが‘icchā’は「欲」、‘naṅgala’は「犁」を意味するのであるから、これは明らかにイッチャーナンガラの意識語ということになる⁽⁵⁾。『支謙訳』の「鼓車城」はよくわからない⁽⁶⁾。

ただし主要な経はコーサラ国のイッチャーナンガラ村とするのであるから、この経の舞台はコーサラ国のイッチャーナンガラ村であったと理解する。

またポッカラサーディ婆羅門の住所を **DN.003** はウッカッター (**Ukkaṭṭhā**) とし、『長阿含』020は郁伽羅村とし、波斯匿王の梵施の土地であったとする。『薬事』と『雑事』は仏在処と婆羅門の住処を分けずに、仏在処の土地は波斯匿王(勝軍王)の布施した土地であっ

たとする。

このイッチャーナンガラ村、ウッカッタ城については後に詳細に考察する。

- (1) 大正 01 p.912 下
- (2) 赤沼『印度仏教固有名詞辞典』も越祇を Vajji の漢訳語の 1 つとしてあげている。
- (3) 大正 24 p.032 下
- (4) 「国訳一切経」23 p.119 の註【77】、ならびに八尾史氏のチベット原本からの和訳『根本説一切有部律薬事』（連合出版 2013.3）p.156 の註 3 参照。
- (5) 上記和訳『根本有部律薬事』参照
- (6) 鼓車城という地名はここにしか現れない。

[3] 次に登場人物である。

[3-1] ここに登場する人物は以下のとおりである。

DN.003：実際の登場人物はポッカラサーディ婆羅門（Brāhmaṇa Pokkharasādi）とその弟子・アンバッタ青年婆羅門（Ambaṭṭha māṇava）。

『長阿含』020：実際の登場人物は沸伽羅婆羅婆羅門とその弟子・阿摩晝。

『支謙訳』：実際の登場人物は費迦沙梵志とその弟子阿飢⁽¹⁾。

『薬事』：実際の登場人物は蓮華茎婆羅門とその弟子菴没羅子。

『雑事』：実際の登場人物は妙華婆羅門とその弟子・樹生であるが、釈尊の背後で風を送っている阿難陀も登場する。

- (1) 『諸橋大漢和』によれば「飢」の音は「ハツ」「ホチ」「バチ」「フツ」「ブチ」などである。

[3-2] 『長阿含』020 の沸伽羅婆羅婆羅門、『支謙訳』の費迦沙梵志はパーリ語のポッカラサーディ婆羅門の音写語である。また pokkhala は「蓮」「蓮の葉」を意味するから『薬事』『雑事』の蓮華茎婆羅門、妙華婆羅門はこの意識語であることは明らかである。

またパーリ語の amba はマンゴー樹のことであって菴羅、菴婆と音写されるから、阿飢、菴没羅、樹生はアンバッタに相当するであろう。

また『支謙訳』を除いてすべての経はウッカッター村ないしはイッチャーナンガラ村は波斯匿王の所領で王からの梵施の土地であったとされる。これは波斯匿王の生存中の経であることを示すと考えられるが、それ以上に説時を限定する材料にはならない。また『雑事』はアーナンダに言及するが、これも経の主要ストーリーにからむものではないから、それほど信頼すべき情報とは考えられない。また古代のオッカーカ王やアッタカ仙人などの名前が出るが、説時検討の情報にはならないのはいうまでもない。

[4] イッチャーナンガラを仏在処とする経は外にもある。パーリテキストには 'Icchānaṅgala' と 'Icchānaṅkala' の 2 つの表記がなされるが、ここではイッチャーナンガラに統一する。

[4-1] 次の経は仏在処がイッチャーナンガラというのみでなく、ポッカラサーディ婆羅門も登場する。

『長阿含』026「三明経」（大正 01 p.104 下、国訳 07 p.357）：あるとき世尊は 1,250 人の比丘らと共に俱薩羅国を遊行して伊車能伽羅という拘薩羅国の婆羅門村

に至って伊車林に住された。このとき**沸伽羅娑羅婆羅門**と**多梨車婆羅門**が小縁をもって村に来ており、沸伽羅娑羅の弟子の**婆悉咤**と多梨車の弟子の**頗羅墮**は互いに「我が師の教えこそ梵天に至る道だ」と主張しあって決着がつかなかった。そこで沙門瞿曇に決着をつけてもらおうと世尊のもとにやって来た。世尊は「沸伽羅娑羅も多梨車も、あるいは三明に達したという昔の仙人である**阿咤摩婆羅門**、**婆摩提婆婆羅門**、**毘婆審婆羅門**、**伊尼羅斯婆羅門**、**蛇婆提伽婆羅門**、**婆婆悉婆羅門**、**迦葉婆羅門**、**阿楼那婆羅門**、**瞿曇摩婆羅門**、**首脂婆婆羅門**、**首夷婆婆羅門**、**婆羅損陀婆羅門**らも梵天に生れる道を説きながら梵天を見たことすらない。端正な女人と姪法を行じたと自慢していても、その女がどこの人でその父母や姓名・種姓さえ知らないようなものである。しかし慈・悲・喜・捨の心を行ずれば梵天と同じであって、身壞命終すれ梵天上に生れる」と説かれた。彼らはこれを聞いてその座に遠塵離垢して法眼を生じ、2人は仏の所説を歡喜奉行した。

MN.098 *Vāseṭṭha-s.* (婆私吒經 vol.II p.196、南伝 11 上、p.256) = *Suttanipāṭa* 003-009 (p.115、南伝 24 p.226、中村元訳「岩波文庫」p.110) : あるとき世尊はイッチャーナンガラ村のイッチャーナンガラ林 (Icchānaṅkala Icchānaṅkalavanasaṇḍa)に住されており、そこにはなほだ高名にして裕福なる婆羅門たちがいた。**チャンキー (Caṅki)**、**タールッカ (Tārukkha)**、**ポッカラサーティ (Pokkharasāti)**、**ジャーヌッソーニ (Jāṇussoṇi)**、**トーデッヤ (Todeyya)**である。

そのときポッカラサーティの弟子である**ヴァーセッタ (Vāseṭṭha)**とタールッカの弟子である**バーラドヴァージャ (Bhāradvāja)**は散歩をしながら議論した。前者は「家系が正しいのを婆羅門という」と主張し、後者は「戒を具すのが婆羅門である」と主張したが、2人とも説得しあえなかった。そこで2人は世尊のところに至り、「私たちは三明に達している。その私たちが議論して互いに説得しあえなかった。どちらが正しいか」と質問した。世尊は「生れによって婆羅門ではない、行為によって婆羅門である。行為によって農夫であり、職人であり、商人である。行為によって盗賊でもあり王でもある。業によって世間は存在する。有情が業に結ばれるのは行く車の楔に結ばれる如くである」と説かれた。この教えを聞いて2人は三宝に帰依して優婆塞となった。

仏在処は異なるが、次の経も明らかに上掲2経の対応経である。

DN.013 *Tevijja-s.* (三明經 vol.I p.235、南伝 06 p.333) : あるとき世尊は500人の比丘らと共にコーサラ国を遊行してマナサーカタ (Manasākata) ⁽¹⁾ というコーサラの婆羅門村に至り、村の北方を流れるアチラヴァティー河 (Aciravatī) の辺のアンバ林に住された。このときその村にはなほだ高名にして裕福なる婆羅門たちがいた。**チャンキー (Caṅki)**、**タールッカ (Tārukkha)**、**ポッカラサーティ (Pokkharasāti)**、**ジャーヌッソーニ (Jāṇussoṇi)**、**トーデッヤ (Todeyya)**である。

そのときポッカラサーティの弟子である**ヴァーセッタ (Vāseṭṭha)**とタールッカの弟子である**バーラドヴァージャ (Bhāradvāja)**という2人の青年婆羅門が遊歩し

つつ、それぞれの師匠が梵天との共住にいたる真正の道を説いていると議論したが互いに説得しあえなかった。

そこで世尊のもとへやって来て、「例えばアッダリヤ婆羅門 (Addhariya)、ティッティリヤ婆羅門 (Tittiriya)、チャンドーカ婆羅門 (Chandoka)、チャンダーヴァ婆羅門 (Chandāva)、ブラフマチャリヤ婆羅門 (Brahmacariya) といった人々がさまざまな道を説くが、その道を行じて梵天と共住することができるのだろうか」と質問した。世尊は「三明に通じたとされる婆羅門の中で、誰か面と向って梵天を見た者がいるだろうか。かつての仙人たち、アッタカ婆羅門 (Aṭṭaka)、ヴァーマカ婆羅門 (Vāmaka)、ヴァーマデーヴァ婆羅門 (Vāmadeva)、ヴェッサミッタ婆羅門 (Vessāmitta)、ヤマタッグイ婆羅門 (Yamataggi)、アングラサ婆羅門 (Aṅgīrasa)、バーラドヴァージャ婆羅門 (Bhāradvāja)、ヴァーセッタ婆羅門 (Vāseṭṭha)、カッサパ婆羅門 (Kassapa)、バグ婆羅門 (Bhagu) でさえも、目の見えない人たちが1列に列をなしていても、先の者も見ることができず、中間の者も見ることができず、後の者も見ることができないようなものである。それなのに『梵天と共住することができる』というのは空しい。しかし四無量心（慈心、悲心、喜心、捨心）に住する比丘は、死後、梵天と共に住することができる」と説かれた。彼らはこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となった。

このようにこれら3経は明らかに同じ内容を伝えるから、DN.013の仏在処であるマナサーカはイッチャーナンガラの異名か、たとい異なる場所としてもごくごく近い場所であったのであろう。上記『薬事』の「一車難伽羅聚落」と「増長聚落」のような関係である。またDN.003に記されるポッカラサーディの住処であったというウッカッターとも関連するかもしれない。

(1) この地名はここにしか現れない。

[4-2] 上記のようにここに紹介した『長阿含』026「三明経」=MN.098 *Vāseṭṭha-s.* = DN.013 *Tevijja-s.*の主題は、先のDN.003 *Ambaṭṭha-s.*とその対応経の主題とは異なるのであるが、しかしシチュエーションとしては等しいと考えてよいであろう。この両経の「説時」は同じいということである。

[4-3] この他にもイッチャーナンガラを仏在処とする経がある。

SN.054-011 (vol.V p.325、南伝16下 p.201) : あるとき世尊はイッチャーナンガラ (Icchānaṅgala) のイッチャーナンガラ林 (Icchānaṅgalavanasaṇḍa)に住された。そのとき世尊は比丘らに、「3ヵ月の独坐に入る (*icchāmaham temāsam patisalliyitum*) ので、その間送食者以外は私に近づいてはならない」と命じられた。その期間が過ぎて独座から起たれた世尊は比丘らに、「外道の出家者が『沙門ゴータマはどのような住によって雨安居 (*vassāvāsa*) を過したのか』と質問したならば、『出入息念定 (*ānāpānasatisamādhī*) によって過された』と答えよ。これを修習すれば現法樂住と正念正知に資す。そこで出入息念定は聖住 (*ariyavihāra*) とともに、梵住 (*brahmavihāra*) とともに、如来住 (*tathāgatavihāra*) とともに」と説かれた。

『雜阿含』807 (大正02 p.207上、国訳02 p.274) : あるとき世尊は一奢能伽羅林に住された。そのとき世尊は比丘らに、「私は2ヵ月の坐禅をする。この間比丘らは

往来してはならない。ただし食を送る比丘と布薩の時を除く」と告げられた。それが過ぎて坐禅から起たれた世尊は、比丘らに「もし外道が沙門瞿曇は2ヵ月間どのように坐禅したかと問うならば、如来は安那般那の念をもって坐禅したと答えよ。無学人の現法に樂住するというのは安那般那の念である。これは聖住、天住、梵住、乃至無学の現法樂住である」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『根本有部律業事』（大正 24 p.032 下、国訳 23 p.119）：その時世尊は一車難伽羅聚落に至られて林中に住され、比丘らに「私はこれから二月宴坐をするから、供養飲食人を除いて来てはならない、布薩日になったら供養飲食人を遣わして欲を求めよ」と告げて寂靜に入られた。2月を満じて定を起たれた世尊は、「もし外道が来て沙門喬答摩はどのような三昧を行じたのかと問うならば数息三昧であると答えよ。これは聖者の修行、諸天の修行、梵天の修行、無学の修行、有学の修行、如来の修行である」と説かれた。

『雜阿含』481（大正 02 p.122 中、国訳 02 p.071）：あるとき世尊は壹奢能伽羅国の壹奢能伽羅林に住された。そのとき世尊は比丘らに「私はこれから半月の坐禅をする。比丘らは遊行してはならない、ただし乞食と布薩を除く」と告げられた。半月後に世尊は比丘らに、「私は初めて成仏したそのときに禪定に入って思惟したことを思い返した。受を生ずるには因縁がある。欲と覺と触や邪見や正見によって受が生じる。縁縁・縁縁の集・縁縁の滅・縁縁の集道跡・縁縁の滅道跡を実のごとく知らなければ沙門の中の沙門ではなく、婆羅門の中の婆羅門ではない。これらを実のごとく知れば現法に証を得、後有を受けない」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雜阿含』1250（大正 02 p.343 中、国訳 03 p.024）：あるとき世尊は拘薩羅の人間を遊行して一奢能伽羅聚落の一奢能伽羅林中に住された。そのとき村の沙門や婆羅門らが供養しようと太声を出しながら我先にと世尊のもとへやって来た。この村に久しく住する尊者那提迦は世尊にそれを受けるように勧めたが、世尊は「私は利や称を求めない、利や称を求める者は寂滅の樂を得ることはできない。私は五受陰の生滅や六觸入処の集滅を觀じて厭離に住するを依となす、あなたもこのように学びなさい」と説かれた。那提迦は仏の所説を歡喜奉行した。

AN.005-003-030 (vol. III p.030、南伝 19 p.039)：あるとき世尊は大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行してイッチャーナンガラというコーサラの婆羅門村 (Icchānaṅgalam Kosalānaṃ brāhmaṇagāma) に入り、イッチャーナンガラ林 (Icchānaṅgalavanasanda) に住された。村の婆羅門や居士たちは名声ある沙門ゴータマが来られたと聞いて、供養の食事を携えて太声を出して門屋の外に立った。このとき世尊の侍者 (Bhagavato upaṭṭhāka) であったナーギタ (Nāgita) がそれを受用されたいかがでしうかと勧めたが、世尊は「私は榮華を望まない。飲食すれば大小便がある。これは当然の結果 (nissanda) である。六觸処において無常を觀じ、五取蘊において生滅を觀ずれば厭離 (pāṭikkūlyatā) が起こる、それが当然の結果である」と説かれた。

『雑阿含』1251（大正 02 p.344 上、国訳 03 p.026）：あるとき世尊は拘薩羅の人間を遊行して那楞伽羅聚落⁽¹⁾に住された。その時世尊は那提迦に、「私は聚落の傍らにある精舎で聚落の人々が来往して声が響き、禪思を得ようとしても得られない、たとい空閑処に住するとしても仰臥したり坐睡したりして、ただ定を得たい解脱を得たいと願うばかりの者を嘉しない。今は名聞や利を求めている後にもこれを捨てて空閑処に住する者を嘉する。あなたもこのように学びなさい」と説かれた。那提迦比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

AN.006-004-042 (vol.III p.341、南伝 20 p.083)：あるとき世尊は大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行して、イッチャーナンガラというコーサラの婆羅門村に入り、イッチャーナンガラ林に住された。村の婆羅門や居士たちは名声ある沙門ゴータマが来られたと聞いて供養の食事を携えて太声を出して門屋の外に立った。このときナーギタ (Nāgita) は世尊の侍者 (Bhagavato upaṭṭhāka) で、彼は今はそれを受用されたらいかがでしようかと勧めた。世尊は「私は榮華を欲しない。林中に住んで一心に閑寂想を修し、心を定め、心を解脱させ、衣服飲食を退けて独座に住する比丘を私は嘉す」と説かれた。

AN.008-009-086 (vol.IV p.340、南伝 21 p.306)：ある時世尊は大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行してイッチャーナンガラというコーサラの婆羅門村に入り、イッチャーナンガラ林に住された。村の婆羅門や居士たちは名声ある沙門ゴータマが来られたと聞いて供養の食事を携えて太声を出して門屋の外に立った。このときナーギタ (Nāgita) は世尊の侍者 (Bhagavato upaṭṭhāka) で、彼は今はそれを受用されたらいかがでしようかと勧めた。世尊は「私は名声を望まない。睡魔を追い払って阿蘭若想 (araññasāñña) のみを修し、心に定を得、心を解脱するためだけに阿蘭若に住する者を嘉する」と説かれた。

- (1) 経はこの後に「上（『雑阿含』1250）に広く説くがごとし」とする。那楞伽聚落は一奢能伽羅聚落とは異なる場所であると思われるが、シチュエーションは異なるから便宜的に同処として扱う。なおこの地名は他には見いだせない。あるいはこれはナンガラカ (Naṅgaraka) をさすかもしれないが、これについては後述する。

[4-4] これらの経には共通したシチュエーションが認められる。SN.054-011 の対応経や『雑阿含』481 には、釈尊が3ヵ月あるいは2ヵ月、半月の独座に入るから食事を運ぶ者以外は近づいてはならないと命じられたとしている。そして『雑阿含』1250 とその対応経、『雑阿含』1251 とその対応経には釈尊が周りの騒がしさに閉口されている様子が記されている。おそらく釈尊は3ヵ月ないしは2ヵ月の長期にわたって独座をされたかったにも拘わらず周りが騒がしかったのであろう。

なお2ヵ月や3ヵ月の独座は雨安居の時期以外にもできるとも考えられるが、実は「モノグラフ」第17号に掲載した【論文24】「迦絺那衣 (Kāṭhina) の研究」（森章司）のp.182以下に釈尊の1年間の過ごし方を書いたように、雨安居が終って翌年の雨安居が始まるまでの間には次の雨安居地に移動するための遊行が挟まるから、この間には2ヵ月も3ヵ月も一ヵ所に留まることは難しい。したがって釈尊はこのときイッチャーナンガラにおいて

雨安居を過ごされたのである。SN.054-011にはこれが雨安居であったことが明記されている。

なお騒がしかったとする経には侍者のナーギタが登場する。ナーギタはアーナンダ以前の侍者として名前が挙げられる人物であるが、その詳細は知られない⁽¹⁾。

(1) 岩井昌悟【論文 12】「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」（「モノグラフ第 11 号」2006 年 10 月）p.115 以降参照

[4-5] 以上によって次のことが知られる。

- ① イッチャーナンガラはコーサラ国内にあった。
- ② イッチャーナンガラは「婆羅門村 (brāhmaṇagāma)」とか「一奢能伽羅聚落」とされている。原始仏教聖典の地域の大きさは順次「都市 (nagara)」「町 (nigama)」「村 (gāma)」と表現されるから、イッチャーナンガラはそれほど大きな地域ではなかったものと考えられる。
- ③ イッチャーナンガラのそばにウッカッターという村があり、ここはボッカラサーディ婆羅門がパセーナディ王より浄施された拝領地であった。
- ④ これらの外に「増長聚落」とか「マナサータカ」という地名もあり、これらもイッチャーナンガラと関連する。
- ⑤ 釈尊はイッチャーナンガラで雨安居を過ごされ、しかもその間のほとんどを独坐に使われた。

[5] ところでイッチャーナンガラ村はコーサラ国のどのあたりにあったのであろうか。

[5-1] 上記からは知られ得ないが『根本有部律葉事』に釈尊の遊行記事があり、このなかに「一車難伽羅聚落」が見いだされる。以下にここに記される遊行順序にしたがった地名とそこに記されている主な記事を略記する。（ ）のなかにはこれと相応するパーリ語を記した。

天指城 (Devadaha) : 善党釈迦はこの城中で成長した。

嵐毘尼園 (Lumbini) : 私 (釈尊) はこの林中で生れた。

劫比羅城 (Kapilavatthu) : 浄飯王はこの城中で生れ王位を受けた。

毘輪那羅城 : 欲瞋恚などは悪衆であり、これらに随順しないのが善衆である。

俱那聚落 : 俱那含牟尼如来はここで生れ正覚を成じ般涅槃した。

犁地村聚落 : 菩薩であったとき一瞻部樹下で入定して初禪を得た。

余処 : 俱那含牟尼如来が地上に袈裟を置いた。

洗浴聚落 : 俱那含牟尼如来が洗浴した。

斯迦底聚落 (Setaka, Sedaka) : 昔、阿吒羅という工師が支える竿の上でその弟子の迷勒迦が舞戯した。

一車難伽羅聚落 (Icchānaṅgala) : 私 (釈尊) が曾て 2 月宴坐した。

増長聚落 (Ukkaṭṭhā)⁽²⁾ : 聚落主の蓮華茎婆羅門が弟子の菴没羅子をして私 (釈尊) に三十二相が具わっているかを確認させた。

葉聚落 : 四衆のために四仏坐経を説かれた。

日出聚落 : 賢喜と明月の 2 姉妹のために経を説いた⁽³⁾。

室羅伐城 (Sāvatthi) : 給孤独長者のために法を説いた。

これによればイッチャーナンガラは釈迦国と舎衛城を結ぶ道の途中であって、舎衛城の近くであったことが推測される。この遊行記事にはセータカ (セーダカ) やウッカッターなど他の地名も記されているから、これらも併せてその位置を考えてみる。

(1) 大正 24 p.032 上、国訳 23 p.118

(2) *Ichchānaṅgala* と同一処とも考えられる。[2-2] 参照。

(3) 漢訳ではこの経の内容は省略されている。前掲八尾史訳『根本説一切有部律業事』p.188

[5-2] 「ウッカッター (*Ukkaṭṭhā*)」は今節の主題としている *DN.003 Ambaṭṭha-s.* = 『長阿含』020「阿摩昼経」のポッカラサーディ 婆羅門 = 沸伽羅娑羅婆羅門の住処 (『長阿含』では郁伽羅村) であり、婆羅門が波斯匿王から与えられた梵分の地とされている。

[2-2] では『業事』によって増長聚落はイッチャーナンガラと同一の地であるとしておいたが、増長聚落はウッカッターに相当するとも理解できる。

ウッカッターという地名が記される経には、*MN.001 Mūlapariyāya-s.* (根本法門経) ⁽¹⁾、*DN.014 Mahāpadāna-s.* (大本経) ⁽²⁾ があるが、これらにはウッカッターの地理関係を知りうる情報は含まれていない。しかし *AN.004-004-036* ⁽³⁾ は、「あるとき世尊はウッカッターとセータヴィヤ (*Setavya*) との間の大道を歩まれていた (*ādhānamaggapaṭipanno hoti*)」とし、これに対応する『雑阿含』101 ⁽⁴⁾ は「ある時世尊は拘薩羅国の人間を遊行して有従迦帝聚落と墮鳩羅聚落の中間にある一樹下に坐された」とする。『雑阿含』の有従迦帝はウッカッターに、墮鳩羅はセータヴィヤに相当するであろう。この2つの経は内容的には『増一阿含』038-003 ⁽⁵⁾ に対応するが、これは仏在処を摩竭国の憂迦支江水の側とするから誤伝であろう。

これによればウッカッターに隣接するところに「セータヴィヤ」という地があり、これらはコーサラ国にあったということになる。

(1) vol. I p.001、南伝 09 p.001、片山・中部 1 p.37

(2) vol. II p.050、南伝 06 p.422

(3) vol. II p.037、南伝 18 p.068

(4) 大正 02 p.028 上、国訳 03 p.202

(5) 大正 02 p.717 下、国訳 09 p.147

[5-3] 「セータヴィヤ」は *DN.023 Pāyāsi-s.* (弊宿経) ⁽¹⁾ = 『長阿含』007「弊宿経」⁽²⁾ = 『中阿含』071「蜚肆経」⁽³⁾ = 法賢訳『大正句王経』⁽⁴⁾ の主人公の尊者クマーラ・カッサパ (*Kumāra-kassapa*) = 童女迦葉 = 鳩摩羅迦葉 = 童子迦葉がパーヤーシという王 = 弊宿という婆羅門 = 弊宿という王 = 大正句と名づける王に法を説いたところであって、この地も王が波斯匿王から施与された梵分の地とされている。

これだけではセータヴィヤという土地の位置も分らないが、*Suttanipāta* 005-001 ⁽⁵⁾ ではゴーダーヴァリー河の河畔に住んでいたバーヴァリンという婆羅門の16人の弟子たちが釈尊を訪ねて旅をした途次に、コーサンビー (*Kosambī*)、サーケータ (*Sāketa*)、サーヴァッティに行き、次にセータヴィヤ (*Setavya*)、カピラヴァットゥ (*Kapilavattu*)、クシナーラー (*Kusinārā*) に赴いた、とされている。ここからセータヴィヤは舎衛城からカピラヴァットゥに至るルートの途中にあったことがわかる。

(1) vol. II p.316、南伝 07 p.365、片山・長部 2 p.269

- (2) (大正 01 p.042 中、国訳 07 p.158)
- (3) (大正 01 p.525 上、国訳 04 p.319)
- (4) (大正 01 p.831 上)
- (5) (p.190)

[4-6] なお『薬事』の中の斯迦底聚落の所で記されている曲芸師の話は SN.047-019 ⁽¹⁾ = 『雑阿含』 619 ⁽²⁾ にあり、この仏在処はスンバ国のセーダカと名づけられたスンバ人たちの町 (*Sumbhesu Setakaṃ nāma Sumbhānam nigama*) = 私伽陀聚落とされている。セーダカという地名は SN.046-030 ⁽³⁾ にも見いだされ、やはり「スンバ国のセーダカと名づけられたスンバ人たちの町」と記されるが、スンバ国なる国はもちろん十六大国にもないのでごくごく小さな地方の藩国であったのであろう。

- (1) vol.V p.168
- (2) 大正 02 p.173 中
- (3) vol.V p.089

[5-4] 『薬事』の遊行記事には、菩薩であったとき一瞻部樹下で入定して初禪を得た「犁地村聚落」という地名がある。『根本有部律破僧事』 ⁽¹⁾ には「犁田村」とされている。犁はパーリ語では ‘*naṅgala*’ であるから、これはナンガラカ (*Naṅgaraka*) ⁽²⁾ という地名に相当するかもしれない。

ナンガラカは MN.089 *Dhammacetiya-s.* (法莊嚴經) ⁽³⁾ において次のように記されている。

あるとき世尊は釈迦国のメーダルンパ (*Medalumpā*) と名づける釈迦族の町 (*nigama*) に住された。そのときパセーナディ王がある所用で (*kenacid eva karaṇīyena*) ナンガラカ (*Naṅgaraka*) にやって来た。パセーナディ王はディーガ・カーラーヤナ (*Dīgha Kārāyana*) に車を用意させて園遊したが、そこで釈尊のことを思い起し、彼に「釈尊はどこにおられるか」と尋ねると、「ここから3由旬の距離にある釈迦族の町メーダルンパに居られます。その日のうちに到着できます」と答えた。早速王は釈尊のもとへ赴いた。

この対応経の『中阿含』 213 「法莊嚴經」 ⁽⁴⁾ も内容は全く異ならないが、メーダルンパを釈迦族の都邑である弥婁離、ナンガラカを邑名城、ディーガ・カーラーヤナを長作、3由旬を3拘婁食とする。由旬には大由旬と小由旬があり、また体感距離の由旬もあることは「モノグラフ」6号 (2002年10月) 掲載した【論文4】「由旬 (*Yojana*) の再検証」 (森章司・本澤綱夫) に記した。ここでは体感距離の 11.5km を採用するとすると、3由旬は 34.5km ということになる。またクローシャ (*krośa*) は1由旬の 1/4 とする伝承も 1/8 とする伝承もあるが、ここでは 1/4 を採用すると、3クローシャは 8.6km ということになる。

なおメーダルンパは釈迦族の町とされているが、ナンガラカはコーサラ国側にあったのであろう。波斯匿王は舎衛城からナンガラカに行ったのであろうから、ナンガラカの手前にメーダルンパがあったとは考えられないからである。ただし当時の釈迦国はコーサラ国の属国であったから、波斯匿王はその釈迦国の町メーダルンパにも気楽に訪問することができたのである。

なおナンガラカは波斯匿王が所用 (所為) で行く場所であるからこのときには完全に王が統治する地域であったのであろうが、釈尊は青年時代にここで田作の作業を眺めつつ樹陰で

禪定に入ったとされるから、その頃はまだ釈迦国の影響下にあったのであろう。

- (1) 大正 24 p.114 上
- (2) 赤沼 p.436 左
- (3) vol.Ⅱ p.118、南伝 11 上 p.157
- (4) 大正 01 p.795 中、国訳 06 p.358

[5] 以上において取り上げてきた地名を掲げると次のようになる。() のなかに国名を示し、*を施して特記事項を記した。

イッチャーナンガラという婆羅門村 (コーサラ国)

ウッカッター村 (コーサラ国) *ポッカラサーディ婆羅門がパセーナディ王より浄施された拝領地

セータヴィヤ (コーサラ国) *パーヤーシという王がパセーナディ王より浄施された拝領地

セーダカ (スンバ国)

メーダルンパ (釈迦国)

ナンガラカ (?) *パセーナディ王が所用でここに来ていた

[5-1] ところでサーヴァッティは北緯 27° 31′、東経 82° 03′ にあり、Tilaura Kot をその場所だとするとカピラヴァットゥは北緯 27° 34′、東経 83° 03′ にある。緯度はわずかに 3 分しか変わらないので、カピラヴァットゥはほぼサーヴァッティの真東にあったと考えてよい。その間は直線距離で約 100km (Google earth によれば 99.43km) である。おそらく上記の土地はサーヴァッティとカピラヴァットゥを結ぶ道路上ないしはその近辺にあったのであって、『棊事』の釈尊の遊行経路を参考にしてこれを並べてみると、

カピラヴァットゥーメーダルンパーナンガラカーセーダカーセータヴィヤ
ーイッチャーナンガラニウッカッターーサーヴァッティ

ということになる。

[5-2] このうちメーダルンパは釈迦国でセータヴィヤからがコーサラ国ということになる。

しかしナンガラカは MN.089=『中阿含』213 の時点ではパセーナディ王の所領となっていたのであろうが、釈尊の出家以前のころは釈迦国の領土であったと考えられる。

セーダカはスンバ族の国とされるが、スンバ族は弱小の独自の民族であったのかもしれない。もちろん釈迦国でさえコーサラ国の影響下にあったのであるから、スンバ国がコーサラの支配下にあったことはいうまでもない。

また *Suttanipāta* 005-001 にはパーヴァリンの 16 人の弟子たちが釈尊を訪ねて旅をしたその経路としてサーヴァッティとカピラヴァットゥの間にセータヴィヤを上げている。セータヴィヤはサーヴァッティとカピラヴァットゥのちょうど中間辺りにあったのであろう。

[5-3] とところで問題のイッチャーナンガラである。

『長阿含』026「三明経」の仏在処はイッチャーナンガラであるが、その対応経の DN.013 *Tevijja-s.* はマナサーカタ (Manasākaṭṭha) というコーサラの婆羅門村とする。そしてこの村の北をアチラヴァティー河 (Aciravatī) が流れていたとしている。

アチラヴァティー河に相当する現在の **Rapti** 河はサーヴァッティの北を西北方向から東南方向に斜めに流れ下っている。世尊時代にはどのように流れていたかわからないが、パセーナディ王はその妻であったマッリカーと宮殿に並んで立ってこの河で戯れる若い比丘たちを見て擲揄したとされるから、現在とそれほど変わっていなかったはずである。

とするならばサーヴァッティからカピラヴァッティに通じる道路は、サーヴァッティを出ると 10km もしないうちにこの河にぶつかり、ここで河を渡ることになったはずである。おそらくそこがマナサーカタであって、マナサーカタはイッチャーナンガラIchchānagaraの異名かないしはごく近くにあったのであろう。ウッカッターも増長聚落も同様である。あるいはアチラヴァティー河の渡河地点の近くにいくつかの集落があり、イッチャーナンガラはこれらを総称する名であったのかもしれない。

ともかくイッチャーナンガラはサーヴァッティの目と鼻の先にあったのである。

[6] そろそろまとめに入りたい。

われわれは「モノグラフ」第 21 号（2017 年 4 月）に掲載した【研究ノート 10】「原始仏教聖典における『高名な婆羅門』たち」（森章司）において、釈尊が出家してまだ若いときにソーナダダ婆羅門やチャンキン婆羅門などが釈尊の優婆塞となったが、ポッカラサーティ婆羅門はそれよりも早くに優婆塞になっていることなどから、ポッカラサーティ婆羅門が釈尊の教えに帰信したのは釈尊 49 歳＝成道 15 年ころのことであるという結論を得ている。ここに扱った *DN.003 Ambaṭṭha-s.* とその対応経や、『長阿含』026「三明経」とその対応経はこのときの様子を伝えているわけである。

釈尊 49 歳＝成道 15 年は、祇樹給孤独園が給孤独長者によって釈尊教団に寄進されたその翌年にあたる。釈尊がそれまでの主な活動の地とされていたマガダ国とその首都であるラージャガハから離れて、新天地としてのコーサラ国の首都であったサーヴァッティに進出されたまさにそのときである。

この初めて釈尊がサーヴァッティに足を踏み入れられた翌年の釈尊 49 歳＝成道 15 年の雨季に入る前に釈尊はサーヴァッティからちょっと足を伸ばされてイッチャーナンガラに行かれ、そこでアンバッタという青年婆羅門とのちょっとした悶着が縁で土地の有力者であるポッカラサーティ婆羅門の帰信を得ることになった。

この年は「十衆白四羯磨授戒制度」が制定されて正式なサンガが成立してからたった 2 年しかたっていなかったから、まだまだサンガ運営規則は十分には整備されていなかった。侍者もアーナンダが就任して安定するまでの紆余曲折がある頃であった。釈尊は雨季を利用して、しかも静かな環境のもとで 1 ヶ月も 2 ヶ月も 1 人でじっくりとサンガの将来構想をお考えになりたかったのであろう。そこでこれ幸いとイッチャーナンガラにおいて雨安居を過ごされることになった。ここはサーヴァッティとは目と鼻の距離にあり、コーサラ国に進出したばかりの釈尊にとっては何かと便利であったであろうし、この地ははなはだ高名にして裕福なる婆羅門たちが住む婆羅門村であり、この地はまた古の仙人たちとも因縁が深いバラモン教の聖地ともいべき土地であった。ここで釈尊は早速彼らの信頼を得られたわけであって、彼らの後ろ盾を得られたことは、いまだ新興宗教にすぎなかった釈尊の教えにとっては万人の味方を得たようなものであったであろう。

前記の【研究ノート 10】「原始仏教聖典における『高名な婆羅門』たち」には次のような内容を記しておいた。

コーサラ国はインド旧来の宗教であったバラモン教の勢力の強いところであったが、ここに釈尊の教えが広まることになった最大の功労者は、何といたっても舎衛城の大富豪であった給孤独長者である。しかしこの時にはまだ、祇樹給孤独園の建設因縁が物語るようにコーサラ王室の支持を得られていなかった。したがってコーサラ国における釈尊や仏弟子たちの活動を支えたのは、給孤独長者を筆頭とするそのころインド社会に台頭しつつあった商人階級であったが、それだけで布教の条件が満たされたわけでない。むしろ新興宗教であった釈尊の教えが受け入れられる精神的な土壌を作ることが必要であった。

そしてその面では婆羅門たちの支持が不可欠であったが、後に原始仏教聖典の編集者たちに「高名な婆羅門」と記憶される婆羅門たちが、釈尊の布教のかなり早い段階で優婆塞となったことが、釈尊の教えがコーサラ国をはじめマドゥラーなど西方ないしはその西北方方面や、南のコーサンビーやさらにそれ以南のデカン高原などに広まるきっかけとなったといえるのではなかろうか。彼らが婆羅門社会の影響力が強いインド社会の中で釈尊の教えを布教するにあたっての大きな宗教的地盤を作ったのである。

【004】 *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.* (種徳経 vol. I p.111、南伝 06 p.165)

『長阿含』 022 「種徳経」 (大正 01 p.094 上、国訳 07 p.323)

[1] これらの経は「モノグラフ」第 19 号 (2014 年 9 月) に掲載した【研究ノート 1】「釈尊のアンガ (*Aṅga*) 国訪問年の推定」(森章司)において、その説時は釈尊 52 歳＝成道 18 年であったと決着済みである。

なおより詳細にいえば、このときソーナダダ婆羅門 (*Soṇadaṇḍa brāhmaṇa*) は、チャンパー市 (*Campā*) の婆羅門や居士たちが「釈迦族より出家した釈子沙門がチャンパーに來られた。世尊は十号を具し、この世界の法を知り、法を示し、完全に清浄な梵行を示しているとの称賛の聲が上がっている。このような阿羅漢に会うのはよいことだ」とチャンパーを出て一団となってガッガラーの蓮池 (*Gaggarā pokkharāṇī*) に行くのを見て、彼も一緒に行くことにした」のであるから、これは釈尊がアンガ国のチャンパーに初めてやってこられた時のことをいうのであろう。そしてこの年の雨安居を釈尊はここで過ごされたのであるから、これはその雨安居前のことであったということになる。

すなわちこの経の説時は釈尊 52 歳＝成道 18 年の雨安居前である。

なおこの経の内容は前記【研究ノート 1】に紹介済みであるから、ここでは省略する。

[005] DN.005 Kūṭadanta-s. (究羅檀頭経 vol. I p.127、南伝 06 p.189)

『長阿含』023「究羅檀頭経」(大正 01 p.096 下、国訳 07 p.331)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.005 Kūṭadanta-s. (究羅檀頭経)：あるとき世尊は 500 人の大比丘サンガと共にマガダ国を遊行してカーヌマタという婆羅門村 (Khānumata Magadhānam brahmaṇa-gāma) にあるアンバラッティカー (Ambalatthikā) に住された。カーヌマタはピンピサーラ王からクータダント婆羅門 (Kūṭadanta-brāhmaṇa) に梵施された土地であった。

そのとき村ではクータダント婆羅門のための大犠牲祭 (mahā yañña) が行われていたが、人々は釈迦族出身の沙門である正覚者ゴータマがやってきたというので、そろって釈尊の住する園に行くところであった。クータダント婆羅門はそれを見て、自分も犠牲祭式について尋ねてみようと思うことにした。

これを知った数百人の婆羅門たちは、「クータダント婆羅門はすでに老齢で多くの青年婆羅門たちの師であり、マガダ国王ピンピサーラやポッカラサーティ婆羅門に尊敬されています。沙門ゴータマは若い遊行者 (taruna-paribbājaka) にすぎない。沙門ゴータマこそ会いに来るべきです」と反対した。

これに対してクータダント婆羅門は、「沙門ゴータマは年若い漆黒の髪を持ち (dahara samāna susukāla-kesa)、、すばらしい青春がありながら人生の初期に出家して多くの衆の師であり、三十二相を具え、マガダ国王ピンピサーラ、コーサラ国王パセーナディ、ポッカラサーティ婆羅門に尊敬されています。私たちこそ会いに行くべきです」と反論した。

世尊に会ったクータダント婆羅門は犠牲祭式について尋ねた。世尊は昔のマハーヴィジタ王 (rājā Mahāvijita) を題材にして犠牲祭のあり方を説かれ、それよりも勝れた犠牲祭として常施 (nicca-dānā)、四方サンガ (cātuddisa saṃgha) への精舎の寄進、三宝皈依、五戒、戒と定と慧などがあることを教えられた。クータダント婆羅門は三宝に皈依して優婆塞になり、四諦の教えを聞いて法眼を得た。

婆羅門は翌日の食事を招待し、世尊は食事のあと彼に説法をされてから座を起って去られた。

『長阿含』023「究羅檀頭経」：あるとき世尊は大比丘衆 1,250 人と共に、俱薩羅国の佉毘婆提婆羅門村の北にある尸舎婆林に住された。この村には究羅檀頭という婆羅門がいて、この村は波斯匿王が梵分として彼に与えた村であった。

彼には 500 人の弟子がいて、このとき大祀のために供犠の牛などを準備していた。そのとき彼は沙門瞿曇がこの村に来られ、人々が会いに行こうとしていることを知って、自分も祭祀・祀具のことを尋ねようと会いに行こうとした。

これを知った 500 人の婆羅門たちは、「あなたは衆の指導者であり、波斯匿王、瓶沙王に尊敬されている。彼の方から会いに来るべきである」と反対した。究羅檀頭婆羅門は「彼も衆の指導者であり、波斯匿王、瓶沙王や沸伽羅婆羅婆羅門、梵婆羅門、

多利遮婆羅門、種徳婆羅門、首伽摩納兜耶子に尊敬され、沸伽羅婆羅婆羅門に三帰五戒を授け、少壯にして出家して三十二相を具えている。私の方が会いに行くべきだ」と反論した。

世尊に会った究羅檀頭婆羅門は大祀について尋ねた。世尊は過去久遠のクシャトリヤ王・水澆頭種を引き合いに出して教え、それ以上の祭祀として衆僧を供養すること、招提僧のために僧房堂閣を寄進すること、仏法僧に帰依すること、五戒を守ること、慈心を持って衆に接すること、出家修道して慧明を具足することを説かれた。

究羅檀頭婆羅門は優婆塞となって、翌日の食事を招待し、世尊が説かれた四諦の教えによって法眼淨を得、さらに7日の食事を招待して、間もなく病を得て命終した。

[2] 登場人物と仏在処を検討してみよう。

[2-1] この経の登場人物はパーリではクータダント婆羅門 (Kūṭadanta-brāhmaṇa) であり、漢訳では究羅檀頭という婆羅門と音写されている。

クータダント婆羅門の ‘kūṭa’ は重閣講堂 (kūṭāgārasālā) の「尖塔のある」という意味で知られるが「鋤」「ハンマー」という意味もあり、‘danta’ は「歯」であるから「鋸歯婆羅門」と意識される人物もこれに相当するかもしれない。この人物を同一人物だとすると、クータダント婆羅門が登場する経は他に、前節では省略した DN.004 *Soṇadaṇḍa-s.* の対応経である『長阿含』022「種徳経」がある。ただしこの経中の鋸歯婆羅門は、この経の主人公であるソーナダダ婆羅門が釈尊に会いに行こうとすると、500 人の婆羅門が引き止めようとするのに対して、今主題にしている経と同趣旨の反論のことばの中に、「沙門瞿曇は若いけれども衆の導師となり、波斯匿王や瓶沙王に供養され、沸伽羅婆羅婆羅門、梵婆羅門、多利遮婆羅門、鋸歯婆羅門、首伽摩納都耶子にも供養され、釈迦族、俱利、冥寧、跋祇、末羅、酥摩の人々にも尊崇されている」として話題に上がるに過ぎない。

[2-2] 仏在処の国については、パーリがマガダ国とするに対し漢訳は俱薩羅国とするから大きく相違する。

またパーリの「カーヌマタ」に相当する部分を漢訳では「佉菟婆提婆羅門村」とする。「佉」の字音は『諸橋大漢和』(p.686) によれば、①キョ (漢音)、コ (呉音)、②キャ (漢音)、カ (呉音) とする。「菟」は『諸橋大漢和』にも見いだせないが、少の下に免という字であるとすれば (p.3512) この音はドゥであり、婆の呉音はバ、提の音にはいくつかあるが呉音ではダイ、タイである。したがって佉菟婆提は「コドゥバダイ」あるいは「カドゥバタイ」という音になるであろうか。いずれにしても佉菟婆提はカーヌマタに相当するとは考えられない。

またパーリのアンバラッティカー (Ambalaṭṭhikā) に相当する部分は漢訳では尸舎婆林とする。amba はマンゴーで漢訳音写では菴羅あるいは菴婆、laṭṭhi は杖、棒、新芽、枝であるが、漢訳は尸舎婆林とするから必ずしも一致しない。パーリのいうアンバラッティカーは DN.001 *Brahmajāla-s.* の仏在処や DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* の第2の説処と同じ場所である。これらの経のアンバラッティカー園には国王の休憩堂 (Ambalaṭṭhikā rājāgāraka) があったとされるがここにはこれが言及されない。もしこれらの仏在処が今の経の仏在処と同じであるとすると、説時も同じいという可能性があるが、今の経では釈尊が「年若き遊行

者 (*taruṇa-paribbājaka*) 」とされるのであるから、説時が等しいということはありません。

このようなことからパーリのカーヌマタの婆羅門村のアンバラッティカーは、*DN.001 Brahmajāla-s.*の仏在処や *DN.016 Mahāparinibbāna-s.*の舞台となっているアンバラッティカーとは別の場所であると判断せざるをえない。

[3] この経の説時を推定するにあたっての最大の鍵は、この経と先に検討した *DN.003 Ambaṭṭha-s.*と *DN.004 Soṇadaṇḍa-s.*の3経は互いに意識しあっているように見えることである。これら3経はパーリでは *DN.*の003経、004経、005経と連続しており、『長阿含』では間に *DN.001 Brahmajāla-s.*に相応する第021経の「梵動経」が挟まっているけれども、第020経、022経、023経と連続している。しかもこれらの経の主人公はすべてが富裕で学識があり、他の婆羅門たちから尊敬されている婆羅門 (*DN.003*経はポッカラサーディ婆羅門、*DN.004 Soṇadaṇḍa-s.*はソーナダダ婆羅門、*DN.005*経はクータダダ婆羅門) である。

ところで *DN.003* = 『長阿含』020ではポッカラサーディ婆羅門が釈尊の教えに帰信して優婆塞になるのであるが、続く *DN.004* = 『長阿含』022と、*DN.005* = 『長阿含』023ではこのポッカラサーディ婆羅門がすでに釈尊の教えに帰信していて、手本とすべき優婆塞とされている。

このようにこれらの経は互に関連していて、説時としては *DN.003* = 『長阿含』020が早く、*DN.004* = 『長阿含』022と *DN.005* = 『長阿含』023はその後ということになる。前者ではポッカラサーディ婆羅門が優婆塞となり、後者ではすでに優婆塞となっているからである。そこで *DN.003* = 『長阿含』020の説時は釈尊49歳＝成道15年の雨安居中とし、*DN.004* = 『長阿含』022の説時は釈尊52歳＝成道18年の雨安居前としてあった。

このようにこれら3経が互に関連しあっているとすれば、今の経の説時も上記2経とそう隔たっていないと見てよいであろう。また説時はこの経の順序通りとするなら、この経の説時は *DN.004* = 『長阿含』022の釈尊52歳＝成道18年の雨安居前よりも後ということになる。

ところでこの経の仏在処はパーリがマガダ国のアンバラッティカーとするに対し漢訳は俱薩羅国の佉毘婆提婆羅門村とするから大きく相違する。もし前述のような3経の関連性を尊重するなら、*DN.004* = 『長阿含』022の仏在処はアンガ国のチャンパー（鴛伽国の瞻婆城）であり、われわれはこの年の雨安居を釈尊はここで過ごされ、翌年（世尊53歳）の雨安居はサーヴァッティで過ごされたと考えているから、今の *DN.005* = 『長阿含』023の仏在処は漢訳をとって俱薩羅国の佉毘婆提婆羅門村とすべきであろう。「佉毘婆提婆羅門村」がコーサラ国中のどのあたりにあったのか確認する術はないが、アンガ国からサーヴァッティに至る道中にあったと考えて、この経の説時は釈尊53歳＝成道19年の雨安居前ということにしておきたい。

[006] DN.006 Mahāli-s. (摩訶梨經 vol. I p.150、南伝 06 p.217)

[1] この経の概要は下記の通りである。この経に相応する漢訳経はない。

あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂 (Vesāliyam Mahāvana kutāgārā-sālāya)に住されていた。そのとき多数のコーサラとマガダの婆羅門使者 (brāhmaṇa-dūtā) がある用事でヴェーサーリーに住していた。彼らは釈迦族出身の沙門ゴータマは仏・世尊であり、自ら悟った法を説くという世尊の名声を聞いて、世尊のもとにやって来た。このとき尊者ナーギタ (Nāgita) が世尊の侍者 (upatthāka) であったので、世尊に会見を申し込むと、ナーギタは「世尊は今独坐 (paṭisallina) されている」と断った。彼らは拝謁してから帰ろうと傍らに坐った。

さらにリッチャヴィ族のオッタッタ (Oṭṭhaddha) = 本名をマハーリ (Mahāli) という = も、多くのリッチャヴィ人たちと共に来て世尊に会おうとしたが、ナーギタが同様に断ったので彼らも拝謁してから帰ろうと傍らに坐った。

そのとき沙弥のシーハ (Siha samaṇuddesa) がナーギタに近づいて、「彼らが世尊に拝謁できるように取り計らってはどうか」と進言した。ナーギタはシーハに「それならばあなた自身に取り次ぎなさい」と答えると、シーハは世尊のもとへ行き、事情を告げて「彼らにお会い下さい」と願った。世尊はシーハに精舎の前の木陰に座を準備させた。

世尊が着座されるとこれらの人々は世尊に問訊礼拝した。そしてオッタッタが世尊に、「リッチャヴィ族の子であるスナッカッタ (Sunakkhatta Licchavi-putta) が先日 (yad agge) 私の所にやって来て、『世尊のもとに住してからまもなく3年になるのであるが (yad agge ahaṃ Mahāli Bhagavantam upanissāya viharissāmi na ciraṃ tīni vassāni)、身も心も奪われるほどの天の色形 (dibbāni rūpāni) を見ることはできるようになったが、いまだ身も心も奪われるほどの天の音声 (dibbāni saddāni) を聞いたことがない⁽¹⁾』と語りました。そのような魅力的な天の音声があるのでしょうか」と質問した。世尊は「ある」と答えられ、スナッカッタは「そのためだけに定を修しているからだ」と天の音声を聞くことができない理由を述べられた後、「梵行修習の目的は諸結を断じて無漏の心解脱・慧解脱を証することで、そのための道として八聖道がある」と説かれ、さらに「かつてコーサンビー (Kosambī) のゴーシタ園 (Ghositārāma) に住していたとき、マンディッサ (Maṇḍissa) という遊行者 (pabbājita) とダールパッティカ (木鉢者) の弟子ジャーリヤ (Jāliya dārupattik-antevāsin) が訪れて、『霊魂 (命) と身体 (身) とは同一であるか、別異であるか (taṃ jīvaṃ tam sarīraṃ udāhu aññaṃ jīvaṃ aññaṃ sarīraṃ)』と質問したので、戒と三昧 (四禅) と智 (漏尽通) とを解説した後で、『これを知る比丘にはそのような質問は適切ではない』と答えた」と語られた。オッタッタはこれ聞いて喜んだ。

(1) 註釈書 (片山・長部 2 p.098) によると、天の色形を見るというのは天眼通を得ること、天の音声を聞くというのは天耳通をえるということとされている。

しかしこれは『中阿含』073「天経」（大正 01 p.539 中、国訳 04 p.362）＝AN.008-007-064 (vol.IV p.302、南伝 21 p.240) に説かれる八行＝八転の依天智見 (aṭṭha-parivaṭṭa adhideva-ñāṇa-dassana) の最初にあたるものとも考えられる。【研究ノート 17】の【044】『中阿含』073「天経」（大正 01 p.539 中）＝AN.008-007-064 (vol.IV p.302、南伝 21 p.240) 参照

[2] この経の仏在処はヴェーサーリーの重閣講堂である。われわれは釈尊が成道後始めてヴェーサーリーを訪れたのは、スダッタ長者から祇樹給孤独園の寄進を受けるために舍衛城に行かれる途中の釈尊 47 歳＝成道 13 年の雨安居の後（釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居の前）のことだと考えている。したがって少なくともこの経の説時はこれ以降ということになる。

しかし経中で世尊は「かつてコーサンビー (Kosambī) のゴーシタ園 (Ghositārāma) に住していたとき」と過去をふり返られている。このコーサンビーにおける靈魂と身体の一異についてのマンディッサという遊行者とダールパッティカ (木鉢者) の弟子ジャーリヤとの問答は、次経の DN.007 *Jāliya-s.* (閼利経) を回想されたものである。

われわれは釈尊がコーサンビーを始めて訪れたのは釈尊 55 歳＝成道 21 年のことであつたと考えているから、今主題としている経の説時はそれよりも遅い釈尊 55 歳＝成道 21 年以降ということになる。

[3] 本節の経の主な登場人物は、侍者・ナーギタ、リッチャヴィ族のオッタッタ (本名をマハーリといい、これが経名になっている)、沙弥シーハ、リッチャヴィ族の子であるスナッカッタの 4 人である。このうちオッタッタと沙弥シーハはこの経にしか登場しないので説時を知る手掛かりにはならない。そうすると残された手掛かりはナーギタとスナッカッタの 2 人になる。

[3-1] この経ではナーギタは釈尊の侍者とされているが、伝承においても「モノグラフ」第 11 号 (2006 年 10 月) に掲載されている【論文 12】「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」(岩井昌悟) に詳しく紹介したように、スナッカッタはアーナンダ以前の侍者であつたとされる。例えば *Apadāna-A.* ⁽¹⁾ に、

世尊には成道後初期の 20 年間定まった侍者がいなかった。ある時はナーガサマーラ (Nāgasamāla) が鉢と衣をとって遊行した。ある時はナーギタ (Nāgita) が、ある時はウパヴァーナ (Upavāna) が、ある時はスナッカッタ (Sunakkhatta) が、ある時はチュンダ沙弥 (Cunda samaṇuddesa) が、ある時はサーガタ (Sāgata) が、ある時はメーギヤ (Meghiya) が〔鉢と衣を取って遊行した〕。彼らのほとんどは師のお心に適わなかった。(続いてアーナンダが侍者に選出される場面が記述される。)

とするとごくである。

このように注釈書レヴェルの伝承によれば、ナーギタが侍者となったのはアーナンダが侍者になった釈尊 54 歳＝成道 20 年よりも前ということになるが、そうすると先述したコーサンビーとの関係の釈尊 55 歳＝成道 21 年よりも以降という情報と齟齬を来すことになる。しかしアーナンダが侍者となったというのは「阿難伝・試稿」⁽²⁾ に書いたように、釈尊教団

の秘書室長となったということであって、阿難が秘書室長になって以降も他の比丘が釈尊の身の回りの世話をする文字通りの侍者は何人もいたものと考えられる。「ブッダを上首とする比丘サンガ」のメンバーは原則としてすべてが釈尊から善来具足戒を受けて比丘となった釈尊の直弟子であり⁽³⁾、彼らは誰でも状況に応じていつでも釈尊の身の回りの世話をし、乞食などにも同行したであろう。例えば『涅槃経』⁽⁴⁾において最晩年の釈尊に扇いで風を送っていたとされるウパヴァーナ (Upavāṇa) もアーナンダ以前の侍者伝承の中に含まれるのであるから、この伝承を文字通りに受けとる必要はないわけである。

またもしこの伝承を文字通りに受けとるとすれば、後述するような決定的な情報に反することになる。この経の説時はおそらく釈尊の晩年であるからである。したがってアーナンダ以前の侍者として名前が挙げられるとしても、彼らが侍者として釈尊に持した年代はこの伝承の期間に限定しない方がよいであろう。

(1) p.307

(2) <http://www.sakya-muni.jp/>の「現地調査報告など」中の【文書 4】に掲載されている。

(3) 詩人ヴァンギーサ (Vaṅḡisa) のように、和尚を亡くした共住者 (saddhivihārika) が、釈尊を阿闍梨として内住者 (antevāsika) になる場合もある。

(4) DN.016 Mahāparinibbāna-s. (大般涅槃経 vol. II p.137)、法顯訳「大般涅槃経」(大正 01 p.198 下)、長阿含 002「遊行経」(大正 01 p.021 上)、白法祖訳「仏般泥洹経」(大正 01 p.169 上)、Mahāparinirvāṇasūtra (p.292)

[3-2] したがってこの侍者伝承から離れて、まずはナーギタの事績から調査してみよう。

ナーギタはこの経以外に『雑阿含』1250、『雑阿含』1251、AN.005-003-030、AN.006-004-042、AN.008-009-086などの5経に登場し、Theragāthā v.086⁽¹⁾はナーギタの詩である。

これら5経は先に【03】DN.003 Ambaṭṭha-s.の説時を検討した時にすでに紹介しており、パーリの3経はともにこの時もナーギタは世尊の侍者であったとされているが(『雑阿含』は侍者とはしない)、これらは釈尊がコーサラ国のイッチャーナンガラにおいて雨安居を過ごされた時の経で、その説時は祇園精舎が寄進された翌年の釈尊49歳＝成道15年の雨期のことであるとしておいた。

しかし本節の経の仏在処はヴェーサーリーの重閣講堂であるから、これらと説時は同じではない。またこの経は釈尊がすでにコーサンビーに訪れたことがあるということで釈尊55歳＝成道21年以降としてあった。

なおこの経のナーギタはコーサラやマガダの婆羅門たちから、あるいはリッチャヴィ族のオッタッタから釈尊への面会を求められた時、いったんは釈尊は独住されているからと断っておきながら、沙弥のシーハに「面会できるように取り計らってはどうか」といわれて、それなら自分で取り次げといったというようなかなりいい加減な誠意のない侍者ぶりである。このような緊張感のなさは、ナーギタがかなり侍者の仕事になれてしまっていることを示すものであろう。

しかしナーギタからはこの経の説時についての有力な情報は得られない。

(1) p.013、南伝 25 p.130

[3-3] 次にスナッカッタである。

スナッカッタは前記の「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」論文において、そのサンス

クリット表記は‘Sunakṣatra’であり、対応する漢音写に「須那察多」「須那利多」「須那利多羅」「須涅叉多羅」「蘇那利多羅」「修那利邏」「蘇氣怛羅」「須那呵多」があり、漢訳には「善星」「善宿」がある、とされている。この人物が登場する他の原始仏教聖典には次のようなものがある。これらの経にはスナッカッタの信仰歴が示されているので、

＜正しい信仰をもっている在家信者のスナッカッタ＞

＜還俗した直後のスナッカッタ＞

＜還俗して間もないスナッカッタ＞

という時系列に沿って紹介することにする。

なお本項の主題とする DN.006 を、これにならってスナッカッタの信仰歴に位置づけるとするなら、

＜比丘になって3年しかたないのに生意気なスナッカッタ＞

とすることができよう。

MN.105 *Sunakkhatta-s.* (善星経 vol.II p.252、南伝11上 p.328) : あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。そのとき多数の比丘たちが世尊の面前で、「生はすでに尽き梵行は完成された。作すべきことは作されもはや再びこの状態に至らないと知る」との所証を述べた。これを伝え聞いたスナッカッタというリッチャヴィ族の子(Sunakkhatta Licchaviputta)が世尊のところに行き、「あの比丘たちは正しく所証を述べたのでしょうか、それとも増上慢によって述べたのでしょうか」と尋ねた。世尊は「正しく所証を述べた者もいれば、増上慢によって述べた者もいる。前者はそれでよいが、後者に対しては法を説こうと思う」と告げ、5種の欲、不動に心を傾けること、無所有処・非想非非想処に心を傾けること、正しい涅槃に心を傾けること、箭による傷口の喩えなどを説かれた。これを聞いたスナッカッタは歡喜信受した。＜正しい信仰をもっている在家信者のスナッカッタ＞

DN.024 *Pātika-s.* (波梨経 vol.III p.001、南伝08 p.001) : あるとき世尊はマッラ国のアヌピヤーと名づけるマッラ族の町 (Anupiyā Mallānam nigama)に住されていた。早朝、世尊は乞食のためアヌピヤーの町へ入ろうとしたが、時間が早いからと遊行者バグガヴァゴッタの僧園 (Bhaggava-gottassa paribbājakassa ārāma)のバグガヴァ姓の遊行者のもとを訪ねられた。このとき遊行者は「先日、ほんの少し前のことですが (purimāni divasāni purimatarāni)、スナッカッタというリッチャヴィ族の子 (Sunakkhatta Licchaviputta) がやって来て、『バグガヴァよ、私は今や世尊を見捨てた (paccakkhāto dāni mayā bhagavā)。今や世尊にしたがって住んでいない (na dānāhaṃ bhagavantam uddissa viharāmi)』と言ったが、本当ですか」と尋ねた。世尊は「その通りです」と答えられ、次のような話をされた。

先日、スナッカッタは私のもとに来て「私は今や世尊を見捨てた。今や世尊にしたがって住んでいない」と言ったが、そのとき私は、『来なさい、私にしたがって住みなさいと言ってもいないのに、捨てるとかしたがつて住まないと言うのは、あなたの間違いです。またあなたに神通変化を示すとも世界の起源 (aggāṇṇa) を説示するとも言っていないのに、神通変化を示さない、世界の起源を説示しないと言うのはあな

たの間違いです。私は苦しみを滅するために法を説いています』と諭したが、彼は法と律より離れて行った (apakkam' eva imasmā dhamma-vinayā)。

かつて私がウッタラーカーと名づけるブム族の町 (Uttarakā nāma Bumūṇaṇigama) に住していたとき、スナッカッタを随従沙門 (pacchā-samaṇa) として町中へ乞食に入ると、**裸形梵志のコーラッカッティヤ** (acela Korakkhattiya) が犬のように四つ足で歩き大地に落ちている食べ物を食べたりしていた。それを見た彼は“実に阿羅漢であり沙門である”と考えた。心中を知った私は彼を諫め、『彼は7日後に死んでカーラカンジャ (Kālakañja) という最下の阿修羅身になる』と記別し、その通りになったのに彼は信ぜず、法と律より離れて行きました。

また私がヴェーサーリーの大林重閣講堂に住していたとき、裸形梵志の**カンダラマスカ** (acela Kandaramasuka) が生涯にわたり7種の誓戒 (satta vatta-padāni = 裸形、梵行、酒肉の断、ヴェーサーリーのウデーナ廟よりも東に行かない、ヴェーサーリーのゴータマカ廟よりも南に行かない、ヴェーサーリーの七聚廟よりも西に行かない、ヴェーサーリーの多子廟よりも北に行かない) を実行し、名声を得ていた。そのときスナッカッタはカンダラマスカのもとへ行って質問したが、カンダラマスカが答えることができずに怒りをあらわにしたにもかかわらず彼を称讃した。そこで私はスナッカッタを諫め、「カンダラマスカはやがて名声が地に落ち死ぬであろう」と記別してその通りになったにも拘わらず彼は法と律より離れて行きました。

さらに私がヴェーサーリーの大林重閣講堂に住していたとき、裸形梵志の**パーティカプッタ** (acela Pāṭikaputta) が名声を高め、『私は沙門ゴータマの示現する神通変化の倍をなすことができる』と豪語していたので、スナッカッタがそれを私に告げに來た。私は彼を諫め、『パーティカプッタがそのような言葉や心や見解を捨てずに私の前に出ることはできない。もし来れば頭が裂けるであろう』と記別し、ヴェーサーリーで乞食した後、パーティカプッタを訪ねようとした。パーティカプッタは私がやってくると知ってティンドウッカーヌ遊行者林 (Tindukkhānu-paribbājakārāma) へと逃げ込み立ち上がれなくなった。そこで**リッチャビ族の大臣** (Lcchabi-mahāmatta) や**ダールパッティカ (木鉢を持つもの) の弟子のジャーリヤ** (Jāliya dārapattik-antevāsin) が彼を連れてこようとしたが座を移動させることができなかった。このようにパーティカプッタは私の記別通りになったが、それでもスナッカッタは法と律より離れて行きました。

このように語られた後世尊は、世界の起源 (自在天・梵天創造説、戲耽説、意乱説、無因生説) について説法され、「私は世界の起源を知る。それを知ってそれにとらわれず涅槃に達している」と説かれた。バグガヴァゴッタは歓喜し信受した。＜還俗した直後のスナッカッタ＞

『長阿含』015「阿菟夷經」(大正01 p.066上、国訳07 p.237) : あるとき世尊は1,250人の大比丘衆と共に冥寧国の阿奴夷土 (アヌピヤー)に住された。そのとき世尊は城内で乞食をするには時間が早かったので房伽婆梵志の園觀に赴かれた。このとき**房伽婆** (バグガヴァゴッタ) が「先夜、隸車子の善宿比丘が来て、『私は仏所において梵行を修していない。仏が自分を疎外するからだ』として瞿曇の過ちを説いた

が、自分は受けなかった」と言った。

世尊は、「かつて毘舍離の獼猴池側にある集法堂にいたとき、善宿が私のところに來たので彼と問答をした」として、私が神足變化を現わさなかった、父術を教えなかったといつて去っていったこと、尼乾子の弟子の伽羅樓のこと、冥寧国の白土にいたときの尼乾子の究羅帝のこと、獼猴池の法講堂にいたときの梵志波梨子が座を起てず梵志遮羅、頭摩隸車子が呼びに行ったことなどを語られ、さらに世界の起源に関する議論に触れて、「いずれも眞實は仏だけが知っている。他の教えに従っている限り身も心も清浄とはならない。淨解脱に入ろうとして心に絶え間なく仏を願ひ求めれば安樂を得る」と説かれた。房伽婆梵志は歡喜奉行した。〈還俗した直後のスナッカッタ〉

MN.012 *Mahāsīhānāda-s.* (師子吼大經 vol. I p.068、南伝 09 p.110) : あるとき世尊はヴェーサーリー城の近くにある森 (*Vesāliyam bahinagara aparapura vanasanda*) に住された。そのときスナッカッタというリッチャヴィ族の子がいて、法と律を捨てて間もない頃であったが (*acirapakkanto hoti imasmā dhammavinayā*)、
「沙門ゴータマには人法を越えた特殊の最上智見はない (*na' tthi samañassa Gotamassa uttarim manussadhammā alamariyañāṇadassanaviseso*)。沙門ゴータマは推論された法を示しているだけである。しかしその法は正しく苦の滅に導いている」と人々の中で世尊を誹謗した。

そのときサーリプッタはヴェーサーリー城内で乞食中に、スナッカッタが聴衆に向つて先のようなことを言うのを聞いて世尊に報告した。世尊はサーリプッタに「スナッカッタは誹謗しながら、しかも『その法は正しく苦の滅に導いている』と称讃している」と述べ、神通力、十力、四無所畏、八衆、四生、五趣を詳説された。さらに世尊自身も四支具足の梵行、外道の種々なる苦行などを実践したが、それらが最上の智見に達する道でないことを説かれた後、「ある沙門婆羅門たちは、若い者こそ最上の智慧弁才に達することができるが、老齡になって 80 歳、90 歳、100 歳にもなるときには智慧弁才が衰えるというがそうではない。今、私は年老いて老衰し、高齡になって、人生の終りの 80 歳となった (*aham kho pana Sāriputta etarahi jīṇo vuddho mahallako addhagato vayo anuppatto, asitiko me vayo yattati*)。あなた方は 100 歳を寿命とし、100 歳を生き、最上の智慧弁才に達しなさい。あなた方が私を床の上に載せて運ぶようになったとしても如來の智慧弁才には変りがない」と語られた。

このときナーガサマーラ (*Nāgasamāla*) は世尊の背後に立つて扇いでいたが、称讃の声をあげて、「この教えを聞いて身の毛がよだつた。この法門を何と名づけたらよいか」と尋ねた。世尊は「この法門は身毛堅立法門 (*Lomahamsana- pariyāya*) と名づけて憶持すべきである」と告げられた。ナーガサマーラは仏の所説を歡喜し信受した。〈還俗して間もないスナッカッタ〉

惟淨等訳『身毛喜堅經』(大正 17 p.591 下) : 世尊は毘舍離国の最勝大城最勝林中に住された。そのとき城中に長者子があり善星といった。この善星は仏法を捨離してからいまだ久しからざる時で、仏法僧を誹謗して「沙門瞿曇は人中の最上法なく、証

したというものは弁才と不正智によって得たに過ぎない。ただしその所説の法はよく苦しみを尽す」と触れ回った。

城中に乞食に入った**舍利子**がこれを聞いて世尊に報告すると、世尊は「自分の罪を覆蔵せんがために大龜語を説くのである。彼は地獄に堕ちる」と記別され、さまざまな教えを教示された。そして最後に「世間の沙門婆羅門は若くないと正慧をもって修行できないという。私は年老いて80歳になんなんとし、もうすぐ世を去ろうとして繩索で縛られてかろうじて動く朽枯の車輪のようなものだ。しかし賢劫中の四仏と声聞弟子は100歳になっても念行慧寿はことごとく具足している。あなた方は100歳をすぎても仏説の正語を忘失してはならない」と説かれた。

そのとき尊者**龍護**が世尊に風を送っていた孔雀の扇をおいて、「今の正法を聞いて身毛が悚慄して大歓喜が生じました。この経を何と名づけましょうか」と質問した。世尊は「身毛喜堅と名づけなさい」と答えられた。比丘たちは歓喜して信受した。＜還俗して間もないスナッカッタ＞

〔3-4〕上記のようにスナッカッタが登場する経のすべてはスナッカッタが主人公としてよく、しかも彼の信仰歴が示されているとあってよい。紹介した経の最後にその履歴の要点を記しておいたが、これを再び整理すると

- ①在俗信者にして正しい信仰をもっているスナッカッタ：MN.105
- ②比丘になって3年しかたたないのに生意気なスナッカッタ：本節の主題の DN.006
- ③還俗して直後のスナッカッタ：DN.024＝『長阿含』015
- ④還俗して間もないスナッカッタ（釈尊80歳）：MN.012＝『身毛喜堅経』⁽¹⁾

ということになる。

仏在処は DN.024＝『長阿含』015 がマッラ国のアヌピヤーと名づけるマッラ族の町＝冥寧国の阿奴夷土とするほかはすべてヴェーサーリーである。スナッカッタはリッチャヴィ族の出身とされるから舞台がヴェーサーリーが多いのも当然といわなければならない。しかしながら「還俗した直後のスナッカッタ」はマッラ国のアヌピヤーにいたようであるから、スナッカッタが仏法僧への信仰を捨てたのはこのマッラ国のアヌピヤーであったとしてよいであろう。マッラ国のアヌピヤーは釈尊が出城・出家したとき鬚髪を捨てた場所であり、阿難や提婆達多たちが出城・出家した場所でもある。

ところで④の「還俗して間もないスナッカッタ」が登場する MN.012＝「身毛喜堅経」には重要な情報が含まれている。この経が説かれた時の釈尊の年齢は80歳であったということである。したがって MN.012＝『身毛喜堅経』の説時は、『涅槃経』において釈尊がヴェーサーリーの郊外の竹林村で雨安居されたとされる満年齢でいうと釈尊79歳＝成道45年であったということになる。漢訳の「繩索で縛られてかろうじて動く朽枯の車輪のようなもの」というような表現はまさしく『涅槃経』そのものを連想させ、これと時を同じくすると解釈すれば説時はさらに釈尊79歳＝成道45年の雨安居に入るときと限定されることになる⁽²⁾。これらの経の仏在処は「ヴェーサーリー城の近くにある森（Vesāliyaṃ bahinagara aparapura vanasaṇḍa）」あるいは「毘舍離国最勝大城最勝林」とされるが、『涅槃経』の「竹林村（Beluva-gāmika）」とあい矛盾するものではないであろう。

そしてこの経にはスナッカッタが「還俗して間もない」頃のこととされているが、③の

「還俗した直後のスナッカッタ」からどれほどの時間を経過しているのでしょうか。「還俗して間もない」というのはあまりにも漠然としていて、それが1月をさすのか、1年をさすのか、あるいはそれ以上をさすのか明確ではない。しかしこの「還俗した」場所がマッラ国のアヌピヤーであったとすると、最後の雨安居をヴェーサーリーの竹林村で過ごされたその前年の釈尊78歳＝成道44年の雨安居は王舎城で過ごされたのであるから、この間にマッラ国に遊行される時間が入り込む余地はない。したがって還俗したのはそれ以前ということになるであろう。

われわれは王舎城で雨安居を過ごされたさらにその前年の雨安居は舎衛城で過ごされたと考えている。すなわち釈尊77歳＝成道43年の雨安居である。釈尊はそれから王舎城まで遊行されて王舎城で雨安居を過ごされたことになり、そうすると舎衛城から王舎城に行く途中でマッラ国のアヌピヤーに立ち寄られる可能性は十分にあることになる。

このように考えるとスナッカッタが還俗したとされる DN.024＝『長阿含』015の説時は、釈尊77歳＝成道43年の舎衛城での雨安居の後ということとなる。「還俗して間もない」MN.012＝『身毛喜堅経』が説かれる1年半ばかり前のことである。

そしてその前が本節の主題である DN.006 の記す、②の「比丘になって3年しかたたないのに釈尊に反抗するスナッカッタ」ということになる。このときすでに釈尊に反抗しているのであるから、この時からそう長く釈尊のもとに留まっていたとは考えられない。そしてこの経の舞台はヴェーサーリーの大林重閣講堂であり、釈尊が77歳＝成道43年の舎衛城での雨安居以前にヴェーサーリーに立ち寄られる可能性のある一番近い年は、75歳＝成道41年の雨安居を釈迦国で過ごされるために、その前年の74歳＝成道40年の雨安居を過ごされた王舎城から移動される途中である。ということになれば、DN.006の説時は釈尊75歳＝成道41年の雨安居前ということになる。スナッカッタは釈尊に反抗しながらも2年半ほどはなお釈尊のもとに留まっていたことになって、少々その期間が長すぎるようにも感じられるが、今はこのように推定しておく。

そしてこの経ではスナッカッタは「釈尊のもとに住してからまだ3年にすぎない」と語っているから、彼が比丘になったのはその3年前ということになる。スナッカッタは侍者ともされ、また釈尊と日常生活を共にしていたようであるから、釈尊から「善来比丘具足戒」を受けて比丘となったのであろう。すなわち釈尊の直弟子の1人であったわけである。またスナッカッタはリッチャヴィ族の出身だったとされるから、比丘となったのはヴェーサーリーであった可能性が強い。

スナッカッタが釈尊に反抗したのは釈尊75歳＝成道41年の雨安居前であり、その3年前に出家・具足戒を受けたとすると、それは釈尊の72歳＝成道38年の時であったということになる。われわれは釈尊は釈尊72歳＝成道38年の雨安居を王舎城で過ごされ、次の年の釈尊73歳＝成道39年を舎衛城で過ごされたと考えているから、それはこの途中のヴェーサーリーでのことで、とするならばスナッカッタが善来具足戒を受けて比丘となったのは釈尊72歳＝成道38年の雨安居後のことということになる。

①の正しい信仰をもっているスナッカッタが登場する MN.105 経の仏在処もヴェーサーリーの大林重閣講堂であって、この経では在俗信者のスナッカッタが釈尊に、「梵行が完成した」と語る比丘らが正しい所証を述べたのか、増上慢によって述べたのかと尋ねている。こ

ここでは釈尊の弟子である比丘らにある不信感を持っているのであるから、これは具足戒を受けて比丘となる前のことであつたと考えてよいであろう。釈尊 71 歳＝成道 37 年の釈尊がヴェーサーリーにおいて雨安居を過ごされた時のこととしておく。スナッカッタが比丘となつたにかかわらず後に還俗するようになるのも、このような出発点からの不信感が払拭されずにずっと残っていたのかもしれない。

- (1) この経は *Jātaka 094 Lomahamsa-j.* (vol. I p.389、南伝 29 p.254) の舞台となっている。
- (2) それにしてもこの経に釈尊に先んじて入滅したとされるサーリプッタが登場するのは奇妙である。これはいくつかある『涅槃経』でもパーリに特有の伝承で、これについては本「研究ノート」の【01】にふれておいた。

[4] 最後に以上において議論した結果を年表風にまとめておく。なお釈尊年齢は出胎を誕生とする満年齢で数えているが、聖典に記される年齢は入胎を誕生日とする満年齢である。

釈尊年齢	成道年数	時期	事 項
71 歳	37 年	雨安居中	在俗信者のスナッカッタが釈尊に、「梵行が完成した」と語る比丘らが正しい所証を述べたのか、増上慢によって述べたのかと尋ねる。MN.105
72 歳	38 年	雨安居	釈尊、成道第 38 回目の雨安居を王舎城で過ごされる。
		雨安居後	スナッカッタがヴェーサーリーにおいて釈尊の弟子になる。釈尊は王舎城から舎衛城に遊行される途中であつた。
73 歳	39 年		釈尊、成道第 39 回目の雨安居を舎衛城で過ごされる。
74 歳	40 年		釈尊、成道第 40 回目の雨安居を王舎城で過ごされる。
75 歳	41 年	雨安居前	スナッカッタ、比丘になって 3 年しかたたないのにヴェーサーリーにおいて生意気な態度をとる。釈尊は王舎城から釈迦国に遊行される途中であつた。DN.006
		雨安居	釈尊、成道第 41 回目の雨安居を釈迦国で過ごされる。
76 歳	42 年	雨安居	釈尊、成道第 42 回目の雨安居をバガ国のスンスマーラギラで過ごされる。
77 歳	43 年	雨安居	釈尊、成道第 43 回目の雨安居を舎衛城で過ごされる。
		雨安居後	スナッカッタ、マッラ国アヌピヤーにおいて信仰を捨て還俗する。釈尊は舎衛城から王舎城に遊行される途中であつた。DN.024 = 『長阿含』 015
78 歳	44 年	雨安居	釈尊、成道第 44 回目の雨安居を王舎城で過ごされ、雨安居後に七不退法を説かれる。
79 歳	45 年	雨安居	釈尊、成道第 45 回目の雨安居をヴェーサーリーの竹林村で過ごされる。

		雨安居	還俗して間もないスナッカッタがヴェーサーリーにおいて釈尊を誹謗する。 <i>MN.012</i> =「身毛喜堅経」
80 歳	46 年	雨安居前	釈尊、出胎による満 80 歳（入胎による満 80 歳 10 ヲ月）の日にクシナーラーで入滅される。

[007] DN.007 *Jāliya-s.* (閼利経 vol. I p.159、南伝 06 p.229)

[1] この経にも漢訳の相応経はない。経の概要は以下のとおりである。

あるとき世尊はコーサンビーのゴーシタ園 (*Khosabiyam Ghositārāma*) に住された。そのときマンディッサ (*Maṇḍissa*) という遊行者 (*pabbajita*) とダールパッティカ (木鉢者) の弟子ジャーリヤ (*Jāliya dārupattik-antevāsin*) が世尊のもとへやって来て、「靈魂 (命) と身体 (身) とは同一であるか、別異であるか (*taṃ jīvaṃ sarīran, ti vā aññaṃ jīvaṃ annaṃ sarīraṃ*) 」と質問した。世尊は DN.002 *Sāmaññaphala-s.* (沙門果経) に説かれている戒と三昧 (四禪) と智 (漏尽通) とを説いて、「それを知る比丘にはそのような質問は正しくないし、私もそのような問いかけをしない」と答えられた。2 人の遊行者は歡喜して信受した。

前経の DN.006 *Mahāli-s.* (摩訶梨経) に記したように、この経の中で以前の話として、コーサンビーのゴーシタ園においてマンディッサという遊行者とダールパッティカ (木鉢者) の弟子ジャーリヤに対して、『靈魂 (命) と身体 (身) の同異について議論した』というのは、まさしく今の経をさすわけである。したがってこの DN.007 経の説時は DN.006 の説時の釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨安居前よりも前ということになる。

[2] ところでこの経の仏在処はコーサンビーのゴーシタ園であり、登場人物はマンディッサという遊行者とダールパッティカの弟子ジャーリヤという 2 人の遊行者のみで、説時を示唆する手掛かりはこの外にはない。

[2-1] このうちのマンディッサは以上の 2 つの経にしか登場しないが、ジャーリヤは前節において DN.006 経の説時を検討した時に紹介した DN.024 *Pātika-s.* = 『長阿含』 015 にも登場する。

そこでは釈尊がマッラ国のアヌピヤーにおられた時、バツガヴァ姓の遊行者が「先日...ほんの少し前のことですが、スナッカッタというリッチャヴィ族の子がやって来て、『私は今や世尊を見捨てた。今や世尊にしたがって住んでいない』と言ったが、本当ですか」と尋ねるので世尊はそれを肯定され、そのなかでヴェーサーリーに住んでいた裸形梵志のパーティカプッタが神通力を誇るので、釈尊が彼のもとに行こうとされるとパーティカプッタは逃げ出して腰が立たなくなり、そこでリッチャヴィ族の大官やダールパッタカの弟子ジャーリヤが迎えに行ったらけれども動けなかった、というものである。

しかしそのときのジャーリヤはヴェーサーリーに住んでいたとされるから、今のコーサンビーとは所在が違う。といってもジャーリヤは遊行者で遊行を常としていたのであろうから所在を気にすることはないかも知れない。

しかし過去の話としてジャーリヤに言及されるこの DN.024 経の説時は釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居後であるから、この DN.007 経はそれよりも前ということになる。しかし前項においてこの DN.007 経は DN.006 の説時の釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨安居前よりも前としてあったから、新情報というわけではない。

この 3 経の今までに判明している経の説時を前後関係の順序によって示すと次のようにな

る。

DN.007: DN.006 よりも前

DN.006: 釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨安居前（比丘になって 3 年しかたないスナッカッタが生意気な態度をとる）

DN.024＝『長阿含』015: 釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居後（スナッカッタが法と律から離れる）

[2-2] 以上のように考えると、DN.007 経の説時を考察するための一番の情報は、この経の仏在処がコーサンビーのゴーシタ園であったということである。

「モノグラフ」第 14 号（2009 年 5 月）に掲載した【論文 19】「コーサンビーの仏教」（森章司・本澤綱夫）で検討したように、釈尊が生涯でコーサンビーを訪問されたのは以下の 4 度であった。

第 1 回目 釈尊 55 歳＝成道 21 目のことで、ゴーシタ園、クックタ園、パーヴァーリヤカ園を寄進された。

第 2 回目 釈尊 60 歳＝成道 26 年目のことで、バグガ国のスンスマーラギラを訪れ、乳母に抱かれたボーディ王子に会った。このときサーガタが毒竜を退治し、コーサンビーにおいて振る舞い酒に酔った。

第 3 回目 釈尊 69 歳＝成道 35 年目のことで、この時コーサンビーに破僧事件が起こった。

第 4 回目 釈尊 76 歳＝成道 42 年目のことで、バグガ国のボーディ王子のコーカナダ宮殿を訪れ、ついでにコーサンビーをも訪れた。

このうち DN.007 の説時は釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨安居前を説時とする DN.006 よりも前なのであるから、上記のコーサンビー訪問のうちの第 4 回目は除外される。とするとこの経の説時はその他の 3 回の訪問のうちの第何回目にあたるのであろうか。

前経の説時考察において述べたようにこれら 3 経はすべてスナッカッタに関連しており、スナッカッタ関連事績は釈尊の 72 歳から 79 歳までの最晩年のことである（前節の「スナッカッタ関連年譜」をご参照いただきたい）。したがってこの経に語られる事績もそれほど昔のことではないと考えてよいのではなかろうか。このように考えればこの経の説時はコーサンビーへの第 3 回目の訪問の釈尊 69 歳＝成道 35 年目の時ということになるであろう。この雨期の後にはコーサンビーでの破僧事件が起きており、スナッカッタの反逆にも同様の空気が感じられる。

ということで、それほど確たる証拠ではないのであるが、DN.007 *Jāliya-s.* の説時は釈尊がコーサンビーに第 3 回目の訪問をされた 69 歳＝成道 35 年の雨安居前と推定しておきたい。

なおこの経の経題はジャーリヤであって、このジャーリヤは釈尊の教えに信受したということになっている。しかし DN.024＝『長阿含』015 に登場するジャーリヤは依然としてダールパッティカ（木鉢を持つもの）の弟子のジャーリヤとされているから、ジャーリヤは釈尊の教えに信受したものの、釈尊のもとで具足戒を受けるといようなことはなかったのであろう。

【008】 *DN.008 Kassapa-sihanāda-s.* (迦葉師子吼経 vol. I p.161、南伝 06 p.231)

『長阿含』 025 「裸形梵志経」 (大正 01 p.102 下、国訳 07 p.350)

[1] この経の概要は「モノグラフ」第 21 号 (2017 年 4 月) に掲載した【研究ノート 11】「懲罰羯磨制定年の推定」(森章司)の第 5 節「『下意羯磨』制定に係わる関連資料」において紹介し (p.080)、この経の主人公の裸形梵志カッサパにちなんで、説時は釈尊最晩年 (75 歳以降) のものとしてあるが、この経の仏在処はウジュンニャーのカンナカッタラ鹿野苑であり、ウジュンニャーはコーサラ国内にあったものと考えられる⁽¹⁾ ので、釈尊が舍衛城で雨安居を過ごされた釈尊 77 歳＝成道 43 年ころとしておきたい。

(1) 『増一阿含』 042-004 (大正 02 p.752 下、国訳 09 p.261) および上掲【研究ノート 11】 p.008 参照。

【009】 DN.009 *Poṭṭhapāda-s.* (布吒婆楼経 vol. I p.178、南伝 06 p.255)

『長阿含』 028 「布吒婆楼経」 (大正 01 p.109 下、国訳 07 p.375)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.009 *Poṭṭhapāda-s.* (布吒婆楼経) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。早朝、世尊は托鉢のために舍衛城へ入ろうとされたが、時間が早かったのでポッタパーダという遊行者 (*Poṭṭhapāda paribbājaka*) と 300 人の仲間がいるマッリカー園のティンドウカ樹に囲まれた教義論究所であるエーカサーラカ堂 (*samayappavādaka tindukācira Ekasālaka Mallikāya ārāma*) に赴かれた。このときポッタパーダは 300 人の仲間と共に王論・賊論・大臣論などの無益な論議をしていたが、世尊の姿を見ると仲間たちを黙らせ、「世尊は久しぶりにて (cirassam akāsi) 我らの所を来訪せられました」と話し掛けた。世尊が「何を論議していたのか」と尋ねられると、彼は「我らの論議は暫く措くとして、過日、種々の外道の沙門や婆羅門の集会でどのようにすれば増上想が滅するのであろうか (*kathan nu kho abhisaññā-nirodho hoti*) という論議が起きたが、世尊はどのように考えるか」と質問した。

世尊は「人が想を生じたり滅したりするのは有因 (*sahetū*) 有縁 (*sapaccayā*) であり、修学によってある想は生じある想は滅する。修学とは戒を具足し、諸根の門を保護し、正念正智を具足することであり (詳しくは DN.002 *Sāmaññaphala-s.* 「沙門果経」に説かれており、テキストでは省略されている)、四禅四無色定によって順次に想が滅する。また外道を信じる者には人の我と想が一であるか異であるかを知ることとは困難である。また、世界は常か無常か、あるいは有限か無限か、命と身は一か異か、如来は死後に存在するかないかなどという論議は無益である。義にも法にも適わず、根本の梵行ではなく、涅槃にも導かないからである。したがって私は四諦を説くのである」と答えられた。

世尊が去られて間もなく、彼の仲間たちが「あの沙門ゴータマに賛意を表するのはおかしい」とポッタパーダを非難した。しかし彼は「私も世界は常か無常かなどの論議についていずれの説も認めない。ところが沙門ゴータマは法に立脚し、法に適った道を説かれた」と反論した。

世尊がマッリカー園を訪れられた 2、3 日後 (*atha kho dviha-tihassa accayena*) にチッタ・ハッティサーリプッタ (*Citta hatthisāriputta* 調象師の子であるチッタ) とポッタパーダが連れ立って世尊のもとにやって来て、ポッタパーダは「先日遊行者の仲間たちに世尊が世界は常か無常であるかなどに対して確定的なことを説かれなかったことに賛意を評したことを非難された」と訴えた。世尊は「決定的な法として説かれるもの (*ekaṁsikā pi hi mayā dhammā desitā paññattā*) と、非決定的な法として説かれるもの (*aekaṁsikā pi hi kho mayā dhammā desitā paññattā*) がある」とされ、「非決定的に説かれる法とは『世界は常か無常か』……『如来は死後に存在するかないか』という問題に関して説かれる教えで、それは義にも法にも適わず、根

本梵行でなく、涅槃にも導かない。私が語る決定的に説かれる法は、これは苦である、苦の集である、苦の滅である、苦の滅に導く道である、というように説かれる教えで、これは義にも法にも適い、根本梵行であり、涅槃に導くものである。また（乳と醍醐味の喩えをもって）麤なる我得（oḷārika atta-paṭilābha）、意所成の我得（manomaya atta-paṭilābha）、無色の我得（arūpa atta-paṭilābha）の3種の我得を永断するため私は説法するのである」と説かれた。

ポッタパーダはこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となった。またチッタ・ハッティサーリプッタは釈尊のもとで出家具足戒を受け、久しからずして（acirūpasampanno）阿羅漢となった。

『長阿含』028「布吒婆楼経」：あるとき世尊は大比丘衆 1,250 人と共に祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は早朝に舍衛城で乞食しようとしたが時間が早いので布吒婆楼梵志に立ち寄られた。布吒婆楼梵志は「沙門瞿曇よ、久しく此れに來られなかった。どのようなご用ですか」と挨拶し、「ところで昨日、多数の梵志、沙門、婆羅門がこの婆羅門堂に集まって想知滅定について議論したが、瞿曇はどのように考えるか」と質問した。世尊は「因縁により想の生滅がある。仏道は五蓋を滅し、四禪と四無色定を修して想知滅定に入る。また色身・四大・六入の我も欲界天と色界天と無色界天における我も我ではない。また『世間は有常である、無常である』などとは説かない。これは正覚や涅槃を得るものではないからで私は四諦の教えを説く」と答えられた。世尊が立ち去られた後梵志らは世尊を非難したが、布吒婆楼梵志は世尊の説かれるところは法言であり間違いがないと、世尊の教えに賛意を表した。

異時に、布吒婆楼梵志は象首舍利弗と連れ立って世尊のもとにやって来て、「過日、世尊が立ち去られて間もなく梵志らが『どうして沙門瞿曇の所説を是認したのか。我らは是認しない』と非難した。そこで『沙門瞿曇は法に依り、法で語り、法で出離された。我らの所説とどこが違うであろうか』と反論した」と告げた。世尊は「私が説くものには決定記と不決定記がある。世間は有常であるとか、ないし如来は非終非不終であるとかの問題については不決定記であり、四諦の教えは決定記である。また想念は染汚でもあり清浄でもあって、染汚の法は滅することもできるし、清浄な法は生じさせることもできる」と説かれた。さらに象首舍利弗が四禪や四無色定における身体について質問すると、世尊は「譬えば乳は五味に変化するけれども、乳のときは乳と名づけて醍醐とはいわないように、各々の禪定における身体はそれ以外の身体ではない」と説かれた。

象首舍利弗はこの教えを聞いて仏法僧に帰依して優婆塞となり、布吒婆楼梵志は出家受戒することを願い出た。世尊は「異学が出家受戒するためには4ヵ月の観察が必要である」といわれると、「私は4歳観察を受けます」といった。しかし世尊は「この法ありといえども当にその人を観ずべし」と言われ、出家受戒を与えられた。出家受戒して久しからずして布吒婆楼梵志は梵行を修して阿羅漢となった。布吒婆楼は仏の所説を歡喜奉行した。

パーリでは釈尊の説法を聞いて優婆塞になったのはポッタパーダで、出家具足戒を受け阿羅漢になったのはチッタ・ハッティサーリプッタであるが、漢訳では優婆塞になったのは象

主で、具足戒を受けて阿羅漢になったのは布吒婆楼梵志とされている。人物が入れ替わっているわけであるが、以下に検討するように他の経を参照すれば、比丘になったのはチッタ・ハッティサーリプッタ（象主舎利弗）でなければならないことがわかる。したがって漢訳の記述は錯誤としなければならない。

[2] 仏在処は舎衛城・祇樹給孤独園であるが、これはあまりに一般的すぎて説時推定の材料にはならない。ポッタパーダのいたところはパーリは「マッリカー園の教義論究所なるエーカサーラカ堂」とし、漢訳は「布吒婆楼梵志がいる林」とする。「布吒婆楼梵志がいる林」は資料になりそうもないが、「マッリカー園のティンドゥカ樹に囲まれた教義論究所であるエーカサーラカ堂」は検討してみる価値がある。

[2-1] マッリカー園のティンドゥカ樹に囲まれた教義論究所であるエーカサーラカ堂が重要な地名として記されている経には次がある。

MN.078 *Samaṇamaṇḍikā-s.* (沙門文祁子経 vol. II p.022、南伝 11 上 p.027) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。早朝に大工のパンチャカンガ (Pañcakaṅga thapati) が世尊のもとへ行こうとしたが、今は宴坐されているであろうと考えて、マンディカーの子である遊行者ウッガーハマーナ (Uggāhamāna paribbājaka Samaṇamaṇḍikā-putta) が 300 人の仲間と共にいるマッリカー園のティンドゥカ樹に囲まれた教義論究所であるエーカサーラカ堂に (samayappavāḍake tindukācīre ekasālake Mallikāya ārāme) 行った。

ウッガーハマーナらは王論や兵論などの無益な論議をしていたがパンチャカンガを見て、「静寂を好むゴータマの白衣弟子が来たので静かにしよう」と沈黙した。このときウッガーハマーナが「四法（身に悪業をなさず、口に悪業をなさず、悪念を懷かず、悪命に生きず）を成就する者が最勝の沙門である」と説いた。

しかしパンチャカンガは満足できず、世尊のもとを訪れてこれを告げた。世尊は「ウッガーハマーナの所説は寝たきりの赤ん坊が身に悪業をなせず、口に悪業をなせず、悪念も懷けず、悪命に生きないようなもので、私はそのような説はとらない。不善戒と善戒と不善念と善念にはそれ自身の生と集と滅と滅に至る行道がある。十法を成就する者（無学の正見、正思、正語、正業、正命、正精進、正念、正定、正智、正解脱）こそが最勝の沙門である」と説かれた。パンチャカンガは世尊の所説を歡喜して信受した。

『中阿含』179「五支物主経」（大正 01 p.720 上、国訳 06 p.137）：あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき五支物主が供養するために世尊のもとを訪れようとしたが宴坐中であることを知って、巾頭阿梨の一婆邏末利異学園へ行った。そこには異学沙門の文祁子と 500 人の弟子がおり、声高々に王論・賊論などの畜生論を説いていたが、「默然を好む瞿曇の在家弟子が来たので静かにしよう」と沈黙した。このとき文祁子は五支物主に「身に悪業をなさず、口に悪言せず、邪命を行ぜず、悪念を念じなければ、無上士にして第一義を得た質直な沙門である」と説いた。

五支物主は納得せず「世尊に聞いてから」と言って世尊のもとを訪れた。世尊は「赤ん坊はただ身を動かすのみで身想なく、泣くだけで口想もなく、唸るだけで命想

もなく、母乳を念ずるだけで念想もないように、文祁子の所説も赤ん坊のようなものである。不善戒（不善身行、不善口意行）と善戒（善身業、善口意業）と不善念（欲、恚、害）と善念（無欲、無恚、無害）が何より生じ、何処に滅し、どのように滅に至るかを知るべきである」と説かれた。五支物主と諸比丘は歡喜奉行した。

[2-2] 『中阿含』179「五支物主經」は五支物主が行った場所を「巾頭阿梨の一娑邏末利異学園」としているが、これがパーリの「マッリカー園のティンドゥカ樹に囲まれた教義論究所であるエーカサーラカ堂」に相当するのであろう。とするならば前項に紹介した『長阿含』028「布吒婆楼經」の「布吒婆楼梵志林」もこのマッリカー園をさすと理解してよいであろう。

この「マッリカー園」は漢訳では「末利異学園」とされ、パーリでも異学の遊行者が集うところとされているから、このマッリカーは熱烈な仏教信者であったパセーナディ王の妻のマッリカーではないかもしれない。しかし注釈書⁽¹⁾では、「花や果実に満ちた、パセーナディ王妃マッリカーの園」「ここは公開討論場である」と註記している。確かに当時のインドでは誰の園林であろうとどの宗教の修行者でも自由に利用できるという暗黙の了解があったから、このマッリカー園を異学者が利用しているからといってパセーナディ王の王妃の所有ではないとすべきではないであろう。

とするならば、われわれはパセーナディ王が16歳のマッリカーを後宮に入れたのは釈尊53歳＝成道19年ころのことと考えているから、これら4つのマッリカー園を舞台とする DN.009 = 『長阿含』028、それに MN.078 = 『中阿含』179の説時は釈尊53歳＝成道19年以降ということになる。

(1) DN.-A. vol.2 p.365、MN.-A vol.Ⅲ p.266、片山・長部2 p.219、片山・中部4 p.101

[3] 次に本節が主題とする *DN.009 Poṭṭhapāda-s.* とこの対応経『長阿含』028「布吒婆楼經」に登場する人物を調査してみよう。これにはポッタパーダという遊行者 (*Poṭṭhapāda paribbājaka*) = 布吒婆楼梵志とチッタ・ハッティサーリプッタ (*Citta hatthisāriputta*) = 象主舍利弗が登場する。

[3-1] このうちポッタパーダという遊行者は他の経には見られないが、チッタ・ハッティサーリプッタ (*Citta hatthisāriputta*) = 象主舍利弗は次の経に登場する。

『中阿含』082「支離弥梨經」（大正01 p.557下、国訳04 p.414）：「釈尊は登場しない」あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき比丘らは食事を済ませた後で講堂に集まって諍事を断とうとしていた。この会合に**質多羅象子比丘**も参加して、他の比丘らが語り終わらないうちに自分の説を述べたり、長老比丘を敬わずに質問したりした。**大俱絺羅**がこれを諫めると、質多羅象子比丘と親しい比丘らが異議を唱えた。そこで大俱絺羅は「世尊や長老比丘の前で教えの如くであろうとも、陰で放逸となるならばいずれは戒を放棄することになる」と、種々の喩えを以て戒めた。

その後、質多羅象子比丘と親しい比丘らは**質多羅象子比丘が還俗した**ことを知って大俱絺羅のもとを訪れ、「あなたは彼の心を知っていたのか」と質問した。大俱絺羅

は「あなた方は如真を知らず、如真を見ないからである」と教誡した。比丘らは大俱絺羅の所説を聞いて歓喜奉行した。

AN.006-006-060 (vol. III p.392、南伝 20 p.151) : あるとき世尊はバーラーナシーのイシパタナのミガダーヤ（仙人墮処鹿野苑）に住された。そのとき多数の長老比丘らが乞食を終えて食堂に集まってアビダンマ論 (abhidhammakatha) を議論していた。尊者チッタ・ハッティサーリプuttaは長老比丘たちの論説を遮ってしばしば自分の説を述べたのでマハーコッティカ (Mahākoṭṭhika) がこれを諫めた。ところが彼と馴染みの比丘たちがマハーコッティカに言い掛かりをつけた。マハーコッティカは「他心を知らないものには知りがたい」と告げ、六種の人（①師の前では柔和であるも還俗する人、②③④⑤初禪乃至第四禪を得たと称するも還俗する人、⑥無相三昧を得たと称するも還俗する人）について説き、彼の還俗を予想した。

後にチッタ・ハッティサーリプuttaが還俗すると、彼と馴染みの比丘らはマハーコッティカのもとにやって来て、「あのとき還俗を予想したのは彼の心を知ってのことか、それとも神々の告知か」と尋ねた。マハーコッティカは「彼の心を知ってあのように告げたのだ」と答えた。

ときに彼らは世尊のもとを訪れ、チッタ・ハッティサーリプuttaが還俗したことを告げた。すると世尊は「チッタは久しからずして出家するだろう (na citto ciram padissati nekkhammassa)」と言われた。

久しからずしてチッタ・ハッティサーリプuttaは再び出家して、不放逸に精進して阿羅漢となった。

『増一阿含』049-004 (大正 02 p.796 上、国訳 10 p.008) : 世尊は拘楼国の劍磨曇城に大比丘衆 500 人と共に住された。そのとき象舎利弗は法服を捨てて白衣行をしていた。ときに阿難が城内で乞食して彼の家にやって来ると、彼は 2 人の女性の肩に依り掛かっていた。これを遠くで見た阿難が愁えていると、象舎利弗も阿難の姿を見て慚愧の念を抱いた。阿難は乞食を終えると世尊のもとを訪れて彼の行状を告げた。世尊は阿難に、「愁えるな。彼は 7 日後に有漏を尽すであろう」と記別された。7 日後に彼は釈尊のもとを訪れて許しを乞い、再び沙門の行に励んで阿羅漢となった。

ときに象舎利弗が城内で乞食していると、ある梵志が彼の過去の行状を言いふらして彼を誹謗したので、彼は空中で「眼なく巧便なく意を興して梵行を謗り、自ら無益の事を造りて久しく地獄の苦を受けん」と偈で言い返した。このとき城中の人々は彼ら 2 人のやり取りを聞き、多数の人々が彼のもとへやって来て、「阿羅漢でも還俗することがあるか、また戒を犯すことがあるか」と質問した。彼は「阿羅漢は還俗することはない。また学地にあるものは戒を犯すこともあるが阿羅漢はない」と答えた。人々が「あなたは以前には阿羅漢ではなかったのか」と驚くと、彼は五通の仙人と六通の阿羅漢との違いを述べ、十一法の阿羅漢について説明した。これを聞いて人々は仏・法・僧の三宝に帰依して優婆塞となった。

そのとき阿難は象舎利弗が梵志に謗られるのを聞いても近づけず、世尊のもとを訪れて事の次第を報告した。世尊は阿難に「世俗の五通は真実の行ではなく、後に還俗

すれば失う。六通は真実の行である。象舍利弗は先に五通があつて今は六通を得ている。あなたも学んで彼に及ぶように」と説かれた。阿難は仏の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』004-008（大正 02 p.558 中、国訳 08 p.048）：世尊は比丘である**鶡掘魔羅、僧迦摩、質多舍利弗、娑竭陀、那羅陀、鬼陀、毘盧遮、須菩提、耆利摩難**らの徳性を讃えられ、質多舍利弗については「水三昧に入りて、もって難となさず。所謂質多舍利弗これなり」とする。

〔3-2〕以上によると、チッタ・ハッティサーリプッタ（以下チッタと略記する）は出家して比丘となっていながらサンガとトラブルを起していったんは還俗したが、後に再び出家して比丘となり、比丘となった後に久しからずして阿羅漢になったということになる。

とすると本節の主題である DN.009 *Poṭṭhapāda-s.* = 『長阿含』028「布吒婆楼経」に登場するチッタはいつの時点のチッタなのであろうか。ここに登場するチッタは、パーリでは「時にその 2, 3 日後に、チッタとポッタパーダ遊行者は世尊のところに近づいた」⁽¹⁾、漢訳では「布吒婆楼梵志はまた異時において象首舍利弗と共に世尊のところに詣った」⁽²⁾というように唐突に登場して、比丘なのか在家者なのかの区別には言及されていない。おそらく経の編集者は彼を解説する必要は感じなかったからであろう。要するにここでは既知の人物として登場していることになる。しかし比丘の場合なら「尊者○○」とか「○○比丘」と呼ばれるのが普通であるから、その時の彼は比丘ではなかったのであろう。とはいいいながら既知の人物であったとすると、以前には比丘であったけれどもその時点では比丘でなかったということになる。すなわちその時のチッタは還俗していてまだ再出家する前であったということになる。しかしながら経の最後では、パーリでは「釈尊のもとで出家・具足戒を受け、具足戒を受けて久しからざるに (avcīrūpasampannno) 阿羅漢となった」とされている。漢訳では出家して阿羅漢になったのは布吒婆楼梵志とされているが、チッタの誤りであろうことは先に述べた通りである。

以上のように理解して、これらの経を時系列にしたがって並べると次のようになる。念のために仏在処も記入しておく。

『中阿含』082「支離弥梨経」：チッタが**還俗する**。王舎城竹林精舎

AN.006-006-060：チッタが**還俗し**、経の最後で最後で再び出家して阿羅漢となる。パーラーナシーのイシパタナのみガダーヤ（鹿野苑）

DN.009 *Poṭṭhapāda-s.* = 『長阿含』028「布吒婆楼経」：**還俗している**チッタが登場し、経の最後で再び出家して阿羅漢となる。舎衛城祇園精舎

『増一阿含』049-004：**還俗している**チッタが再出家して阿羅漢になり、阿羅漢になった後日譚も記される。拘楼国の剣磨瑟曇城

なお仏在処についていえば、例えば DN.009 = 『長阿含』028 では、経の冒頭に記される仏在処は舎衛城の祇園精舎であるが、最後に記述されるチッタの再出家と成阿羅漢は必ずしもこの説時と仏在処とは関係がない。要するに仏在処は経の冒頭部分の事績に関する釈尊の在処であって、したがって説時もその時点におかれるべきであるが、チッタの再出家・成阿羅漢は別の時点であって、別の場所であっても一向に構わない、ということになる。

またチッタが還俗する場面には『中阿含』082 と AN.006-006-060 の両方にマハーコッティカ（摩訶俱稀羅）が大先輩のような形で登場する。このマハーコッティカ（マハーコッ

ティタ) はわれわれは釈尊 44 歳＝成道 10 年の雨安居後に舍利弗・目連が 250 人の仲間と釈尊に帰信したとき、この 250 人の中にいたと考えている⁽³⁾ が、これらの経の説時推定に役立つわけではない。

またチッタが再出家して阿羅漢となったのは『増一阿含』049-004 では釈尊が拘楼国の劍磨瑟曇城におられたときとされている。ただし AN.006-006-060 はチッタが還俗したのも再び出家して阿羅漢果を得たのも釈尊がバーラーナシーのイシパタナのミガダーヤにおられた時のように記述している。しかし先に注意したように、この鹿野苑は還俗した場所と解釈すべきであろう。とすると『中阿含』082「支離弥梨経」ではチッタが還俗する場面の仏在処は王舎城として齟齬が生じるが、今はこれについては議論しない。

なおチッタはサンガと一悶着を起こして還俗したのであるから、還俗してすぐさま再出家するということはないであろう。サンガへの入団に際しては厳密な審査を行い、十衆白四羯磨によって承認しなければならないのであるから、サンガもそう簡単には出家具足戒を許さなかったはずである。ということになれば、チッタが還俗してから再出家するまでにはそれ相応の年月の経過があったものと考えておかなければならない。

(1) p.190

(2) p.111 中

(3) ビンドーラ・バーラドヴァージャはサーリプッタ・マハーモッガッラーナと共に釈尊に帰信したが、マハーコッティタも一緒であったと考えられる。【論文 19】「コーサンビーの仏教」（「モノグラフ」第 14 号所載）p.218 以下。『雑阿含』604（大正 02 p.169 中）参照

[3-3] 以上からいったんは還俗していたチッタが再出家して比丘となり、久しからずして阿羅漢になったときの仏在処は『増一阿含』049-004 のいう拘楼国の劍磨瑟曇城ということになる。資料があまり信頼のできない『増一阿含』であって、これをこのまま信じてよいかどうか躊躇せざるをえないが、これ以外の資料がないから一応これを信じるとすると、われわれは釈尊がクル国に遊行されたのは、釈尊 63 歳のころの 1 回のみ（このとき信出家中の第一とされるラッタバーラが釈尊から具足戒を受ける）⁽¹⁾ と考えているから、チッタが再出家して阿羅漢果を得たのは釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安居前ということになり、したがって『増一阿含』049-004 の説時もこの時ということになる。

そしてチッタが還俗したのはこれよりもかなり前のことにならなければならないが、この彼が在俗生活をしていた DN.009＝『長阿含』028 の時点では、再び釈尊のサンガとはかなり緊密な関係になっていたことが想像されるから、再出家して間もなく阿羅漢果を得たという釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安居前よりもそれほど前のことではないと考えることができる。

ちなみにこの DN.009＝『長阿含』028 の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園であって、われわれの「年表」では釈尊が舎衛城において雨安居を過ごされたのは、マッリカーが帰信した釈尊 53 歳＝成道 19 年の後は釈尊 61 歳＝成道 27 年までない。したがって DN.009＝『長阿含』028 の説時もこの年すなわち釈尊 61 歳＝成道 27 年の雨安居のときということになる。これは再出家して阿羅漢果を得た時点の 2 年前ということになる。[2-2] では DN.009＝『長阿含』028 の説時はパセーナディ王が 16 歳のマッリカーを後宮に入れた釈尊 53 歳＝成道 19 年以降としておいたから、これとの齟齬もない。

クル国はコーサラ国の西にあった国で、われわれはこの翌年すなわち釈尊 62 歳＝成道 28

年の雨安居を王舎城において過ごされ、次の雨安居はクル国で過ごそうと考えられて舎衛城を経過してクル国に向かわれたが、3 ヶ月の安居期間中の供養主が見つからず、そこでやむなく舎衛城に引き返しそこで雨安居に入られたと考えている。この遊行は王舎城からクル国まで行き、さらに反転して舎衛城に帰るという千数百キロに及ぶ長路の遊行となるが、予期しない事態があったからであって、まだまだ若い釈尊であるから可能であったと考えておきたい。

DN.009 = 『長阿含』028 に登場するチッタは、このときいまだ還俗したままの俗人であったが、この2年後に釈尊がクル国に行かれる途中で舎衛城に立ち寄られたとき、釈尊やアーナンダの後を追ってクル国まで行ったのであろう。このとき女の肩に寄りかかっていた姿をアーナンダに見られたわけであるが、すでに機は熟していたのであろう。すぐに懺悔して再び出家して、久しからずして阿羅漢果を得た。前述したように釈尊 63 歳 = 成道 29 年の雨安居前のことである。

なおチッタが還俗したとする『中阿含』082「支離弥梨経」の仏在処は王舎城の竹林精舎であるが（ただし AN.006-006-060 はバーラーナシーの鹿野苑である）、61 歳 = 成道 27 年よりも前に王舎城で雨安居を過ごされたのは釈尊 54 歳 = 成道 20 年である。『中阿含』082「支離弥梨経」の説時は釈尊 54 歳 = 成道 20 年ということになる。このとき釈尊は同一所にしばらく間とどまっておられたようであるから雨安居中のことであろう。チッタがサンガとトラブルを起して還俗してから再出家が許されるまでの年数は9年ということになるが、けっして不合理な年数ではないであろう。

以上を年譜風にまとめると次のようになる。

チッタが還俗する：釈尊 54 歳 = 成道 20 年の雨安居中

チッタがポッタバーダ婆羅門と釈尊を訪ねる：釈尊 61 歳 = 成道 27 年の雨安居中

チッタが再出家して阿羅漢果を得る：釈尊 63 歳 = 成道 29 年の雨安居前

ただしいまだ調査しなければならないことが残されているので、以上の検討結果をそのまま最終結論とすることはできないのであるが、以下の調査を先取りするならばこれを覆す必要はない。

(1) 本稿【015】を参照されたい。

[4] その調査しなければならない事項とは、「マッリカー園の一大講堂なる教義論究所」が主な舞台となっている、もう1つの経すなわち MN.078 *Samaṇamañḍikā-s.* = 『中阿含』179「五支物主経」に登場する人物の検討である。「マッリカー園の一大講堂なる教義論究所」は祇樹給孤独園のごく近くにあったようであるから、いつでも気軽に行くことができる環境にあって、だから舞台を同じくすることでこれらが本節の主題とする DN.009 *Paṭṭhapāda-s.* = 『長阿含』028「布吒婆楼経」と説時を同じくするとはいえないが、これらの経は経の構成も酷似しているがゆえに、近似の説時であろうという前提で調査しておく。

MN.078 *Samaṇamañḍikā-s.* = 『中阿含』179「五支物主経」には、主要な人物として沙門マンディカーの子であるウッガーハマーナという遊行者 (*Uggāhamāna paribbājaka Samaṇamañḍikā-putta*) = 異学沙門の文祁子と、大工のパンチャカンガ (*Pañcakaṅga thapati*) = 五支物主が登場する。

[4-1] このうちウッガーハマーナ＝文祁子はこの経にしか登場しないが、パンチャカンガ＝五支物主は他に次の経に登場する。

MN.059 *Bahuvedaniya-s.* (多受経 vol. I p.396、南伝 10 p.177) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき大工のパンチャカンガ (Pañcakaṅga thapati) が尊者ウダーインのもとにやって来て、「世尊はいくつの受を説いているか」と尋ねた。そこでウダーインが「楽受と苦受と不苦不楽受の3つである」と答えると、彼は「いや楽受と苦受の2つである」と反論したので争いとなった。

これを聞いていたアーナンダが世尊のもとを訪ねて報告した。世尊は「2人は方便による説に満足しないから争うのだ。私は方便によって2受も3受も5受も6受も18受も36受も108受も説いている。眼・耳・鼻・舌・身によって生じる楽は欲楽である。しかし四禪、四無色定によって生じる楽はそれよりも勝れた楽である。外道が『沙門ゴータマは想受滅を説き、それを楽というがそれはどうか』というかもしれないが、『世尊は受に関してのみ楽を説くのではない。それぞれのところで得られる楽を楽として説くのである (yattha yattha sukhaṃ upalabbhati yaññam yaññam tan taṃ sukhasmiṃ paññāpeti)』と答えなさい」と説かれた。アーナンダは世尊の教えを歓喜して信受した。

SN.036-019 (vol. IV p.223、南伝 15 p.345) : (仏在処は省略されている。仏在処が記される直近の前経は SN.036-008 であってヴェーサーリーの大林重閣講堂である) 内容は部分的に省略されているところがあるが MN.059 *Bahuvedaniya-s.* と同じ。

MN.127 *Anuruddha-s.* (阿那律経 vol. III p.144、南伝 11 下 p.179) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときパンチャカンガという大工はアヌルッダのもとに、「翌日4人の食事を招待したい。しかし王の用事があるので早めに来てほしい」と使者を遣わした。翌日の早朝、アヌルッダは彼の家を訪れた。彼は食事の世話をした後、「無量心解脱 (appamāṇā cetovimutti) と大心解脱 (mahaggatā cetovimutti) は違いがあるか。あるならばどのような違いがあるか」と質問した。アヌルッダは「違いがある。無量心解脱とは四無量心 (慈、悲、喜、捨) とともに無怨と無瞋の心ですべての世界を満たし尽すことである。大心解脱とは一樹下とか、一村とか、一国とか限定して大なりとすることである。また死後に少光天と無量光天と雑染光天と遍淨光天に生ずることである」と答えた。そのとき尊者サビヤ・カッチャーナ (Abhiya-Kaccāna) ⁽¹⁾ が「生天した者に清淨と雑染の差異があるのはどうしてか」と質問した。アヌルッダは「灯火に差異があるように、天にも身の麤重があるからである」と答えた。

このように説かれてサビヤ・カッチャーナは、「あなたには利得がえられました。あなたはその疑惑を断ち、われわれもまたこの法門を聞くことができたのですから」と言った。

『中阿含』079「有勝天経」(大正 01 p.549 中、国訳 04 p.390) : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき仙余財主が一人の使用人に「まず世尊のもとに挨拶し、次に阿那律陀のところへ行って、『明日、4人とともに食事に招

待したい』と伝えなさい」と命じた。使用人が阿那律陀にこの用件を伝えたとき、すぐ近くに**真迦旃延**がいたので一緒に行くと答えた。

翌朝、阿那律陀は4人と共に仙余財主の家に行き、仙余財主は阿那律陀に「ある沙門梵志は『大心解脱を修すべし』と言ひ、また別の沙門梵志は『無量心解脱を修すべし』と言うがこれは同じかどうか」と質問した。阿那律は「大心解脱は一樹、一林、乃至一国に依り修行する者が得る解脱で、無量心解脱は四無量心を成就する者が得る解脱である」と答えた。また真迦旃延が生天の差別について質問すると、阿那律陀は「修行の程度により差別がある」と答えた。仙余財主および諸々の比丘らは阿那律陀の所説を聞いて歓喜奉行した。

(1) テキストは‘*Abhiya Kaccāna*’とするが‘*Sabhiya Kaccāna*’と理解した。

[4-2] これらの経に登場する人物はパンチャカンガのほかにはウダーイン、アヌルッダ、アーナンダであって、彼らはあまりに一般的な人物であるので手掛かりになりそうにない。その他にサビヤ・カッチャーナ＝真迦旃延なる比丘も登場するが、今主題としている *DN.009*＝『長阿含』028の説時推定についてはこれも手掛かりになりそうもない。そしてパンチャカンガからもこれという情報は得られないから、先に検討した結果を訂正しないでそのままを結論としたい。

ただしここに取り上げた *MN.059 Bahuvedaniya-s.* = *SN.036-019*、*MN.127 Anuruddha-s.*＝『中阿含』079「有勝天経」の説時は、【研究ノート16】において改めて検討する。

[010] DN.010 Subha-s. (須婆経 vol. I p.204、南伝 06 p.291)

[1] この経に対応する漢訳はない。

この経は経自身が語るように、釈尊が入滅されてまだ間がない頃 (acira-parinibbute) にアーナンダがトーデッヤの息子のスバ青年に対して説いたものであり、内容は大部分が DN.002 Sāmaññaphala-s の復唱に過ぎない。経典の概要は「モノグラフ」第 21 号 (2017 年 4 月) に掲載した【研究ノート 12】「阿難が登場し釈尊が登場しない経の説時推定」(森章司) に記したが、採録しておく。

DN.010 Subha-s. (須婆経) : あるときアーナンダは舎衛城の祇樹給孤独園に住していた。世尊が般涅槃されてまだ間がない時であった (acira-parinibbute Bhagavati)。そのときトーデッヤの息子のスバ青年 (Subha māṇava Todeyya-putta) がある用件のために舎衛城に滞在していてアーナンダを招いた。アーナンダは「今は薬を服したところだから、明日にでも伺いましょう」と答え、翌朝、チェータカ比丘 (Cetaka bhikkhu) を随従沙門としてトーデッヤのところに行った。スバ青年はアーナンダに、「尊者は長い間ゴータマ・ブッダに近侍されました。尊者ゴータマはどのような法を称賛され、どのようなところに入ることを勧められ、どのようなところに住させたのでしょうか」と質問した。アーナンダは「戒蘊と定蘊と慧蘊を称賛され、そこに入ることを勧められ、そこに住させられました」と説き、世尊が DN.002 Sāmaññaphala-s. (沙門果経) において説かれたこと⁽¹⁾を説いた。スバ青年は三宝に帰依し、優婆塞となった。

(1) vol. I pp.062~085

[2] この ‘acira-parinibbute’ を註釈書 DN.-A. ⁽¹⁾ は ‘aciraṃ parinibbute Bhagavati, parinibbānato uddhaṃ māsa-matte kāle (入滅後、わずか 1 ヲ月のころ)’ と、*Samantapāsādikā* ⁽²⁾ は、「如来の般涅槃のあと半月間の儀式 (7 日の法楽会 sādhuḷana と 7 日の舍利供養会 dhātupūjā) を済ませてから、マハーカッサパは結集のために王舎城に赴いたが、アーナンダは世尊の鉢と衣を持ってサーヴァッティに行き、如来が在世中にやっていたとおりに祇園精舎中の香室を掃き清めて部屋を元通りにした翌日に、チェータカ上座 (Cetakatthera) を随従沙門としてスバ青年のところに行って説いたものである (趣意)」としている。

しかしこのような解釈がはたして史的事実を使えているかはなほ疑問である。歴史的には、釈尊がクシナーラーでヴェーサーカ月の満月の日 (古代中国暦の 2 月 15 日) に入滅されて、アーナンダたちはその 2 ヲ月後のアーサールハー (āsālhā) 月の満月の翌日 (古代中国暦の 4 月 16 日) から雨安居に入って第 1 結集を行っているのであるから、アーナンダが仏入滅後 1 ヲ月後の時点にほんの数日間のことであったとしても舎衛城に滞在していたとは考えられない。

仏入滅後には仏弟子たちはクシナーラーで葬儀を行い、さらにクシナーラーから王舎城まで移動して、王舎城では雨安居に入って結集を行うための雨浴衣の作成や大規模な住居の修

理などの準備を行わなければならなかったはずであり、阿難がその間にクシナーラーから 100km 以上も離れた舎衛城に行って、それから反転して 600km も離れた王舎城に行く可能性は皆無といわざるをえないからである。したがって ‘*acira-parinibbute Bhagavati*’ は「入滅後、わずか 1 ヶ月のころ」ではなく、少なくともその年の雨期をすぎたその翌年以降であったと解釈せざるをえない。ここでは仏入滅第 2 年のことであったと考えておく。

(1) vol. II p.384

(2) vol. I p.008、南伝 65 p.013

[3] ところでこの経にはトーデッヤの息子のスバ青年 (*Subha māṇava Todeyya-putta*) が登場するが、この青年についてはすでに「モノグラフ」第 21 号 (2017 年 4 月) に掲載した【研究ノート 10】「原始仏教聖典における『高名な婆羅門』たち」(森章司)において言及した。「高名な婆羅門」というのはチャンキー婆羅門、タールッカ婆羅門、ポッカラサーティ婆羅門、ジャーヌッソーニ婆羅門、トーデッヤ婆羅門という 5 人の婆羅門である。

ところでスバはこの 5 人の婆羅門のうちの 1 人のトーデッヤ婆羅門の息子であるとすれば、これら高名な婆羅門の 1 世代後の人物ということになる。当該「研究ノート」においては、スバとその年代の青年たちは父親たちよりも先に釈尊に帰依して、インド社会に厳然たる地位を占めていた婆羅門たちを仏教に引き入れる功績があったとしておいた。とすればスバ青年が三宝に帰依して優婆塞となったのは「世尊が般涅槃されてまだ間がない頃であった」この経の時点よりもずっと前でなければならないことになる。したがってこの経がいう「スバはこの時三宝に帰依して優婆塞になった」という記述は信頼できない。「三宝に帰依して優婆塞になった」は経の常套句と解すべきであろう。

[011] DN.011 Kevaṭṭa-s. (堅固経 vol. I p.211、南伝 06 p.301)

『長阿含』024「堅固経」(大正 01 p.101 中、国訳 07 p.346)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.011 Kevaṭṭa-s. (堅固経) : あるとき世尊はナーランダーのパーヴァーリカのアンバ園 (Nālandāyam Pāvārikambavana)に住された。そのとき**ケーヴァッタ**という**長者子 (Kevaddha gahapati-putta)**が世尊のもとにやって来て、「比丘に命じて上人法による神通力 (Uttari-manussadhammā iddhi-pāṭihāriya) を在家の者たちに現して欲しい。そうすればナーランダーの人々はますます世尊を信敬するようになる」と願い出た。しかし世尊は、「私は比丘らに上人法によって在俗者に神通を現わせとは指示しない」と断わられた。彼が3度願い出たので、釈尊は3種の神変があるとして、神通神変 (iddhi-pāṭihāriya) と、記説神変 (ādesanā-pāṭihāriya) と、(DN.002 Sāmaññaphala-s.に説かれる) 戒定慧が教誡神変 (anusāsani-pāṭihāriya) であると解説され、昔ある比丘が「四大種を滅するにはどうしたらよいか」という疑問を抱き、諸天を尋ね歩いて最後に大梵天に尋ねたが知らなかった。そして大梵天は一隅にその比丘をつれて行って、ひそかに世尊のところに行って聞けと言ったという逸話を紹介され、その時私は「一切は識の滅によって滅する (viññāṇassa nirodhena etth' etaṃ uparujjhati)」という偈をもって教誡した、と説かれた。ケーヴァッタ長者子は満足して世尊の所説を歓喜した。

『長阿含』024「堅固経」: あるとき世尊は那難陀城の波婆利掩次林に1,250人の大比丘衆と共に住された。そのとき**堅固**という**長者子**が世尊のもとを訪れ、「比丘たちが婆羅門や長者居士らのために神足を現じて上人法を示すようにと命じて欲しい」と願い出た。世尊は「弟子たちにはそのように教えていない。ただ『空閑処に於て静黙して道を思い、もし功德あれば覆蔵せよ』と教えている」と答えられた。しかし彼が3度願い出たので、世尊は「比丘たちには神足と観察他心と教誡の3種の神足があるが、信仰なき者がこれを見てかえって誹謗の言を犯すからそうしないのである」と答えられた。そして**阿室已**という私の比丘が諸天をめぐる歩き、大梵天王に地水火風の四大は何によって滅するかを尋ねたが答えられず、いま私は舎衛国の給孤獨園におられるから行って聞きなさいと言った故事を通して、「識が滅すれば四大滅し、他のすべてのものも滅する」という偈を説かれた。堅固長者子は仏の所説を歓喜奉行した。

[2] この経の仏在処はナーランダーのパーヴァーリカのアンバ園＝那難陀城の波婆利掩次林である。

登場人物は**ケーヴァッタ**という**長者子**＝**堅固**という**長者子**である。ただしこの人物はこの経にしか登場しないので説時を検討する材料とはならない。またパーリでは「ある比丘」とされるだけであるが、漢訳には**阿室已**という比丘も登場する。この比丘もここにしか見いだされない。

なお漢訳では大梵天が釈尊のところへ行けて聞けと言ったというときの釈尊の所在は舎衛

国の祇樹給孤独園とされている。ということは編集者はこの経の説時を祇園精舎が寄進された以降と考えていたことになる。

このぼんやりした情報の外には、この経の説時の詳細を推定する材料としては仏在処のナーランダーのパーヴァーリカのアンバ園しかないことになる。

ナーランダーのパーヴァーリカのアンバ園を仏在処とする経には以下に紹介するようになり数の数がある、これらは3つのグループに分けることができる。

[3] 第1のグループは、DN.016 *Mahāparinibbāna-s.*、DN.028 *Sampasādanīya-s.* = 『長阿含』018「自歎喜経」=法顯訳『信仏功德経』、SN.047-012、『雜阿含』498である。

これらにはサーリプッタが登場し、「過去、現在、未来にわたって世尊よりも正覚・勝智において優れた方はいない」と讃嘆したが、世尊が「あなたは一切の諸仏の心の所念を知っているのか」とたしなめられたというエピソードを記す。このエピソードはパーリの『涅槃経』⁽¹⁾ だけに見られ、他の「涅槃経」には見いだされないが、ひとまずこれらを『涅槃経』グループと称することにする。

パーリ『涅槃経』の概要は、王舎城を出発された釈尊はアンバラッティカー園をへてナーランダーのパーヴァーリカのアンバ林に到着されたが、そのときサーリプッタが近づいて釈尊と上記のような問答と交わしたとする⁽²⁾。

- (1) ここにパーリの『涅槃経』と二重括弧をもって表わしたのは DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* を示したものである。以後に一重括弧で「涅槃経」とするのは他の涅槃経を含む涅槃経一般を示す。

- (2) vol.II p.081、南伝07 p.041

[3-1] パーリ『涅槃経』の概要は上記につけている。ここでは他の経の概要を紹介する。

DN.028 *Sampasādanīya-s.* (自歎喜経 vol.III p.099、南伝08 p.121) : あるとき世尊はナーランダー (Nālandā) のパーヴァーリカのアンバ林 (Pāvārikambavana) に住された。そのときサーリプッタは世尊のもとを訪れ、「過去、現在、未来にわたって世尊よりも正覚・勝智において優れた方はいない。私はそのように信じている」と告げた。世尊は彼を褒められた後、「あなたは一切の諸仏 (sammā-sambuddhā) の心の所念を知っているのか」と尋ねられた。サーリプッタがそうではないと答えると、世尊は「それではどうしてこのようなことを師子吼するのか」と尋ねられた。サーリプッタは「私は諸仏の心差別智 (ceto-pariya-ñāṇa) をもっているわけではないが、法の推知 (dhammanvaya) があるからです。三世にわたって尊い方は、五蓋を捨て、四念処に住し、七覚支において如実に修して等正覚を成ぜられる」と答えた。さらに世尊が諸の善法、十二処法、四種の入胎、四種の記心、四種の見定、七種の人施設、諸の精勤、四種の通行、言正行、士夫戒正行、四教誡法、他人解脱智、三常住論、宿住随念智、有情生死智、2種の神通などを説かれたことを讃嘆し、「過去世と未来世において世尊と全同なる正等覚者が出現されるが、1つの世界において2人の正等覚者が出現することはない」と自ら了解したところを述べた。世尊は「あなたの説明は正しく私の所説を語るものである」と認可された。

そのときウダーイン (Udāyin) は「如来にはこのような大威徳があるのにちっと

も誇るところがない」と褒め称えた。世尊はサーリプッタに、「この法を分別して比丘比丘尼優婆塞優婆夷に説け。そうすれば如来に対する疑惑はなくなるであろう」と告げられた。サーリプッタは世尊の面前で歓喜を表白した。それ故この経は「自歓喜経」と呼ばれる。

『長阿含』018「自歓喜経」（大正 01 p.076 中、国訳 07 p.268）：あるとき世尊は那難陀城の波波利菴婆林に 1,250 人の大比丘衆と共に住された。そのとき**舍利弗**が閑静処で、「過去、現在、未来の沙門や婆羅門の中で、智慧と神足と功德力が世尊に等しい者はいない」という思いを抱き世尊のもとを訪れて告げた。世尊は「善哉」と褒められ、「どうしてあなたは諸仏の心中の所念や諸仏にこのような戒、法、智慧、解脱があると知っているのか」と尋ねられた。舍利弗が「知りません」と答えると、世尊は「三世の如来の心中を知らずにどうして獅子吼するのか。それでは沙門や婆羅門はそなたの言葉を信じないであろう」と嗜められた。そこで舍利弗が制法（三十七道品）、制諸入（眼色乃至意法）などの教えをはじめ、解脱智、宿命智証、天眼智、神足証の教えを讃歎し、「過去と未来の沙門や婆羅門には釈尊と並ぶものがあるが、現在においては存在しない」と語ると、釈尊は「その答えは法に依り、法にしたがっている。過去と未来の仏は私に等しい。現在に二仏が出世するのは道理に合わない」と説かれた。

そのとき**鬱陀夷**が世尊の背後で扇いでおり、世尊は「あなたは世尊の少欲知足を觀じなさい」と告げられた。鬱陀夷は教えを聞いて讃歎し、「この教えを舍利弗が説けば教えに疑問をいだく者も疑いがなくなるでしょう」と言った。世尊は舍利弗に、「比丘比丘尼優婆塞優婆夷に説法しなさい。そうすればあなたの教えを聞いて疑いがある者も開解するであろう」と説かれた。舍利弗はしばしば比丘比丘尼優婆塞優婆夷にこの教えを説いた。自ら清浄なるが故に「清浄経」と名づけるのである。舍利弗は仏の所説を歓喜奉行した。

法顯訳『信仏功德経』（大正 01 p.255 上）：あるとき世尊は阿拏迦城の菴羅園中に住された。そのとき**舍利弗**が世尊のところに行き、「私は仏を深く信じております。仏の神通は最勝無比で過去・現在・未来の沙門・婆羅門には仏の神通を知る者なく、まして過ぎるものではありません」といった。仏は「舍利弗よ、いまの釈迦牟尼仏のみ 1 人がこれを具していると言ってはならない。三世の諸仏如来は皆悉くこれを具している」と説かれた。舍利弗は「私は世尊にお聞きしました。二仏が世に並び出ることはない、ただ仏世尊こそ真の正等正覚者である」などと仏の最勝法を語った。

その時衆中に**竜護**尊者が手に宝鉢をもって仏側に立っていたが、「諸々の外道尼乾子らは競って自分が勝れているというが、仏こそは最尊最上で等しい者がありません」というと、世尊は「仏の勝れていることを他人に示してはならない」といましめられた。竜護は「これこそ真の正等正覚です」とほめそやした。

世尊は舍利弗に、「この正法を比丘比丘尼優婆塞優婆夷沙門婆羅門諸魔外道尼乾子等に宣説せよ。そうすれば仏を信じない者も深信を起こすであろう」と告げられた。

舍利弗は仏に礼して退き、会衆は信受奉行した。

SN.047-012 (vol.V p.159、南伝 16 上 p.380)：あるとき世尊はナーランダーのパー

ヴァーリカのアンバ林に住された。そのときサーリプッタは世尊のもとを訪れ、「過去・未来・現在の三世にわたって等覚において世尊より優れた方はいない」と語った。世尊は「あなたは諸々の世尊の心念を知っているのか」と尋ねられた。彼は「そうではないけれども法の推知 (dhammanvaya) がある。三世にわたって尊い方は五蓋を捨て、四念処に住し、七覚支を如実に修して等正覚を成ずる」と、自ら了解したところを告げた。世尊は「善哉」と褒められ、「これを比丘比丘尼優婆塞優婆夷に説け、そうすれば如来に疑惑を有する者も疑惑を断じるであろう」と説かれた。

『雑阿含』498 (大正 02 p.130 下、国訳 02 p.095) : あるとき世尊は那羅健陀の売衣者菴羅園に住された。そのとき舍利弗は世尊のもとを訪れ、「過去、未来、現在の沙門や婆羅門たちのなかに世尊の菩提に等しい者はいない」と告げた。世尊は「善哉」と褒められ、「あなたは過去の仏のあらゆる増上戒を知っているのか」と尋ねられた。舍利弗は「私は諸仏の心の分齊を知りませんが、法の分齊を知っています。過去、未来、現在の諸仏は、悉く五蓋を断じ、涅槃に向わざる者をして四念処に住し、七覚分を修して阿耨多羅三藐三菩提を得させる」と答え、世尊は「その通りである」と是認された。舍利弗は仏の所説を歡喜奉行した。

上記のうち『信仏功德経』はパーリがナーランダーのパーヴァーリカのアンバ林とする仏在処を「阿拏迦城の菴羅園」とし、パーリのウダーインに相当する人物名を「竜護」とする。音写語としても意識語としてもじっくりこないが、今はパーリに対応した訳語であると考えておく。

[3-2] 上記概要に示したように、DN.028 *Sampasādanīya-s.* を初めとする漢訳經典も含む「涅槃経」グループと命名したこれらの経は、明らかにパーリの『涅槃経』の釈尊が靈鷲山で不退法を説かれた後、アンバラッティカーの王の休憩堂に立ち寄られたその次に行かれたナーランダーのシーンと重なる。そしてこれらにはサーリプッタが登場するが、実は「涅槃経」でこのシーンがあるのはパーリの『涅槃経』だけに見られる特異な伝承である。そしてもしパーリの『涅槃経』によるとするなら、このシーンは釈尊の最晩年の釈尊 78 歳＝成道 44 年の王舎城での雨安居の後を時代背景とすることになるが、実はこのときにはすでに舍利弗は亡くなっているはずである⁽¹⁾。

しかし上記の「涅槃経グループ」の諸経にもサーリプッタが登場する。これにはパーリと漢訳のしかも両者に複数の経が含まれるから、この「涅槃経グループ」と称した諸経に記される伝承は資料水準としては最高度のものとしなければならない。とするならばパーリの『涅槃経』が特異なのであって、これら諸経が伝える伝承のほうが正しく、釈尊とサーリプッタの問答は時期的にはもっと遡る、サーリプッタが在世していた時だったのであろう。しかし地理的にいうとナーランダーが「涅槃経」の流れの中にあって当然という場所なので、これに引っ張られて、パーリの『涅槃経』は誤ってこのグループの経をそこに組み込みこんでしまったのではなかろうか。このためパーリ系統の後世の注釈書では登場してはならない場面にサーリプッタが登場するというでたいへん無理な辻褃合わせをしなければならないことになった⁽²⁾。

とはいってもサーリプッタが存命してこの問答をしたというその時点が何時とは特定できない。これについては後述する。

(1) われわれは、サーリプッタとマハーモッガッラーナは釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨季に亡くなったと考えている。*SN.047-013* (vol. V p.161、南伝 16 上 p.384) = 『雑阿含』 638 (大正 02 p.176 中、国訳 02 p.187) など参照。

(2) 岩井昌悟「舍利弗の入滅をめぐる諸伝承について」(『印度学仏教学研究』54-1 平成 17 年 12 月) 論文参照。

[3-3] なお次の経は、王舎城とパーヴァーリカの間にあった国王の福德舎（パーリ語では *Ambalaṭṭhikā Rājagārika*）が仏在処である。「涅槃経」ではこの場所に言及するのは *DN.016 Mahāparinibbāna-s.*（大般涅槃経）⁽¹⁾ とサンスクリットの *Mahāparinirvāṇasūtra* ⁽²⁾、失訳『般泥洹経』⁽³⁾、『長阿含』002「遊行経」⁽⁴⁾であって、*DN.016*と『長阿含』002は釈尊はここで三学を、サンスクリットと『失訳』は四諦の教えを説かれたとしている。したがって次の経は「涅槃経」の当該部分の対応経と考えてよいであろう。説時としては釈尊 78 歳＝成道 44 年の雨安居の後ということになる。

『雑阿含』403 (大正 02 p.108 上、国訳 02 p.024) : あるとき世尊は摩竭国の人間を遊行し、王舎城と波羅利弗の中間の竹林聚落にあった国王が造営した福德舎に止宿された。そのとき世尊は比丘らに、「四聖諦を知らなければ生死の世界を駆け回り、これを知れば生死の世界を離れる。それゆえに四聖諦において無間等を修しなさい」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』404 (大正 02 p.108 上、国訳 02 p.025) : あるとき世尊は摩竭国の人間を遊行し、王舎城と波羅利弗の中間の竹林聚落にあった国王が造営した福德舎に止宿された。その時世尊は大衆とともに尸毘提林へ赴かれ、大樹の葉を 1 枚手に取って、「仏の覚知せるものは大樹のように広大であるが、人のために説く法はこの 1 枚の葉のようなものである。それゆえに四聖諦において無間等を修しなさい」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

(1) vol. II p.081

(2) p.134

(3) 大正 01 p.177 中

(4) 大正 01 p.012 上

[4] パーヴァーリカのアンバ林を仏在処とする諸経のうち、*MN.056 Upāli-s.*（優波離経）⁽¹⁾ = 『中阿含』133「優婆離経」⁽²⁾、*SN.042-009* ⁽³⁾ = 『雑阿含』914 ⁽⁴⁾ = 『別訳雑阿含』129 ⁽⁵⁾、『雑阿含』915 ⁽⁶⁾ = 『別訳雑阿含』130 ⁽⁷⁾、『別訳雑阿含』131 ⁽⁸⁾ の 8 経にはニガンタ・ナータプッタが言及される。

また *SN.042-006* ⁽⁹⁾、*SN.042-007* ⁽¹⁰⁾、*SN.042-008* ⁽¹¹⁾ = 『雑阿含』916 ⁽¹²⁾ の 4 経にはその弟子とされるアシバンダカプッタ (*Asibandhakaputta*) が登場する。

したがってこれらの経をニガンタ・ナータプッタ関連グループと称することとする。

(1) vol. I p.371、南伝 10 p.136

(2) 大正 01 p.628 上、国訳 05 p.215

(3) vol. IV p.322、南伝 16 上 p.024

(4) 大正 02 p.230 中、国訳 03 p.430

(5) 大正 02 p.423 中

(6) 大正 02 p.230 下、国訳 03 p.431

- (7) 大正 02 p.424 上
- (8) 大正 02 p.424 下
- (9) vol.IV p.311、南伝 16 上 p.010
- (10) vol.IV p.314、南伝 16 上 p.014
- (11) vol.IV p.317、南伝 16 上 p.018
- (12) 大正 02 p.231 下、国訳 03 p.434

[4-1] 上記のうち MN.056=『中阿含』133 ではニガンタ・ナータプッタは熱血を吐いて死んだとされている。われわれはこれを「モノグラフ」第 19 号（2014 年 9 月）に掲載した【研究ノート 6】「ニガンタ・ナータプッタ（*Nigaṇṭha Nātaputta*）の死亡年推定」（森章司）において、釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨期中のことであったと考えている。したがってこれらの説時は釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨期中ということになる。経の概要はそこに記した。

なおナータプッタが熱血を吐いたのは、その弟子であったウパーリという居士が釈尊の優婆塞となったことを聞いたからである。このウパーリ居士と思われる人物が次の経に登場する。これもこの同時経としておきたい。

SN.035-126 (vol.IV p.110、南伝 15 p.179) あるとき世尊はナーランダーのパーヴェーリカアンバ林に住された。そのときウパーリ居士（Upāli gahapati）が世尊のもとを訪れ、涅槃に入らざる因と縁と涅槃に入る因と縁について質問した。世尊は、「眼所識の色、耳所識の声、鼻所識の香、舌所識の味に染心を煽るものがある。もしこれに取執すれば涅槃に入らず。これに依止せず取執しなければ涅槃に入る」と説かれた。

[4-2] また上記のうち SN.042-009=『雑阿含』914=『別訳雑阿含』129、『雑阿含』915=『別訳雑阿含』130 には、ニガンタ・ナータプッタが弟子のアシバンダカプッタを釈尊のもとに遣わし、釈尊の教えの中に含まれる矛盾を糾弾しようとしたとされている。したがってこのときにはナータプッタはまだ生存していたことになる。『別訳雑阿含』131 の状況は同じではないが、ナータプッタが生存したことが推測される。

われわれは死亡年以外の詳しいニガンタ・ナータプッタの事績年を調べているわけではないが、このグループに属する SN.042-009 などの経の説時は釈尊 75 歳＝成道 41 年よりもさほど遠くない以前の経ということになるであろう。SN.042-009 はこのとき釈尊はコーサラ国を遊行してナーランダーのパーヴェーリカ・アンバ林に住されたとしている。したがって釈尊はコーサラ方面からマガダ方面に來られたことになる。そしておそらく王舎城で雨安居を過ごされたのであろう。このような状況に該当するのは釈尊 73 歳の雨安居の後になるから、『雑阿含』914=『別訳雑阿含』129 も含めてこれらの説時は釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居後としておきたい。

なお上記経の概要もすでに【研究ノート 6】「ニガンタ・ナータプッタ（*Nigaṇṭha Nātaputta*）死亡年の推定」に紹介した。

[4-3] また SN.042-008=『雑阿含』916 にはアシバンダカプッタが登場し、釈尊の優婆塞となったとされている。前項に紹介した経もアシバンダカプッタが優婆塞となったとしているから、これらも同じ釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居後の経ということになる。この経の概要も【研究ノート 6】に紹介した。

また以下の 2 経もアシバンダカプッタが登場し、優婆塞となったとする。したがってこれも釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居後の経ということになる。【研究ノート 6】では註記にお

いてふれたのみであるので、ここで改めてその概要を紹介しておく。

SN.042-006 (vol.IV p.311、南伝 16 上 p.010) : あるとき世尊はナーランダーのパーヴァーリカのアンバ林に住された。そのときアシバンダカプッタという聚落主 (gāmaṇi) が世尊のもとを訪れ、「西方の婆羅門たちは水瓶を携え、花環をつけ、沐浴するなどして死者を生天させる儀式を執り行っているが、世尊は女性を生天させるにはどのようなことを行っているのか」と質問した。世尊は十善業道（不殺生、不偷盗、不邪淫、不妄語、不悪口、不両舌、不綺語、無貪、無瞋、正見）を説かれた。聚落主はこの教えを聞いて優婆塞となった。

SN.042-007 (vol.IV p.314、南伝 16 上 p.014) : あるとき世尊はナーランダーのパーヴァーリカアンバ林に住された。そのときアシバンダカプッタという聚落主が世尊のもとを訪れ、「世尊はすべての生きとし生けるものに対して憐愍の情をかけるのにある人のためには詳しく説き、ある人のためには詳しく説かないのはどうしてか」と尋ねた。世尊は上（比丘・比丘尼）、中（優婆塞・優婆夷）、下（外道）の3種の耕田に種を蒔く喩えと、3つの水瓶の喩えを以て答えられた。聚落主はこの教えを聞いて優婆塞となった。

また次の経の「阿私羅天の子である伽弥尼 (gāmaṇi 聚落主)」は上記の「アシバンダカプッタという聚落主」に相当するであろう。とするならばこの説時も釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居後の経ということになる。

『中阿含』017「伽弥尼経」（大正 01 p.439 下、国訳 04 p.066）：あるとき世尊は那難陀国の墻村捺林に住された。そのとき阿私羅天の子である伽弥尼が世尊のもとにやって来て、「死後、天に生まれるにはどのようにしたらよいだろうか」と質問した。世尊は「村に男女がいて、怠って精進もせず、十不善業（殺生・偷盗・邪淫・妄語・悪口・両舌・綺語・貪・瞋・邪見）をなして死後善趣に生まれるだろうか」と尋ねられた。彼が「そのようなことはない」と答えると、世尊は「大きな石を水中に投げ入れ浮び上ることを願うのが理に合わないように、十悪をなして善趣を願うのは道理に合わない。しかし酥油の瓶を水中に投じてその瓶を壊せば破片は下に沈んでも酥油が浮き上がるように、十善業道（不殺生・不偷盗・不邪淫・不妄語・不悪口・不両舌・不綺語・無貪・無瞋・正見）をなせば身は滅するも心意識は信・精進・多聞・布施・智慧のために熏ぜられて善処に生ずる。また、そのような善処への道が八支聖道（正見・正思惟・正語・正業・正命・正精進・正念・正定）でもある」と説かれた。伽弥尼および比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[5] パーヴァーリカのアンバ林を仏在処とする経であって、上述の「涅槃経グループ」と「ニガンタ・ナータプッタ関連グループ」に属さないのは、本節の主題である DN.011 *Kevaṭṭa-s.* = 『長阿含』024「堅固経」と、ほかに『雜阿含』978 ⁽¹⁾ がある。これらは仏在処をパーヴァーリカのアンバ園とする以外には1つのグループにまとめるような情報は含まれていない。しかしこれらは仏在処が共通するのであるから関連するものと仮定してこれを第3のグループとしておく。

(1) 大正 02 p.253 上、国訳 03 p.503

[5-1] 『雑阿含』978 の概要は次のとおりである。

あるとき世尊は那羅聚落の好衣菴羅園中に住された。そのとき那爛陀聚落に**商主で外道を信奉する120歳になる出家者**がいて、聚落中の沙門婆羅門長者居士に尊敬されることあたかも阿羅漢のごときであった。ときにこの老人の一族で亡くなって天上に生まれた者が彼を世尊のもとに行かせようと現れ、「悪知識とはどういう人で、また善知識とはどういう人であるのか」等々の質問を偈で投げかけた。そして「この質問に答えられる者のところで修行せよ」と言った。商主外道は**富蘭那迦葉、末迦利瞿舍利子、刪闍耶毘羅毘子、阿耆多枳舍欽婆羅、迦羅拘陀迦栴延、尼乾陀若提子**のもとを次々と訪れては質問したが満足する答えを得られなかった。そこで「家に戻ろうか、それとも年少の出家者である瞿曇のところへ行こうか」と迷ったあげくに世尊のもとを訪れた。世尊は「悪知識は言動が一致せず、善知識は一致している。善知識が安心できることはあたかも子どもが父親の懷で横たわるようなものである」等と説かれた。この教えを聞いた商主外道は釈尊のもとで出家して具足戒を受け、心に解脱して阿羅漢となった。

この経に登場する「商主で外道を信奉する120歳になる出家者」は他の経には見いだされない。

なお『中阿含』203「瞿多利経」⁽¹⁾（大正01 p.773上、国訳06 p.292）も仏在処を「那難大の波和利捺園中」とするが、その対応経である MN.054 *Potaliya-s.*（瞿多利経）⁽²⁾ はアングットラーパ（*Aṅguttarāpa*）のアーパナという町（*Āpaṇa nigama*）とするからパリーにしたがうこととする。

(1) 大正01 p.773上、国訳06 p.292

(2) vol. I p.359、南伝10 p.115、片山・中部3 p.078

[5-2] このようにこれら第3のグループには、その説時を特定する特段の情報が含まれない。しかし『長阿含』024の説時は祇園精舎が寄進されて以降であることが推測されるから、その説時は釈尊48歳＝成道14年の雨安居以前よりも後ということになる。

ところで『雑阿含』978は釈尊を「年少の出家者」としていることが注目される。釈尊を「年少の出家者」と呼ぶ経には、DN.004 *Soṇadaṇḍa-s.*（種徳経）⁽¹⁾＝『長阿含』022「種徳経」⁽²⁾と、DN.005 *Kūṭadanta-s.*（究羅檀頭経）⁽³⁾＝『長阿含』023「究羅檀頭経」⁽⁴⁾があり、これらの説時は本稿の【004】と【005】に記したように、前者は釈尊52歳の雨安居前、後者は釈尊52歳の雨安居後、としてある。

さらに MN.095 *Caṅki-s.*（商伽経）⁽⁵⁾があって、これは MN.の説時を考察する【研究ノート16】において述べるように、この説時は釈尊53歳の雨安居後である。

釈尊を「年少の出家者」と呼ぶ経は、釈尊が出家し、成道してからそれほど時日を経過していないということを示すのであるが、上記経ではこの中に含まれる情報を勘案して、それを具体的に52歳、あるいは53歳の頃と推定したのである。このような推定が正しいものとするれば、『雑阿含』978もこの頃の経であると考えてよいであろう。

(1) vol. I p.111、南伝06 p.165、片山・長部1 p.297

(2) 大正01 p.094上、国訳07 p.323

(3) vol. I p.127、南伝06 p.189、片山・長部2 p.023

(4) 大正01 p.096下、国訳07 p.331

(5) vol.II p.164、南伝 11 上 p.217、片山・中部 4 p.423

[5-3] ところでこのグループの経にはアーナンダが登場しない。きわめて消極的な根拠であるが、これも説時推定の情報の 1 つと考えると、これらの経はアーナンダが釈尊教団の秘書室長に任命された釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居後よりも前ということになる。

パーヴァーリカはマガダ国の首都・王舎城の近くの町ナーランダーの近くであって、「モノグラフ」第 20 号 (2015 年 11 月) 所収の【論文 26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」(森章司・金子芳夫) に記したように、王舎城からヴェーサーリー・舎衛城方面に行く大道も、バーラーナシー・コーサンビー方面に行く大道もここを通っていた。すなわち釈尊時代の交通の大動脈上にある 1 地点であって、ここで雨安居を過ごされたという記録はないからそれほど大きな町ではなかったのであろうが、釈尊は生涯のうちに何度もここを通られたであろう。

しかし祇園精舎の寄進以降、アーナンダが秘書室長に任命される以前と限定するとすると、釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居以前から釈尊 54 歳＝成道 20 年の雨安居後までの 6 年間に限定される。しかしながらそもそも第 3 のグループをひと括りにくることが無理であって、これら 3 つ (そのうちの 2 つは対応する) の経の情報を相互に関連させて考えること自体が無理であるが、まことに手前勝手な議論として一応これらは上記の期間中の経とすれば、この期間中に釈尊がここを通られた可能性のある年は釈尊が 49 歳＝成道 15 年の雨安居をコーサラ国のイッチャーナンガラで過ごされた後、王舎城に赴かれる途中 (釈尊 50 歳＝成道 16 年の雨安居前) か、その年の雨安居を王舎城で過ごされ次の雨安居地であったヴェーサーリーに行かれる途中 (釈尊 51 歳＝成道 17 の雨安居後) ということになる。イッチャーナンガラは本稿の【003】で考察したように舎衛城と釈迦国の結ぶルートのサーヴァッティに近いところにあった。

ところで『雑阿含』978 の記事中の商主外道は天人の計らいによって六師外道を次々と訪問してその教えに満足しなかった結果として釈尊を訪ねたことになっている。六師外道はマガダ国を中心に活動した宗教家たちと考えられるから⁽¹⁾、このようなシチュエーションを考えると釈尊が王舎城で雨安居を過ごされたその後と考えるほうが妥当であろう。ということで『雑阿含』978 と本節の主題である *DN.011 Kevaṭṭa-s.* = 『長阿含』024 「堅固経」の説時は後者を採って釈尊 51 歳＝成道 17 の雨安居後ということにしたい。

- (1) 原始仏教聖典を調査してのことであるが、六師外道と呼ばれる人たちの活動地やその弟子たちの所在 (話題に上がるのみの場合は除外) などを調べてみると次のようになる。

Ajita Kesa Kambala

データなし

Makkali Gosāla

コーサンビー : *MN.076 Sandaka-s.* (サンダカ経 vol. I p.513)

Nigaṇṭha Nātaputta

パーヴァー (マガダ国) : *DN.029 Pāsādika-s.* (清浄経 vol.III p.117) = 『長阿含』017 「清浄経」 (大正 01 p.072 上)、*DN.033 Saṅgīti-s.* (等誦経 vol.III p.207) = 『長阿含』009 「衆集経」 (大正 01 p.049 中)、*MN.104 Sāmagāma-s.* (舎弥村経 vol.II p.243)、*MN.056 Upāli-s.* (優波離経 vol. I p.371) = 『中阿含』133 「優婆離経」 (大正 01 p.628 上)、*SN.042-008* (vol.IV p.317)、『雑阿含』916 (大正 02 p.231 下) 他多数

王舎城：MN.058 *Abhayarājakumāra-s.*（無畏王子経 vol. I p.392）、『別訳雑阿含』052（大正 02 p.390 中）、『増一阿含』045-007（大正 02 p.773 下）、『雑阿含』1224（大正 02 p.334 上）、『五分律』「受戒法」（大正 22 p.114 上）

ヴェーサーリー：AN.008-002-012（vol. IV p.179）、*Vinaya*「棄捨度」（vol. I p.233）、『四分律』「棄捨度」（大正 22 p.871 中）、AN.003-008-074（vol. I p.220）、『五分律』「食法」（大正 22 p.149 中）

舎衛城：『増一阿含』033-002（大正 02 p.683 上）、『増一阿含』047-003（大正 02 p.781 上）

Pakudha Kaccāyana

データなし

Pūraṇa Kassapa

ヴェーサーリー：『雑阿含』081（大正 02 p.020 中）、SN.022-060（vol. III p.68）

跋提城：『四分律』「棄捨度」（大正 22 p.872 中）

王舎城：AN.006-006-057（vol. III p.383）

Saṅjaya Veraṭṭhiputta

王舎城：*Vinaya*「大棄度」（vol. I p.039）、『四分律』「受戒棄度」（大正 22 p.805 下）、『五分律』「受戒法」（大正 22 p.110 中）、『根本有部律』「出家事」（大正 23 p.1026 上）

六師外道まとめて

王舎城：DN.002 *Sāmañña-phala-s.*（沙門果経 vol. I p.047）、『長阿含』027「遊行経」（大正 01 p.107 上）、MN.077 *Mahāsakuludāyī-s.*（善生優陀夷大経 vol. II p.001）、『中阿含』207「箭毛経」（大正 01 p.781 中）、『中阿含』208「箭毛経」（大正 01 p.783 下）、SN.002-003-010（vol. I p.065）、『雑阿含』1248（大正 02 p.342 上）

クシナーラー：DN.016 *Mahāparinibbāna-s.*（大般涅槃経 vol. II p.137）、『長阿含』002「遊行経」（大正 01 p.021 上）、白法祖訳『仏般泥洹経』（大正 01 p.171 上）、法顯訳『大般涅槃経』（大正 01 p.198 下）、失訳『般泥洹経』（大正 01 p.187 中）、*Mahāparinirvāṇasūtra*（p.360）、『別訳雑阿含』110（大正 02 p.413 上）、『増一阿含』042-003（大正 02 p.748 下）

ヴェーサーリー：MN.036 *Mahāsaccaka-s.*（薩遮迦大経 vol. I p.237）

以上の調査結果から、六師外道やその弟子たちはマガダの王舎城やナーランダーを中心にしながら、ヴァッジ国の辺りまでを活動範囲としていたことが判る。六師外道とその弟子たちの足跡は舎衛城にはほとんどなく、その活動の中心地から外れていたと思われる。

なお余談であるが、原始聖典の中でその存在が確認できるのは Nigaṇṭha Nātaputta、Pūraṇa Kassapa、Saṅjaya Veraṭṭhiputta のみであって、Ajita Kesa Kambala、Makkali Gosāla、Pakudha Kaccāyana の存在は確認できない。おそらく釈尊の活動された時期にはすでに亡くなっていたのであろう。また Saṅjaya Veraṭṭhiputta もその可能性がある。

さらに Pūraṇa Kassapa が釈尊と同時期に生存していたとしてもその影は極めて薄い。したがって現実に釈尊の教えと競合したのはニガンタ・ナータプッタのみであったと考えられる。

[6] 残るはまだ解決できていなかった DN.028 *Sampasādaniya-s.*（自歓喜経）を代表とする「涅槃経グループ」の説時である。この主要な登場人物はサーリプuttaであって、釈尊

に先んじてすでに亡くなっているはずのサーリプッタが「涅槃経」に登場するのは不合理であるということでペンディングにしてあったのであった。したがってもちろんこのグループの説時はサーリプッタが存命時代ということになる。それ以外にはウダーインが登場するが、この人物も仏弟子として著名な人物であるから特段の手がかりとはならない。したがってこれらの説時を推定する材料としては仏在処がパーヴァーリカのアンバ林であるということしかない。

パーヴァーリカは王舎城とヴェーサーリーを結ぶ大道にあったから釈尊がここに立ち寄られる機会はしばしばあったであろうが、上で取り上げた多くの経の説時から選ぶとすれば、ニガンタの徒のアシバンダカプッタ聚落主が釈尊の教えに帰信した釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居後ということになるであろう。パーリの『涅槃経』はこれを「涅槃経」の筋書きに組み入れているのであるから、本節の主題である *DN.011 Kevaṭṭa-s.* の説時である釈尊 51 歳では早すぎるといわなければならない。ということで *DN.028 Sampasādanīya-s.* を代表とする「涅槃経グループ」と呼んできた経の説時は釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居後ということにしておく。

[012] DN.012 Lohicca-s. (露遮経 vol. I p.224、南伝 06 p.317)

『長阿含』029「露遮経」(大正 01 p.112 下、国訳 07 p.384)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.012 Lohicca-s. (露遮経) : あるとき世尊は 500 人の大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行して、ローヒッチャ婆羅門 (Lohicca brāhmaṇa) が住むサーラヴァティカー (Sālavatikā) に住された。この村はローヒッチャ婆羅門にコーサラ国のパセーナディ王から施与された梵分の地 (raññā pasenadi-kosalena dinnam rājadāyaṃ brahma-deyyam) であった。ローヒッチャ婆羅門には「たとい善法を知ってもそれを他人に説くべきではない。人は他人のために何もできない。それは古い縛めを切って新しい縛めを作るようなものであるから」という悪見が生じていた。

そのとき彼は名声高い仏・世尊であり、自ら覚ったところを他人のために説いているという釈迦族出身の沙門ゴータマがこの村に来たことを聞いて、ベーシカという理髪師 (Bhesika nahāpita) を使いにやって、世尊を翌日の食事に招待した。翌朝、迎えに行ったベーシカは世尊に、「ローヒッチャ婆羅門は上記のような悪見をいんでいるので除いて欲しい」と頼んだ。

世尊は食事ののち婆羅門に、「パセーナディ王はカーシ (Kāsi) とコーサラを領有する。だからといって人が、『カーシとコーサラの生産物は王だけが専有すべきで他に与えるべきでない』と言ったとすれば、王に依って生活するあなた自身や他の人々にとって王は妨げる者となり、妨げる者に対しては害心が起る。害心が起るとすればそれは邪見である。そのように善法を知る者が人のために法を説かないならばそれは邪見であり、邪見者は地獄か畜生のいずれかに堕ちる」と教誡されたのち、「沙門果経」に説かれている) 小戒・中戒・大戒と四禪・現世の果報・四諦などを説かれた。ローヒッチャ婆羅門はこの教えを聞いて三宝に皈依して優婆塞となった。

『長阿含』029「露遮経」: あるとき世尊は 1,250 人の大比丘衆と共に拘薩羅の人間を遊行して娑羅婆提婆羅門村の北にある尸舎婆林に住された。この村は露遮という婆羅門が波斯匿王から梵分の地として与えられたものであった。

露遮は世尊の評判を聞いて世尊のもとを訪れ、翌日の食事に招待した。ところがその場を去って間もなく「沙門や婆羅門らは善法を知るが、他人のために善法を説いてはならない。説けば人が故獄を壊して更に新獄を造るようなものだ」という悪見を起した。

翌朝彼は剃頭師を迎えにやった。剃頭師は娑羅林へ向う途中、世尊に露遮が悪見を起したことを報告した。食事を終えたのち世尊は、世間には貪濁悪法なる三師がいると説かれたのち、「もし人あって波斯匿王に王の所有の国土の財物は王のみが用い余人に与えてはならないと説いたとする。それは余人の所得を断じるから不善であり、不善ならば悪道に堕す。同様にもし善法を説くを遮り証果を得しめないならばそれは不善ではないのか。不善ならば悪道に堕す」と説かれた。

これを聞いて露遮婆羅門は三宝に皈依して優婆塞になった。仏の所説を露遮婆羅門

は歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処と登場人物は以下のとおりである。

[2-1] 仏在処はコーサラ国のサーラヴァティカー村＝拘薩羅の婆羅婆提婆羅門村である。ここを仏在処とする経はこの経だけであり、この地名に言及する経もない。

ここはコーサラ国内にあり、パセーナディ王から施与された梵分の地であったとされる。釈尊が初めてコーサラ国の首都であった舎衛城を訪れたのは釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前のことであるから、この経の説時はそれ以後となる。

[2-2] この経の登場人物はローヒッチャ婆羅門＝露遮婆羅門と、ベーシカという名の理髪師＝剃頭師である。

ローヒッチャ婆羅門なる人物は SN.035-132＝『雑阿含』255 にも見いだされる。この経の概要は以下のとおりである。

SN.035-132 (vol.IV p.116、南伝 15 p.188) : [釈尊は登場しない] あるときマハーカッチャーナはアヴァンティ (Avanti) 国のマッカラカタ (Makkarakata) の森林にある小屋 (araññekutikā) に住していた。ときにローヒッチャ婆羅門 (Lohicca brāhmaṇa) の弟子である青年たちが尊者マハーカッチャーナの小屋の周りをうろついて大声をあげて騒ぎ、マハーカッチャーナを小馬鹿にした。マハーカッチャーナは精舎を出て「静かにしなさい。法を説こう」と告げ、彼らに偈で「古の婆羅門は戒を第一とし、忿怒にうち勝って諸根門をよく護った。今の婆羅門はそれをしない」と説いた。彼らは不快感を抱いてローヒッチャ婆羅門のもとへ帰り、「マハーカッチャーナが婆羅門の聖典を非難した」と告げた。ローヒッチャ婆羅門は彼らと一緒に彼のもとを訪ねて、「あなたが言う諸根門を護らないとはどういうことか」と質問した。マハーカッチャーナは諸根門（眼根乃至意根）を護らざることと護ることに関して解説した。これを聞いたローヒッチャ婆羅門は三宝に帰依して優婆塞となり、「尊者がもしマッカラカタにおいて信にを訪ねられるなら私の家においでください」と言った。

『雑阿含』255 (大正 02 p.063 中、国訳 01 p.213) : [釈尊は登場しない] あるとき尊者摩訶迦旃延は阿槃提国の湿摩陀江の側に住した。そのとき彌猴室聚落の阿練若窟に露醯遮婆羅門がいた。ときに摩訶迦旃延は彌猴室聚落で乞食した後洞窟で坐禅をしていると、露遮婆羅門の年少の弟子らが薪を採りに彼の洞窟に近づき、「ここに剃髪の沙門が住んでいる。これ黒闇の人である」と小馬鹿にした。摩訶迦旃延がたしなめるもやめないのので戸外に出て、「騒ぐのを止めなさい」と言って、「古昔の婆羅門は勝妙の戒を修習し、宿命智を生ずるを得て、真諦と禅を娛樂し、常に慈悲に住し、諸の根門を閑閉して口過を調伏する、古昔の行は是の如し」と説き、「今の婆羅門は三たび浴して三典を誦するも根門を守護せざれば猶お夢に宝を得るが如し」と偈をもって彼らを戒めた。彼らは「我らの經典を罵った」と怒り、露遮婆羅門のもとへ戻って言い付けた。

露遮婆羅門は摩訶迦旃延のもとを訪れて弟子らとの問答を確かめ、真の婆羅門は眼等の六根を護るべきであるという摩訶迦旃延の教えを聞いて歡喜し、座より起って去った。

このように今の経のローヒッチャ婆羅門はアヴァンティ国のマッカラカタ＝阿槃提国の湿摩陀江の側の獼猴室聚落に住していたとされ、この婆羅門は大勢の青年婆羅門の弟子を持っていたとされているから、おそらく商用とか遊行などによってここに來たのではなく、昔からここに住していたものと考えられる。一方の本節の主題とする DN.012＝『長阿含』029 のローヒッチャ婆羅門はコーサラ国の波斯匿王から与えられた梵施の地に住んでいたのであるから、彼もここに定住していたのである。ということになればこれら2つの経に登場するローヒッチャ婆羅門は同名ではあっても異人であるとしなければならない。またベーシカという名の理髪師はこの経にしか登場しない。

[2-3] 前項で紹介したアヴァンティ国のローヒッチャ婆羅門が登場する経にはマハーカッチャーナ＝摩訶迦旃延が登場する。この経には世尊が登場しないので釈尊入滅後の経という可能性もあるが、釈尊はアヴァンティ国に足を踏み入れられたことはないのであるから釈尊が登場しないのは当然ともいえる⁽¹⁾。一方マハーカッチャーナはこのアヴァンティ国のウッジェーニーの出身である⁽²⁾。

しかしこの経ではマハーカッチャーナが青年婆羅門らに小馬鹿にされるという場面があるから、釈尊の教えがまだデカン高原部に広く知られていなかったころではないかと想像される。したがってこれはインド中原において釈尊の教えを修行したマハーカッチャーナが、アヴァンティに里帰りしてソーナクティカンナを教化して優婆塞の侍者となしてから、その数年後（われわれはこれを5年後と考えている）にやっと十衆がそろったので彼に具足戒を与えて、辺地での持律第五白四羯磨具足戒を許してもらうためにソーナクティカンナを舎衛城におられる釈尊に会うために派遣したその間、すなわち釈尊 60 歳＝成道 26 年の雨安居前から釈尊 65 歳＝成道 31 年の雨安居後までのことと考えられる。この辺の詳しいことは【論文 25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」の【7】「摩訶迦旃延 (Mahākaccāna) の生涯と持律第 5 白四羯磨具足戒法の制定」（森章司）⁽³⁾を参照されたい。

(1) 【論文 26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」の「まとめに代えて」（「モノグラフ」第 20 号 2015 年 11 月）p.309 以下参照

(2) 【論文 25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」（「モノグラフ」第 18 号 2013 年 11 月）p.180 以下参照

(3) 「モノグラフ」第 18 号 (2013.11) p.179 以下

[3] しかしながら本節の主題である DN.012＝『長阿含』029 には説時を推定する有用な情報が記されていない。ただ釈尊が初めてコーサラ国を訪問された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降のことだろうと推測されるのみである。ただし釈尊はコーサラ国を遊行されていたのであるから釈尊が舎衛城での最後の雨安居を過ごされた釈尊 77 歳＝成道 43 年までということになる。

【013】 *DN.013 Tevijja-s.* (三明経 vol.I p.235、南伝 06 p.333)

『長阿含』 026 「三明経」 (大正 01 p.104 下、国訳 07 p.357)

MN.098 Vāseṭṭha-s. (婆私吒経 vol.II p.196、南伝 11 上、p.196)

Suttanipāta 003-009 (p.115、南伝 24 p.226)

[1] この経の説時はすでに本稿の【003】 *DN.003 Ambaṭṭha-s.* (阿摩昼経) のところで検討済みであり、釈尊 49 歳＝成道 15 年の雨安居前という結論を得ている。これらの概要もそこで紹介済みである。なお *MN.098* の本文は *Suttanipāta 003-009* と同じであるので、PTS においても南伝においてもその全文は *Suttanipāta* に譲られ省略されている。

【014】 DN.014 *Mahāpadāna-s.* (大本経 vol.Ⅱ p.001、南伝 06 p.361)

『長阿含』001「大本経」(大正 01 p.001 中、国訳 07 p.29)

法天訳『七仏経』(大正 01 P.150 上)

失訳『七仏父母姓字経』(大正 01 p.159 上)

『増一阿含』048-004 (大正 02 p.790 上、国訳 09 p.382)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。これには釈迦牟尼仏を含む過去七仏の種姓や年寿、代表的な弟子の名などが記されているが、その詳細は註 (1) に示した。

DN.014 *Mahāpadāna-s.* (大本経) : あるとき世尊は祇樹給孤独園のカレーリ堂 (Kareri-kutikā)に住された。そのとき托鉢より帰った比丘らは食後にカレーリ円堂 (Kareri-maṇḍalamāla) に集まり、「前世はどうであったか」との前世に関する話をしていた。

世尊はこれを天耳を以て聞かれ、カレーリ円屋に赴かれて比丘らに 7 人の過去仏 (atīta buddha) すなわち、①ヴィパッシン仏 (Vipassin)、②シキン仏 (Sikhin)、③ヴェッサブー仏 (Vessabhū)、④カクサンダ仏 (Kakusandha)、⑤コーナーガマナ仏 (Koṇāgamana)、⑥カッサパ仏 (Kassapa)、そして⑦ご自分 (ゴータマ仏) の、それぞれの種姓や年寿 (釈迦牟尼仏は王族、姓はゴータマ、長くとも 100 歳)、成道時の菩提樹 (釈迦牟尼仏はアッサッタ樹)、代表的な弟子の名 (釈迦牟尼仏はサーリプッタとマハーモッガッラーナ)、会数と会衆の数 (釈迦牟尼仏は 1 僧会で 1,250 人)、常随の弟子 (釈迦牟尼仏はアーナンダ)、父と母の名 (釈迦牟尼仏は父はスッドーダナ王、母はマーヤー王妃)、都城の名 (釈迦牟尼仏はカピラヴァットゥ) などを説かれた。そして座を起って精舎に入られた。

世尊が去られたあとも比丘らは、「世尊はよくも過去仏の種姓などを記憶されているものだ」とさらに議論した。世尊は夜、坐禅から起って再びカレーリ円屋に赴かれ、觀史多天から入胎すること、菩薩の母は 10 ヲ月の間菩薩を母胎に保つこと、菩薩の母は菩薩を立てて生むこと、菩薩が生れるとき 2 つの水流が虚空から現れること、生れてきたときに七歩あゆみ「私は世界の第 1 人者である」と宣言するなどの諸仏の常法 (dhammatā) を説かれ、ヴィパッシン王子は三十二相が具わっているが故に転輪聖王になるか正覚者になると予言されること、老人・病人・死人・出家者を見て出家すること、1 人で修行すること、十二因縁を観察して正覚を得ること、梵天に転法輪を勧められること、王都槃頭婆提の鹿野苑において八万四千の大衆に初転法輪すること、彼らが心解脱すること、彼らを「1 つの道を 2 人して遊行するな、6 年後に波羅提木叉を誦せんがために帰れ」と布教に出すことなどを語られ、「法界によく通達するが故に (dhammadhātu suppaṭividdhā) 如来は般涅槃に入り、輪廻を尽し、一切の苦を解決された過去仏のことをよく知るのである」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜し信受した (2)。

『長阿含』001「大本経」: あるとき世尊は舍衛国の祇樹花林窟に大比丘衆 1,250 人と共に住された。そのとき比丘らは乞食の後花林堂に集まり過去仏について論議してい

た。

世尊はこれを天耳を以て聞いて花林堂に赴かれて、比丘らに「よく法性を善解するが故に過去無数の劫事を知るのである」と前置きされて、7人の過去仏すなわち、①毘婆尸仏、②尸棄仏、③毘舍婆仏、④拘楼孫仏、⑤拘那含仏、⑥迦葉仏と⑦ご自分である釈迦牟尼仏それぞれの出現の時代（釈迦文仏は賢劫）、そのときの人寿（釈迦文仏は100を少し出るが多くは減ず）、種姓（釈迦文仏は瞿曇・刹利）、成道時の樹木（釈迦文仏は鉢多樹）、説法の会数と会衆の数（釈迦文仏の場合は1会で1,250人）、二大弟子（釈迦文仏は舍利弗・目犍連）、執事弟子（釈迦文仏は阿難）、子の名（釈迦文仏は羅睺羅）、父母の種姓と名（釈迦文仏は父・刹利浄飯、母・大清浄）、城名（釈迦文仏は迦毘羅衛）を説き、さらに「宿命智をもって過去仏の事を説こう」として、諸仏の常法として毘婆尸菩薩が兜率天より入胎すること、右脇から出胎すること、二泉湧出すること、三十二相あるが故に占師が転輪聖王となるか正覺を得ると予言すること、四門出遊して老人・病人・死人・沙門と出会い家すること、十二因縁を観察して成道すること、梵天が勧請して説法を決意すること、鹿園において初転法輪すること、八万四千人が具足戒を得ること、16万8千人の比丘を「各々2人俱に至り6年に至って戒を説くから帰れ」と布教に出すこと、これらが諸仏の本末の因縁であると説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

法天訳『七仏経』：あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき多くの比丘らが持鉢食時に迦里梨道場に集まり、過去世にはどんな仏が現れたのかと議論していた。世尊はこれを知られて迦里梨道場に赴かれ、7人の過去仏すなわち、①毘婆尸仏、②尸棄仏、③毘舍浮仏、④俱留孫仏、⑤俱那含牟尼仏、⑥迦葉波仏と⑦ご自分である釈迦牟尼仏のそれぞれの出現の時代（釈迦牟尼仏は賢劫）、種姓（釈迦牟尼仏は刹利・瞿曇）、人壽（釈迦牟尼仏は100歳）、父母の国城と名（釈迦牟尼仏は父・浄飯王、母・謨訶摩耶、城は迦毘羅）、声聞弟子の第1（釈迦牟尼仏は舍利弗）、侍者弟子（釈迦牟尼仏は阿難陀）、会数と会衆数（釈迦牟尼仏は1会、1,250人で皆阿羅漢）などを語られ、給孤独園に帰られた。

比丘らはさらに夜がすぎ平坦に至るまで過去の諸仏が大涅槃に入ったことなどを語り合ったので、世尊は再び比丘らの所念を知られて迦里梨道場に赴かれ、毘婆尸仏は兜率天より入胎したこと、右脇から生じたこと、2種の水が降ったこと、三十二相が具わっていたので灌頂輪王となるか正等覺を成するかと予言されたことなどを説かれた。

失訳『七仏父母姓字経』：あるとき世尊は舎衛国に住された。国中に婦人があって子の名を無延といたので無延母と呼ばれていた。そのとき世尊は五百人の比丘を率いて無延母の家に食事に招かれ、食事がすんだ後で數十人の比丘らが屏処で仏や当來の仏の年紀や寿命、父母の姓字、弟子の人数などについて話をしていた。世尊はそれを知られてそこに行かれ、①維衛仏、②式仏、③随葉仏、④拘楼秦仏、⑤拘那含牟尼仏、⑥迦葉仏と、⑦ご自分の釈迦文尼仏のそれぞれの種姓と父母の名と国名（釈迦文尼仏は父・閼頭檀刹利王、母・摩訶摩耶、国・迦維羅衛国）、人壽（釈迦文尼仏は100歳であるいは長くあるいは短い）、子の名（釈迦文尼仏は羅云）、菩提樹名

(釈迦文尼仏は阿沛多樹)、侍者の名(釈迦文尼仏の場合は阿難)、2大弟子(釈迦文尼仏は舍利弗羅、摩目乾連)、会数と会衆数(釈迦文尼仏は1会で1,250人ですべて阿羅漢)を説かれた。比丘らは歓喜して礼をなして退いた。

『増一阿含』048-004(大正02 p.790上、国訳09 p.382):あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき多数の比丘たちが普会講堂に集まり、「世尊は過去の諸仏の姓名、寿命の長短、種姓などを知っておられる」と論議していた。世尊はこれを天耳を以て聞かれて講堂に赴かれ、7人の過去仏すなわち、①毘婆尸如来、②式誥如来、③毘舍羅婆如来、④拘屢孫如来、⑤拘那含牟尼如来、⑥迦葉如来と⑦ご自分である釈迦文如来それぞれの出現する時代(釈迦文如来は賢劫)、種姓(釈迦文如来は刹利種、瞿曇、拘鄰若⁽³⁾)、菩提樹(釈迦文如来は吉祥樹)、会衆の数(釈迦文如来は1,250人ですべて阿羅漢)、侍者の名(釈迦文如来の場合は阿難)、人寿(釈迦文如来の場合は極寿100歳)を説かれた。その時阿難が「過去恒沙の諸仏が滅度を取られ、当来の恒沙の諸仏が当来されるのをご存知なのに何故今七仏の本末のみを説かれるのか」と質問した。世尊は「過去恒沙の諸仏も七仏の本末を説かれたのだ。将来の弥勒も七仏の本来を記すであろう。師子応如来、承柔順仏、光焰仏が出現されるときもまた七仏の本末を記されるであろう。もし無垢仏が出現されるときには釈迦牟尼の本末を記されるであろう」と答えられた。そして「この経は記仏名号と名づけ、念じて奉行すべし」と説かれた。阿難と比丘らは仏の所説を歓喜奉行了た。

- (1) 過去七仏に関する上記各文献の記述を対照表してまとめた。表の大きさの関係で[3]「過去七仏対照表」として掲げておいたので参照されたい。
- (2) 経中に「かつて自分(世尊)がウッカッター(Ukkatthā)にあるスバガ林(Subhagavana)のサーラ樹王(Sālarāja)の下に住していたとき浄居天に行った」という下りがある。これはMN.001 Mūlapariyāya-s.(根本法門経 vol.I p.001、南伝09 p.001、片山・中部1 p.37)を回想したものとも考えられる。
- (3) 「我今如来至真等正覚出於拘鄰若」とするが拘鄰若は毘婆尸仏の姓である。何らかの混乱があるものと考えられる。

[2] これらの経には仏在処を舍衛国の祇樹給孤独園のカレーリ堂(花林窟、迦里梨道場、普会講堂。『七仏父母姓字経』のみは無延母の家とする)とする以外には説時を推定するためのこれといった情報は含まれていない。『増一阿含』には阿難が登場するが他の経には登場しない。

[2-1] ところで祇樹給孤独園のカレーリ堂を仏在処とする経は上記の外に次の経がある。

『長阿含』030「世紀経」(大正01 p.114中、国訳07 p.391):舍衛国祇樹給孤独園俱利窟

『起世因本経』(大正01 p.365上):舍囉婆悉帝城迦利囉窟

『起世経』(大正01 p.310上):舍婆提城迦利羅石室

『雜阿含』1028(大正02 p.268中):舍衛国祇樹給孤独園迦梨隸講堂

『雜阿含』1028を除く他の3経は対応関係にある経であって、この対応経には他に『大樓炭経』(大正01 p.277上)がある。その仏在処は舍衛国祇樹給孤独園としかしてい

ないが釈尊が経を説かれる場所は「講堂」としているから、これも同じとみなしておいてよいであろう。これらの経はこの須弥山宇宙の成り立ちや構造を説くものであってたいへん特殊な内容をもつ経である。またたいへん大部な経であるという点でも特徴がある。

『雑阿含』1028は「そのとき多数の比丘らが伽梨隸講堂に集っていたが病気に罹っていた。そこで釈尊は晡時に禅より覚めてから病比丘を見舞われ、「正念正智を以て時を待つべし」と説かれ、「よく諸受を知り已って現法に諸漏を尽し、慧に依って命終すれば涅槃して数に墮せず」という偈を誦されたというものである。いわば病比丘にたいして死の覚悟を説かれたもので、これもちょっと特殊な経といえなくもないであろう。

[2-2] ところでこの経は釈迦牟尼仏が説者であるから釈迦牟尼仏は現在仏であって、過去仏(atīta-buddha)はヴィパッシー仏からカッサパ仏までの六仏であることはいうまでもない。しかしながら釈迦牟尼仏は過去七仏として過去仏の中に入れられるが普通である。このようなシチュエーションを考えると、この経は歴史上の釈尊の直説とは思えない節も存するが、といってわれわれの聖典観としてはこれも仏在世中の説法の一コマと考えるしかない。

一方では、釈尊には自分の説く教えの根底には諸々の仏が説いた教えがあるという自覚があったことは明らかであって、ここに説かれるように過去仏の生涯と自分の生涯を重ね合わせるということもこのような自覚に由縁することは明らかである。この経にはこのような理念的な諸仏観と、神話的な諸仏観が合体しているという感じを受ける。

[2-3] とはいいながらこの経の特殊性を考えると、むしろ仏滅後の後世の付加的要素が強いとせざるをえないが、われわれの原始仏教聖典観の基本からすれば仏在世中の説法の一コマと考えるしかないのであるから、たいへん恣意的な判断であるが、舍衛城で釈尊が生涯最後の雨安居を過ごされたのは釈尊77歳＝成道43年であるから、祇樹給孤独園のカレーリ窟を仏在処とする経のすべての説時をその雨安居中としておきたい。

[3] 「過去七仏対照表」

表には

Mahāvadānasūtra (E. Waldschmidt, Berlin, 1953, 1956)

法天訳『毘婆尸仏経』(大正01 p.156下)

も組み込んだ。

また表中の文献名は次の数字で示した。

①: DN.014 *Mahāpadāna-s.* (大本経)

②: *Mahāvadānasūtra* (E. Waldschmidt, Berlin, 1953, 1956)

③: 『長阿含』001「大本経」(大正01 p.001中)、

④: 法天訳『七仏経』(大正01 p.150上)

⑤: 失訳『七仏父母姓字経』(大正01 p.159上)

⑥: 『増一阿含』048-004(大正02 p.790上)

⑦: 法天訳『毘婆尸仏経』(大正01 p.156下)

表中の斜線、空欄、欠などについては註を参照されたい。

なおこの表は金子芳夫が作成したものである。

	出典	過去七仏名						
		Vipassin	Sikhin	Vessabhū	Kakusandha	Konāgamana	Kassapa	Sākiyamuni
劫	①	91 劫	31 劫	31 劫	badda-kappa	badda-kappa	badda-kappa	badda-kappa
	②	91 劫	31 劫	31 劫	bhadrakalpa	bhadrakalpa	bhadrakalpa	bhadrakalpa
	③	九十一劫	三十一劫	三十一劫	賢劫	賢劫	賢劫	賢劫
	④	九十一劫	三十一劫	賢劫中第六劫/三十一劫	[賢劫] 第七劫	[賢劫] 第八劫	[賢劫] 第九劫	
	⑤	九十一劫	三十一劫	三十一劫 披地羅劫中	披地羅劫	披地羅劫	披地羅劫	披地羅劫
	⑥	九十一劫	三十一劫	三十一劫	賢劫	賢劫	賢劫	賢劫
	⑦	過去劫						
寿量	①	8 万歳	7 万歳	6 万歳	4 万歳	3 万歳	2 万歳	100 歳
	②	8 万寿量	7 万歳	6 万歳	4 万歳	3 万歳	2 万歳	100 歳
	③	八万歳	七万歳	六万歳	四万歳	三万歳	二万歳	百歳
	④	八万歳	七万歳	六万歳	四万歳	三万歳	二万歳	百歳 *化五濁衆生
	⑤	八万歳	七万歳	六万歳	四万歳	三万歳	二万歳	百歳
	⑥	八万四千歳	七万歳	六万歳	五万歳	四万歳	二万歳	百歳
	⑦	八万歳						
種	①	khattiya	khattiya	khattiya	brāhmaṇa	brāhmaṇa	brāhmaṇa	khattiya
	②	kṣatriya	kṣatriya	kṣatriya	brāhmaṇa	brāhmaṇa	brāhmaṇa	kṣatriya
	③	刹利種	刹利種	刹利種	婆羅門種	婆羅門種	婆羅門種	刹利種
	④	刹帝利姓	刹帝利姓	刹帝利姓	婆羅門姓	婆羅門姓	婆羅門姓	刹帝利姓
	⑤	刹利種	刹利種	刹利種	婆羅門種	婆羅門種	婆羅門種	刹利種
	⑥	刹利種	刹利種	刹利種	婆羅門種	婆羅門種	婆羅門種	刹利種
	⑦	刹帝利姓						
姓	①	Koṇḍañña	Koṇḍañña	Koṇḍañña	Kassapa	Kassapa	Kassapa	Gotama
	②	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	③	拘利若姓	拘利若姓	拘利若姓	迦葉姓	迦葉姓	迦葉姓	瞿曇姓
	④	憍陳族	憍陳族	憍陳族	迦葉族	迦葉族	迦葉族	瞿曇族
	⑤	拘隣姓	拘隣姓	拘隣姓	迦葉姓	迦葉姓	迦葉姓	瞿曇姓
	⑥	瞿曇姓 [瞿曇種]	瞿曇姓[種] 拘隣若	瞿曇姓[種] 拘隣若	迦葉姓 婆羅墮	迦葉姓 婆羅墮	迦葉姓 婆羅墮	瞿曇姓 拘隣若
	⑦	憍陳族						

都市	①	Bandhumatī	Aruṇavatī	Anopama	Khemavatī	Sobhavatī	Bārāṇasī	Kapilavatthu
	②	Bandhumāvatī	Aruṇāvatī	Anopamā	Kṣemāvatī	Śobhavatī	Bārāṇasī	Kapilavastu
	③	槃頭婆提城	光相城	無喻城	安和城 (安和王)	清淨城 (清淨王)	波羅捺城 (汲毗王)	迦毗羅衛城
	④	滿度摩城	阿嚕嚩帝城	阿努鉢麼城 [阿努波摩]	利摩城 (利謨利摩王)	輪婆嚩帝城 (輪部王)	波羅奈城 (訖里計王)	迦毘羅城
	⑤	利末提国	阿樓那想 提国	阿耨憂摩国	輪訶唎提那国 (須訶提王)	差摩越提国 (差摩王)	波羅私 (其甚墮王)	迦維羅衛国 (先大王槃提)
	⑥	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑦	嚕度摩城						
父	①	Bandhumā	Aruṇa	Supattita	Aggidatta	Yaññadatta	Brahmadatta	Suddhodana
	②	Bandhuma	Aruṇa	Supradīpa	Agnidatta	Yajñadatta	Brahmadatta	Śuddhodana
	③	槃頭利利王	明相利利 王	善灯利利王	祀得婆羅門	大德婆羅門	梵德婆羅門	淨飯利利王
	④	滿度摩王	阿嚕拏王 [阿嚕拏嚩]	鉢囉底都王	野倪也那多	野倪也那覩	鉢沒囉賀摩	淨飯王
	⑤	槃裒利利王	阿輪拏利 利王	須波羅提想利 利王	阿枝達兜婆羅 門	耶睺多婆羅 門	阿枝達耶婆羅 門	閼頭檀利利王
	⑥	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑦	滿度摩王						
母	①	Bandhumatī	Pabhāvatī	Yasavatī	Visākhā	Uttarā	Dhanavatī	Māyā
	②	Bandhuvatī	Prabhāvatī	Uttarā	Dhanavatī	Yaśovatī	Viśākhā	Mahāmāyā
	③	槃頭婆提	光曜	称戒	善枝	善勝	財主	大清淨妙 [大清淨]
	④	滿度摩帝	阿嚕拏	鉢囉婆嚩底	尾舍佉	烏多囉	沒囉賀摩 眞鉢多	謨訶摩耶 [摩訶摩耶]
	⑤	槃頭末陀	波羅呵越 提	耶舍越提	隨舍迦	鬱多羅	檀那越提那	摩訶摩耶
	⑥	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑦	滿度摩						
妻	①	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	②	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
	③	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
	④	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑤	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
	⑥	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑦	欠						

子	①	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	②	Susaṃvṛttaśāṅkha	Atula	Suprabuddha	Pratāpana	Sārthavāha	Vijitasena	Rāhula
	③	方膺	無量	妙覺	上勝	導師	集軍	羅睺羅
	④	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑤	須曰多鞞陀	阿兜羅	須波羅曰	鬱多羅	墮夷陀先那	沙多和	羅云
	⑥	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑦	欠						
声聞 1	①	Khaṇḍa	Abhibhū	Soṇa	Vidhūra	Bhiyyosa	Tissa	Sāriputta
	②	Khaṇḍa	Abhibhū	Śroṇa	Samjīva	Bhujīṣya	Tiṣya	Śāriputra
	③	騫茶	阿毘浮	扶遊	薩尼	舒槃那 [舒槃]	提舍	舍利弗
	④	欠拏	部三婆嚩	野輸多囉	散囉嚩	穌嚩努多囉	婆嚩特嚩惹	舍利弗
	⑤	爲塞	阿比務	仏提	僧耆	軛輪	質耶輪	舍利弗羅
	⑥	欠	欠	欠	欠	欠		
	⑦	欠拏太子						
声聞 2	①	Tissa	Sambhava	Uttara	Sañjīva	Uttara	Bhāradvāja	Moggāllāna
	②	Tiṣya	Sambhava	Uttara	Vidura	Uttara	Bharadvāja	Maudgalyāyana
	③	提舍	三婆婆 [三婆]	鬱多摩	毘樓 [毗樓]	鬱多樓	婆羅婆	目犍連 [目連]
	④	底寫	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
	⑤	質含	三參	鬱多	維留	鬱多	波達和	摩訶*目乾連 *三本採る
	⑥	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑦	帝穌嚩						
侍者	①	Asoka	Khemāṅkara	Upasannka	Buddhija	Sotthija	Sabbamitta	Ānanda
	②	Aśoka	Kṣemakāra	Upasānta	Bhadrika	Svastika	Sarvamitra	Ānanda
	③	無憂	忍行	寂滅	善覺	安和	善友	阿難
	④	阿輪迦	刹摩迦嚩	烏波扇覩	沒提踰	穌嚩帝里野	薩里嚩蜜怛囉 [薩嚩蜜怛囉]	阿難陀
	⑤	阿輪	差摩竭	復枝葉	浮提	薩質	薩波蜜	阿難
	⑥	大導師 [大*導] *元明を採る	善覺	勝衆	吉祥	毘羅先	導師	阿難
	⑦	阿輪迦						

菩提樹	①	pāṭali	puṇḍarika	sāla	sirisa	udumbara	nigrodha	assattha
	②	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	③	波波羅樹 [波羅樹]	分陀利樹 [分陀樹]	娑羅樹	尸利沙樹	烏暫婆羅門樹 [烏暫]	尼拘律樹 [尼拘樓]	鉢多樹
	④	欠	欠	欠	欠	欠	欠	欠
	⑤	波陀羅樹	分塗利樹	薩羅樹	斯利樹	烏暫樹	尼拘類樹	阿沛多樹
	⑥	波羅利華樹	分陀利樹	波羅樹	尸利沙樹	優頭跋羅樹	尼拘留樹	吉祥樹
	⑦	欠						
第1会	①	680 万比丘	10 万比丘	8 万比丘	4 万比丘	3 万比丘	2 万比丘	1250 比丘
	②	62 万比丘	10 万比丘	7 万比丘	4 万比丘	3 万比丘	2 万比丘	1250 比丘
	③	十六万八千人	十万人	七万人	四万人	三万人	二万人	千二百五十人
	④	六万二千苾芻	十万苾芻	八万苾芻	四万苾芻	三万苾芻	二万苾芻	千二百五十苾芻
	⑤	十万比丘	九万比丘	七万比丘	四万比丘	三万比丘	二万比丘	千二百五十比丘
	⑥	十六万八千衆	十六万衆	十万衆	八万人	七万人	六万衆	千二百五十人
	⑦	六万二千人						
第2会	①	10 万比丘	8 万比丘	7 万比丘				
	②	1 万比丘	8 万比丘	6 万比丘				
	③	十万人	八万人	六万人				
	④	十万苾芻	八十億苾芻	七万苾芻				
	⑤	九万比丘	八万比丘	六万比丘				
	⑥							
	⑦	十万人						
第3会	①	8 万比丘	7 万比丘	6 万比丘				
	②	8 千比丘	7 万比丘					
	③	八万人	七万人					
	④	八万苾芻	七万苾芻	六万苾芻				
	⑤	八万比丘	七万比丘					
	⑥							
	⑦	八万人						

註

- (1) 斜線は、⑦『毘婆尸經』過去七仏のうち Vipassin のみを対象としており、他の六仏については記述がない。よってこれを斜線で示した。
- (2) 空欄は經典に当該項目についての記載がないものである。

- (3) ナシと欠は次のような場合である。妻と子の欄では子の名があって妻の名がないような場合にはナシとし、妻と子がともにならないような場合は欠とした。
- (4) 因みに DN.A. (vol. II p.422) によれば、ヴィパッシー仏の妻はスダーナー (*Sudhānā*)、子はサマヴァッタッカンド (*Samavattakkhandha*)、シキー仏の妻はサッバカーマー (*Sabbakāmā*)、子はアトゥラ (*Atula*)、ヴェッサブー仏の妻はスチッター (*Sucittā*)、子はスッパブッダ (*Suppabudha*)、カクサンダ仏の妻はローチニー (*Rocanī*)、子はウッタラ (*Uttara*)、コーナーガマナ仏の妻はルチャッガティ (*Rucaggattī*)、子はサッタヴァーハ (*Sattavāha*)、カッサパ仏の妻はスナンダー (*Sunandā*)、子はヴィジタセーナ (*Vijitasena*)、ゴータマ仏の妻はピンバー (*Bimbā*) もしくはラーフラマター (*Rāhula-mātā*)、子はラーフラ (*Rāhula*) となっている。

- [015] DN.015 Mahānidāna-s. (大縁経 vol.II p.055、南伝 07 p.001)
『長阿含』013「大縁方便経」(大正 01 p.060 上、国訳 07 p.219)
安生高訳『人本欲生経』(大正 01 P.241 下)
『中阿含』097「大因経」(大正 01 p.578 中、国訳 05 p.067)
施護訳『大生義経』(大正 01 p.844 中)
SN.012-060 (vol.II p.092、南伝 13 p.134)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

DN.015 Mahānidāna-s. (大縁経) : あるとき世尊はクル国のカンマーッサダンマというクル族の町 (Kammāssadhamma nāma Kurūnam nigama) に住された。そのときアーナンダが世尊のもとにやって来て、「縁起 (paṭicca-samuppāda) は深甚であるというのは不思議です。私には明々白々のように見えます」と告げた。世尊は「そのように言うてはならない。縁起は甚深である。この法を知見できないから人々は輪廻を出ることができないのだ」と誠め、識から老死までの縁起、受から闘争が起こるまでの縁起などを詳細に解説され、解脱に至る道を説かれた。アーナンダは世尊の所説を聞いて歓喜踊躍した。

『長阿含』013「大縁方便経」 : あるとき世尊は拘流沙国の劫摩沙住处に 1,250 人の大比丘衆と共に住された。そのとき阿難は世尊のもとを訪れて、「十二因縁は深甚にして解し難いとされるが、私には目前にあるごとく明白である」と告げた。世尊は「十二因縁の義を分別しようとすれば皆荒迷してよく見る者はない」と諭され、痴から老死までの十二因縁と受から刀杖が起こるまでの因縁などを詳説され、解脱に至る道を説かれた。阿難は仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

安世高訳『人本欲生経』 : あるとき世尊は拘類国の法治处に住された。そのとき阿難は夜がおわってから独住より起って世尊のもとを訪れ、「生死の本は微妙であるけれども分明にして知りやすい」と告げた。世尊は「そのように言うてはならない」と諭され、愛・受・有・生・老死の因縁や愛から刀杖が生ずるまでの因縁などを詳説され、解脱に至る道を説かれた。阿難は仏の説くところを受行した。

『中阿含』097「大因経」 : あるとき世尊は拘楼瘦の剣磨瑟曇という都邑に住された。そのとき阿難は晡時に宴坐より起って世尊のもとを訪れ、「縁起は深甚にして明もまた深甚である。しかしながら自分が観るところでは至浅である」と告げた。世尊は「そのように考えるてはならない。この縁起において如真を知らないから輪廻を出ることができないのである」と諭され、愛から老死までの因縁や愛から刀杖が生じるまでの因縁などを詳説され、解脱に至る道を説かれた。阿難および比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

施護訳『大生義経』 : あるとき世尊は俱盧の聚落に住された。そのとき阿難は明旦に世尊のところに行き、「縁生の法は深甚難解である」と告げ、これを解説してほしいと願った。世尊は愛から老死が生ずる縁起と愛から刀杖が生じる縁起などを詳説され、解脱に至る道を説かれた。仏の所説を聞いて阿難および諸比丘は歓喜信受奉行した。

SN.012-060: あるとき世尊はクル国のカンマーサダンマという町 (Kammāsadhamma nāma Kurūnam nigama) に住された。その時アーナンダが世尊に「縁起は深甚であるようだけれども私には明々白々のように思われる」と言った。世尊はそうのように考えてはならない、この法を覚らないから輪廻を逃れられないのであると論され、愛から老死が生じる縁起とその滅を大樹の根を滅すると大樹も滅する喩えをもって説かれた。

[2] 上記のようにこの経の説時を推定する手掛かりになる情報は、仏在処がクル国（拘流沙国、拘類国、拘楼）のカンマーッサダンマ（カンマーサダンマ、劫摩沙住處、劫摩沙住處、劍磨瑟曇、法治処）⁽¹⁾ であること、そしてアーナンダが経の主人公として登場することである。『大生義経』はクル国の都邑名について言及しないが内容がよく一致するから、同じカンマーッサダンマであると考えておく。

なおクル国（クルクシェートラ＝クル族の国土）はガンガー河とヤムナー河に挟まれたドアーブ地域の最北部にあたり、叙事詩『マハーバーラタ』の舞台となったところでヒンドゥー教の聖地である。この中心部までは舍衛城からみると西北西に直線距離でほぼ450kmほどもあり、ガンジス河中流域地方の仏教中国⁽²⁾ からするとスーラセーナのマトゥラーと同様にその外側にあった。「モノグラフ」第20号（2015年11月）に掲載した【論文26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」（森章司、金子芳夫）からすると、マトゥラーから Thūṇa を経由して現在のパキスタンの Takkasilā に至る幹線道路から少し東方にはずれたところにあたる⁽³⁾。

世尊がこのクル国に行かれたのが何年のことであるかが問題となるが、アーナンダが主要な登場人物であることから考えれば、この経の説時は世尊54歳＝成道20年の雨安居以降であらうということが推測される。

- (1) Kammāssadhamma は他の個所では Kammāsadhamma、Kammassadhamma と表記される。以下は当該個所の表記にしたがう。
- (2) 「律蔵」がいう中国は十衆白四羯磨具足戒法が用いられなければならない地方で、その外が特例的に五衆白四羯磨具足戒法を用いてよい辺地となる。ここで仏教中国というのはこの意味ではない。
- (3) 上記論文に添付した【完成地図】-②と、「モノグラフ」第15号に掲載した【資料集2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧――その他国篇」p.678の「仏教中国地図」を参照されたい。

[3] 上記のようにこの経の説時を推測するに役に立つ情報は仏在処がクル国のカンマーッサダンマであるということである。

そこでまずクル国のカンマーッサダンマを仏在処とする経を調査する。このなかには漢訳語の劍磨瑟曇（『中阿含』『増一阿含』）、聚會法議思惟（安世高訳）、行治處名爲法（安世高訳）、法治処（竺法護訳）、調牛聚落（『雜阿含』）、雜色牧牛聚落（『雜阿含』）、調伏色綱王城（『根本有部律』『藥事』）などを含めた。「劍磨瑟曇」は‘Kammāssadhamma’ないしは‘Kammāsadhamma’‘Kammassadhamma’の音写語であることは明らかであるが、他の翻訳語がなぜこのように訳されるのかわからない。しか

し赤沼『印度仏教固有名詞辞典』もこれらを上記パーリ語の翻訳語と見ているのでこれに倣う。

なお『中阿含』ではクル国を「拘楼瘦」と表わし、『雑阿含』には「拘留搜」と表わすものがある。クル (Kuru) の複数の処格 (於格) は 'Kukūsu' あるいは 'Kukusu' であるが、この語尾の '-su' を「瘦」「搜」という文字で表わしたものである。「クル国中のカンマーサダンマ」というような意味である。

[3-1] クル国のカンマーッサダンマを仏在処とする経にはたくさんある。そしてこれらの顕著な特徴はこれらにはほとんど固有名詞を有する人物が登場せず、釈尊が「比丘らよ」と呼びかけて比丘ら一般に説いたものが多いということである。そこでまず比丘ら一般になされた法話を先に紹介し、数少ない固有名詞を有する人物が登場する経は別に紹介することにする。

なお比丘ら一般になされた経の中に相手がアーナンダであるものも含めた。常時釈尊に近侍していたアーナンダは個性のある登場人物とはいえ比丘らの一員と解釈してよかろうと判断したからである。しかし念のために「ある比丘」とか「ある婆羅門」が相手のものも含めてこれらには経の冒頭に●をつけておいた。また比丘ら一般になされた法話は経の結部の「比丘らは歡喜奉行した」という文章にも象徴的に表わされるのでその部分も注意して記した。

DN.022 *Mahā-satipaṭṭhāna-s.* (大念處經 vol. II p.290、南伝 07 p.335) : あるとき世尊はクル国のカンマーッサダンマ (*Kammāssadhamma*) というクル族の町に住された。そのとき世尊は比丘らに「衆生を淨め、涅槃を現証するための一乗の道 (*ekāyana magga*) は四念処である」として、身念処を熟練したろくろ工の喩え、袋に入れた穀物の喩え、屠牛者の喩え、墓地に遺棄された屍の喩えをもって解説され、法念処を五蓋、五取蘊、六内外処、七覚支、四聖諦の觀察であると説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜して信受した。

MN.010 *Satipaṭṭhāna-s.* (念處經 vol. I p.055、南伝 09 p.090) : あるとき世尊はクル国のカンマーッサダンマ (*Kammāssadhamma*) というクル族の町に住された。そのとき世尊は比丘らに「衆生を淨め、涅槃を現証するための一乗の道 (*ekāyana magga*) は四念処である」として、身念処を熟練したろくろ工の喩え、袋に入れた穀物の喩え、屠牛者の喩え、墓地に遺棄された屍の喩えをもって解説され、法念処を五蓋、五取蘊、六内外処、七覚支、四聖諦の觀察であると説かれた (上記 DN.よりいくらか概略化されている)。比丘らは世尊の所説を歡喜して信受した。

『中阿含』098「念處經」 (大正 01 p.582 中、国訳 05 p.079) : あるとき世尊は拘楼瘦に遊行して劍磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに、「衆生を淨め、苦悩を滅して正法を得させる一道の教えがある。それは四念処である」と、①觀身如身念処 (木工師・力士などの喩えをもって)、②觀覺如覺念処、③觀心如心念処、④觀法如法念処を詳説された。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

MN.106 *Aṇaṇjasappāya-s.* (不動利益經 vol. II p.261、南伝 11 上 p.340) : あるとき世尊はクル国のカンマッサダンマ (*Kammassadhamma*) というクル族の町に住さ

れた。そのとき世尊は比丘らに「欲は無常であると観じて不動（第4禅）に至る不動利益行道、色は地水火風の4要素からなると観じて空無辺処に至る第2利益行道、欲は我ではないと観じて識無辺処に至る第3利益行道と無所有処利益行道、非想非非想処利益行道を説かれた。このときアーナンダが「どのような因と縁で般涅槃したりしなかったりするのでしょうか。また聖解脱とは何でしょうか」と尋ねた。世尊は「非想非非想処の取著を超えて無取著であるときに般涅槃するのである。また聖解脱とは無取著の心解脱である」と説かれた。アーナンダは歓喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』075「浄不動経」（大正01 p.542中、国訳04 p.370）：あるとき世尊は拘楼瘦の剣磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに「欲と色は魔の境界であり魔の餌である」と告げ、第1、第2、第3の浄不動道、第1、第2、第3の浄無所有処道と浄無想道を説かれた。このとき払を持って仏に侍していた阿難が「そのように行ずれば誰もが般涅槃を得るのですか」と質問すると、世尊は「不定である」と答えられ、その違いと解脱への次第を説かれた。阿難および比丘らは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

『中阿含』010「漏尽経」（大正01 p.431下、国訳04 p.041）：あるとき世尊は拘楼瘦の剣磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに「知と見をもってすれば煩惱を尽すことができる」として、煩惱を断ずる方法の7種（見、護、離、用、忍、除、思惟）⁽¹⁾を説かれた。比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

安世高訳『一切流摄守因经』（大正01 p.813上）：あるとき世尊は拘留国の国の聚會法議思惟に住された。そのとき世尊は比丘らに「煩惱には七流があり、これによって悩みが生じ、これによって熱、憂が生じる。その断じ方には七種がある。見・摄・避・更・忍・晓・行念である」と説かれた。比丘らは意に喜び行じて得道した。⁽²⁾

『中阿含』054「尽智経」（大正01 p.489下、国訳04 p.216）：あるとき世尊は拘楼瘦の剣磨瑟曇という拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに「知と見があれば漏尽を得る」と告げ、四諦の知見と、そのために解脱、無欲、厭、定、止、喜、歓悦、不悔、戒、諸根の護、正念正智、法忍、法の翫誦、法の受持、法義の観察、聞、往詣、奉事を修せと説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

『中阿含』103「師子吼経」（大正01 p.590中、国訳05 p.104）：あるとき世尊は拘楼瘦の剣磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに、「『4種の沙門以外に沙門梵志なし、異道は一切空であって沙門梵志なし』と獅子吼せよ。4種とは①師を信じ、②法を信じ、③戒徳具足を信じ、④同道を愛敬することである」と告げ、「欲・恚・痴・愛・受なく、慧があり、慧を説いて憎・諍・有無の二見を離れれば苦を脱することができる。また四受（欲受、戒受、見受、我受）を断ずるには無明を除くことである」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。⁽³⁾

『中阿含』111「達梵行経」（大正01 p.599中、国訳05 p.131）：あるとき世尊は拘楼瘦の剣磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに、「達梵行

と名づける法を説こう」として、「漏（欲漏・有漏・無明漏の三漏）と覺（樂覺・苦覺・不苦不樂覺の三覺）と想（小想・大想・無量想・無所有処想の四想）と欲（五欲）と業（思已業・思業の二業）と苦（四苦八苦、五陰盛苦）を知り、それぞれの原因、報、相違、滅尽、滅の道を知るべし」とその各々を順次に解説され、「達梵行はよく一切の苦を尽す」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

安世高訳『漏分布経』（大正 01 p.851 中）：ある時世尊は拘留国の行治處名爲法に住された。そのとき世尊は比丘らに「遍竟利なる法を説こう」として、漏と痛と思想と愛欲と行と苦と、それぞれの本有と受殃と分布と尽と畢を知れ、そうすれば得道して苦を尽すことができる、と説かれた。比丘らは仏の所説を樂行従行し、証淨無爲に達した。

『中阿含』169「拘楼瘦無諍経」（大正 01 p.701 中、国訳 06 p.081）：あるとき世尊は婆奇瘦⁽⁴⁾の劍磨瑟曇という拘楼の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに「分別無諍経と名づける教を説こう」と、二辺を離れた中道の教え、八正道の教え、無称無譏の教を説き、内心の樂を求めること、陰口を言わず面前で誉めないこと、斉限して説くこと、国の俗法に従って是非を論ずることを戒め、有諍法・無諍法に触れて「須菩提族姓子のように無諍法を修習すべし」と教誡された。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。⁽⁵⁾

『中阿含』175「受法経」卷下（大正 01 p.712 下、国訳 06 p.113）：あるとき世尊は拘楼瘦の劍磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに「世間の痴法は不喜・不愛・不可の法を滅し、喜・愛・可の法を生じさせようと求めるも、不喜・不愛・不可の法を生じさせる。しかし私の不痴法は甚深で見難く、覺り難いが喜・愛・可の法を生ずる」と、①現樂当来苦報、②現苦当来樂報、③現苦当来苦報、④現樂当来樂報の 4 種の受法を説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

竺法護訳『応法経』（大正 01 p.902 中）：世尊は拘類の法治処に住された。そのとき世尊は比丘らに現在樂後受苦報、現在苦後受樂報、現在苦後受苦報、現在樂後受樂報の四法相應を説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜して楽しんだ。⁽⁶⁾

『中阿含』177「説経」（大正 01 p.716 中、国訳 06 p.125）：あるとき世尊は拘楼瘦の劍磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに、「四種説経と名づける義を説こう」と告げ、初禪と第二禪と第三禪と第四禪と無量空処と無量識処と無所有処と非有想非無想処について説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

『中阿含』186「求解経」（大正 01 p.731 上、国訳 06 p.168）：あるとき世尊は拘楼瘦の劍磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに「意に縁って他心の如真を知ることができなければ世尊の正盡を覺知することはできない」と語られ、そのような場合は二事（①眼に知られる色、②耳に聞かれる声）によって如来を求め知るべきであると如来を知る方法を説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。⁽⁷⁾

『中阿含』189「聖道経」（大正 01 p.735 中、国訳 06 p.181）：あるとき世尊は拘楼瘦の剣磨瑟曇なる拘楼族の都邑に住された。そのとき世尊は比丘らに「一道（正定）は苦悩を滅して如法を得させる」と告げ、これに助法七支（正見、正志、正語、正業、正命、正方便、正念）を加えた有学の八支、さらに二支（正解脱、正智）を加えた漏尽阿羅漢の十支を解説された後、二十善品（正見乃至正智の十正支と十正支に依る善）と二十不善品（邪見乃至邪智の十邪支と十邪支に依る不善）の四十大法品、十詰責について説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。(8)

SN.012-066 (vol. II p.107、南伝 13 p.155)：世尊はクル国のカンマーサダンマという町 (Kammāsadhamma nāma Kurūṇaṃ nigama)に住された。その時世尊は比丘らに「あなたたちは内触 (antara sammasa) をとったか」と尋ねられた。これに對してある比丘が「私は内触を取りました」と根拠を述べたが世尊は満足されなかった。そこでアーナンダが「内触を説いてください」と願い出た。世尊は「老死所依 (upadhi) を因として起こり、所依は愛 (taṇhā) を因として起こる、愛を捨離すれば所依も捨離し、所依を捨離すれば苦しみを捨離し解脱する」と説かれた。(9)

『雜阿含』245 (大正 02 p.058 下、国訳 01 p.198)：あるとき世尊は拘留搜の調伏駁牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「四品法経を説こう。詳らかに聞け」と前置きされて、「眼乃至意が色乃至法を可愛、可念、可樂、可著して樂著すれば解脱できない。樂著しなければ解脱できる」と説かれた。(10)

『雜阿含』263 (大正 02 p.067 上、国訳 01 p.031)：あるとき世尊は拘留国の雜色牧牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「私は五蘊の集、滅の知見と四念処、四正勤、四如意足、五根、五力、七覚、八道の修習により解脱を得た」と語られ、知見と修習がなければ解脱が得られないことを、鶏卵の喩え、巧師の斧の喩え、繫船の喩えを以て説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

『根本有部律』「業事」(大正 24 p.031 中、国訳 23 p.116)：そのとき世尊は俱盧国の人間を遊行して調伏色綱王城に住された。そのとき世尊は比丘らに「私は一切の諸漏を知って滅尽した。所謂、五蘊の滅と修習（四念住、四正断、四神足、五根、五力、七覚分支、八聖道）によって解脱を得るのである」と、雞卵の喩え、木作師の斤斧の喩え、海缸の喩えを以て説かれた。このとき 60 人の比丘が世尊の教えを聞いて心解脱を得た。(11)

『雜阿含』297 (大正 02 p.084 下、国訳 01 p.296)：あるとき世尊は拘留国の調牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「大空法経を説こう。此れあるが故に彼あり、此れ起るが故にかれ起る。所謂、無明に縁りて行あり、行に縁りて識あり、乃至苦聚集る。これを聞いて誰が老死し、老死は誰に属するかと尋ねるものがある。命はすなわち身である、命は異なり身は異なるというのは一義である。有無の二辺を離れた中道により縁生縁滅を如実に知り、無明の欲を離れて明が生ずれば、苦聚が滅する」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

『雑阿含』298（大正 02 p.085 上、国訳 01 p.297）：あるとき世尊は拘留国の調牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「縁起法の法説義説を説こう。法説とは此れあるが故に彼あり、此れ起るが故に彼起る。所謂、無明に縁りて行あり、乃至苦聚集る。これが縁起法の法説である」と述べ、さらに無明乃至老死の十二支を解釈されこれを縁起法の義説であると説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

(12)

●『雑阿含』299（大正 02 p.085 中、国訳 01 p.298）：あるとき世尊は拘留国の調牛聚落に住された。そのときある比丘が世尊のもとにやって来て、「縁起法は世尊の作なのか、余人の作なのか」と質問した。世尊は「縁起法は我が所作にあらず。また余人の作にあらず。如来の出・不出にかかわらず法界に常住する。如来はこの法を覺つて等正覺を成じ、衆生の為に説くのである」と説かれた。この比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

●『雑阿含』300（大正 02 p.085 下、国訳 01 p.298）：あるとき世尊は拘留搜の調牛聚落に住された。そのときある婆羅門が世尊のもとを訪れて、「何が自作自覺で、何が他作他覺であるか」と質問した。世尊は「無記である」と答えられると、彼は理由を尋ねた。世尊は「自作自覺は常見に墮し、他作他覺は斷見に陷る。この二邊を離れて中道により法を説く。所謂これあるが故にかれあり、これ起るが故にかれ起る。無明に縁りて行あり、乃至苦聚集る。無明滅すれば則ち行滅し、乃至苦聚滅する」と説かれた。婆羅門は歡喜隨喜して座より起つて去った。(13)

『雑阿含』304（大正 02 p.086 下、国訳 01 p.238）：あるとき世尊は拘留搜の調牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「六つの六法がある。六つの六法とは六内入処、六外入処、六識身、六觸身、六受身、六愛身である。これらを我に非ずと如実に知れば涅槃に向う。これを『六六法經』と名づく」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。(14)

『雑阿含』305（大正 02 p.087 上、国訳 01 p.239）：あるとき世尊は拘留搜の調牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「『六分別六入処經』を説こう。眼乃至意の六内入処、色乃至法の六外入処、眼識乃至意識の六識、眼觸乃至意觸の六觸、眼觸因縁生乃至意觸因縁生の六受の苦・樂・不苦不樂を如実に知見せず、染著するから未來世において苦が生ずる。これらを如実に知見すれば染著せず、悉く苦が消滅し、八正道、四念住、四正勤、四如意足、五根、五力、七覺支の修習が成満する」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。(15)

『雑阿含』334（大正 02 p.092 中、国訳 01 p.256）：あるとき世尊は拘留搜の調牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「有因縁有縛法經を説く」として、「眼乃至意は業の有因有縁有縛であり、業は愛の有因有縁有縛であり、愛は無明の因縁縛であり、無明は不正思惟の因縁縛である。不正思惟は痴すなわち無明であり、その痴の求欲を愛と名づけ、愛の所作を業と名づく」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて

歡喜奉行した。

『雜阿含』335（大正 02 p.092 下、国訳 01 p.257）：あるとき世尊は拘留搜の調牛聚落に住された。そのとき世尊は比丘らに「第一義空法経を説こう」として、「眼乃至意が生ずるとき来処なく、滅するとき去処なし。このように眼乃至意は実には生ぜず、生じ終れば尽く滅す。業報あっても作者はない。此れあれば彼あり、此れ起こるが故に彼起こる。此れなき故に彼なく、此れ滅するが故に彼滅す。無明滅するが故に大苦聚滅す」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。（16）

AN.010-002-020（vol.V p.029、南伝 22 上 p.247）：あるとき世尊はクル国のカンマーサダンマというクル族の町（Kurūsu Kammāsadhamma nāma Kurūnam nigama）に住された。そのとき世尊は比丘らに「10種の聖者の住居がある」と告げ、それらは、①五分（欲貪、瞋恚、惛沈睡眠、掉悔、疑）を断ずること、②六分を具足すること（眼乃至意に於て正念正知すること）、③一事を護ること（念を護る心を具足すること）、④四依（考量して一事に従事し、忍受し、回避し、除去すること）、⑤別々の諦を除くこと（世間は常なり、世間は無常なり等々の見解を除くこと）、⑥尋求（欲尋求、有尋求、梵行尋求）を捨てること、⑦濁りなき思惟（欲思惟、瞋思惟、害思惟を除くこと）、⑧輕安身行（第四禪を具足すること）、⑨心解脱、⑩慧解脱である。「比丘らよ、この10種の聖者の住居に住せよ」と説かれた。（17）

AN.010-003-021（vol.V p.032、南伝 22 上 p.252）：〔仏在処不記載。直近前経のクル国のカンマーサダンマというクル族の町と理解する〕世尊は「比丘らよ、如来は十力を成就して師子吼し、梵輪を転じる」と説かれた。如来の十力とは、1.如来は処を処、非処を非処と如実に知る、2.如来は過未現の受業の異熟の因縁を如実に知る、3.如来は遍行趣を如実に知る、4.如来は多界種々界世間を如実に知る、5.如来は有情の種々勝解を如実に知る、6.如来は他有情・他人の根上下を如実に知る、7.如来は静慮・解脱・等持・等至の雜染・清淨・出離を如実に知る、8.如来は種々の宿住を随念す、9.如来は天眼を以て有情の生死を見、善・惡趣を受くるを知る、10.如来は諸漏尽くるによりて無漏の心・慧解脱を現証し具足して住すである。（18）

●AN.010-003-022（vol.V p.036、南伝 22 上 p.256）：〔仏在処不記載。直近前経のクル国のカンマーサダンマというクル族の町と理解する〕世尊はアーナンダに次のように説かれた。如実智は諸智のなかの無上であり、この智を離れて上妙なる智はない。如来には十力がある。1.如来は処を処、非処を非処と如実に知る。2.如来は過未現の受業の異熟の因縁を如実に知る。3.如来は遍行趣を如実に知る。4.如来は多界種々界世間を如実に知る。5.如来は有情の種々勝解を如実に知る。6.如来は他有情・他人の根上下を如実に知る。7.如来は静慮・解脱・等持・等至の雜染・清淨・出離を如実に知る。8.如来は種々の宿住を随念す。9.如来は天眼を以て有情の生死を見、善・惡趣を受くるを知る。10.如来は諸漏尽くるによりて無漏の心・慧解脱を現証し具足して住す。如来はこの十力によって衆中に師子吼し、梵輪を転じる。

AN.010-003-023 (vol.V p.039、南伝 22 上 p.259) : [仏在処不記載。直近前経の
クル国のカンマーサダンマというクル族の町と理解する] 世尊は比丘らよと呼びかけ
 て、次のような内容の説法をされた。貪・瞋・痴・忿・恨・覆・悩・慳・悪嫉・悪欲
 は身を以ても語を以ても断ずべからず、慧を以て数々観じて断ずべし。

以上から一目瞭然のように、クル国のカンマーッサダンマを仏在処とする経はそのほとん
 どに固有名詞を有する人物が登場せず、大部分が「比丘らよ」と世尊が呼びかけて説法が始
 まる比丘一般に対する法話である。

- (1) 「見」とは如実知見を得ること、「護」とは諸根を護ること、「離」とは悪知識等々から
 離れること、「用」とは衣・食・臥具などを受用する場合の心得、「忍」とは精進に対する
 不退転の決意、「除」とは欲念・悲念・害念を除くこと、「思惟」とは七覚支の思惟である。
- (2) これらの対応経に MN.002 *Sabbāsava-s.* (一切漏経 vol. I p.006、南伝 09 p.007、
 片山・中部 1 p.050) と『増一阿含』040-006 (大正 02 p.740 上) がある。しかし仏在
 処は舍衛城の祇樹給孤独園である。これらについては [7] に述べる。
- (3) この対応経に MN.011 *Cūlasīhānāda-s.* (師子吼小経 vol. I p.063、南伝 09 p.102、片
 山・中部 1 p.188) がある。しかし仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園である。これについて
 は [7] に述べる。
- (4) テキストは「婆奇瘦」であって、これはバग्ガ (Bhagga) 国という意味であろうが、都邑
 については「拘楼の都邑」とし、経名も「拘楼瘦無諍経」とするのであるから拘楼瘦の誤り
 と理解する。
- (5) このパーリ対応経は MN.139 *Araṇavibhaṅga-s.* (無諍分別経 vol. III p.230、南伝 11 下
 p.319、片山・中部 6 p.249) である。これについても後述する。
- (6) このパーリ対応経は MN.046 *Mahādhammasamādāna-s.* (得法大経 vol. I p.309、南伝
 10 p.037、片山・中部 2 p.362) である。これについても後述する。
- (7) このパーリ対応経は MN.047 *Vimamsaka-s.* (思察経 vol. I p.317、南伝 10 p.049、片
 山・中部 2 p.376) である。これについても後述する。
- (8) このパーリ対応経は MMN.117 *Mahācattārisaka-s.* (大四十経 vol. III p.071、南伝 11 下
 p.072、片山・中部 5 p.279) である。これについても後述する。
- (9) この対応漢訳は『雑阿含』291 (大正 02 p.082 上、国訳 01 p.288) である。これにつ
 いても後述する。
- (10) このパーリ対応経は SN.035-189 (vol. IV p.158、南伝 15 p.254) である。これにつ
 いては後述する。
- (11) このパーリ対応経は SN.022-101 (vol. III p.152、南伝 14 p.238) である。これにつ
 いては後述する。
- (12) このパーリ対応経は SN.012-001 (vol. II p.001、南伝 13 p.001) と SN.012-002
 (vol. II p.002、南伝 13 p.002) である。これについては後述する。
- (13) このパーリ対応経は SSN.012-046 (vol. II p.075、南伝 13 p.111) である。これにつ
 いては後述する。
- (14) この対応経には MN.148 *Chachakka-s.* (六六経 vol. III p.280、南伝 11 下 p.404、片
 山・中部 6 p.385)、『中阿含』086「説処経」(大正 01 p.562 上、国訳 05 p.018)、
 『雑阿含』322 (大正 02 p.091 下、国訳 01 p.253) ~ 332 (大正 02 p.092 中、国訳
 01 p.255) がある。これらの仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園でありこれをもとに処理して
 ある。【研究ノート 14】の【147】を参照されたい。
- (15) この対応経は MN.149 *Mahāsaḷāyatanika-s.* (大六処経 vol. III p.287、南伝 11 下
 p.415、片山・中部 6 p.413) である。これについては後述する。

(16) この対応経に『増一阿含』037-007（大正 02 p.713 下、国訳 09 p.113）がある。これについては後述する。

(17) この対応経は『増一阿含』046-002（大正 02 p.775 下、国訳 09 p.335）である。これについては後述する。

(18) この対応経は『増一阿含』046-004（大正 02 p.776 中、国訳 09 p.337）と『雜阿含』701（大正 02 p.189 上、国訳 02 p.214）である。これについては後述する。

[3-2] カンマーッサダンマを仏在処とする経で例外というべき経はマーガンディヤなる人物が登場する以下の経である。

MN.075 *Māgandiya-s.*（摩犍提経 vol. I p.501、南伝 10 p.339）：あるとき世尊はクル国のカンマーッサダンマ（Kammāssadhamma）というクル族の町のパーラドヴァージャ姓の婆羅門の聖火堂の草座に坐された。早朝、世尊は鉢と衣を携えて乞食のために町へ入り、食後、ある叢林に赴いて一樹下で昼住のために坐された。

ときにマーガンディヤという遊行者が聖火堂にやって来て草の敷具を見ると、パーラドヴァージャ姓婆羅門に「誰のために設えた座であるか」と尋ねた。婆羅門が「沙門ゴータマの座である」と答えると、マーガンディヤは世尊を誹謗する言葉を吐いた。彼が諫めてもマーガンディヤは、「沙門ゴータマ本人の前でも言うであろうし、あなたが言いつけても一向に構わない」と豪語した。このとき世尊は天耳を以て2人の会話を聞かれた。

夕方、世尊は独坐より起って聖火堂へ戻られた。パーラドヴァージャ姓の婆羅門が世尊にマーガンディヤとの会話を伝えているとき彼がやって来た。世尊はマーガンディヤに自身の在家当時の三時殿（雨期、冬期、夏期に適応した3種の宮殿）での生活ぶりを語られた後、五種欲分に恵まれた居士・居士子の喩、癩病者の喩、生盲人の喩をもって、五種欲分において五根を制御すべきことを説かれた。これを聞いたマーガンディヤは仏・法・僧の三宝に帰依して出家し、具足戒を得ることを願い出た。彼は外道から出家する者に課せられた4ヵ月間の別住の後、阿羅漢の1人となった。

『中阿含』153「鬚閑経」（大正 01 p.670 上、国訳 05 p.338）：あるとき世尊は拘楼瘦の劍磨瑟曇の婆羅婆という梵志の第一静室に住された。そのとき世尊は夜を過ぎて平坦に劍磨瑟曇に入って次第に乞食し、食後に一林へ赴いて一樹下で結跏趺坐された。

このとき摩犍提異学が婆羅婆梵志の第一静室に来て、世尊の坐られていた草座を見て罵った。婆羅婆梵志が彼を諫めるも彼は自分の発言を撤回しなかった。そのとき世尊は昼行処で2人の論議を天耳を以て聞かれた。

夕刻、世尊は宴坐より起って婆羅婆梵志の第一静室へ戻り、草座の上で結跏趺坐された。そのとき婆羅婆梵志が世尊のもとにやって来たので、世尊は2人の会話について尋ねられた。婆羅婆が事の次第を話すところへ摩犍提が訪れた。そこで世尊は摩犍提に「無病は第一の利、涅槃は第一の樂なり。諸の道は八正道にして安穩甘露に住す」という偈を解釈し、四諦八正道の教を説かれた。この教を聞いて摩犍提は法眼淨を得、善来比丘戒にて具足戒を受けて出家学道し阿羅漢となった。尊者摩犍提は仏の所説を歡喜奉行した。

『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正 23 p.886 上、国訳 21 p.271）：時に磨沙国
 (1) 人で、無憂 (2) という外道婆羅門がいて、その妻を舍利 (3) といい、後に女の子
 を生んで無比 (4) と名づけるたぐい稀な美人の娘として育った。

このとき世尊は憍閃毘に至り、行乞したのち閑林に住された。無憂外道は世尊のもとを訪れ、世尊の姿を見るなり娘の夫にしたいと思った。彼は母親と共に娘の無比を連れて世尊のもとを再び訪れた。しかし世尊は「魔王の 3 人の娘の誘惑にも欲意を起こさなかった」と応じなかったので娘はその場から立ち去った。近くにいた老比丘が無比に横恋慕して結婚を申し込んだが父の無憂に断られた。老比丘は悔しさのあまりに熱血を吐いて死んだ。このとき比丘らが世尊に「なぜ無比を納受しなかったのですか」と質問した。世尊は比丘らに「不納受無比女の因縁譚」と「老叟比丘命終の因縁譚」を説かれた（波逸提法第 8 2 「入王宮門学処」随開因縁）。

その後無憂婆羅門は無比をつれて憍閃毘に行き、娘を鄢陀延王に与えて妃とし、自分は輔国大臣となった。あるとき鄢陀延王は無比ともう一人の妻である紺容（サーマーヴァティー）と同座していた。王がくさめをしたとき無比夫人は「南無大天、願わくは王、具寿無病ならんことを」と言い、紺容は「南無仏陀、願わくは王、長命無病ならんことを」と言った。そこで無比は「紺容は王の食をはみつつかも仏陀を思っている」と非難した。

またある時には、無比は生きた鳥を紺容に与えて王のために調理することを拒否させ、今度は死んだ鳥を与えて仏陀のために調理することを承知させて、王よりも仏陀を尊重していると非難した。王は怒って紺容めがけて矢を放ったが、その矢は自分に向かってきた。王は懺悔して紺容に姉妹の相をなした。

その後辺境に叛乱があり、王が出兵している間に紺容の住む後宮が火事になった。無比の父の無憂大臣が消火させなかったので紺容は焼け死んだ。王は怒って無憂を死刑に処し、無比を地牢内に置いた。

- (1) 「国訳一切経」律部 21 p.271 の註では、「蔵律の語は Kalmāṣadamyā に相当せり。剣摩沙の音略なり」とする。
- (2) 同じく、「蔵律の語は Māgandika に相当せり」とする。
- (3) 同じく、「Sākali に相当せり」とする。
- (4) 同じく、「Anupamā に相当せり」とする。

MN.075 と『中阿含』153 が語るマーガンディヤ婆羅門は始め釈尊に反感を持っていたようであるがすぐに釈尊に帰依し、出家具足戒を得て久しからずして阿羅漢果を得たとされている。これに対する『根本有部律』のマーガンディヤ婆羅門は悪人というべき人物であって、そのイメージは相反する。これについては項を改めて検討する。

[3-3] またこれも例外というべきであるが、下記の経には象舍利弗が登場する。これは DN.009 *Paṭṭhapāda-s.* に登場するチッタ・ハッティサーリプッタ (Citta hatthisāriputta 調象師の子であるチッタ) に相当する。当該箇所でも検討したこととの関連もあるので、これも項を改めてふれる。

『増一阿含』049-004（大正 02 p.796 上、国訳 10 p.008）：世尊は拘楼国の剣磨瑟曇城に 500 人の比丘らと共に住された。そのとき象舍利弗が還俗して在家生活を

ていた（爾時象舍利弗還捨法服習白衣行）。ときに阿難が城内で乞食し、象舍利弗が2人の女性の肩に依りかかっているのを見て阿難が愁えていると、象舍利弗も阿難の姿を見て慚愧の念を抱いた。阿難は乞食を終えると世尊のもとを訪れて彼の行状を告げた。このとき世尊は阿難に、「愁えるな。彼は7日後に有漏を尽すであろう」と記別された。象舍利弗は7日後に世尊のもとを訪れて許しを乞い、再び沙門の行に励んで阿羅漢となった。

ときに象舍利弗が城内で乞食していると、ある梵志が彼の過去の行状を言いふらし、彼を誹謗したので、彼は空中で「眼なく巧便なく意を興して梵行を誇り、自ら無益の事を造りて久しく地獄の苦を受けん」と偈で言い返した。このとき城中の人々は彼ら2人のやり取りを聞いて象舍利弗のもとへやって来て、「阿羅漢でも還俗することがあるか、また戒を犯すことがあるのか」と質問した。彼は「阿羅漢は還俗することはない。また学地にあるものは戒を犯すこともあるが阿羅漢はない」と答えた。すると人々が「あなたは以前には阿羅漢ではなかったのか」と驚くと、彼は五通の仙人と六通の阿羅漢との違いを述べ、十一法の阿羅漢について説明した。これを聞いて人々は仏・法・僧の三宝に帰依して優婆塞となった。

そのとき阿難は彼が梵志に謗られるのを聞いても近づけず、世尊のもとを訪れて事の次第を報告した。世尊は阿難に「世俗の五通は真実の行ではなく、後に還俗すれば失う。六通は真実の行である。象舍利弗は先に五通があつて今は六通を得ているのである。あなたも学んで彼に及ぶように」と説かれた。

[4] 以上のカンマーッサダンマのほかに、クル国の他の都邑を仏在処とする経がある。上記のようにクル国は仏教中国の枠の外にあったから釈尊が複数回にわたって遊行されたとは考えにくい。とするならばその他の都邑を仏在処とする経もカンマーッサダンマを仏在処とする経の説時と関係があると考えてよいであろう。

そのなかで注目すべきはラッタパーラ＝頼吒毖羅＝護国なる居士が登場するトゥッラコッティタである。トゥッラコッティタを仏在処とする経は以下のものである。

MN.082 *Ratthapāla-s.* (頼吒毖羅經 vol. II p.054、南伝 11 上 p.072) : あるとき世尊は大比丘サンガと共にクル国のトゥッラコッティタと名づけるクル族の町 (Thullakotthita nāma Kurūnam nigama) に住された。トゥッラコッティタの婆羅門居士たちは世尊と比丘らが到着されたのを聞いて世尊のもとにやって来た。その集団の中に町一番の良家のラッタパーラ (Ratthapāla) と名づける善男子がいて、彼は教えを聞いて出家しようとしたが、世尊に「父母の許可を得なければ出家させられない」と言われたので家に帰って父母にこれを告げた。ところが父母は「たった一人の子を出家させるわけにはいかない」と許さなかった。3度頼んだが聞き入れられなかった所以他は、「私には死かそれとも出家かそのいずれしかない」と言ったまま黙り込んでしまった。父母は困って息子の友だちに相談すると、友だちは彼の決意を知って、「出家を許さなければ彼は死んで2度と会うことができないだろう。しかし出家させればいつか生きて会うこともできる」と説得した。父母が仕方なく許可すると、早速ラッタパーラは世尊のもとへ赴いて出家具足戒を受けた。その半月後

(addhamāsūpasampanne)、世尊は舎衛城の祇樹給孤独園へと向けて遊行に出られた。彼は久しからずして阿羅漢となった。

時にラッタパーラは世尊に「父母を訪ねたい」と告げた。世尊は彼が還俗することはないと見極めて許可を与えられた。彼はトゥッラコッティタに帰ってコーラヴィヤ王(Koravya)の鹿苑(Migācira)に住した。早朝、彼が乞食のため村に入って生家を訪れると父親は彼であることに気づかず、「これら禿頭沙門のために可愛い一子が出家した」と罵った。彼は家婢が捨てようとした残飯を垣根にもたれて食べていたが、家婢はそれがラッタパーラであると気づいて家主に告げた。父親は翌朝の食事に招待し、金貨を山積みし、着飾った彼の妻が迎えたが、彼は供養の食事を受け終ると「彼岸を求める者を惑わすことはできない」という偈を唱えて立ち去った。

そのあと彼が日中住をしているとコーラヴィヤ王が訪れ、「人は4つの衰亡(老、病、財、親族)により出家する。しかし汝はいずれも当てはまらないがどのような理由か」と尋ねた。彼は「世尊が教示された『この世は不堅固にして導かれる』『この世は無護にして無主である』『この世は所有なく一切を捨てるべきである』『この世は足ることなく、飽満することなく、愛の奴隷である』という教えによる」と答え、「この人生は短く無常なり、変易の法なり」という偈を唱えた。

『中阿含』132「頼吒毖羅經」(大正01 p.623上、国訳05 p.200)：あるとき世尊は大比丘衆と共に拘楼瘦に遊行して鉢盧吒村の北にある尸毖毖林に住された。そのとき鉢盧吒村の梵志や居士らは沙門瞿曇釈種子がやってきたのを聞いて、眷属を連れて世尊のもとにやって来た。世尊が教えを説かれた後人々は立ち去ったが、頼吒毖羅という居士の子だけがその場に残って世尊に出家を願い出た。世尊は「父母の許しを得てきなさい」と言われた。彼は両親のもとへ帰って3度許可を得ようとしたが、両親は「一子を出家させるわけにはいかない」と反対した。そこで彼は大地に臥して断食に入った。両親は親しい者たちによる説得を試みたが失敗に終り、結局、彼の友人の提案を受け入れて、「阿羅漢を得たら再会する」という約束で渋々許可を与えた。彼は世尊のもとで出家具足戒を得た。

しばらくして世尊は遊行して舎衛国の勝林給孤独園に住された。頼吒毖羅は遠離独住し精進して阿羅漢となった。そして9年、10年がすぎた頃、父母に会うために世尊に郷里に帰る許可を求めた。世尊は彼が還俗するようなことはないと考えてこれを許した。彼は鉢盧吒村に帰って尸毖毖林に住し、翌朝、展転乞食して父の家に至った。しかし父はそれが息子であることに気づかず、「禿沙門のために愛する子を失った」と追い返した。その時ちょうどその家の婢使が腐った飲食を捨てようとしていたので、彼はそれをもって食べようとした。婢使はそれが頼吒毖羅であることに気づいて父に報告した。父母はありったけの金を積み、また元の妻妾たちに誘惑させて彼を還俗させようとしたが、彼は応じなかった。

頼吒毖羅はそのあと鉢盧吒林に行って昼日住に入った。そこへ拘牟婆王がやってきて、四種の衰や四事などについて問答し、王は彼の所説を歡喜奉行した。

支謙訳『頼吒和羅經』(大正01 p.868下)：あるとき世尊は500人の沙門らと拘留国を遊行され毘羅毖国に住された。仏がこの国に来たのを聞いて国中の婆羅門道人

がやってきたが、そのなかに長者子の頼吒和羅という者があり、出家したいと申し出た。世尊は「父母の許可を得てきなさい」と言われたが、父母は許さなかった。しかし手段を尽してその許可を得た。頼吒和羅は舎衛城の祇洹精舎におられた世尊のところに行き出家受戒を得、久しからずして阿羅漢果を得た。

仏にしたがうこと10歳の後、許可を得て彼は故郷に帰った。彼は父のところに乞食に行ったが、父は初め彼であることを知らず供養しなかった。しかしそれと知った父母は彼を還俗させようとしたが、彼は聞き入れなかった。

そのとき国王の拘獵が城外の盧観にいる彼に会って、四苦事、四事などについて問答し、王は須陀洹道を得て五戒を受け、作礼して去った。

法賢訳『護国経』（大正 01 p.872 上）：あるとき世尊は俱盧城を遊行して觀羅聚落に住された。人々は太沙門瞿曇が来たのを聞いて世尊のところへやってきたが、その中に大長者で護国という者があり、出家したいと申し出た。世尊が父母の許可がないと出家できないと言われたので、父母に出家を願ったが許されなかった。しかし方便を尽して苾芻となることを得た。

久しからずして護国は漏盡をえたが10夏の間仏に依止し、10夏を経て許可を得て郷里に帰った。父の家に乞食する因縁の後、俱盧という国王と会い、四種法についての問答の後、王は三宝に帰依して優婆塞となった。

『根本有部律』「薬事」（大正 24 p.037 上、国訳 23 p.134）：（世尊は重毘羅聚落林に到って住された。莫訶目乾連は仙人中で修行している舅のところへ到った。世尊が説法して教化すると舅は不還果を証し、比丘として出家した。龍の難陀と毘波難陀が侍者に莫訶目乾連に供養させた場所は龍持蓋城と名付けられた。世尊は摩都量城に到り、）俱魯城（クル国）に遊行して大倉聚落 ⁽¹⁾ に到り「護国蘇怛羅經」を説かれた。

なお次は単にクル国とするのみであり、しかも経由地点にすぎない。

支謙訳『梵網六十二見経』（大正 01 p.264 上）：あるとき世尊は俱留国から舎衛国の祇樹給孤独園に行かれ、そこで梵志の善念とその弟子である梵摩達を因縁として、比丘らに我や世界に関する62種類の誤った見解について説かれた。那耶和留比丘がこの経の名を尋ね、世尊は「拘楼秦仏はこの経を説いた時には法網と名づけ、迦葉仏がこの経を説いた時には見網と名づけたが、今自分はこの経を梵網と名づける」と答えられた ⁽²⁾。

ここで重要なのはラッタパーラ（頼吒和羅、頼吒和羅、護国）という人物であるが、これについても項を改めて検討する。

(1) 国訳 23 p.136 の註によれば Thullakoṭṭhitānigama。

(2) より詳しい経の概要は【001】に記した。参照されたい。

[5] 他にもクル国に言及するものがあるが、例えば十六大国などの1つとして名前が挙がるのみであり検討する材料にはならない。参考のためにこれらも掲げておく。

『長阿含』023「究羅檀頭経」（大正 01 p.098 上、国訳 07 p.334）：又沙門瞿曇爲諸声聞弟子之所宗奉禮敬供養。亦爲諸天及諸鬼神之所恭敬。釈種俱梨冥寧跋祇末羅蘇

摩。皆悉宗奉。成此法者。我応詣彼彼不応来。又沙門瞿曇波斯匿王及瓶沙王受三歸五戒。成此法者。

DN.018 *Janavasabha-s.* (闍尼沙経 vol.II p.200、南伝 07 p.205) : 世尊はカーシ、コーサラ、ヴァッジ、マッラ、チェーティ、拔沙、**クル**、般遮羅、ヴァンサ、スーラセーナなどの人々の死後の再生先を記別した。

『長阿含』004「闍尼沙経」(大正 01 p.034 中、国訳 07 p.131) : 鴛伽国、摩竭国、迦尸国、居薩羅国、拔祇国、末羅国、支提国、拔沙国、**居楼国**、般闍羅国、頗潔波国、阿般提国、婆蹉国、蘇羅婆国、乾陀羅国、劍併沙国。彼十六大国有命終者仏悉記之。

『中阿含』202「持斉経」(大正 01 p.772 中、国訳 06 p.290) : 若有十六大国。謂一者鴛迦。二者摩竭陀。三者迦尸。四者拘薩羅。五者**拘楼**。六者般闍羅。七者阿提貝。八者阿和檀提。九者枝提。十者跋耆。十一者跋蹉。十二跋羅。十三蘇摩。十四蘇羅吒。十五喻尼。十六劍浮。此諸國中所有錢寶。金銀摩尼眞珠琉璃瓔珞伽碧玉珊瑚留邵鞞留鞞勒馬瑙蟠蜎赤石旋珠。設使有人於中作王。随用自在者。彼一切比丘持聖八支齋。

AN.003-007-070 (vol. I p.205、南伝 17 p.333) : 十六大国の 1 つとして。

AN.008-005-042 (vol.IV p.251、南伝 21 p.144) : 十六大国の 1 つとして。

AN.008-005-043 (vol.IV p.255、南伝 21 p.150) : 十六大国の 1 つとして。

AN.008-005-044 (vol.IV p.258、南伝 21 p.157) : 十六大国の 1 つとして。

AN.008-005-045 (vol.IV p.259、南伝 21 p.166) : 十六大国の 1 つとして。

『増一阿含』047-006 (大正 02 p.782 上、国訳 09 p.356) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき多数の比丘らが普会講堂に集まって、「今、舍衛城では乞食が得難い。順次、一人ひとりが乞食しよう」とか、ある比丘は「摩竭提国 (Magadha) で托鉢しよう」「いや、父王を殺し、提婆達多を友とする阿闍世王の治世だから、やめるべきだ」とか、あるいは「**拘楼国 (Kuru)** で托鉢しよう」「いや、悪生王は兇悪である」とか、「優填王は篤く仏法を信じているので、憍賞弥国 (Kosambi) や波羅奈 (Bārāṇasī) で托鉢しよう」などと論議していた。これを天耳を以て聞かれた世尊は講堂に趣かれ、比丘らに「国を称讃するな。王の優劣を論ずるな」と教誡され、「それ人が善悪を作さば、行の本に所因有り、善を為さば善報を受け、悪には惡果報を受けん」という偈を唱えられた。そして「①少欲知足、②勇猛心、③多聞、④人の与に法を説くこと、⑤畏れ無く恐れること無きこと、⑥戒律具足、⑦三昧成就、⑧智慧成就、⑨解脱成就、⑩解脱見慧成就に関して論ずべきである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『十誦律』「般茶盧伽法」(大正 23 p.225 中) : 世尊は憍賞弥に住された。そのとき闍陀が悔過すべき罪を犯したのにその罪を認めようとしなかった。その事を比丘らから聞かれた世尊は「闍陀を不見擯にかけよ」と命じて、不見擯とその羯磨の作法を制定された。ところが闍陀は承服せず、衣鉢を携えて鴛伽国 (Aṅga)、摩竭提国 (Magadha)、迦尸国 (Kāśi)、拘薩羅国 (Kosala)、**拘楼国 (Kuru)**、般闍羅国 (Pañcāla)、阿湿摩伽 (Assaka)、阿槃提国 (Avanti) に向って、住处より住处を経巡ったがどこでも歓迎されなかった。憍賞弥に戻って滅罪を求めた。その事を比丘らが世尊に報告した。世尊は「彼の不見擯を解くように」と命じて、解不見擯

とその羯磨の作法を制定された。

[6] 本節の主題とする *DN.015 Mahānidāna-s.* とその対応漢訳経には登場しないが、まず [3-2] において紹介した *MN.075 Māgandīya-s.* = 『中阿含』153「鬚閑経」に登場するマーガンディヤ婆羅門を検討しておきたい。仏在処をクル国のカンマーッサダンマを仏在処とする多くの経の説時推定のヒントになりうると考えられるからである。

先述したようにクル国は仏教中国の中心部からはずれたところにあり、仏教中国と西北インドを結ぶ幹線道路からも少し離れたところにあったから、そうしばしば釈尊がその1都邑のカンマーッサダンマに滞在されたことはなかったであろう。したがってこれらは説時を同じくすると考えてよいであろう。

[6-1] *MN.075 Māgandīya-s.* = 『中阿含』153「鬚閑経」に登場するマーガンディヤ婆羅門（以下マーガンディヤという）は初め釈尊に反感を持っていたが、釈尊の説くところを聞いて出家して阿羅漢果を得たとされている。ところでこのマーガンディヤは仏教説話の世界ではかなりの有名人である。

それは上記経と同時に紹介した『根本有部律』「波逸底迦 082」がいうように、彼には無比（*Anupamā*）という他に比べようのないほどの美人であった娘（本名をマーガンディヤーという）があり、彼は釈尊をこの娘の婿にしようとしたが断られてコーサンビーに行き、娘をウデーナ王の妃にして自らは輔国大臣になり、後にウデーナ王のもう1人の「優婆夷中の慈住者（*mettāvihāri*）の中の第1」と謳われるサーラーヴァティー妃を焼き殺したという物語である。

この説話については「モノグラフ」第14号（2009年5月）に掲載した【論文19】「コーサンビーの仏教」（森章司、本澤綱夫）に詳しく紹介したので詳細は省略するが、経中に登場するマーガンディヤと、説話のなかのマーガンディヤとが同一人物であるかどうかを検討しなければならない。この経に登場するマーガンディヤは釈尊の説法を聞いて出家して阿羅漢になったというのに、説話中に登場するマーガンディヤはウデーナ王の大臣になり、サーマーヴァティーを殺す手助けをするのであって、到底同一人物とは考えられないからである。

そこでこの物語を整理するために、説話文献も含めて

- (1) 父親のマーガンディヤの生地と活動地
- (2) 説話文献のなかにはマーガンディヤの弟でマーガンディヤーの叔父とされる人物が登場する文献もあるのでこの生地と活動地
- (3) マーガンディヤーの生地と活動地

を表にしてみる。ここに「生地」というのは誕生地という意味ではなく、ウデーナ王と関係を持つ以前の所在地のことである。

なお表中に「ー」を施したものは経中に当該人物が登場しても、生地・活動地については言及されないもの、空欄は当該人物そのものが登場しないものである。

マーガンディヤあるいはマーガンディヤーの登場する文献には以下のものがあるが、ごく簡単にそれぞれが記述している内容を紹介しておく。

① *MN.075 Māgandīya-s.*（摩犍提経 vol. I p.501、南伝 10 p.357）

最初は反抗していたマーガンディヤが釈尊の教えを聞いて出家し阿羅漢果を得た。

②『中阿含』153「鬚闍経」（大正 01 p.670 上、国訳 05 p.338）

最初は反抗していた**マーガンディヤ**が釈尊の教えを聞いて出家し阿羅漢果を得た。

③ *Suttanipāta Māgandiyasutta* vs.835~847

菩提樹下の成道の時 3 人の魔女の誘惑にも欲望が起らなかったという釈尊の偈をきっかけにして釈尊と**マーガンディヤ**がいかなる見解にも執着してはならないという趣旨の偈を誦し交わした。

④『十誦律』「波夜提 082」（大正 23 p.125 下、国訳 05 p.399）

ウデーナ王の出征中に、**マーガンディヤ**の父親は自分がここまで取り立てられたのは娘の**マーガンディヤ**のおかげだと考えて、もう 1 人の妃である**サーマーヴァティー**の後宮を火事にさせて皆殺しにした。

⑤『僧祇律』「単提 004」（大正 22 p.333 下~334 中、国訳 09 p.035）

コーサンビーに 2 部の大衆があり、この一方の大衆の優婆夷として**マーガンディヤ**の名前が挙げられるのみ。（コーサンビーの破僧の導入部に相当する）

⑥『根本有部律』「波逸底迦 082」（大正 23 p.886 上、国訳 21 p.271）

マーガンディヤとその妻は釈尊に娘の**マーガンディヤ**を娶らせようとしたが、釈尊は「魔王の 3 人の娘の誘惑にも欲望を起こさなかった」と応じなかった。**マーガンディヤ**は娘をウデーナ王に与え、自分は輔国大臣となった。**マーガンディヤ**は王と**サーマーヴァティー**の仲を割こうとしてさまざまな策を弄した。**サーマーヴァティー**の後宮が火事になったとき、**マーガンディヤ**大臣が消火を邪魔したため**サーマーヴァティー**は焼け死んだ。

⑦ AN.-A. (vol. I pp.435~443)

マーガンディヤとその妻は娘の**マーガンディヤ**を釈尊に娶らせようとしたが、釈尊は「悪魔の娘の誘惑にも欲望が起らなかった」と応じなかった。しかし 2 人は釈尊の説法を聴いて出家して阿羅漢果を得た。**チューラマーガンディヤ** (Cūlamāgandīya) が仲介して**マーガンディヤ**をウデーナ王の後宮に入れた。**マーガンディヤ**は王と**サーマーヴァティー**の仲を裂くためにさまざまな策を弄した。

⑧ *Dhammapada-A.* (vol. I p.199~228, Burlingame 訳 vol. I pp.274~293)

マーガンディヤとその妻は娘の**マーガンディヤ**を釈尊に娶らせようとしたが、釈尊は「成道の時魔女たちに誘惑されても欲望を抱かなかった」と応じなかった。2 人は娘をウデーナ王の王師をしている叔父の**チューラマーガンディヤ**に託し、出家して阿羅漢果を得た。**チューラマーガンディヤ**は**マーガンディヤ**をウデーナ王の王妃とした。**マーガンディヤ**はウデーナ王と**サーマーヴァティー**の仲を割こうとさまざまな策を弄したが成功しなかった。最後に**マーガンディヤ**は叔父に後宮に火をつけさせ、**サーマーヴァティー**を殺した。

⑨ *Suttanipāta-A.* (vol. II pp.542~548, 村上真完・及川真介訳『仏のことば註』3 春秋社 1988 pp.682~696)

マーガンディヤは娘を釈尊に娶らせようとしたとき、釈尊と**マーガンディヤ**は *Suttanipāta* の vs.835~847 を誦しあった。

⑩『義足経』「摩因提女経」（大正 04 p.180 上~下）

マーガンディヤは娘のマーガンディヤーを釈尊に娶らせたいと考えたが、釈尊は成道のとき邪なる三女を見ても邪淫を欲しなかったと偈を説いて応じなかった。

⑪ *Paṭisambhidāmagga-A.* (pp.672～674)

マーガンディヤとその妻は娘のマーガンディヤーを釈尊に娶らせようとしたが、釈尊は邪なる三女を見ても邪淫を欲しなかったという偈を説いて応じなかった。2人は釈尊の教えを聞いて出家して阿羅漢果を得た。叔父のマーガンディヤ (*cūlapitar Māgandiya*) はマーガンディヤーをコーサンビーに連れて行ってウデーナ王の王妃の一人とした。

⑫ *Divyāvadana* (pp.515～533 平岡聡訳『ブッダが謎解く三世の物語』下 pp.398～419)

マーガンディヤは娘のマーガンディヤーを釈尊に娶らせようとしたが、釈尊は「糞尿に満ちた彼女に足でさえ触れない」と偈を唱えて応じなかった。マーガンディヤは娘を連れてコーサンビーに行きウデーナ王の妃とさせた。マーガンディヤは筆頭大臣に任命され、王の出征中に娘に唆されて後宮に火を放ちサーマーヴァティーを焼き殺した。

⑬ 『中本起経』 (大正 04 p.157 下～158 上)

マーガンディヤーはサーマーヴァティーに嫉妬して、王と仲たがいするように策したが成功しなかった。王が出征している間に、国政を預かっている父のマーガンディヤと計ってサーマーヴァティーと侍女たちを焼き殺した。

⑭ 『法句譬喻经』 (大正 04 p.603 下)

マーガンディヤは娘のマーガンディヤーを釈尊に娶らせようとしたが、釈尊は「女は瓶の中の屎尿のごとし」として応じなかった。マーガンディヤは怒って去り、ウデーナ王の所に行って娘を王妃とさせた。マーガンディヤーはサーマーヴァティーと王の仲を裂こうとして策を弄した。

⑮ 法炬訳『優填王経』 (大正 12 p.070 下～071 上)

マーガンディヤは娘のマーガンディヤーを釈尊に娶らせようとしたが、釈尊は成道の時に魔天の娘の誘惑を退けたとして応じなかった。マーガンディヤは恥じ入って娘をコーサンビーのウデーナ王に与え、王は彼を大臣とした。マーガンディヤーはサーマーヴァティーと王の仲を裂こうとして策を弄した。

⑯ 菩提流志訳并合『大宝積经』卷 97 (大正 11 p.543 中)

ウデーナ王の第 2 夫人マーガンディヤーは第 1 夫人のサーマーヴァティーに嫉妬心を抱いて、王と第 1 夫人が仲たがいするように策を弄した。

⑰ 法天訳『大乘日子王所問经』 (大正 12 p.072 中～073 上)

ウデーナ王のマーガンディヤー妃はサーマーヴァティー妃に嫉妬心を抱いて、讒言した。

なお表では①から⑥までは原始仏教の経蔵・律蔵 (A 文献) であり、⑦以下は後世の原始仏教聖典 (B 文献) であるので、その間の線を太字としておいた。ただし⑥には説話部分が含まれ、本当の意味での原始仏教聖典 (A 文献) とすることはできない。なお黒字に白抜きの数字にしたものは、マーガンディヤが出家して阿羅漢果を得たとするものである。

文献	父・マーガンディヤ		叔父・マーガンディヤ		マーガンディヤー	
	生地	活動地	生地	活動地	生地	活動地
①	クル国・カン マーサダンマ	—				
②	クル国・カン マーサダンマ	—				
③	—	—				
④	—	コーサンビー			—	コーサンビー
⑤					—	コーサンビー
⑥	コーサンビー・ カンマーサダ ンマ	コーサンビー			コーサンビー・ カンマーサダ ンマ	コーサンビー
⑦	クル国	—	—	コーサンビー	—	コーサンビー
⑧	クル国	—	クル国	コーサンビー	クル国	コーサンビー
⑨	クル国・カン マーサダンマ	—			クル国・カン マーサダンマ	—
⑩	クル国・カン マーサダンマ	—			クル国・カン マーサダンマ	—
⑪	クル国・カン マーサダンマ	—	—	コーサンビー	—	コーサンビー
⑫	クル国・カン マーサダンマ	コーサンビー			クル国・カン マーサダンマ	コーサンビー
⑬	—	コーサンビー			—	コーサンビー
⑭	—	コーサンビー			—	コーサンビー
⑮	コーサンビー	コーサンビー			コーサンビー	コーサンビー
⑯					—	コーサンビー
⑰					—	コーサンビー

以上のようにマーガンディヤに関する伝承はかなり錯綜しているが、これらを総合して考えると次のような結論が得られる。

- (1) マーガンディヤの生地をコーサンビーとするもの(⑥⑮)もあるが、成立が古くそれが後世の伝承のネタとなっていると推測される① MN.075 *Māgandiya-s.*と②『中阿含』153「鬚閑経」がいうように、マーガンディヤの生地はクル国のカンマーサダンマとしてよいであろう。
- (2) この古くて後世の伝承のネタとなっていると考えられる①②と、加えて⑦ AN.-A.、⑧ *Dhammapada-A.*、⑪ *Paṭisambhidāmagga-A.*は、マーガンディヤが後に出家して阿羅漢果を得たとしている。表中に黒地の白ぬき数字で記したものである。
- (3) 一方⑥『根本有部律』「波逸底迦 082」、⑫ *Divyāvadana*、⑬『中本起経』、⑮『法句譬喻経』はマーガンディヤ自身がコーサンビーの大臣になったとしており、

④『十誦律』「波夜提 082」は「取り立てられた」とするのみで大臣とはしないが、これも含めてよいであろう。しかもこのうちの④⑥⑫⑬は娘の手助けをしてウデーナ王のもう 1 人の善妃であるサーマーヴァティーを焼き殺したとしている。

要するに阿羅漢になったとする①②⑦⑧⑩と、大臣になってしかも悪事をはたらく④⑥⑫⑬⑮はまったく異なる伝承を持っていることになる。

- (4) また⑦⑧⑩には叔父のマーガンディヤ（チューラマーガンディヤ）が登場してマーガンディヤーをウデーナ王の妃としたとし、このうちの⑦⑧はサーマーヴァティーを焼き殺すのを手伝ったのはこの叔父であるとする。要するに父親の代役のような形で登場するわけである。

⑦⑧⑩はマーガンディヤが阿羅漢になったとする資料であるから、阿羅漢になったマーガンディヤが同時に大臣になって悪事をはたらくはずはないから、そこでこの矛盾を解消するために、マーガンディヤ本人ではなくその弟（マーガンディヤーからいえば叔父）なる人物が創作されたのであろう。

- (5) なおサーマーヴァティーが焼け死んだとする伝承は古くからあったようであり、*Udāna* 007-010 ⁽¹⁾ に、「世尊はコーサンビーのゴーシタ園に住しておられた。そのときのことであるがウデーナ王が園遊しているときに後宮に火事があって...(antepuram daddham hoti)...、サーマーヴァティーをはじめとする 500 人の婦女が死んだ (pañca itthisatāni kālaṇ-katāni honti Sāmāvatipamukhāni)...。比丘らの求めに釈尊は、サーマーヴァティーたちのなかには預流果に達した者や、一來果に達した者、不還果に達した者があって、それぞれの果報があると説かれた」とされている。

- (6) 以上から考えるともともとは独立した 2 つの古い伝承があったものと考えられる。1 つは、クル国のカンマーサダナマを生地とするマーガンディヤなる人物が、釈尊がここを訪れられたときに始めは反感を持ちながらも説法を聞いて出家して阿羅漢になったという伝承であり、もう 1 つは、コーサンビーにサーマーヴァティーというウデーナ王の妃がいて、この妃は後宮の火事によって死んだという伝承である。

もちろんこの 2 つはまったく関係のない伝承なのであるが、ウデーナ王にはマーガンディヤーというもう 1 人の妃がおり、たまたま名前がクル国を生地とするマーガンディヤと同じであったために、これが結びつけられて父と娘ということになり、さらにサーマーヴァティー妃が焼け死んだという悲劇と関連づけられて、マーガンディヤーと父親（ないしは叔父）が共謀して殺したというストーリーがつくられたのであろう。

- (7) このクル国を生地とするマーガンディヤとウデーナ王の第 2 の妃であるマーガンディヤーが結びつけられ、善妃サーマーヴァティーを焼き殺すという悲劇がつくられるモチーフの原点には、釈尊とマーガンディヤの間に交わされた *Suttanipāṭa Māgandiyasutta* vs.835~847 があったことは想像するに難くない。この偈は、菩提樹下の成道の時 3 人の魔女の誘惑にも欲望が起らなかったという釈尊の偈をきっかけにして、釈尊とマーガンディヤがいかなる見解にも執着してはならないという内容の偈を説きあったというものであり、これがマーガンディヤが娘を釈尊の嫁に

しようとしたに拘わらず釈尊はこれに応じられなかったとする理由と、だから娘のマーガンディヤーはこれを怨みに思い、サーマーヴァティー殺害の動機となったというところに取り込まれたのである。

(1) p.079、南伝 23 p.215

[6-2] 以上のようにクル国カンマーッサダンマのマーガンディヤーとコーサンビーのウデーナ王の第2妃マーガンディヤーとは関係がない。

なぜこのようなことをくみだしく考察したかといえ、もし釈尊がクル国のカンマーッサダンマに遊行されたときに、マーガンディヤーが娘の婿候補として釈尊を考えたとするなら、釈尊はそれなりに若くなければならないと考えなければならないからである。そうすると、MN.075 *Māgandiya-s.* = 『中阿含』153「鬚閑経」の説時や本節の主題である DN.015 *Mahānidāna-s.* = 『長阿含』013「大縁方便経」の説時は釈尊がまだ若いときを想定しなければならないということになる。

しかしながらマーガンディヤーが阿羅漢になったという伝承とマーガンディヤーが娘の婿として釈尊を考えたとするストーリーは本来は関係がなく、後世の脚色であるということがわかった今は、これに影響されることなくこれらの経の説時を考えてよいことになる。ただしこれは釈尊が若年時であったとは限らないということのみを示し、それ以上の情報を提供するものではない。

[7] 次にカンマーッサダンマではないけれども、クル国のトゥッラコッティタという都邑に住んでいたとされるラッタパーラ (*Ratthapāla* 護国と意識される) について検討する。先にも述べたように釈尊が生涯にクル国を何度も訪れられたことがあるとは考えられないので、釈尊がトゥッラコッティタを訪問されたのも、カンマーッサダンマを訪問されたと同じ年としてよいであろう。

ところでこのトゥッラコッティタという都邑がクル国のどこにあって、カンマーッサダンマとはどのような位置関係にあったのはかわからない。しかし両者とも *nigama* (町) とされるから、*gāma* (村落) よりは大きな地域で、*nigama* (都市) ほどの規模はなかったものと考えられる⁽¹⁾。そして先に紹介した MN.082 *Ratthapāla-s.* = 『中阿含』132「頼吒憍羅経」= 呉・支謙訳『頼吒和羅経』= 宋・法賢訳『護国経』では、ラッタパーラたちトゥッラコッティタの人々は釈尊がここに来られたということを聞いて釈尊に会いに行ったとされている。カンマーッサダンマにはこのような記述はないから、釈尊はクル国ではまず最初にトゥッラコッティタを訪れられて、しかる後にカンマーッサダンマに移られたのではないかと思われる。後述するように釈尊はクル国にはサーヴァッティから来られたものと考えられるから、道路上の位置関係としてはトゥッラコッティタはカンマーッサダンマよりは南にあったのではないかと想像される。コーサラ国からタッカシラーに通じる幹線道路はクル国の南を通っていたと考えられるからである⁽²⁾。

(1) 森章司・金子芳夫【論文 15】「パーリ仏典にみる *janapada* と *rattha*」(「モノグラフ」第 13 号 2008 年 3 月) 参照

(2) 森章司・金子芳夫【論文 26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」(「モノグラフ」第 20 号 2015 年 11 月) 添付の「完成地図-①」参照

[7-1] 上記の [4] に紹介した経のほかにはラッタパーラが登場する経には次のようなものがある。

AN.001-014-001~007 (vol. I p.023、南伝 17 p.033) : [仏在処不記載] 世尊は仏弟子たち (比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷) の各徳性を讃えられる。ラッタパーラについては「信出家中の第 1 はこれラッタパーラなり」とされている。

『増一阿含』004-002 (大正 02 p.557 中、国訳 08 p.044) : [仏在処不記載] 世尊は比丘である阿説示、舎利弗、目連、億耳、摩訶迦葉、阿那律、離越、陀驪摩羅子、**頼吒毖羅**らの徳性を讃えられる。羅吒婆羅については「貴豪種族出家学道、いわゆる羅吒婆羅比丘これなり」とされている。

『根本有部律』「藥事」 (大正 24 p.078 上~094 上、国訳 23 p.281) : 大迦葉波、舎利子、大目連、善妙 (Sundarananda ?)、妙意 (Sumana)、俱胝 (Śroṇavimsatikoṭi)、妙音 (Ghoṣa) が自業を説いた後、苾芻らは賓頭盧が自業を説くことを求めた。そこで**賓頭盧**は「私は前世においては貴家に生まれながら慳貪で、父母姉妹兄弟にも食を与えず瓦石を食えと言った。そこで地獄に墮ち、人間に生まれてからも瓦石を食い、飲食を得ても満足しなかった。そして最後身では出家して阿羅漢を得、世尊は私を師子吼において第一と記して下さった。しかし過去の業は滅びないので、今も常に瓦石を食している」と。続いて**善来** (Svāgata)、**有喜** (Nanda)、**名称** (Yaśas)、**財益** (Śrīvarḍha)、**薄俱羅** (Bākula)、**尊者** (Mahāsthavira)、**優樓頻螺迦葉** (Uruvelakāśyapa)・**那提迦葉** (Nadikāśyapa)・**伽耶迦葉** (Gayākāśyapa)、**名称**、**火生**、**護国**、**娑底**、**膝多迦提波**、**周離槃陀迦**、**蛇僕**、**阿泥盧駄**、**師子王迦羅**、**羅怙羅**、**難陀**、**実力子**、**近将**、**賢子**、**賢塩**、**蜜性**、**因縁**、**憍陳如**、**鄢波離**、**奎宿**が自業を説いた。

護国が説いた内容は次のとおり。昔カーシの国に吉基利という王があり、私はその最小子であった。王が仏のために大卒塔婆を作ったとき、父王は私に参蓋を持って如来に奉事せよと命じた。私は喜び発願して人間に生まれ、倉庫大城中の豪族の家に生まれ、世間の尊貴にして第一となった。

Theragāthā vs.769~793 (p.075、南伝 25 p.253) : **ラッタパーラ長老**の偈：腐臭の身に外面を飾っても空しい、覚りには役に立たないと出家した。

Apadāna 03-02-018 (p.063、南伝 26 p.113) : **ラッタパーラ長老**のアパダーナ：大きな富を蔵する家に生まれ (10 偈)、世尊の弟子となり (11 偈)、無漏となりて涅槃せむ (12 偈)。

Vinaya Saṃghādisesa 006 (vol. III p.144、南伝 01 p.244) : そのとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。このときアーラヴィー (Ālavī)の比丘らが房舎を作るのに際限なく人材や資材などを強要した。そこで人々は比丘がやって来ると戸口を閉めてしまった。そのとき**摩訶迦葉**が王舎城での雨安居を終え、アーラヴィーのアッガーラヴァ霊廟 (Aggālava cetiya)を訪れた。彼がこの町で乞食すると居士らが避けるので比丘らに理由を尋ねると、先のことを告げた。

ときに世尊は随意の間王舎城 (Rājagaha) に住された後、アーラヴィーへ向けて遊行された。世尊は次第に遊行してアーラヴィーに到達し、アーラヴィーのアッガーラ

ヴァ靈廟に住された。このとき摩訶迦葉が世尊のもとにやって来て、「アーラヴィーの比丘らは房舎を造るのに居士たちに際限なく人材や資材を強要している」と告げた。世尊は比丘サンガを集めて比丘らを呵責された後、**マニカント竜王** (Maṇikanṭha-nāgarāja) と兄弟仙人の因縁譚、雪山の一比丘の因縁譚、ラッタパーラ (Raṭṭhapāla) 比丘が父の家で乞食しなかったときの偈を以て教誡し、「無主にして自分のために房を造るときにはその長さ 12 仏磔手、広さ 7 仏磔手を越えれば僧残」と、僧残法第 6 「無主僧不処分過量房戒」を制せられた。

『四分律』「僧残 006」（大正 22 p.584 中、国訳 01 p.067）：ときに世尊は 1,250 人の比丘らと共に羅闍城より曠野城に赴かれた。そのとき**迦葉**が世尊のもとを訪れて、「曠野城の比丘が大房舎を造ろうと居士らに資材や人材を強要したので比丘らを避けるようになった」と報告し、曠野の比丘らの怒りを避けて立ち去った。そこで世尊は比丘僧を集め、「昔、羅闍城の耆闍崛山にいたときある神が現れて、『曠野の比丘に私房を造ることを許して欲しい』というので許可したが、大房舎を造ろうと非法にして乞うとは」と呵責された後、一螺髮梵志と**摩尼健大竜王**の因縁譚、林中の鳥の鳴声に煩わされた一比丘の話、頼吒毖羅比丘が父母の家で乞食しなかったという話をして、比丘らに「無主にして自らのために屋を造ろうとするならば応量にすべし。その量は長さ仏の 12 磔手、広さ 7 磔手を過ぎれば僧残」と、僧残法第 6 「無主僧不処分過量房戒」を制せられた。

『五分律』「僧残 006」（大正 22 p.013 上、国訳 13 p.066）：世尊は舎衛城に住された。そのとき阿荼毘邑の比丘らが自らの房を作ろうと資材や人材などを居士らに要求したので、居士らは比丘を避けるようになった。ときに一人の比丘が自ら神樹を切ったので樹神の子どもが指を怪我した。仕返ししようとしたが威徳のある比丘だからと思ひ止まって、世尊のもとにやって来た。世尊は「その通りである。仕返しをすれば必ず苦報を受けるだろう」と告げられた。ときに世尊は祇樹給孤独園から阿荼毘邑に遊行された。晨朝、**大迦葉**が城内に入って乞食すると彼を見て居士らが逃げた。彼が行人に理由を尋ねると、「房舎を造るのに比丘らの要求に止めどがないので比丘を見ると逃げるのだ」と教えた。彼は乞食を終えてから世尊に事の次第を告げた。世尊は比丘らを集め、**龍王惜宝珠**本生譚や過去世の**迦夷国王**の物語や羅吒波羅比丘が父母のところで乞求しなかったことを以て諭された後、「無主にして自から乞うて房を作るときには規定の大きさ（長さ仏の 12 磔手、広さ 7 磔手）を越えれば僧残」と、僧残法第 6 「無主僧不処分過量房戒」を制せられた。

[7-2] 以上のうち最後に紹介した「律蔵」の僧残罪第 6 の制定因縁を語る 3 つの文献は、先の MN.082 *Raṭṭhapāla-s.* = 『中阿含』132 「頼吒毖羅經」 = 『頼吒和羅經』に描かれた、ラッタパーラが富裕な家に生まれながら父母の反対を押しきってまでして出家したというエピソードに關説している。ということになればラッタパーラのこの話は僧残罪第 6 条「無主僧不処分過量房戒」の制定よりも前のことということになるが、アーラヴィーを仏在処とし、主題が「無主僧不処分過量房戒」に關連する他の經には沙弥としてのラーフラが登場することなどから、このラッタパーラの逸話は「マニカント竜王や雪山の一比丘の話、林中の鳥の鳴声に煩わされた一比丘の話などの説話的逸話と同レベルにおいて扱われているから、後

世の付加である可能性」があるとして、刊行順序としては後になる「モノグラフ」第23号に掲載する【研究ノート17】の【021,022】『中阿含』040「手長者経」（上）、『中阿含』041「手長者経」（下）の説時推定論文では説時推定の材料として勘案しないことになっている。したがってここでもこれに倣うこととする。これはともかく、このラッタパーラのエピソードは釈尊教団の中でかなりよく知られたものであったということがわかる。

ちなみに出家するに際しては父母の許可が必要であるという規定は、釈尊の一子ラーフラの出家に際し浄飯王の申し出に応じて定められたものとされている。成道後初めて故郷のカピラヴァットゥに帰られたときのことであり、祇樹給孤独園の寄進を受けるために舍衛城に行かれたその途中に立ち寄ったものである。われわれはこれを釈尊48歳＝成道第14年の雨安居の前のことであったと考えている。

AN.001-014-001～007などの2経はこのエピソードに描かれた徳性をもって比丘中の第1として讃えられたものである。

その他 *Theragāthā* vs.769～793などは彼の詩であり、ラッタパーラが釈尊教団の中でそれなりの地位を占めていたことを証明するのみである。

したがってこれらからも今問題としている諸経の説時を特定する材料を得ることはできない。

[8] 以上のように、ここに紹介したクル国を仏在処とする諸経はすべて同一時点のものであるとしても、以上の経からはこれらの経の説時を特定するいかなる情報も得られない。とするならば釈尊がクル国を訪れた年代を推定するしか手がないということになる。

[8-1] クル国で釈尊が教化した人物はマーガンディヤ婆羅門とラッタパーラ居士の2人であった。マーガンディヤ婆羅門は最初は釈尊に反感を持っていたようであり、ラッタパーラも多くの人々と釈尊の説法を聞きに行ってたまたま感銘して出家を思い立ったように描かれている。しかも富裕であったラッタパーラの両親は初めは彼の出家を許そうとしなかったし、彼が阿羅漢を得て10年後に帰ってきたときにも仏教の沙門には敵意を持っていた。

したがって釈尊はこの地方の有力者から招待を受けてクル国を訪問されたのではなく、布教のために自ら発意して行かれたものと考えられる。クル国にも大都市があったに相違ないが、ここに紹介した仏在処はカンマーサダンマという *nigama* やトゥッラコッティタという *nigama* であることもこれを物語る。おそらくこれらの町には釈尊は偶然に滞在することになったのであろう。

釈尊が招待を受けないで見知らぬ土地に出かけるということは極めて稀なケースであった。舍衛城には給孤独長者、コーサンビーにはゴーシタ長者などから招待されて初めての訪問をされた。また祇樹給孤独園やゴーシタ園の寄進エピソードなどが物語るように、釈尊が遠方に遊行されるのはそこで雨安居を過ごすためであって、そのためにはそこに僧院があることが望ましかった。そのほかアンガ国の最初の訪問もおそらくは招待であった⁽¹⁾。

このように釈尊のクル国訪問は招待者がなく釈尊が発意してなされたという特殊なケースであって、そのためか釈尊のクル国訪問の成果は必ずしも満足なものではなかった。なぜならここを仏在処とする経のほとんどはマーガンディヤとラッタパーラを除くと、身内の「比丘ら」に対する説法で満たされているからである。

おそらくこの地方は冒頭にも記したようにヒンドゥー教の聖地であって、したがってバラモン教の勢力が強く、有力な外護者もいなかったから僧院はいまだ建設されていなかったであろう。そのせいか原始仏教聖典においても後世の釈尊の雨安居地伝承においても、この地方で釈尊が雨安居を過ごされたという記録はない。

しかしながらクル国は辺境であって、もっとも近い大都会である舎衛城さえクル国から直線で450kmも離れている。釈尊が1日の遊行で進まれる距離は平均して10キロくらいであるから⁽²⁾、舎衛城ークル国間を往復すると少なくとも90日(3ヵ月)もかかることになり、釈尊や仏弟子の遊行期間は最長でも2ヵ月と考えられるから⁽³⁾、この間を往復することは不可能である。しかもカンマーサダンマを仏在処とする経は先に掲げたように同じ内容の異訳も含めてのことであるが、パーリに13経、漢訳に29経もあり、これにトゥッラコッティタなどそれ以外のクル国を仏在処とするものがパーリに1経、漢訳に6経あるから、かなりの数の経が説かれていることも注意しなければならない。このように考えるとクル国での雨安居の記録はないけれども、釈尊はこのときクル国で雨安居を過ごされたと考えるべきであろう。釈尊は舎衛城から「ブッダを上首とする比丘サンガ」を引連れてクル国に行かれ、僧院もなく、3ヵ月の食べ物も十分に保証されない中で雨期を過ごされたのである。そのような中で釈尊は毎日のように「ブッダを上首とする比丘サンガ」のために説法されたのである。

- (1) 「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート1】「釈尊のアンガ(*Anga*) 国訪問年の推定」(森章司) p.016 参照
- (2) 「モノグラフ」17号(2012年5月)に掲載した【論文24】「迦絺那衣(*Kaṭhina*)の研究」(森章司) p.190 参照
- (3) 「モノグラフ」第14号(2009年5月)に掲載した【論文16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」(森章司) 参照

[8-2] クル国への遊行は以上のような特殊なケースであったと考えると、クル国への布教はマガダ国、ヴァッジ国、コーサラ国、アンガ国、ヴァンサ国、スーラセーナ国などの仏教中国の中心部にある国々への訪問よりも後であったであろう。招待がある地方を差し置いて、招待のない地方を先に訪問するということは考えられないからである。

試みにわれわれが考えている、上記の都市に釈尊が始めて訪問された年代は次のようになる。

マガダ国(首都:王舎城): 釈尊44歳=成道10年の雨安居前
ヴァッジ国(首都:ヴェーサーリー): 釈尊47歳=成道13年の雨安居後
コーサラ国(首都:舎衛城): 釈尊48歳=成道14年の雨安居後
アンガ国(首都:チャンパー): 釈尊52歳=成道18年の雨安居前
ヴァンサ国(首都:コーサンビー): 釈尊55歳=成道21年の雨安居前
スーラセーナ国(首都:マドゥラー): 釈尊56歳=成道22年の雨安居前

したがって始めてのクル国訪問はこれらよりも後のことであったものと考えられる。これは[2]に記したアーナンダが釈尊教団の秘書室長に就任した釈尊54歳=成道20年の雨安居以降という条件にも合致する。

[8-3] それでは釈尊のクル国訪問は、スーラセーナ国訪問の釈尊56歳=成道22年以降として何年のことになるのであろうか。

実はスーラセーナ国への訪問は、おりからのインド全土に亘る飢饉のために釈尊はその首都マドゥラーにおいては安居に入ることができなかったのもヴェーランジャーで雨安居することを余儀なくされ、馬麦を食べて飢えをしのがなければならない事態になった年である。これは「律蔵」の波羅夷第1条の制定因縁に詳しく書かれていることであって、釈尊はこの雨安居の後ガンジス河の右岸を下り、ガンジス河とヤムナー河の合流地点にあったバヤーガ・パティッターナの渡しでガンジス河をわたってからバーラーナシーを経由してヴェーサーリーまで遊行され、そこで波羅夷の第1条、第3条、第4条を制定されたのであった。第2条はその間をぬって王舎城で制定された⁽¹⁾。このように釈尊56歳＝成道22年の翌年の釈尊57歳＝成道23年には釈尊はクル国に遊行される暇はない。

そしてその後の釈尊の動きをわれわれは次のように考えている。釈尊はこの57歳の雨安居をヴェーサーリーで過ごされ、その翌年の58歳＝成道24年には釈迦国に遊行されて、ここで育て親のマハーパジャーパティー・ゴータミーから女性の出家を許すように求められた。アーナンダの執り成しによってその願いがかなえられたのはアング国に遊行される途中に立ち寄られたヴェーサーリーにおいてであった。したがってこの年も釈尊はクル国に遊行されるいとまはない。

次の年、すなわち釈尊59歳＝成道25年の雨安居を過ごされたのはクル国とは正反対の位置にあるアング国（釈尊はアング国に訪問されるのはこれが2度目であった）であり、さらにその翌年の釈尊60歳＝成道26年は、釈尊はバグガ国のスンスマーラギラを訪問されて乳母に抱かれたウデーナ王の息子とされるボーディ王子に会ったと考えている。バグガ国はコーサンビーの近くにあった国であるから、これもクル国とは方向を同じくしない。

そしてその翌年61歳＝成道27年の雨安居は舎衛城で過ごされ、このときにジャーヌッソーニ婆羅門が釈尊に帰依して優婆塞になった。そしてその翌年の62歳＝成道27年の雨安居は王舎城で過ごされた。このようにわれわれが考えている釈尊の年代記では、この間に釈尊がクル国に訪問するいとまはない。

そうするとその可能性があるのは釈尊63歳＝成道29年の雨安居である。したがってクル国での雨安居はこの年にあてはめざるをえない。

そう仮定して釈尊の行動を考えてみると次のようになる。釈尊62歳＝成道28年の雨安居を王舎城で過ごされた釈尊は、初めてクル国を訪問されるつもりで早めに王舎城を出発され、いったん舎衛城に立ち寄って身体を休められた。このとき釈尊はDN.009 *Poṭṭhapāda-s*＝『長阿含』028「布吒婆楼経」を説かれた。この経は舎衛城の祇樹給孤独園を仏在処とし、いったん仏教において出家しながらこのときは還俗していたチッタ・ハッティサーリプッタ（Citta hatthisāriputta 調象師の子であるチッタ）がポッタパーダという遊行者（*Poṭṭhapāda paribbājaka*）と一緒に釈尊を訪ね、チッタはその後再び出家して久しからずして阿羅漢果を得たとされている。『増一阿含』049-004ではこのチッタ・ハッティサーリプッタが阿羅漢になったのはクル国のカンマーサダンマ滞在中のことであったとされている。

いったんサーヴァッティに休息された釈尊は招待主がないままにその足をクル国まで伸ばされた。そして最初に釈尊はトゥッラコッティタに立ち寄られたが、そこでは有力な外護者を見いだすことができずにカンマーサダンマに移られた。しかしそこでも有力なスポンサーを見つけることができず、雨期に過ごす僧院も完備していない中のまことに不自由な雨安居

を過ごすことになり、この雨安居をもっぱら「ブッダを上首とする比丘サンガ」に説法して過ごされた。この雨安居は釈尊に執ってはまことに不本意なものであったから、雨安居を過ごされた後はほうほうの態でクル国を離れられたであろうから、雨安居の後を説時とする経の存在は考えにくい。この遊行ではマーガンディヤとラッタパーラが出家したのがせめてもの寂しい成果であった。

このように考えるとトゥッラコッティタを仏在処とする経の説時は、釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安居の前ということになる。そして本節の主題である *DN.015 Mahānidāna-s.* = 『長阿含』013「大縁方便経」を初めとするたくさんのクル国のカンマーサダンマを仏在処とする経はその雨安居中ということになる。

なおクル国のカンマーサダンマを出発された釈尊は、*MN.082 Raṭṭhapāla-s.* = 『中阿含』132「頼吒和羅経」= 呉・支謙訳『頼吒和羅経』がいうようにいったんは舎衛城に立ち寄られ、それから王舎城に行かれてそこで釈尊 64 歳＝成道 30 年の雨安居を過ごされた。

実はこの釈尊がクル国を出発されたちょうど同じ頃に、*Suttanipāta* の彼岸道品に描かれるゴダーヴァリー河の岸边にすんでいたパーヴァリンの 16 人の弟子たちも釈尊に会おうとして出発した。彼らは釈尊がこの年の雨安居をサーヴァッティあたりで過ごされるのではないかと考えていたのであろう。仏弟子たちなら釈尊の雨安居地は少なくとも 1 年前には知っていたはずであるが、あいにく彼らはまだその時点では釈尊に帰依しておらずその情報はなかった。しかもその年のクル国での雨安居は特殊ケースであったので、必ずしも全国の仏教の出家修行者たちにも十分に周知されていなかったであろう。だから彼らはサーヴァッティを目指したのであるが、釈尊は一足先にサーヴァッティを後にしておられた。そこで彼らは釈尊を追うように、サーヴァッティからカピラヴァットゥ、クシナーラー、パーヴァー、ボーガ城、ヴェーサーリーを経由して、王舎城においてやっと釈尊とめぐりあうことができたのである。彼らにとってそれはずいぶんと遠回りな道のりとなったけれども、それはクル国での雨安居という特殊ケースの年にたまたま遭遇したからであるということができる。

- (1) 「モノグラフ」第 14 号（2009 年 5 月）に掲載した【論文 16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」（森章司）参照

[9] なお上に紹介したクル国のカンマーサダンマを仏在処とする経には、内容是对応するに拘わらず仏在処を異にする経がいくつかあるので、これらにも一言しておきたい。

[9-1] 上述のようにクル国のカンマーサダンマを仏在処とする経がかなりたくさんあるのであるが、普通はパーリの対応経が見いだされる『中阿含』にその対応経がない経がいくつかある。このような経にはすべて註をつけておいたが、これらのパーリ対応経は内容は相応するに拘わらず、パーリでは仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とする。

まず第 1 は『中阿含』010「漏尽経」と『一切流摂守因経』に対応する次の経である。

MN.002 Sabbāsava-s. (一切漏経 vol. I p.006、南伝 09 p.007) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「漏尽は見（四諦の教えで三結を断ずること）、防護（六根を防護すること）、受用（衣服と施食と床座と医薬資具を正しく受用すること）、忍受（寒さや暑さ、飢渴、虫、風、熱などに耐えること）、回避（悪象、悪馬、悪路、悪友などを避けること）、除去（已生の欲念、瞋念、害念な

どを除くこと)、修習(七覺支)により捨離される」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』040-006(大正02 p.740上、国訳08 p.070):あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。世尊は比丘らに「諸漏を淨める法に、①見に縁りて断ずること、②恭敬に縁りて断ずること、③親近に縁りて断ずること、④遠離に縁りて断ずること、⑤娛樂に縁りて断ずること、⑥威儀に縁りて断ずること、⑦思惟に縁りて断ずることである。比丘らよ、これが一切の威儀を具足し、結を断じ、愛を去り、四流を度し、徐々に苦を越える。これが私の教訓である」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

第2は『中阿含』103「師子吼經」に対応する次の經である。

MN.011 *Cūḷasiḥānāda-s.* (師子吼小經 vol. I p.063、南伝09 p.102):あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「『この僧伽には4種の沙門があるが、外道には沙門と称すべきものなし』と師子吼せよ。何故ならば、われわれには①師に対する淨信、②法に対する淨信、③戒における淨信、④在家・出家の同法にしたがう者、があるからである。外道も究極の目標は同じように思われるが、二見(有見、無有見)を如実に知らない者たちである。彼らは四取(愛取、見取、戒禁取、我論取)を了知すると主張するが、これを正しく示さない。この取は渴愛を因縁・集起・種類・起因とし、渴愛は受乃至無明を因縁・集起・種類・起因とする。それ故に比丘は無明を離れ、取を取せずして解脱に至る」と説かれた。比丘らは世尊の所説を聞いて歡喜し信受した。

第3は『中阿含』169「拘楼瘦無諍經」に対応する次の經である。

MN.139 *Araṇaviḥaṅga-s.* (無諍分別經 vol. III p.230、南伝11下 p.319):あるとき世尊は舍衛城・祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「諍いを起さない修行の条件とは、①欲と結合する樂に耽らず、自己の苦悩の惑溺に耽らず、②兩極端を離れた中道から涅槃へと導き、③称譽せず非難せずに法を説き、④五妙欲を離れて内に樂を追求し、⑤陰口を語らず面前で私語せず(ただし、眞実ならば時を知って語るべきである)、⑥緩やかに早急でなく語り、⑦各国土の言語に執着せず、呼稱を過剰に用いないことである。この無諍道は善男子スブーティ(Subhūti)によってよく行じられている」と説かれた。比丘らは満足して世尊の所説を喜んだ。

第4は『中阿含』175「受法經」巻下に対応する次の經である。

MN.046 *Mahādhammasamādāna-s.* (得法大經 vol. I p.309、南伝10 p.037):あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「有情は望まず欲しない法は衰退し、望み欲する法は増廣することを願うものである」と説かれ、「望まない法が増廣し、望む法が衰退するのは、凡夫が聖者を尊敬せず、聖者の法を知らず、聖者の法に導かれないからである。逆に望まない法が衰退し、望む法が増廣するのは、多聞の聖弟子が聖者を尊敬し、聖者の法を知り、聖者の法に導かれるからである。ここに四得法がある。即ち、①現在が苦で、未来が苦報となる得法、②現在が樂で、未来が苦報となる得法、③現在が苦で、未来が樂報となる得法、④現在が樂で、未来が樂となる得法である。十不善業道は①現在苦未来苦報の得法であり、

②現在楽未来苦報の得法である。また十善業道は③現在苦未来楽報の得法であり、④現在楽未来楽の得法である」と説いて、四得法を各々の比喻を以て詳説された。比丘らは世尊の所説を信受した。

第5は『中阿含』186「求解経」に対応する次の経である。

MN.047 *Vimamsaka-s.* (思察経 vol. I p.317、南伝 10 p.049) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「比丘らよ、他者の心の習性をよく知らない比丘は、如来について正等覚者であるのかそうでないのかをよく吟味すべきです」と語りかけられ、「それは眼と耳をもって識られるべきものである」とされて、その吟味方法を詳説された。比丘らは世尊の所説を信受した。

第6は『中阿含』189「聖道経」に対応する次の経である。

MN.117 *Mahācattārisaka-s.* (大四十経 vol. III p.071、南伝 11 下 p.072, 『片山・中部』5 p.279) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「正定の方便として、正見と正思と正語と正業と正命と正精進と正念がある。また正定の結果として、正智と正解脱がある。この十正道と、十正道による十邪道(邪見、邪思、邪語、邪業、邪命、邪精進、邪念、邪智、邪解脱)の滅と、十邪道の滅による悪不善法の滅と、善法の生起がある。このようにし 20 種の善分と 20 種の不善分があつて四十法門が転ずるのである」と説かれた。比丘らは満足して世尊の所説を信受した。

さらに『雑阿含』経にもそのような経が見られる。

第1は『雑阿含』263＝『根本有部律』「薬事」に対応する次の経である。

SN.022-101 (vol. III p.152、南伝 14 p.238) : ある時世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「私は"これが五蘊であり、五蘊の集であり、滅である"と知見するから諸漏を滅尽すると説く。譬えば鶏が卵を孵化するように、石匠が弟子の手斧の柄を、船師が船舶の損傷を観察するように、四念処と四正勤と四神足と五根と五力と七覚支と八聖道分を修習するから諸漏を滅尽するのである」と説かれた。

第2は『雑阿含』298に対応する次の経である。

SN.012-001 (vol. II p.001、南伝 13 p.001) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「縁起 (paṭiccasamuppāda) を説こう。詳らかに聞け」と言われ、「無明に縁りて行あり、乃至生に縁りて老死・愁・悲・苦・憂・悩を生ず。これが苦蘊の集であり、縁起の生起という。また無明の無余・離貪・滅に縁りて行の滅あり、乃至生の滅に縁りて老死・愁・悲・苦・憂・悩を滅す、これが苦蘊の滅である」と説かれた。比丘らは世尊の所説を喜び信受した。

SN.012-002 (vol. II p.002、南伝 13 p.002) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「縁起を分別して説こう。詳らかに聞け」と言われ、十二縁起の一々の項目を解説された。

第3は『雑阿含』300に対応する次の経である。

SN.012-046 (vol. II p.075、南伝 13 p.111) : ある時世尊は舎衛城に住された。そのとき一人の婆羅門が世尊のもとにやって来て、「彼がなして経験する (so karoti

so patisamvediyati) のか、他がなして他が経験する (añño karoti añño patisamvediyati) のか」と質問した。世尊は「それは2の極端 (anta) である。如来はこれらの極端を離れて中によって法を説く。無明に縁りて行あり、乃至生に縁りて老死あり。これが苦蘊の集である。また無明の無余と離貪と滅とにより行の滅あり、乃至生の滅により老死の滅あり。これが苦蘊の滅である」と説かれた。婆羅門は教えを聞いて優婆塞となった。

第4は『雑阿含』305に対応する次の経である。

MN.149 Mahāsaḷāyatani-s. (大六処経 vol.III p.287、南伝11下 p.415、『片山・中部』6 p.413) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに『六大処経』を説こうとして、「六内処と六外処と六識と六触と六受などを如実に知らないから、それらに愛著して身心の苦悩を生ずる。これらを如実に知ることによって八正道が生じ、これにより四念住、四正勤、四神足、五根、五力、七覚支の修習も成満し、止観を修して解脱を得ることができる」と説かれた。比丘らは世尊の所説に満足し喜んだ。

このようにこれらは、漢訳では仏在処をクル国のカンマーサダンマとするのであるが、パーリでは等しく舎衛城の祇樹給孤独園とするわけである。聖典編集者には困ったときの祇樹給孤独園頼みという傾向があり、われわれとしても祇樹給孤独園では説時推定の基準とはならないので、まことに便宜的な処理ではあるが上記パーリ経の場合は漢訳のクル国のカンマーサダンマを採用して、その説時を釈尊63歳＝成道29年の雨安居中としたい。これらは固有名詞を有する登場人物はなく、比丘ら一般に説くという同じ特徴を有する。

ただし『雑阿含』245に対応する次の経には仏在処が記されない。しかしかなり離れているが直近の前経 (SN.035-160) の仏在処は王舎城のジーヴァカのアンバ園である。これも同様に処理しておきたい。

SN.035-189 (vol.IV p.158、南伝15 p.254) : そのとき世尊は比丘らに「人は欲と瞋恚と無明を離れば多難の海を渡ることができる。そのためには眼乃至意が色乃至法を喜ばず、賛美せず、恋著してはならない」と説かれた。

[9-2] 以上とは反対にパーリでは仏在処をクル国のカンマーサダンマとするのに、対応する漢訳では別の場所を仏在処とするものがある。

まず第1はSN.012-066である。その対応漢訳は次の経である。

『雑阿含』291 (大正02 p.082上、国訳01 p.288) : ある時世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき世尊は比丘らに「あなたたちは内触をを取ったか」と尋ねられた。1人の比丘が「私はとりました」とその根拠を説明したが、世尊は満足されなかった。そこで背後で扇であおいでいた阿難が「どうか内触の法を説いてください」と願い出た。世尊は「苦は億波提を因として生じ、億波提は愛を因として生じる。世間の念すべき色に於て観察すること病の如く、癰の如く、刺すが如く、殺すが如く、無常・苦・空・非我なりとせば乃至生・老・病・死・憂悲・悩苦より解脱す」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

第2はAN.010-002-020である。その対応漢訳は次の経である。

『増一阿含』046-002 (大正02 p.775下、国訳09 p.335) : ある時世尊は舎衛城の

祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「聖賢所居の処に十事がある。①五事が已に除かれ（五結を已に断ずること）、②六事を成就し（六重法を承けること）、③恒に一事を護り（恒に心に有漏と無漏と有為と無為を護り涅槃に至ること）、④四部の衆を助けて守り（四神足を成就すること）、⑤劣弱を觀じ（生死の諸の行が已に尽きること）、⑥平等に親近し（三結を已に尽すこと）、⑦正しく無漏に向い（憍慢を除去すること）、⑧身行を静め（已に無明を除くこと）、⑨心善く解脱し（愛が已に除かれ滅していること）、⑩智慧解脱すること（四諦を觀じて如実にこれを知ること）である。それ故に比丘はこれを学ぶべきである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

第3はAN.010-003-021であり、その対応漢訳は次の2経である。

『増一阿含』046-004（大正02 p.776中、国訳09 p.337）：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「如来は十力を完成させ、四無所畏を得て、大衆の中で獅子吼する」と、如来の十力と四無所畏について解説され、そして「沙門や婆羅門が自ら『四無所畏を得た』と言うのを聞いたことがない。それ故に比丘らよ、方便を求めて十力と四無所畏を完成させるべきである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雜阿含』701（大正02 p.189上、国訳02 p.214）：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「如来には十力（処非処如実知乃至漏尽）を具足し、よく梵輪を転じる」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

これらもパーリのカンマーサダンマを採用することにしたい。

[9-3] このような対応関係は漢訳同士にも見られる。この場合も仏在処をクル国のカンマーサダンマとするものを採用する。『雜阿含』335の対応経である次の経である。

『増一阿含』037-007（大正02 p.713下、国訳09 p.113）：ある時世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「第1の最空の法を説こう」と前置きして、「眼起るとき来処なく、眼滅するとき滅処なし。是れあればすなわちあり、是れ生ずればすなわち生ず、是れ無ければすなわち無く、是れ滅すればすなわち滅す」と十二支縁起の流転門と還滅門を解釈され、六入の身について「先に当に胞胎を受くべし。慚慚にして凍酥の如く、遂に復た息肉の如く、後に転じて像形の如し。先に頭項頸を生じ、転じて手足の指を生ず、支節各各生じ、髪の毛爪齒が成る。若し母が飲食する時、種種若干の饌は、精気用って活命し、受胎の原本たり。形体以て成満し、諸根缺漏せず、母に由って出生を得、受胎の苦は是の如し」と偈を唱えられ、さらに「因縁和合して六入の身はある。一人の身体には骨が360、毛孔が9万9千、脈が500、筋が500、虫が8万戸ある」と説かれ、「当に身を觀ずるに是の如くすべし。比丘にして勤めて精進せば速やかに羅漢道を得て、涅槃界に往至せん。此の法は皆空寂にして愚者の貪る所なり、智者は心嘆悦して此の空法の本を聞く」という偈を唱えられ、「常に念じてこの法を修行し、閑居の処で坐禅思惟し、懈怠なること勿れ」と教誡された。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

【016】 *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (大般涅槃経 vol.Ⅱ p.072、南伝 07 p.027)

Mahāparinirvāṇasūtra (Ernst Waldschidt ; Rinsen Book Co. 1986、中村『遊行経』上・下)

『長阿含』002「遊行経」(大正1 p.011 上、国訳 07 p.055)

失訳『般泥洹経』(大正1 p.176 上)

白法祖訳『仏般泥洹経』(大正1 p.160 中)

法顕訳『大般涅槃経』(大正1 p.191 中)

義浄訳『根本有部律・雜事』巻35～39(大正24 p.382 中、国訳 26 p.292)

[1] 今さらこの経の概要を紹介するまでもないであろうが、筆者はこの経は、釈尊が死を自覚した上での**釈尊サンガ**への遺言としての教えであると考えている⁽¹⁾。

第1の遺言は耆闍崛山での不退法であり、第2の遺言は竹林村での「(私の死後には私をあてにしないで)自己を抛り所とし、法を抛り所とせよ」という教えであり、第3の遺言はボーガ市での四大教法(*cattāro mahāpadesā*)の教えであり、第4の遺言はクシナーラーでのアーナンダの質問に答えた、①「4つの場所(誕生・成道・初転法輪・入涅槃)を巡礼しなさい」という教えと、②「女性に対しては見ない、話しかけない、念を確立させなさい」という教えと、③遺体の処理に関する教えであり、そして最後の第5の遺言はこれもクシナーラーでの、今度は釈尊の方からアーナンダに語りかけられた、①「私が説き制定した法と律が、私亡き後のあなたたちの師である」という教えと、②「長老比丘には尊者よ(*bhante*)とか具寿よ(*āyasmā*)と呼びかけなさい」という教えと、③「サンガがもし望むならば、私が亡きあと小小戒(*khuddānukhuddakāni sikkhāpadāni*)は廃止してよい」という教えと、④「チャンナ比丘には私亡き後、梵壇(*brahma-daṇḍa*)をなしてもよい」という教えである。

(1) 森章司「サンガへの遺言の書としての『涅槃経』と結集」(『奥田聖応先生頌寿記念 インド学仏教学論集』2014年3月 佼成出版社) p.551 参照

[2] 釈尊はこのような遺言を、王舎城からクシナーラーまでの最後の遊行の途次途次で残された。筆者はこれは釈尊78歳＝成道44年の雨安居後に始まり、釈尊80歳＝成道45年の誕生日の当日までの1年余にも亘ってのことであったと考えている。したがって説処が変るごとに説時も刻々と変るわけであるが、これを表に示すと次のようになる。なおここには紙幅の関係で、パーリとサンスクリットと『遊行経』だけしか上げなかった。他の失訳『般泥洹経』などについては「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート9】「『涅槃経』の遊行ルートー特にガンガー河とガンダク河の渡河地点についてー」(森章司)中の同様の表をご参照いただきたい。

パーリ	サンスクリット	遊行	説時
Gijjhakūṭa	Gr̥dhrakūṭa	耆闍崛山	78歳＝44年の雨安居後
Ambalaṭṭhika Rājagārika	Rājagārika		〃

Nālandā			”
Pāṭaligāma	Pāṭaligrāma	巴陵弗城	”
Gotamadvāra	Gautamadvāra	瞿曇門	”
Gotama tittha	Gautamatirtha	瞿曇津	”
Koṭṭigāma	Kuṭṭigrāma	拘利村	79 歳＝45 年の雨安居前
Nādikā	Nādikā	那陀村	”
Ambapāli-vana	Āmrāpālīvana	菴婆婆梨園	”
Beluva-gāma	Veṇugrāma	竹林叢	79 歳＝45 年の雨安居
Cāpāla cetiya	Cāpāla caitya	遮波羅塔	79 歳＝45 年の雨安居後
Kuṭāgālasālā	Upasthāna-sālā	重閣講堂	”
Vesālī の眺め	Vaiśālī の眺め		”
	Kuṣṭhagrāma		”
Bhaṇḍagāma	Gaṇḍagrāma	撻茶村	”
	Dronagrāma		”
	Śūrpagrāma		”
Hatthigāma	Hastigrāma	婆梨婆村	”
Ambagāma	Āmrāgrāma	菴婆羅村	”
Jambugāma	Jambugrāma	瞻婆村	”
Bhoganagara	Bhoganagaraka	負弥城	”
Pāvā	Pāpāgrāma	波婆城	”
rukkha-mūla	パーパーとヒラニヤ ヴァティの間	中路の一樹 下	”
Kakutthā nadī	Kukutthā	拘孫河	”
Hiraññavatī	Hiraṇyavatī と Kuśinagarī との間	熙連禪河	”
Kusinārā Upavattana	Kuśinagarī Upavartana	拘尸城	80 歳＝46 年の雨安居前 ＝釈尊 80 歳の誕生日

[3] 上記のように「涅槃経」は釈尊の釈尊サンガへの遺言を主題としてまとめたものである。したがって釈尊の最晩年の事績のすべてを集めたものではない。1 年余に亘る遊行の途中にはサンガへの遺言の教えには関係しない教えもあり、これはここには収録されていない。すなわち「涅槃経」だけをもって釈尊最晩年の仏伝とすることはできないということである。

ただし本稿は、ここには収録されていないこの期間中の釈尊の事績を拾い集めて完全な釈

尊最晩年の伝を書くことを目的とはしていないので、これについてはわれわれが最終目標とする「釈尊および釈尊教団形成史年表」と「釈尊の生涯にそって配列した事績別原始仏教聖典総覧」に譲ることにしたい。

また「涅槃経」に採録されている各パーツが MN.=『中阿含』や SN.=『雜阿含』=『別訳雜阿含』などの他の部類にも収録されており、これらも紹介しておかなければならないが、これも前記「総覧」に譲り、ここでは割愛することとする。

[017] DN.017 *Mahā-sudassana-s.* (大善見王経 vol.Ⅱ p.169、南伝 07 165)

『中阿含』068「大善見王経」(大正 01 p.515 中、国訳 04 p.291)

[1] これらの経のあらましは次のとおりである。

DN.017 *Mahā-sudassana-s.* (大善見王経) : あるとき世尊はクシナーラーのウパヴァッタナ (Kusinārā Upavattana) というマッラ族のサーラ林のサーラ双樹の間で般涅槃されようとしていた (parinibbāna-smaye)。

そのときアーナンダが世尊に「こんな小さな都市で般涅槃されないで下さい。他にたくさんの大都市があります。例えばチャンパー (Campā)、王舎城 (Rājagaha)、舎衛城 (Sāvatthī)、サーケート (Sāketa)、コーサンビー (Kosambī)、バーラーナシー (Bārāṇasī) のような大都市で般涅槃して下さい」と言った。すると世尊は「そのように言うてはならない。このクシナーラーは、昔はマハースダッサナ (Mahāsudassana 大善見王) という転輪聖王のクサーヴァティー (Kusāvati) という名の首都で、長さは東西 12 由旬あり、幅は南北 7 由旬もあって、あたかも諸神の王都アーラカマンダー (Āḷakamandā) のように繁栄し、人民も多数いて、食物も豊かであった」と語って、マハースダッサナ王の因縁譚を詳説された後、そのマハースダッサナは自分であったと語られ、「諸行は無常であり生滅の法である。生じては滅する。これらの寂静が楽である」(諸行無常偈)と誦された。

『中阿含』068「大善見王経」: あるとき世尊は拘尸城の憍跋单力士の娑羅林中に住された。そのとき世尊は最後に般涅槃を取ろうとして、阿難に「双娑羅樹間に行って如来のために北首して床を敷きなさい。如来は中夜に般涅槃する」と告げられた。阿難が床を準備すると、世尊は鬱多羅僧を 4 つに畳んで床上に敷き、僧伽梨を畳んで枕にし、右脇にして横になり足と足とを重ねられた。このとき阿難は世尊に「瞻婆城、舎衛城、鞞舍離城、王舎城、波羅捺城、迦維羅衛城という大城があるにもかかわらず、どうしてこの最も小さな城で般涅槃されようとするのですか」と尋ねた。世尊は「そのように言うてはならない。過去世においてこの拘尸那竭城は拘尸王城と呼ばれ、大いに繁栄し、多数の人民が住んでいた。その城の長さは 12 由旬、広さは 7 由旬であった」と述べて、大善見王の因縁譚を詳説され、その大善見王は我であったと説かれた。阿難および比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] 経の中に明示されるように、この経は釈尊が般涅槃される際の 1 エピソードを抜きだしたもので、『涅槃経』の中では簡単に「このクシナーラーは、昔マハースダッサナ (Mahāsudassana 大善見王) という転輪聖王のクサーヴァティー (Kusāvati) という名の首都で、長さは東西 12 由旬あり、幅は南北 7 由旬もあって、あたかも諸神の王都アーラカマンダー (Āḷakamandā) のように繁栄し、人民も多数いて、食物も豊かであった」とされているところを、この経ではそのクサーヴァティーが殷賑を窮めたことを詳説したものである。DN.001 *Brahmajāla-s.*がそうであったように、この経はもっと明白に、『涅槃経』に描かれる釈尊最後の遊行の 1 コマが抜き出されて別の単独経として独立したものであることが

わかる。

したがってその説時は、前節の *DN.016* の *Kusinārā Upavattana* を説処とする、釈尊がまさに入滅されんとするとき、すなわち釈尊 79 歳＝成道 45 年の雨安居後ということになる。

[018] DN.018 Janavasabha-s. (闍尼沙経 vol.Ⅱ p.200、南伝 07 p.205)

『長阿含』004「闍尼沙経」(大正 01 p.034 中、国訳 07 p.131)

法賢訳『人仙経』(大正 01 p.213 下)

SN.055-008 (vol.V p.356、南伝 16 下 p.240)

SN.055-009 (vol.V p.356、南伝 16 下 p.242)

SN.055-010 (vol.V p.356、南伝 16 下 p.243)

『雑阿含』851 (大正 02 p.217 上、国訳 02 p.307)

『雑阿含』852 (大正 02 p.217 上、国訳 02 p.307)

『雑阿含』853 (大正 02 p.217 中、国訳 02 p.308)

『雑阿含』854 (大正 02 p.217 中、国訳 02 p.308)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.018 Janavasabha-s. (闍尼沙経) : あるとき世尊はナーディカのギンジャカーヴァサタ (Nāḍika Giṇḍakāvasatha 煉瓦堂)に住された。そのとき世尊はカーシ (Kāśi)、コーサラ (Kosala)、ヴァッジ (Vajji)、マッラ (Malla)、チェーティ (Ceti)、ヴァンサ (Vamśa)、クル (Kuru)、パンチャラ (Pacāla)、マッチャ (Maccha)、スーラセーナ (Surasena) 諸国の信者たちが死後に再生した所を記別された。そして「ナーディカの 50 人以上の優婆塞たちが亡くなって不還であり、90 人以上の優婆塞たちも亡くなって一來であり、500 人以上の優婆塞たちも亡くなって預流である」と記別された。これを聞いたナーディカの信者たちが満足して喜んだが、アーナンダには「アンガ、マガダにも多くの信者たちがいる。しかもマガダ王セーニヤ・ピンビサーラ (Seniya Bimbisāra)は仏教を信じていたし、すでに逝去しているにもかかわらず、世尊はどうして記別されないのか」という疑問が生じた。そこでアーナンダは朝早くに (*rattiyā paccūsa-samayam*) 起きて世尊のもとを訪れ、自分の疑問を世尊に伝えてその場を去った。

アーナンダが去って間もなく、世尊はナーディカでの乞食を終えられた後、ギンジャカーヴァサタでアーナンダから出された疑問について思いを廻らされた。夕刻、独坐より出定してその住处から出掛け、精舎の木陰に用意された座に坐された。このとき世尊はアーナンダの疑問に対して独坐での出来事を告げられた。すなわち、見知らぬジャナヴァサバ (Janavasabha) という名の夜叉が世尊のもとに現れて、「私はピンビサーラである。ここより 7 度、天より 7 度生まれ変わって、毘沙門天の眷族 (*Vessavaṇassa mahārājassa sahavyata*) として生れたのは 7 度目である。私は一來者であるという希望を持っている」と告げた。そして昔、雨安居の始まる月の満月の夜、忉利天の善法堂 (*Sudhamma sabhā*) に諸天が集会し、そこへ梵天サナンクマラー (Sanaṅkumāra) が現れて四神足、三径路、四念処、七定具の教えを説いた。さらにこのとき「840 万のマガダ人の信者たちは亡くなって預流者にして惡趣に墮することがないが、そのなかには一來者もいる」と語った。世尊はこのようにかの夜叉が世尊に語った所をアーナンダに告げられた。

アーナンダはこれを比丘比丘尼優婆塞優婆夷に説いた。それ故に梵行は広く説かれ、人間に伝えられている。

『長阿含』004「閼尼沙経」：あるとき世尊は那提の捷稚住処に大比丘衆 1,250 人と共に住された。そのとき阿難が静室にいて、‘如来は伽伽羅大臣が命終して不還と記別された。また迦陵伽、毘迦陀、伽利輸、遮楼、婆耶楼、婆頭楼、薺婆頭、他梨舍菟、薺達梨舍菟、耶輸、耶輸多楼という大臣も命終して不還と記別された。さらに他の 50 人も命終して斯陀含、また 500 人も命終して須陀洹と記別された。このように鶡伽国、摩竭国、迦尸国、居薩羅国、拔祇国、末羅国、支提国、拔沙国、居楼国、般舍羅国、頻婆波国、阿般提国、婆蹉国、蘇羅娑国、乾陀羅国、劍浮沙国といった十六大国で命終した人がいると記別された。ところが摩竭国の人々はみな王種であり、王に親任されていたにもかかわらず命終しても記別されない’という思いが生じ、世尊のもとへ行つて、「摩竭提国の餅沙王は優婆塞となって篤く仏を信じ、すでに亡くなったにもかかわらず世尊は記別されていない。どうか記別して安心させて欲しい」と願い出て、その場を立ち去った。

そのとき世尊は那迦城での乞食を終えられた後、大林処の一樹下に坐して、摩竭国の人々が命終してから再生した場所に思いを廻らした。そこへ閼尼沙という鬼神が現れて、「私はもと人間の王で、生前、世尊の教えを深く信じて優婆塞となったので、死後、毘沙門天の王子となり須陀洹を得た」と語った。

世尊は那提の捷稚住処に戻り、阿難を呼んで閼尼沙の語った所を告げられた。あるとき切利天や四天王の諸天が集っていた法堂に大梵天が五角髻の童子に化して空中に現れ、摩竭の優婆塞たちが死後、阿那含や須陀洹を得て幸せな境遇にあること、四念処（身観、受観、意観、法観）、七定具（正見、正志、正語、正業、正命、正方便、正念）、四神足（欲定滅行成就修習神足、精進定滅行成就修習神足、意定滅行成就修習神足、思惟定滅行成就修習神足）、三径路（貪の対治、瞋の対治、痴の対治）を説いた、などということである。阿難はこれを四衆（比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷）に向って説いた。阿難は仏の所説を歓喜奉行した。

法賢訳『人仙経』：あるとき世尊は那提迦城の崑左迦精舎中に住された。そのとき尊者阿難に思いが生じた。‘世尊は鸯識国、摩伽陀国、迦尸国、憍薩羅国、密嚩沙国、大力土国、奔拏国、蘇摩国、阿説迦国、嚩帝国、俱嚩国、半左国、嚩蹉国、戍囉西那国、夜嚩那国、甘謨惹国や、那提迦の亡くなった声聞たちの死後に生まれたところを記別されたのに、摩伽陀国の人たちは仏への信仰が篤かったのにどうして記別されないのだろうか’と。そこで世尊に摩伽国の頻婆娑羅王を初めとする人びとの生処を説いてほしいと願い出た。

そのとき世尊はその夜をすぎて翌朝の乞食を終え、もとの座に戻って阿難の所問について観察された。そこへ人仙の声がしたので比丘や阿難を呼び寄せた。人仙は自分は頻婆娑羅王であり、三十三天に生れて帝釈天や大梵王の説くところを聞いて、命終の後に須陀洹果を得、今は第七生を受けて毘沙門天宮に生まれていると語った。

この人仙の説くところを聞いて阿難や諸比丘は歓喜信受して仏に礼をなして退いた。

SN.055-008：あるとき世尊はニャーティカのギンジャカーヴァサタ (Ñātike

Giṇṇakāvasatha 煉瓦堂に住された。その時アーナンダは死んだサルハ (Sālha) という比丘、ナンダー (Nadā) という比丘尼、スダッタ (Sudatta) という優婆塞、スジャーター (Sujātā) という優婆夷などは死後にどのような生を受けたかと質問した。世尊は順次に阿羅漢果、不還果、一來果、預流果を得たと記別された。そして「法鏡という法門 (dhammādāsa dhammapariyāya)」を成就すれば自ら死後のあり方を記別できると説かれた。

SN.055-009: [仏在処不記載] その時アーナンダは世尊に、死んだアソーカ (Asokā) という比丘、アソーカー (Asokā) という比丘尼、アソーカ (Asoka) という優婆塞、アソーカー (Asokā) という優婆夷などは死後にどのような生を受けたかと質問した。世尊は順次に阿羅漢果、不還果、一來果、預流果を得たと記別された。そして「法鏡という法門 (dhammādāsa dhammapariyāya)」を成就すれば自ら死後のあり方を記別できると説かれた。

SN.055-010: [仏在処不記載] その時アーナンダは死んだ優婆塞のカッカタ (Kakkaṭa)、カーリンガ (Kālīṅga)、ニカタ (Nikata)、カティッサハ (Kaṭissaha)、トゥッタ (Tuṭṭha)、サントウッタ (Santuṭṭha)、バッドダ (Bhadda)、スバッドダ (Subhadda) は死後にどのような生を受けたかと質問した。世尊は彼らは不還果を得た、50 余人の優婆塞も不還果を得た。そして「法鏡という法門 (dhammādāsa dhammapariyāya)」を成就すれば自ら死後のあり方を記別できると説かれた。

『雜阿含』851: あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。その時世尊は比丘らに「法鏡經を説こう」と前置きされて、「法鏡經とは仏・法・僧に不壞淨を成就し、聖戒を成就すればこれを法鏡經と名づく」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雜阿含』852: あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。比丘らは場内に乞食して、難屠比丘、難陀比丘尼、善生優婆塞、善生優婆夷が命終したことを聞いた。精舎に還って比丘らは世尊に「彼らが死後どこに生れたか」と質問した。世尊は「比丘・比丘尼は心解脱し、優婆塞・優婆夷は不還果を得た」と記別され、法鏡經を説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雜阿含』853: あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。上に広説したとおりであるが、異比丘、異比丘尼、異優婆塞、異優婆夷について説かれたものである。

『雜阿含』854: あるとき世尊は那梨迦聚落の繁耆迦精舎に住された。そのとき那梨迦聚落の多くの人びとが命終した。闍迦舎優婆塞や尼迦吒、佉楞迦羅迦多、梨沙婆闍露、優婆闍露、梨色吒、阿梨色吒、跋陀羅、須跋陀羅、耶舎耶輪陀、耶舎鬱多羅などである。世尊は闍迦舎優婆塞は不還果を得たなどと記別され、「生れれば死があるのは当然であって、その死後を問うのは如来にとって徒勞である」と告げられて、「如来が出世しても出世しなくとも法性は常住であり、如来はこれを知って等正覺を成じ、これを説くのである。是があるが故に是あり、是起こるが故に是起こる、無明を縁として行あり、乃至苦あり、無明滅すれば行滅し、乃至苦滅する。今法鏡經を説こう。法鏡經とは仏・法・僧に不壞淨を成就し、聖戒を成就することである」と説かれ

た。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] 以上のうち『雜阿含』851、852、853の仏在処は舍衛城祇樹給孤独園であるが、これらもナーディカのギンジャカーヴァサタと理解しておく。

これらは上記概要から知られるように、『涅槃經』的一幕であるナーディカのギンジャカーヴァサタ（煉瓦堂）においてナーディカで亡くなった人びとの死んで生まれたところを記別した部分が下敷きになっていることは明らかである。

したがって本節に扱う経は、前節に考察した *DN.017* と同様に、あるいは *DN.001* と同様に、『涅槃經』に描かれた釈尊最後の旅の1コマが抜き出されて別の単独経として独立したものである。説時は釈尊 79 歳＝成道 45 年の雨安居前ということになる。

[019] DN.019 Mahāgovinda-s. (大典尊經 vol.Ⅱ p.220、南伝 07 p.231)

『長阿含』003「典尊經」(大正 01 p.030 中、国訳 07 p.119)

施護等訳『大堅固婆羅門縁起經』(大正 01 p.207 下)

[1] これらの経の概要は次のごとくである。

DN.019 Mahāgovinda-s. (大典尊經) : あるとき世尊は王舎城の靈鷲山 (Gijjhakūta pabbata)に住された。その時パンチャシカというガンダッパ天子 (Pañcasikha gandhabba-putta) が世尊のもとに現れ、私が三十三天の諸神から聞いたこととして世尊に語った。

はるかなむかし三十三天や四天王が集う布薩会において帝釈天と梵天が化作したサナンクマーラ梵天 (Brahmā Sanamkumāra) が対話し、帝釈天は梵天に世尊の八無等法と世界に同時に 2 仏は存在しえないことを説き、むかしむかしディサンパティ (Disamapati) という王があり、この王にはゴーヴィンダ (Govinda 典尊) という名の婆羅門の帝師がいたこと、2 人にはそれぞれレーヌ (Reṇu) とジョーティパーラ (Jotipāla) という子がいたこと、ゴーヴィンダが亡くなったとき息子のジョーティパーラが後を継ぎ、すべて父親のやったとおりのことを行っただけでマハーゴーヴィンダ (大典尊) と呼ばれたこと、レーヌ王は自分の国土カーリンガ国 (首都: ダンタプラ)、アッサカ国 (首都: ポータナ)、アヴァンティ国 (首都: マーヒッサティ)、ソーヴィーラ国 (首都: ロールカ)、ヴィデーハ国 (首都: ミティラー)、アンガ国 (首都: チャンパー)、カーシ国 (首都: パーラーナシー) を 7 つに分けて、中央を除く 6 国を友人である 6 人のクシャトリヤに分与したこと、マハーゴーヴィンダは七王の師として和合に努めたこと、などを話した。

世尊はこのマハーゴーヴィンダ婆羅門がかつての自分であったことを認められ、「その時には自分は梵天に生ずる法を説いたが今は真に涅槃に導く法すなわち八正道を説く」と語られた。ガンダッパ天子パンチャシカは世尊の所説に満足し、右達の礼をして退いた。

『長阿含』003「典尊經」: あるとき世尊は羅閱祇の耆闍崛山に大比丘衆 1,250 人とともに住された。そのとき執樂天般遮翼子が世尊のもとに現れ、梵天王から聞いたこととして世尊に語った。

梵童子に化作した梵天王が忉利天に至り帝釈天と話をしたこと、帝釈天は如來の八無等法と世界に同時に 2 仏は存在しえないことを説いたこと、昔過去久遠劫のとき地主という王があり第 1 太子を慈悲といったこと、王には典尊という大臣がありその子を焰鬘といったこと、典尊が亡くなったときに焰鬘が後を継ぎ、父以上の仕事をしたので大典尊と呼ばれたこと、王も亡くなったので慈悲が王となり、閻浮提を 7 分して檀特の伽陵城、阿婆の布和城、阿槃の大天城、鸯伽の瞻婆城、数弥薩羅城、西陀の路楼城、婆羅の伽尸城を王の友人である 6 人の刹利大臣に分け与えたこと、後に大典尊は出家して諸国を饒益したこと、などの話をした。

世尊はその大典尊がかつての自分であり、その時には自分は究竟道を説くことがで

きなかったが今は涅槃に帰す究竟道を説くと語られた。般遮翼は仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

施護等訳『大堅固婆羅門縁起経』：あるとき世尊は王舎城の鷲峯山中に大衆とともに住された。そのとき世尊のところに**五髻乾達婆王子**が現れて、三十三天において帝釈天と大梵天王との話を聞いたことを話した。

過去世に**城主**という王と**堅固**という婆羅門の輔相の大臣がおり、王の太子を**黎務**といい、婆羅門の息子を**護明**といったこと、この護明は父親以上の仕事をしたので**大堅固**と呼ばれたこと、王位を継いだ黎務は国土を迦陵誡国の捺多布囉城、摩湿摩迦国の褒怛那城、晚帝那国の摩呬沙摩城、蘇尾囉国の勞嚕迦城、弥體羅国の尾提呬城、摩伽陀国の瞻波大城、波羅奈国の迦尸大城の七国に分けて友人である六人の童子に与えたこと、大堅固はこの七王を補佐したこと、後に大堅固は出家して諸国を遊化し教化利益したことなどである。

世尊はこのときの大堅固婆羅門は自分であったことを認めて往昔の因縁を語られ、五髻乾達婆王子は遠塵離垢して法眼淨を得た。

世尊がこの経を説かれたとき、五髻乾達婆王子や一切大衆は喜び信受奉行した。

[2] この経の仏在処は王舎城の鷲峯山であり、リアルタイムの登場人物は**パンチャシカ**というガンダッパ天子のみである。その他に釈尊の前世における菩薩時代のマハーゴーヴィンダが主要な登場人物であり、これが経名になっている。この経はいわば「マハーゴーヴィンダ本生」とでもいうべき経であるが、実際のパーリ・ジャータカにはマハーゴーヴィンダが登場するものはない。しかし干潟龍祥著『ジャータカ概説』⁽¹⁾によれば、ビルマの東と西のペトレイク (Petleik) 寺の浮き彫りには No.498 話として Mahāgovinda と銘打つものがあるとされている⁽²⁾。

ちなみに鷲峯山を仏在処あるいは説処とするデータの数、【資料集 2-1】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧ーマガダ国篇」（金子芳夫 2007 年 7 月発行の「モノグラフ」第 2 号所載）によれば同経異訳も含めると 100 にも上るから、仏在処が説時特定の手掛かりにはならない。

(1) 鈴木学術財団発行、1972 年 8 月（第 2 刷）。パーリのジャータカは全部で 547 話であるが、この両寺のものは全 550 話で、この第 498 話は付加されたものである。p.081

(2) なお *Cariyāpiṭaka* にはマハーゴーヴィンダの所行が記されている。p.076、南伝 41 p.369

[3] 多少とも手掛かりになりそうなのは登場人物であるパンチャシカ（般遮翼子、五髻）というガンダッパ天子である。

[3-1] この天子が登場する他の経には次がある。

DN.021 *Sakkapañha-s.* (帝釈所問経 vol. II p.263、南伝 07 p.297) : あるとき世尊はマガダ国の王舎城の東にあるアンバサンダー (Ambasandā) という婆羅門村の北にあるヴェーディヤカ山 (Vediyaka pabbata) のインダサーラ窟 (Indasāla-guhā)に住された。そのとき帝釈天は切利天と、パンチャシカは琴を弾じつつ共に世尊の

もとに現れ、この世の鬭争の原因を尋ねた。世尊は帝釈天に「嫉と慳により鬭争が生ずる、嫉と慳は愛憎を縁とし、愛憎は欲を縁とし、欲は尋を縁とし、尋は妄想の支分 (papañca-saññā-saṅkhā) ⁽¹⁾ を縁として生じる。それゆえ衆生不知の根本は妄想の支分であり、善き心所についてこの妄想の支分を滅し戒を具して三業を修め、善き六境に向かつて六根を律し、もって離欲すべきである」と説かれた。このとき帝釈天は世尊に帰命し、法眼をもって「集法なるものはすべて滅法である」と知った。

このようにこの経は帝釈が問い世尊が答えられたから「帝釈所問経」と名づけられる。

『長阿含』014「釈提桓因門経」（大正 01 p.062 中、国訳 07 p.227）：あるとき世尊は摩竭国の菴婆羅村の北にある毘陀山の因陀婆羅窟中 1394に住された。そのとき**帝釈天**は**忉利天**と、執樂神である**般遮翼**は瑠璃琴を弾じつつ共に世尊のもとに現れ、鬭争の原因などを質問した。世尊は帝釈に「調戲なければ想なく、想がなければ欲なく、欲なければ愛憎なく、愛憎なければ貪嫉なく、貪嫉なければ鬭争なし」と説かれた。また賢聖の捨心、賢聖の律の諸根具足、究竟、究竟梵行、究竟安穩、究竟無余、五功德の果などについて問答された。帝釈はこれによって預流果を得た。そのとき**梵天**が梵童子に化作して現れ、「摩竭の帝釈主よ、よく如來の義を問え」という偈を誦して没した。

世尊がこの法を説かれたとき八万四千の諸天が遠塵離垢の法眼を生じた。天帝釈、忉利の諸天、般遮翼は仏の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』134「釈問経」（大正 01 p.632 下、国訳 05 p.229）：あるとき世尊は摩竭陀国の王舎城の東、椶林村の北に位置する鞞陀提山の因陀羅石室に住された。そのとき**天帝釈**は世尊がこの地を訪れられたことを聞いて三十三天を伴い、**五結樂子**は琴を弾じつつ現れ、「天・人・阿修羅等にはいくつの結があるか」と質問した。世尊は帝釈に「衆生には二結（慳・嫉）があり、その因に愛と不愛、欲、念、思があって、悪不善の法が生ずる。それゆえ八支正道等の道によってこれを滅すべし」と説かれた。そのとき**梵天**が現れ、「帝釈は遠塵離垢の法眼を生じた」と偈を誦した。世尊はその通りだと認められた。

天王釈、三十三天、五結樂子、梵天は仏の所説を歡喜奉行した。

法賢訳『帝釈所問経』（大正 01 p.246 中）：世尊は摩伽陀国王舎城の東の菴羅園の大婆羅門聚落の北にある毘提呬山の帝釈巖中に大衆とともに住された。そのとき**帝釈天**は**五髻乾闥婆王子**をとめない、**五髻乾闥婆王子**は箏篳を奏しつつ世尊に会いに行った。そして「天人阿修羅等にはどんな煩惱があるか」と質問した。世尊は「憎と愛である。その因と縁は怨親……所欲……疑惑……虚妄である」と説かれた。そのとき**梵天**が現れて帝釈が仏に正法を問うたことを褒め、遠塵離垢の法眼定を得たと言った。世尊はこれを認められた。

梵王は歡喜信受して天界に還り、比丘らは大歡喜して仏を礼して退いた。

SN.035-119 (vol.IV p.103、南伝 15 p.166)：あるとき世尊は王舎城の靈鷲山に住された。そのとき**パンチャシカ**という**乾闥婆の子** (Pañcasikha Gandhabbaputta)

が現れ、「ある衆生が現生において涅槃に入れないのはどういうわけか」と尋ねた。世尊は「眼所識、耳所識、鼻所識、舌所識、身所識、意所識の色等にと執する比丘は涅槃に入らず。これにと執なき比丘は涅槃に入る」と説かれた⁽²⁾。

『増一阿含』013-007（大正 02 p.575 上、国訳 08 p.103）：「釈尊は登場しない」あるとき世尊は大比丘 500 人と共に羅閱城の耆闍崛山中に住された。そのとき須菩提も霊鷲山の側にいて、身に激しい苦痛を感じながら坐禅をしていた。そこへ釈提桓因と波遮旬が連れ立って現れ、「あなたは結を断じて無余であり、功德は大海のごときである。速やかに解空より起たれよ」と勧めた。須菩提は禅定より起ち、波遮旬の弾じる琴を褒め、「法は自ずからに生じ、自ずからに滅する。一切のものは空であって我なく人なし。智者は安穩を得、諸病は起こらない」と説いた。釈提桓因は須菩提の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』030-003（大正 02 p.663 下、国訳 08 p.383）：（あるとき世尊は大比丘衆 1,250 人と共に舍衛国の祇樹給孤独園に住された。ときに舍衛城の阿那邠邸長者と満富城の満財という長者は共に敬愛し合い、各拠点とする城内で品々を販売し、お互いに生活上の世話をし、助けて守り合っていた。この後 2 人のいくつかの事績をのべるかなり長い経文の中の点景として）般遮旬が手に瑠璃琴をもって虚空中において如来の功德を讃歎したとする。

上記のうち DN.021 = 『長阿含』014 = 『中阿含』134 = 法賢訳『帝釈所問経』の仏在処は王舎城のヴェーディヤカ山 (Vediyaka pabbata) のインダサーラ窟 (Indasāla-guhā) = 毘陀山の因陀娑羅窟 = 鞞陀提山の因陀羅石室 = 毘提呬山の帝釈巖である。毘陀山、鞞陀提山、毘提呬山というのは一般にいう Vediya 山であって Vediyaka もこの山をいうのであろう。この山は王舎城の東にあって、霊鷲山はラトナ山を挟んでこの南にある。ラトナ山には現在は日本山妙法寺の仏塔が建っていて、霊鷲山の山頂と結ぶ道があり通行が可能であるが、ヴェーディヤカ山とは直接には通行ができないようである。この山には帝釈窟とよばれる帝釈天に因縁がある洞窟があったようで、DN.021 とこの対応経はこの洞窟が仏在処であり、原始仏教聖典にはここを仏在処とする経はこれらしかない。しかしこの経にはパンチャシカとともに帝釈天、梵天も登場し、本節の主題である DN.019 とその対応経につながりがあるように感じられる。

『増一阿含』013-007 には釈尊は登場せず法説者は須菩提であって仏在処も異なるが、シチュエーションとしては DN.021 とその対応経に類似する。そして『増一阿含』030-003 に記される般遮旬が手に瑠璃琴をもって虚空中において如来の功德を讃歎したという挿話は、DN.021 とその対応経の DN.021 とその対応経に記される内容を下敷きにしたものである。

B 文献であるが、次の経もこれを下敷きにしたものである。

Buddhacarita 21-10（講談社版 p.238）：ヴァイデーハカ山 (Vaidehaka-parvata) においてパンチャシカ (Pañcaśikha) 自身とアスラの女と神々とを決定（した信仰）にお入れになった。

『仏所行讃』（大正 04 p.040 上）：毘提訶山において大威徳天神の般遮尸呌と名づけるものの法を受け決定に入らしめられた。

ちなみにこれは釈尊が生涯に教化された人物を列举する中の1項で、直前はスターヌマティー村（他那摩帝村）における婆羅門クータダント（鳩吒檀耽）の教化、1項おいて次はアーバナ（侏儒村）におけるケーニヤ（稽那）とシェーラ（尸盧）の教化が取り上げられている。われわれの推定では、クータダント婆羅門の教化は釈尊 52 歳＝成道 18 年の雨安居後、ケーニヤの教化はその年の雨安居前としてある。しかしこれはおそらく偶然に同年となったもので、パンチャシカの登場する経がこの年あたりということではないと思われる。それはケーニヤの教化の後にはアングリマーラ（央瞿利摩羅）の教化であって、これをわれわれは釈尊 73 歳＝成道 39 年頃のことと考えているから、必ずしも *Buddhacarita*＝『仏所行讃』がこれらの教化を釈尊の年譜に添って語っているとは考えられないからである。

『雑宝藏経』「帝釈問事縁」⁽³⁾ もこれを伝える。

- (1) 片山氏は「妄執想の部分」と訳し、註釈書によって「3 種の妄執、すなわち愛の妄執、慢の妄執、見の妄執がある。そのうち 108 の愛行が「愛の妄執」、9 種の慢が「慢の妄執」、62 見が「見の妄執」と呼ばれる」と註記する。
- (2) 前経の 035-118 (vol.IV p.102, 南伝 15 p.164) は登場人物が帝釈天であるが内容は同じ。この 2 経を併せて DN.021 の対応経と見るべきであろう。
- (3) 大正 04 p.476 上

[4] 上に紹介した経のうち、本節の主題である DN.019 *Mahāgovinda-s.*＝『長阿含』003「典尊経」＝施護等訳『大堅固婆羅門縁起経』と DN.021 *Sakkapañha-s.*＝『長阿含』014「釈提桓因門経」＝法賢訳『帝釈所問経』はパ・漢がよく対応する第 1 次水準資料である。

そしてこれら併せて 6 つの経には次のような共通した特徴が存する。

- ①これらの経の主人公はパンチャシカというガンダルバ天子と帝釈天と梵天であり、釈尊はどちらかといえば脇役に近い。
- ②これらの経には仏弟子が 1 人も登場しない。アーナンダさえも登場しない。
- ③これらの経の仏在処は王舎城を取り巻く五山のうちの 2 つである霊鷲山とヴェーディヤ山の帝釈窟である。

[4-2] 上記の特徴は説時を推定するための取り立てて重要な情報とはいえないが、王舎城の仏教史という大きな背景に入れてみるとある意味をもっているように感じられる。そこでごく簡単に王舎城周辺地域の仏教史をふりかえってみたい。

- (1) ビンビサーラ王が、出家してマガダ国にやってきた釈尊に王舎城の五山⁽¹⁾のうちの 1 つとされるバンダヴァ (*Paṇḍava*) 山で会う。これが王舎城の仏教史の序幕である（釈尊 28 歳の雨期の後）。
- (2) その後釈尊はウルヴェーラーに移られ、そこで 6 年 10 ヶ月の修行の後に菩提樹下で正覚を成じられブッダとなる（出胎を誕生とする満 35 歳の誕生日。成道 1 年）。ここに仏教の歴史が始まるわけである。
- (3) 菩提樹の近辺で雨期を過ごされた釈尊は、雨期が終ってから五比丘に初めて法輪を転ずるためにウルヴェーラーを出発し、バーラーナシーの鹿野苑に向われる（釈尊 35 歳＝成道 1 年の雨期の後）。
- (4) 鹿野苑において 61 人の阿羅漢弟子を作られた釈尊は彼らに「1 つの道を 2 人して行く

なかれ」と全国に布教に出され、ご自分は再びウルヴェーラーに戻られる（釈尊 36 歳＝成道 2 年の雨期の後）。

- (5) ウルヴェーラーにおいてウルヴェーラ・カッサパを初めとする三迦葉とその仲間らを教化され、ガヤーシーサに移られる（釈尊 37 歳＝成道 3 年の雨期の後）。
- (6) その後 6 年の間、釈尊は全国に布教に出した仏弟子たちが出家希望者を連れて帰ってくるのを待ちながら、ガヤーシーサにおいて弟子たちの教育に当たられる（釈尊 43 歳＝成道 9 年の雨期まで）。
- (7) 長年のあいだ全国各地から出家希望者を連れ帰っていた仏弟子たちに疲労がたまっただけで、各地において仏弟子たちが「三帰依具足戒」によって出家比丘とされることを許される。これによってサンガの原型ができる（釈尊 43 歳＝成道 9 年の雨期の後）。
- (8) ガヤーシーサに釘付けにされている必要がなくなった釈尊は 1,000 人の比丘を引きつれ、王舎城に行ってピンピサーラ王を教化する。ピンピサーラ王は五願成就したと喜び、「仏を上首とする比丘サンガ」に竹林園を寄進する。これによって王舎城の本格的な仏教の歴史が始まる（釈尊 43 歳＝成道 9 年の雨期の後）。
- (9) サリプッタとモッガッラーナが 250 人の仲間と共に釈尊に帰信する（釈尊 44 歳＝成道 10 年の雨期の後）。
- (10) 王舎城の多くの人たちが出家して釈尊の弟子となったため、王舎城の人々から「夫を奪い、子を奪い、家系を断絶させる」という非難が起こる。また「三帰依具足戒」によって比丘となった者たちへの教育体制が整っていなかったため、仏教の比丘は威儀が整っていないという非難も起きる（釈尊 46 歳＝成道 12 年の雨期の前）。
- (11) そのころはまだ精舎を建てるのが許されていなかったため、比丘たちは樹下、洞窟、塚間、露地、藁積みなどに住し、朝になると城内に乞食に出てきていたが、ある長者がこれを見て釈尊に精舎を作る提案をしてそれが許され、1 日に 60 の精舎が建設され、「四方からやって来るサンガ」に寄進される（釈尊 46 歳＝成道 12 年の雨期の前）。
- (12) ウパセーナ・ヴァンガンタプッタが雨期を過ぎて 2 歳となり、1 歳の弟子を連れて釈尊を訪ねる。釈尊は先の非難やこれを見て、和尚と弟子の制を制定され、10 年以上の長老が新参比丘を教育する体制を作られ、続いて比丘の入団規定としての「十衆白四羯磨具足戒」の制や、サンガ運営に関する基本規定を制定される。これによって正式のサンガが成立する（釈尊 46 歳＝成道 12 年の雨期の後）。なおこの制は南方仏教圏で現在まで連綿と続いている。
- (13) 祇樹給孤独園をを受けるため舎衛城に向って王舎城を出発し、この途次に出家後初めてカピラヴァットゥに帰郷された後、舎衛城において建設された園を寄進される（釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨期の前）。

このようにして王舎城に始まった釈尊の教えはコーサラ国の舎衛城にも拠点をもつようになり、これがインド全土に釈尊の教えが展開する契機になった。

(1) 王舎城の五山は伝承によって名が異なる。南伝 60 p.25 の註 8 参照。

[4-2] このような王舎城の仏教史を振り返ってみると、上記経には仏弟子たちが 1 人も登場せず、王舎城の五山のうちの 2 つである霊鷲山とヴェーデーヤ山の帝釈窟が舞台となっているのは、王舎城の最初期の仏教状況を背景にしているからであると考えられる。霊鷲山

上には釈尊の晩年には精舎も建てられていたであろうが、この頃にはまだ建設されていなかったようにみえるから、この経の説時は上記の(8)から(10)までのあいだと想定するのが妥当であろう。年数でいえば釈尊43歳＝成道9年の雨期の後から、釈尊46歳＝成道12年の雨期の前までの2年半くらいの間である。しかもサーリプッタ、マハーモッガッラーナの影響もないからこの早い時期と見て、上記経の説時は釈尊43歳＝成道9年の雨期の後としておきたい。SN.035-119、『増一阿含』013-007もこの同時経と考えてよいであろう。

[020] DN.020 Mahāsamaya-s. (大会経 vol.Ⅱ p.253、南伝 07 p.271)

『長阿含』019「大会経」(大正 01 p.079 中、国訳 07 p.276)

法天訳『大三摩惹経』(大正 01 p.258 上)

SN.001-037 (vol. I p.026、南伝 12 p.036)

『雜阿含』1192 (大正 02 p.323 上、国訳 03 p.224)

『別訳雜阿含』105 (大正 02 p.411 上)

[1] これらの経の大意は次のとおりである。

DN.020 Mahāsamaya-s. (大会経) : あるとき世尊は釈迦国のカピラヴァットウのマハーヴァナにすべてが阿羅漢である500人の大比丘サンガ (pañca-mattehi bhikkhu-satehi sabbehi eva arahantehi) と住された。また十方の世界から神々や鬼神らも世尊と比丘サンガに会うために集っていた。4人の浄居天 (Suddhāvāsakāyikā devatā) もやってきて仏とサンガを讃えた。

そのとき世尊は比丘らに、「いま十方より諸々の神々が集まっている。正等覚者には過去にも、今も、未来もこのような集会 (sannipatita) がある。あなたの方のためにこれらの神々の名を告げよう」と前置きされ、カピラヴァットウの地神である夜叉7千、雪山の夜叉6千、……東方・南方・西方・北方の四天王、阿修羅 (asura)、ガンダッパ (gandhabba)、龍、……大梵天、帝釈天などが雲集する様子を偈で称えられた。

『長阿含』019「大会経」: あるとき世尊は釈迦国の迦維林中にすべてが阿羅漢である大比丘衆500人と共に住された。このとき十方の諸神妙天が来て如来と比丘サンガに礼敬した。四浄居天もやってきて偈を以て世尊と比丘らを讃歎し、忽然として姿を消した。そのとき世尊は比丘らに、「今、諸の神が集っている。過去の諸如来もまた未来の諸如来も今日の如しである。神々とは次のような神である」と前置きされ、地神の7千、夜叉の若干種、雪山神の6千、四天王、乾沓和、羅刹、阿修羅、60種の天の名を挙げ、さらに五神通を有する68人の婆羅門と1,050人の婆羅門のために呪を結ばれた。さらに大梵天とその眷属、提舎という梵天、魔王に教えを説かれた。このとき八万四千の諸天が遠塵離垢して法眼淨を得、諸天、龍、夜叉、阿修羅、迦楼羅、眞陀羅、摩睺羅伽、人・非人が教えを聞き歓喜奉行した。

法天訳『大三摩惹経』: あるとき世尊は迦毘羅林にすべてが阿羅漢である5,500人の大比丘衆とともに住された。十方から諸天や鬼神がやってきて世尊を恭敬し圍繞していた。そのとき四大梵王が偈を誦して仏の徳を讃えた。世尊は「過去の如来も今のように人天が集まり説法した。私もいま説法しよう」と説かれ、集まった数多くの薬叉、四天王、阿修羅、十方の梵天・帝釈天・人・八部・諸大比丘らに説法された。そして降魔されたので会衆は踊躍歡喜し信受奉行した。

SN.001-037: あるとき世尊は釈迦族のカピラヴァットウの大林に (Sakkesu Kapilavatthusmiṃ mahāvane) すべてが阿羅漢の500人の大比丘サンガとともに住された。十方世界の諸天も世尊と比丘サンガを供養するために集まっていた。そのと

き四浄居天が現れ、「仏に帰命する人は悪趣に赴くことはない、人身を捨てて天身を得る」などと誦した。

『雑阿含』1192：あるとき世尊は迦毘羅衛の迦毘羅衛林にすべてが阿羅漢の500人の比丘らと共に住された。十方世界の大衆や諸天も世尊を供養するために集まっていた。そのとき4人の梵天王が現れ、「仏に帰依するものは悪趣に堕ちず、人身を断じて天身の樂を得る」などと誦し、姿を没した。

『別訳雑阿含』105：あるとき世尊は釈迦の迦毘羅衛林にすべてが阿羅漢の500人の太比丘衆と共に住された。十方世界の諸天も集会していた。そこへ4人の梵身天が現れて「仏に帰依するものは人を捨てて天身を得る」などと誦し、作礼して去った。

[2] この経の仏在処は釈迦国カピラヴァットウの林である。この経には固有名詞を有する比丘は1人も登場しない。しかしこの経には際立った2つの特徴がある。1つは集会した500人(5,500人)の比丘らがみな阿羅漢であったことであり、もう1つは十方の神々が蟄集していた、ということである。

[2-1] ブッダが説法する集会は会座といわれ、この会座の構成員は、普通は釈尊と日常の生活を共にする「ブッダを上首とする比丘サンガ」が中心であり、大概その人数は1,250人もしくは500人とされる。しかしこの経はこの衆会がすべて阿羅漢であったというのであるから特殊な舞台設定であるということが出来る。

しかし特殊な舞台設定ではあるけれども、集会したサンガの全員がみな阿羅漢であったとするのはこの経だけではない⁽¹⁾。

第1には、釈尊自身が自恣をされようとしたことをきっかけにして、サンガの全員が阿羅漢であるから自恣を必要としないとする経がある。

SN.008-007 (vol. I p.190、南伝 12 p.329)：ある時世尊は舎衛国の東園鹿子母講堂にすべてが阿羅漢の500人の太比丘サンガと共に住された。その日は布薩の15日で自恣にあたっていたので、世尊は比丘たちに囲まれて露地に坐された。ときに世尊は比丘らに、「比丘らよ私は自恣します (handa dāni bhikkhave pavārayāmi)。私の身・語の上に何らかの非難されるべきことがあるだろうか」と告げられた。このように言われて舍利弗は座を立ち、一肩に衣をかけ合掌して世尊を礼して、「いいえ、世尊には身・語ともに非難するようなものはありません。世尊よ、私もまた世尊に自恣します (ahaṃ ca kho bhante bhagavantam pavāremi)。私にも身・語の上に何らかの非難されるべきことがあるのでしょうか」と言った。世尊は「あなたの身・語に何ら非難されるべきことはない。この500人の比丘たちにもない。このうち60人は三明を得た者、60人は六神通を得た者、60人は俱解脱を得た者、他は慧解脱を得た者である」と答えられた。このときヴァンギーサが世尊の許しを得て、「すべて世尊の子であり、駄弁を弄するものはない。渴愛の矢を打ち砕いたもの、太陽の後裔を礼拝したてまつります」と偈を唱えた。

『雑阿含』1212 (大正 02 p.330 上、国訳 03 p.129)：あるとき世尊は王舎城竹林園に住され雨安居を過ごされた。500人の比丘たちと一緒に、500人は阿難を除いてすべて阿羅漢であった。世尊は15日の自恣に「自分の身・口・心に嫌責すべきとこ

ろはなかったか」と尋ねられた。ついで**舍利弗**が「世尊にお伺いします。自分の身・口・心に嫌責すべきところはありませんでしたか」と問うと、世尊は「見聞疑において、嫌責すべきところはない」と答えられた。次いで他の比丘らが次々に尋ねた。世尊は「この集団の中で90人は三明、90人は俱解脱、残りの者は慧解脱を得ている」と告げられた。そのとき**婆耆奢**は世尊の許しを得て、今、ここでのなされた自恣を讃え、偈を誦した。（偈は省略）

『別訳雑阿含』228（大正02 p.457上）：あるとき世尊は王舎城迦蘭陀竹林園において、ただ1人を除きすべてが阿羅漢の500人の比丘たちと夏安居を過ごされ、自恣の日となった。そのとき世尊は、「私は自恣をしたい。我が身・口・意において過失はなかったか」と尋ねられた。**舍利弗**が「我ら仏弟子は如来の身・口・意に少しの過失も見ません」と答えた。舍利弗も「世尊よ、私にもし身・口・意に欠けるところがあったら教えてください」といい、世尊は「そのようなものは見ない。なぜならこの衆中の90人は三明、180人は俱解脱、残りは慧解脱を得ている」といわれた。そのとき**婆耆奢**は世尊の許しを得て、自恣をほめ讃えた偈を誦した。（偈は省略）

『解夏経』（大正01 p.861中）：あるとき世尊は王舎城迦蘭陀竹林精舎に500人の比丘らとともに住された。みな阿羅漢であつたが1人の比丘だけはまだ学位にあつたが、世尊は見法得法して果を証するであろうと授記された。その日は雨安居を満ずる外夏の日であつたので世尊は比丘らの前で外夏法をなそうといわれた。**舍利弗**が世尊に過罪はないといい、自ら外夏法をなそうとしたが、世尊は500人の比丘らは阿羅漢であり、1人は果を満ずると授記した者であり、その必要はないとわれた。そのとき衆中にいた**嚩儼舎**が仏とサンガを讃歎する偈を称えた。（偈は省略）

『増一阿含』032-005（大正02 p.676中、国訳09 p.010）：あるとき世尊は舎衛国の東苑鹿母園に500人の比丘らと共に住された。この日は7月15日であつたので、世尊は露地において**阿難**に、「鍵椎を打て。今日は7月15日受歳日である」と命じられた。阿難が「世尊は染著がない。なぜ受歳を受けるのですか」と偈で尋ねた。世尊は、「受歳は三業を淨む、身・口・意の所作なり。両々の比丘がお互いに、自らなした所の短を陳ぶ。還って自ら名字を称して今日、衆歳を受けんと。我も亦た意を淨めて受けん。唯だ願わくば其の過をたずねよ。これは過去恒沙の仏が行ってきたことである」と偈を説かれた。諸弟子が悉く集まると、世尊は「私は今から受歳を受ける。私に衆人において過咎がなかったか、身・口・意において犯すところはなかったか」と告げられた。諸比丘は黙然としていた。そのとき**舍利弗**が「世尊は今だ解脱しない者には解脱させるような方です。世尊に過咎や身・口・意の犯があるはずはありません」といった。それから舍利弗も「私は如来および比丘僧において過咎がなかったか、身・口・意において犯すところはなかったか」と告げた。このとき**多耆奢**が世尊の許しを得て、仏および僧伽を称讃する偈を誦した。そこで世尊は比丘らに「我が声聞中で第一の造偈の弟子は多耆奢である」と説かれた。

最後の『増一阿含』32-005には会座のすべてが阿羅漢であつた旨は記されていないが内容は同じである。

第2は、マハーモッガッラーナがサンガの全員が阿羅漢であることを神通力で知るとい

経である。

SN.008-010 (vol. I p.194、南伝 12 p.335) : あるとき世尊は王舎城のイシギリ山側のカーラシラー (黒石窟) に (Isigiripasse Kālasilāyāṃ)、すべて阿羅漢の 500 人の太比丘サンガとともに住された。そのときマハーモッガッラーナは神通力で、比丘らの心が解脱していることを知った。これを知ったヴァンギーサ (Vaṅḡisa) は世尊の許しを得て、「苦悩の彼岸に達せられた聖者を三明に達した弟子らは敬礼する。大神力を有しているマハーモッガッラーナは他の人々の心を知った」という偈を誦した。

『雑阿含』1211 (大正 02 p.329 下、国訳 03 p.248) : あるとき世尊は王舎城の那伽山の側に 500 人の比丘らと共に住された。彼らはすべて阿羅漢であった。そのとき目連は 500 人の比丘がすべて阿羅漢であることを神通力で知った。婆耆舎は世尊の許しを得て、目連の神通力と比丘らの威徳を称讃して偈を唱えた。(偈は省略)

『別訳雑阿含』227 (大正 02 p.457 上) : あるとき世尊は王舎城の龍山側に 500 人の比丘とともにおられた。彼らはすべて阿羅漢であった。そのとき目連は 500 人の比丘がすべて阿羅漢となっているのを神通力で見た。その日は月の半ばでまさに説戒されようとしたときであった。婆耆耆は世尊の許しを得て目連をほめて偈を誦した。(偈は省略)

そして第 3 は、マハーパジャーパティー・ゴータミーと 500 人の比丘尼が釈尊に先立って滅度をとるという経である。

『増一阿含』052-001 (大正 02 p.821 中、国訳 10 p.092) : あるとき世尊は毘舍離の普会講堂所に住された。そのとき大愛道は毘舍離城の高台寺中にすべてが阿羅漢であった大比丘尼衆 500 人と共に遊んだが、比丘らが「如来は久しからずして滅度を取りたまふべし。三月を過ぎずして拘夷那竭の娑羅双樹の間に在すべし」というのを聞いた。大愛道は「如来の滅度を見るのは堪えられない。また阿難の滅度を見るのも堪えられない」と考え、世尊のところへ行って、「自分が先に滅度を取るのを許してほしい」と願い出た。釈尊は黙然として許された。差摩比丘尼等 500 人の比丘尼も同様に願い出て許された。

大愛道は虚空中に座臥経行等の神通を示して滅度を取り、500 人の比丘尼も同様にして滅度を取った。世尊は、阿難・難陀・羅云等を将いて大愛道比丘尼の寺中に至り、自ら舍利を供養され、「一切行無常、生者必有尽、不生即不死、此滅為最樂」と偈を唱えられた。諸々の天・人民・乾查和・阿須倫・四部の衆は仏の所説を歡喜奉行した。

白法祖訳『大愛道般泥洹経』(大正 02 p.867 上) : あるとき世尊は墮舎利国の獼猴水拘羅曷講堂に住された。そのとき摩訶卑耶和題俱曇弥はすべてが阿羅漢の 500 人の比丘尼と墮舎利国の比丘尼精舎にいたが、「仏と阿難・舍利弗・目連の般泥洹を見るに忍びない、自分が先に寿命を捨てて泥洹したい」と考え、世尊のところに行って許しを乞うた。世尊は黙然として許された。500 人の比丘尼も同じく許された。彼女たちは「これが釈尊にお目にかかる最後です」と申し上げて比丘尼精舎に戻り、諸々の神通を示して入滅した。世尊は舍利弗以下千阿羅漢と共に母人と 500 比丘尼の舍利を供養し起塔させた。

仏説はこのときである。比丘らは歡喜して世尊に礼をして去った。

[2-2] サンガのすべてが阿羅漢であったとするデータは以上のごとくである。このうち第1と第2の経にはすべてヴァンギーサが登場して、仏とサンガを讃歎する偈を称えたことになっている。ヴァンギーサも500人の中の1人なのであるから、彼も阿羅漢の1人であったわけである。【研究ノート3】「詩人ヴァンギーサ (Vaṅḡisa) の生涯」においてヴァンギーサが阿羅漢果を得たのは釈尊69歳＝成道35年のことで、彼が入滅したのは釈尊73歳＝成道39年としておいたから、これらの経の説時はこの間のことになる。

なお第1のうちの『雑阿含』1212は阿難はまだ阿羅漢果を得ていなかったとし、『別訳雑阿含』228と『解夏経』は500人のうちのただ1人だけは阿羅漢を得ていなかったが釈尊からすぐに果を満じると記別されたとされている。これは第1結集(500結集)の状況を想定しているのであろう。とするならば時期としては釈尊最晩年をイメージしていることになる。

また第3はマハーパジャーパティー・ゴータミーと500人の比丘尼サンガの全員が釈尊が3ヵ月以内に般涅槃されるということを知ったので、その前に釈尊に入滅したいと申し出てこれを許されたとされている。この仏在処はヴェーサーリーであるから、釈尊がヴェーサーリーにおいて3ヵ月後に入滅することを宣告されたことを下敷きにしているのである。

このように会衆のすべてが阿羅漢であったとする経は第1結集を想像させたり、釈尊の入滅にからむゴータミーの死を舞台としていたりして、釈尊の最晩年をイメージしているということができる。ヴァンギーサが登場するのもけっして早い時期ではない。

そしてそもそも会座や会衆の数が意識されるのは『七仏経』や『七仏父母姓字経』がそうであるように過去仏や未来仏と関連して説かれることが多く、本節の主題とする本経もまた然りである。要するに一生を回顧するようなモチーフのもとに語られるということができ、このことから本経が釈尊の最晩年をイメージしていることが推測される。そしてまさしく本経は‘Mahāsamaya-suttanta’「大會経」「大三摩惹経」と名づけられている。

- (1) 以下に紹介する経の外にも、法天訳『七仏経』(大正01 P.151下)や失訳『七仏父母姓字経』(大正01 p.160上)は「我今一會説法。一千二百五十苾芻得阿羅漢果」あるいは「今我作釈迦文尼仏一會説経。有千二百五十比丘皆得阿羅漢」としているが、これは過去仏と並んで記される説話的なものであるからまともに議論するに値しない。また過去七仏の会座数と会衆の数については【014】DN.014 *Mahāpadāna-s.* (大本経)中に記した過去七仏についての事績一覧表を参照されたい。

[3] そして会衆のなかに十方から集まった神々がいることは次の「涅槃経」の1シーンを連想させる。その1シーンとは次のクシナーラーの沙羅双樹を仏在処とするシーンである。

なおそれぞれの典籍の後に[23/35]というような表示をしたのは、われわれのこの研究では1つの経の中に複数の事績が記されているときには、それぞれの事績(シーン)ごとにデータを作り、当該の事績は経全体のデータ数の第何番目に当たるということに表わそうとしたからである。今のDN.016 *Mahāparinibbāna-s.*を例にとれば、この経には全部で35個の事績が記され、会衆のなかに十方から集まった神々がいるという記述はその第23番目の事績中に含まれているということである。

DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* [23/35] (vol. II p.138、南伝07 p.122) : 世尊は

沙羅双樹の間に師子臥をなされた。そのとき世尊は前で扇いでいたウパヴァーナ (Upavāṇa) に「自分の前に立つな」と退かされた。アーナンダは不思議に思ってそのわけを問うと、世尊は「いま十方世界のたくさんの諸天が如来を見るために集まっている。沙羅林の周囲 12 由旬の間には立錫の余地もない」と答えられた。

『長阿含』002「遊行経」[23/34] (大正 01 p.021 上、国訳 07 p.089) : 世尊は双樹の間に獅子王のごとく横臥された。そのとき世尊は世尊を扇いでいた梵摩那に「私の前にいてはならない」と告げられた。阿難がそのわけを問うと、世尊は「この拘尸那城外 12 由旬に太神天が立錫なく蝸集していて前に立つことを嫌うからだ」と答えられた。

Mahāparinirvāṇasūtra [25/35] (p.356、中村・下 p.610) : そのとき世尊の前に立って世尊を扇いでいたウパマーナ (Upamāna) に「私の前に立ってはいけない」と命じられた。アーナンダがそのわけを問うと、世尊は「クシナガリーの周辺 12 由旬に神々が立錫なく蝸集していて私に近づくことができないからだ」と答えられた。

失訳『般泥洹経』[24/36] (大正 01 p.185 中) : このとき化比丘が仏の前にいたので、仏は「私の前にいるな」と注意された。阿難が「私は 25 年間奉侍してきましたがこの者を知りません」というと、仏は「化比丘で大遵天となった者が仏期がこの夜半にあることを知ってやってきたのである。その比丘だけでなく拘夷城の東西南北縦横 480 里に諸天が押しかけている」と答えられた。

白法祖訳『仏般泥洹経』[23/35] (大正 01 p.169 上) : 世尊が右脇を下にして横臥されたとき、世尊は前に立っていた優和洹に「私の前に立ってはいけない」と告げられた。阿難がそのわけを問うと、「この鳩夷那竭国境界四百八十里中に諸天が立錫の余地のないほど蝸集していて自分を見ようとしているからだ」と答えられた。

法顯訳『大般涅槃経』[10/23] (大正 01 p.199 上) : そのとき優波摩那が心に大苦悩を抱いて世尊の前に立っていた。世尊は「私の前に立ってはいけない」と告げられた。阿難がそのわけを問うと、「諸天龍神八部の衆が私を見ようとして 32 由旬の四面に充滿しているからだ」と答えられた。

『根本有部律・雑事』[24/35] (大正 24 p.394 中、国訳 26 p.331) : 世尊は仏前に立っていた鄢波摩那に「前に立ってはいけない」と告げられた。阿難陀がそのわけを問うと、「諸々の天衆が周囲 12 由旬に立錫の余地なく蝸集しており近づくことができないからだ」と答えられた。

もちろん「大会経」とはまったくシチュエーションが異なるが、神々が蝸集するという点では共通する。

[4] 以上のように、500 人の大比丘サンガの成員のすべてが阿羅漢であり、その会座には十方から集まった諸天がいるという DN.020 Mahāsamaya-s. (大会経) とその相応経の著しい特徴の 2 つは共に、その説時が釈尊の最晩年であったということを連想させる。そしてこの経自身が過去仏や未来仏も含めた会座をイメージしていることもこのことを連想せしめる。したがってこの経の説時は釈尊の最晩年であると結論してよいであろう。

ところで本経の仏在処は釈迦国のカピラヴァットゥである。われわれは釈尊が生涯で最後

に釈迦国で雨安居を過ごされた年は釈尊 75 歳＝成道 41 年であると考えている。そしてこのような大規模な会座がもたれるのは 500 結集がそうであったように雨安居中であったと考えられる。したがって本経の説時は釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨安居の時と考えておく。

【021】 *DN.021 Sakkapañha-s.* (帝釈所問経 vol.Ⅱ p.263、南伝 07 p.297)

『長阿含』 014 「釈提桓因門経」 (大正 01 p.062 中、国訳 07 p.227)

『中阿含』 134 「釈問経」 (大正 01 p.632 下、国訳 05 p.229)

法賢訳『帝釈所問経』 (大正 01 p.246 中)

[1] この経の説時については、【019】において *DN.019 Mahāgovinda-s.* の説時を検討したときその説時を釈尊 43 歳＝成道 9 年の雨期の後の〔釈尊〕王舎城のヴェーディヤカ山のインダサーラ窟において忉利天とパンチャシカと共に現れた帝釈天の「争いはなぜ起きるか」などという質問に答える、の当該経としてある。これらの経の概要もそこで紹介したのでここでは省略する。

【022】 *DN.022 Mahā-satipaṭṭhāna-s.* (大念処経 vol.Ⅱ p.290、南伝 07 p.335)

MN.010 Satipaṭṭhāna-s. (念処経 vol.Ⅰ p.055、南伝 09 p.090)

『中阿含』 098 「念処経」 (大正 01 p.582 中、国訳 05 p.079)

[1] この経の説時については、【015】の *DN.015 Mahānidāna-s.* (大縁経) の説時を検討したときに、釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安居中の「[釈尊] 比丘らに「一乗の道とは四念処である」と説く」の当該経という結論を得ている。経の概要も当該箇所を参照されたい。

[023] DN.023 Pāyāsi-s. (弊宿経 vol.Ⅱ p.316、南伝 07 p.365)

『長阿含』007「弊宿経」(大正 01 p.042 中、国訳 07 p.158)

『中阿含』071「蟬肆経」(大正 01 p.525 上、国訳 04 p.319)

法賢訳『大正句王経』(大正 01 p.831 上)

[1] これらの経の概要は下記のとおりである。

DN.023 Pāyāsi-s. (弊宿経) : [釈尊は登場しない] あるとき尊者クマーラ・カッサパ (Kumāra-kassapa) は 500 人の大比丘サンガと共に (mahatā bhikkhu-saṃghena saddhiṃ pañca-mattehi bhikkhu-satehi) コーサラ国を遊行してセータヴィヤー (Setavyā) というコーサラの城市に入り、その北方にあるシンサパー樹の林 (simsapā-vana) に住した。そこにはパーヤーシという王 (Pāyāsi rājāñña) が住んでいて、この土地はパセーナディ王より彼に与えられた浄施の拝領地 (rāja-bhogga rañña Pasenadi-Kosalena dinna rāja-dāya brahma-deyya) であった。

パーヤーシは「他世は存在せず、化生の衆生は存在せず、善悪業の果報はない」という悪邪見を懐いていたが、クマーラ・カッサパがやってきたのを聞いて会いに行った。クマーラ・カッサパが「月・太陽の喩え」「盗賊の喩え」「糞壺人の喩え」「三十三天の喩え」「目の見えない者の喩え」「妊婦の喩え」「夢の喩え」「熱鉄丸の喩え」「ほら貝の喩え」「2 人の隊商主の喩え」「糞運搬車の喩え」「賭博師の喩え」「麻運搬者の喩え」など巧みな譬喩で王の悪邪見を打ち破ると、王は「最初の譬喩を聞いたときから納得していた。後は種々の問答を聞いたかったです。仏・法・僧に帰依します」と三宝に帰依して優婆塞となり、食事などの供養をした。

ところがそれは粗末な粥や粗布、古着などの供養であったので死後、四大天王 (Cātumahārājikā devā) の眷属となりセーリーサカ (Serisaka) の空宮殿に生れた。一方、彼の弟子であるウッタラ (Uttara) という青年は師の手伝いとして真心で供養をしたので、死後、忉利天 (Tāvātimsā devā) に生れた。

ときに尊者ガヴァンパティ (āyasmā Gavampati) が休息のため四大天王に昇ると、パーヤーシ天子が現れて「人間世界に戻ったならば人々に、『布施は真心で自分の手でなすように』と伝言してほしい」と自らの体験を告白しながら依頼した。ガヴァンパティは人間界 (manussa-loka) に戻って人々にそれを伝えた。

『長阿含』007「弊宿経」 : [釈尊は登場しない] そのとき童女迦葉 (鳩摩羅迦葉) は 500 人の比丘らと共に 拘薩羅国を遊行して斯波醯婆羅門村を訪れ、村の北にある尸舎婆林に止宿した。そのとき弊宿という婆羅門が村にいて、その村は波斯匿王が彼に梵分として与えたものであった。

弊宿は異見を懐いて人に、「他世は有ることなく、また更に生れることなく、善悪の報もない」と説いていたが、童女迦葉が来たことを聞いて彼のもとにやって来た。童女迦葉は「必ず他世はあり、また更に生れることもあり、善悪の報もある」と、種々の喩え (日月の喩、盗賊の喩、深廁に墮ちた者の喩、盲目者の喩、地獄の喩、事火梵志の喩、鉄丸の喩、貝声の喩、智愚二人朋友の喩、二隊の商主の喩、養猪豚の喩、妊

婦自殺の喩、骰子の喩）をもって教えを説いた。これを聞いた弊宿は「実は初めの月の喩えを聴いたときから納得していた。後は迦葉の弁才智慧によって確信したかったのです。今は信受して迦葉に帰依する」と言った。迦葉は「私に帰依するのではなく、無上尊のごときものに帰依しなさい」と答えた。弊宿が「無上尊はどこにおられるのですか」というので、迦葉は「私の師の世尊は滅度して久しくありません」と答えた。弊宿は「滅度して久しからざる如来および法と衆僧に帰依します」と優婆塞になり、迦葉らを供養した。

しかし弊宿の供養は龜洩弊害のものであったため死後に一下劣天中に生れた。一方このとき手伝いした**年少梵志摩頭**は手ずから供養したので忉利天に生れた。

弊宿婆羅門、年少梵志そして斯波醯婆羅門村の居士らは童女迦葉の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』071「蟬肆経」：〔釈尊は登場しない〕あるとき尊者**鳩摩羅迦葉**は拘薩羅国に大比丘衆と共に遊行し、斯毖提村の北に位置する尸提毖林に住した。そこはコーサラ王**波斯匿**が**蟬肆**という王に封授した土地であった。そのとき蟬肆は鳩摩羅迦葉が来たことを聞いてやって来て、「私は人々に『後世はなく、衆生の生はない』と説いているがどうであろうか」と質問した。鳩摩羅迦葉はそれが妄説であることを指摘するために、日月の喩、厠に墮ちたる者の喩、盲者の喩、自腹を裂く婦人の喩、螺声の喩、熱鉄丸の喩、事火髪梵志の喩、二人朋友の喩、飢餓の道を行く商人の喩、餅を賭ける喩、糞を担う喩、野猪の喩を以て教化した。王は「初めの日月の喩を聞いたときから納得していたが上妙智の所説を聞きたかった。尊者鳩摩羅迦葉に帰依します」と言った。鳩摩羅迦葉は「私に帰依するのではなく、私が帰依する仏に帰依しなさい」と応じた。

王は喜んで帰り布施したが極悪龜弊の供養であったので、監厨者の**優多羅**は主人の来世の果報を願わなかった。蟬肆は命終した後四天王中の栴樹林の空宮殿中に生れ、心を込めて供養した優多羅は四天王中に生まれた。

時に尊者**橋熾鉢帝**は栴樹林空宮殿を訪れて「どうしてこの宮殿にいるのか」と尋ねると、王はその因縁を語った後、彼に「閻浮提に下ったとき、人々に『私のような布施をしてはならない。至心に施し自らの手で供養するように』と告げて欲しい」と願い出た。尊者は閻浮提に至って王の言葉を人々に告げた。

蟬肆という王、斯毖提村の梵志、居士、比丘らは鳩摩羅迦葉の所説を歡喜奉行した。法賢訳『大正句王経』：〔釈尊は登場しない〕あるとき尊者**童子迦葉**は橋薩羅国を遊行して尸利沙大城に至り、その北にある尸利沙林鹿野園に止住した。そのとき**大正句**と名づける王は因果を信じず、「来世なく、人あることなく、化生なし」という断見を説いていた。王は童子迦葉がやってきたことを聞いて会いに行き、自分の信念を説いた。童子迦葉は日月の喩などさまざまな譬喩をもって大正句を教化した。彼は「最初に日月の喩を聞いたときから納得していた。ただ尊者の智慧弁才を聞きたかったのです。迦葉尊者に帰依します」といった。迦葉は「私に帰依するのではなく仏・法・僧に帰依しなさい」と教えた。王は仏・法・僧に帰依した。婆羅門長者らは歡喜踊躍して礼をなして退いた。

[2] 経の概要紹介の冒頭に記したようにこの経には釈尊は登場しない。『長阿含』007は「世尊が滅度して久からざる時」であったと明記しているし、また「片山」は *DN.023* は「仏滅後に起ったこと」と註記している⁽¹⁾ ように、これらは仏滅後を舞台とする経であることは明らかである。

なおこれによればガヴァンパティ（橋燼鉢帝）比丘は釈尊の入滅後も生存していたことになる。

またこの経の主要な登場人物の1人はクマーラ・カッサパであり、母親が妊娠しているのを知らずに比丘尼となり、その後に生れたので比丘尼サンガの中で育てられたという特異な経歴を持つ人物である。これについては「モノグラフ」の次号に掲載する【研究ノート16】のMN.の説時検討論文の【023】*MN.023 Vammika-s.*（蟻垤経）において検討する。

(1) 片山・長部2 p.269 の註二

[3] なお中村元氏は、このパーヤーシ経の説く内容はジャイナ教にもあり、上記の経はこのジャイナ教の議論を仏教が採用したものであるとしている⁽¹⁾。

(1) 『中村選集』[決定版]第10巻（春秋社 1991年3月）p.243

【024】 *DN.024 Pātika-s.* (波梨経 vol.Ⅲ p.001、南伝 08 p.001)

『長阿含』 015 「阿菟夷経」 (大正 01 p.066 上、国訳 07 p.237)

[1] この経については【006】 *DN.006 Mahāli-s.*におけるスナッカッタ (*Sunakkhatta Licchavi-putta*) の還俗に関連してその説時も考察済みで、釈尊 77 歳＝成道 43 年の舍衛城での雨安居の後の〔仏弟子〕スナッカッタ、マッラ国アヌピヤーにおいて仏法僧への信仰を捨てる。の当該経〕として結論を得ている。経の概要も当該箇所を参照されたい。

【025】 DN.025 *Udumbarikasihanāda-s.* (優曇婆羅師子吼経 vol.Ⅲ p.036、南伝 08 p.047)

『長阿含』008「散陀那経」(大正 01 p.047 上、国訳 07 p.174)

『中阿含』104「優曇婆羅経」(大正 01 p.591 中、国訳 05 p.107)

施護等訳『尼拘陀梵志経』(大正 01 p.222 上)

[1] これらの経の概要は次の通りである。

DN.025 *Udumbarikasihanāda-s.* (優曇婆羅師子吼経)

：あるとき世尊は王舎城の靈鷲山に住された。そのとき**遊行者ニグローダ**(Nigrodha paribbājaka) は 3,000 人の大衆とウドゥンバリカ遊行者園(Udumbarikā paribbājakārāma) に住していた。そのとき**サンダーナ**という居士(Sandhāna gahapati) が世尊はいま三昧思惟されているであろうからと考えて遊行者ニグローダに会いに行った。このとき遊行者ニグローダは多数の梵志と王論、賊論、大臣論、軍隊論などを議論していたが、彼はこの居士を見て衆に静かにせよと命じてから、サンダーナに「沙門ゴータマは独处静観を好んで空虚辺地に偏している」と誹謗した。

これを天耳通を以て聞かれた世尊は靈鷲山を下りて、彼らがいる林の近くのスマーガダー河畔のモーラニヴァーパ園で(Sumāgadhāya tire Moranivāpa) 経行されてから彼のもとへ赴いた。ニグローダ梵志は「尊者世尊よ(bhante Bhagavā)、久しぶりでした」と挨拶し、「私たちは苦行厭離説(tapo-jigucchā-vādā)をなしているが、どのような苦行が成満し、どのような苦行は成満しないのか」と尋ねた。世尊は無衣や招待食を受けず、麻衣を着し、座を断じて常立するなどのさまざまな苦行を挙げてこれらは垢穢であると説かれてから、「四戒(殺生、偷盗、妄語、修習)を守り、五蓋(貪欲、瞋恚、睡眠、掉悔、疑念)を断じ、四禅に住し、四神足を獲ることが最上の行である」と説かれた。彼らは懺悔したが、悪魔に心を乱されていて世尊のもとで梵行を修そうと考える者は1人もいなかった。世尊は林中に師子臥をなし終ってから空に乗って帰られた。サンダーナ居士も王舎城に帰った。

『長阿含』008「散陀那経」：あるとき世尊は羅閱祇の毘訶羅山七葉樹窟に 1,250 人の大比丘衆と共に住された。そのとき王舎城の**散陀那**という居士が、今は世尊は静室で三昧しておられるだろうと考えて、烏暫婆利の梵志女林にいる**尼俱陀梵志**のもとへ行った。尼俱陀と 500 人の梵志たちは国事や戦闘兵杖の事などを論じて騒がしかったので、散陀那は「我が師は閑静を好まれる」というと、尼俱陀梵志は怒って「黙っていては大智慧あることが知られない。あなたの師は片目の牛が片目で草を食べるように独見を好み無人の処を楽う」などと悪口を言った。これを天耳を以て聞かれた世尊は彼のもとに行かれた。

梵志は覚えずして自ら立って世尊を迎え、「沙門瞿曇はどのような法教をもって弟子を教え、どのような梵行を修するのか」と質問した。世尊は「あなた方が修している離服裸形して、瓶の口から取り出された食は食わず、常に牀席に坐さないなどのさまざまな苦行は垢穢である。心に貪著せず、十善を行い、慈悲喜捨の心を持ち、天眼

を淨らかにするのが無垢の法である」などと説かれると、尼俱陀は座より立って頭面で世尊の足を礼し、500 人の弟子梵志たちも端心正意に仏の所説を聞いたが、魔波旬が彼らの心を乱した。これを知られた世尊は右手をもって散陀那を掌中に置き虚空に乗って帰られた。尼俱陀梵志および 500 人の梵志は仏の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』104「優曇婆羅經」：世尊は王舎城の竹林伽藍哆園に住された。そのとき**実意**という居士が王舎城から出て世尊のもとへ行こうとしたが、世尊は宴坐中なので邪魔してはならないと考えて、優曇婆羅林の異学園へ行った。そこには**無恚**という異学がいて 500 人の異学の師であった。そのとき彼らは高声で王論、賊論などを戦わせていたが実意が来るのを見て、弟子らを黙らせ、「沙門瞿曇は空慧解脱にして、辺地を好む片目の牛のようだ。もしやって来たら論破してみせる」と豪語した。

これを天耳を以て聞かれた世尊は晡時に宴坐より立たれて優曇婆羅林に赴かれ、意に反して立って迎えた無恚に、「裸形にして衣なく、瓶をもって水をとらず、住立して座を断じるなどの苦行（種々の苦行が説かれている）は穢に汚されている。悪欲せず、身見・辺見・邪見・見取を生ぜず、四行（不殺生・不偷盗・不取他女・不妄語）と四無量心を行じ、四諦を知って心に解脱を得るのが梵行である」などと説かれた。大衆は默然としたが、魔王のために心乱されて梵行を修しようとする者がなかった。世尊は実意のために法を説き、実意の肘をとって虚空に乗って帰られた。実意居士は仏の所説を歡喜奉行した。

施護等訳『尼拘陀梵志經』：あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹林精舎に住された。そのとき**和合**という長者が食事を終えて世尊のところに行こうとしたが、今は清旦をすぎ仏や比丘らは自房にいるだろうと考えて**尼拘陀梵志**らが集まっている烏曇末梨園に行った。梵志らは王論戰論盜賊之論などを大声で話していたが長者がやってくるのを見て、彼は沙門瞿曇の弟子で寂靜を好むからと沈黙して迎え、「沙門瞿曇は空舎にいるようなもので一目の牛がその行く先を知らないと同じだ。彼がここにやってきたら議論してたたきのめしてやる」と豪語した。

自房におられた世尊はこれを天耳で聞き、日の後分に自房を出て善無毒池で經行された後、尼拘陀梵志のところに行かれた。彼らは知らずに立ち上がって合掌して世尊を迎えた。世尊は彼らに法を説かれたが、彼らは魔に乱されて身心惑乱して身の置き所もなかった。世尊は和合長者に説法示教して虚空を飛んで迦蘭陀竹林精舎に還られた。

[2] この経の仏在処は王舎城であるがその住処については、DN.025は靈鷲山、『長阿含』008は毘訶羅山の七葉樹窟、『中阿含』104と『尼拘陀梵志經』は竹林精舎として区々である。しかしこれにはあまり意味はないであろう。

登場人物は遊行者のニグローダ＝尼俱陀＝無恚＝尼拘陀と居士であるサンダーナ＝散陀那＝実意＝和合である。

サンダーナ居士はこの経の外には、AN.006-012-120 (1) に仏清淨・法清淨・サンガ清淨・聖戒清淨・聖智、聖解脱の六法を成就する 20 人の居士としてパツリカ (Bhallika) 居士、スダッタ (Sudatta) 居士、チッタ (Citta) 居士、ウツガ (Ugga) 居士、メンダカ

(Meṇḍaka) 居士などと並記されるのみである。

遊行者ニグローダはこの経の外には、「モノグラフ」第 21 号 (2017 年 4 月) に掲載した【研究ノート 11】「懲罰羯磨制定年の推定」(森章司)において螺髻梵志カッサパが登場する経を検討したときに取り上げた *DN.008 Kassapa-sihanāda-s.* (迦葉師子吼経) ⁽²⁾ = 『長阿含』025「偈形梵志経」⁽³⁾ のなかで、釈尊と螺髻梵志カッサパの間で交わされる会話のなかにかつての出来事として話題に上がるのみである。*DN.008* = 『長阿含』025 の説時は「75.4 釈尊最晩年 (75 歳以降) の経」としたので、したがってこの経は必然的にそれよりも前というぼんやりした結論とせざるをえない。

(1) vol.Ⅲ p.451、南伝 20 p.228

(2) vol.Ⅰ p.161、南伝 06 p.231、片山・長部 2 p.163

(3) 大正 01 p.102 下、国訳 07 p.350

[026] DN.026 *Cakkavattisihanāda-s.* (転輪聖王師子吼経 vol.Ⅲ p.058、南伝 08 p.073)

『長阿含』006「転輪聖王修行経」(大正 01 p.039 上、国訳 07 147)

『中阿含』070「転輪王経」(大正 01 p.520 中、国訳 04 p.305)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

DN.026 *Cakkavattisihanāda-s.* (転輪聖王師子吼経) : あるとき世尊はマガダ国の (Magadha) のマートゥラー (Mātulā) ⁽¹⁾ に住された。そのとき世尊は比丘らに「自らを灯明(島)とし、自らを帰依処とし、他を帰依処とせず、法を灯明とし、法を帰依処として、他を帰依処とせざれ (*atta-dīpā viharatha attā-saraṇā anañña-saraṇā, dhamma-dīpā dhamma-saraṇā anañña-saraṇā*)。これは身・受・心・法に思いを凝らすことである。そして比丘らよ、行乞してあなた方の父祖の地に行け (*gocare caratha sake pettiye visaye*) ⁽²⁾。そうすれば悪魔の乗ずるところとはならないであろう」と告げられた。そして直ちに転輪聖王の話に移られた。

往古のダルハネーミ (Daḥhanemi) という転輪聖王の時代には正法を守り、貧者あれば財を与え、沙門婆羅門に何が善で何が不善であるかを聞き、輪宝を転じて富み榮えていた。しかし時が経過して王たちが父祖の教えに従わなくなると輪宝が消滅し、寿命が 10 歳になって悪不善法が榮えるようになった。しかし不善法を行わず善法を行うようになると寿命が徐々に延びて再び 8 万歳になり、輪宝も再び現れ、サンカ (Saṃkha) という転輪聖王の時代には今のバーラーナシーはケートゥマティー (Ketumati) という名の都城であるが、そこに弥勒 (Metteya) という仏が現れ、その仏は今の自分のように無量数千の比丘サンガに圍繞されるようになる。

だから比丘らよ、「自らを灯明とし、自らを帰依処とし、他を帰依処とせず、法を灯明とし、法を帰依処として、他を帰依処とせざれ。四念処を修せよ、行乞して父祖の地に行け。善法を守れば四神足を具足し、波羅提木叉を守り、四禪に達し、四無量心が遍満し、これが比丘の財宝であり、現世における解脱が比丘の力であり魔の力に勝つ」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『長阿含』006「転輪聖王修行経」: あるとき世尊は 1,250 人の比丘らと共に 摩羅醯搜 ⁽³⁾ の人間を遊行して 摩羅樓国 ⁽⁴⁾ に至られた。そのとき世尊は比丘らに「汝等当自熾燃熾燃於法。勿他熾燃。当自歸依歸依於法。勿他歸依。比丘は身・受・心・法に思いを凝らしなさい。そうすれば魔に焼れず功德が日に増すことになる」と説かれ、直ちに転輪聖王の話に移られた。

往昔に堅固念という転輪聖王があり、法を守り沙門婆羅門を恭敬して輪宝にしたがって四天下を治めていた。ところが時が経過して王たちが父教を受け説のごとく修しなくなると輪宝が消え、世が乱れて寿命は 20 歳になった。そこで少善を行うようになると徐々に寿命が増えて再び 8 万歳になる。そのとき弥勒如来が現れ十号が具足するようになる。その弟子を慈子という。我が弟子を釈子というがごときである。その時の王を儼伽といい七宝も現れる。

転輪聖王が輪宝を転じるように、比丘が欲定・精進定・意定・思惟定の四神足を修すると戒律を具足し、四禪、四無量心を得、四諦を知ることになる、世の諸々の有力者は魔力を越えることはないが漏尽比丘は魔に勝る、と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』070「転輪王経」：あるとき世尊は摩兜麗利利の椶林駛河岸に住された。そのとき釈尊は比丘らに「自当自然法燈自歸己法。莫然余燈莫歸余法、そうすれば福を得ること無量である」と説かれ、「その所以は如何」として転輪聖王の話をされた。

むかし**堅念**という転輪聖王があり、七宝を具し天の輪宝にしたがって四天下を治めていた。その息子の**頂生王**が後を継ぎ父の教えにしたがって善法を行った。しかしその後嗣たちが欲に縛せられるようになったので人寿はとうとう10歳になってしまった。そこで善法を行じるようになると、再び人寿が8万歳になった。その時の王は**螺**という。

「比丘の自の境界を行じて父にしたがって得るところとは身・受・心・法を観じることであり、四如意足を得るは比丘の寿であり、禁戒受持するは比丘の色であり、四禪を得るは比丘の樂、解脱を得るは比丘の力であって魔に屈することはない」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

- (1) 注釈書では‘Mātulāyan ti evaṃnāmake nagare’ (DN.-A. vol. III p.845) とされているから「都市 (nagara)」規模の地であったことになる。
- (2) この部分を片山氏は「比丘たちよ、自分の父祖の領域である行動範囲において行動しなさい」と訳され、「比丘の『行動範囲』は四念処であり、『非行動範囲』は五妙欲であるといわれる」と註記されている。片山・長部 5 p.126
- (3) 宋版は「摩醯楼」、元・明版は「摩羅醯楼」とする。大正の註には‘Mātulā’ とされている。
- (4) 大正は「摩楼国」とするが、三本の「摩羅楼国」をとった。

[2] 仏在処を DN.026 はマガダ国 (Magadha) のマートゥラー (Mātulā) 『長阿含』006 は摩羅醯搜の摩羅楼国、『中阿含』070 は摩兜麗利利の椶林駛河岸とする。『長阿含』の摩羅醯、摩羅楼はよくわからないが、『中阿含』の摩兜麗は‘Mātulā’の音写であろう。パーリではこの‘Mātulā’はマガダ国としているが、マガダ国の‘Mātulā’なる地名はここだけにしか見いだせない。

固有名詞が記される登場人物は過去の転輪聖王の名前だけである。

むしろこれらの経の説時を考察する際材料になりそうなのは経の内容である。

[3] この経には釈尊が「自らを灯明とし、……」と説かれたとされている。この言葉は『涅槃経』のことばとしてよく知られている。これはアーナンダが

世尊は比丘サンガについて何かを指導されない間は入滅されることがないであろう (na tāva bhagavā parinibbāyissati na yāva bhagavā bhikkhu-saṃghaṃ ārabha kiñcid udāharati) と気を休めておりました (ahosi kācid eva assāsamattā)。

というのに対して、釈尊が

比丘サンガは私に何を期待するのか。内外に隔てなく法 (dhamma) を説いてきた。

今や如来には (tathāgatassa kho) 「比丘サンガを指導しよう (ahaṃ bhikkhu-saṃghaṃ pariharissāmi)」とか、「比丘サンガは私の所管である (mam' uddesiko bhikkhu-saṃgho)」という考えはない。私は内外の隔てなく法を説いた。私には法に対する師の拳はない。

といわれた後に説かれたことばである⁽¹⁾。そしてこれが釈尊が入滅するにあたってのサンガへの遺言の1つであったことは前に紹介した「サンガへの遺言の書としての『涅槃経』と結集」に詳述したとおりである。なおここでも「自らを灯明とせよ……」は四念処であるとされている⁽²⁾。

- (1) vol.Ⅱ p.99～100、「サンスクリット」(p.196、中村『遊行経』上 p.286)、「失訳」(p.180 上)、「白法祖」(p.164 下)、「遊行」(p.015 上)、「雑事」(p.387 上)

- (2) 『長阿含』006 は四神足である。おそらくこれは四念処の誤りである。次項に紹介することばのすべても四念処を示す。

[3-1] この「自らを灯明とせよ」云々の言葉は、以下のパーリの4経とその対応経にも見いだされる。

第1経

SN.022-043 (vol.Ⅲ p.042、南伝 14 p.066) : あるとき世尊は舎衛城……[一番近い前経の仏在処は祇樹給孤独園]。そのとき世尊は比丘らに、「自らを灯明とし、自らを帰依処とし、他を帰依処とせず、法を灯明とし、法を帰依処として、他を帰依処とせずに住し、苦しみはどうして生じるかをあるがままに観ぜよ。五蘊は我 (atta) であり、我は五蘊を有し、我中に五蘊があり、五蘊中に我があると見るから苦しみが生じる。五蘊は無常 (anicca) であり、苦 (dukkha) であり、変易の法 (viparināmadhamma) であるとあるがままに見れば苦しみは断じられる、これを一向涅槃者 (tadaṅganibbuta) という」と説かれた。

『雑阿含』036 (大正 02 p.008 上、国訳 01 p.055) : あるとき世尊は摩偷羅国の跋提河のほとりにある傘蓋菴羅樹園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「住於自洲。住於自依。住於法洲。不異洲不異依。なぜ苦しみが生じるかを正しく観察しなさい。五蘊に繫著するから苦しみが生じるのであって、五蘊は無常・苦・変易の法であると知れば安穩の樂に住することができる、これが涅槃である」と説かれた。そのとき十六比丘は心解脱を得た。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

第2経

SN.047-009 (vol.V p.154、南伝 16 上 p.371) : あるとき世尊はヴェーサーリーの竹林村 (Veluvagāma)に住され、比丘らには「ヴェーサーリーの近辺においてそれぞれ友や知己にしたがって雨安居に入れ。私はここにおいて雨安居に入る」と告げられた。そのとき世尊に重病 (khara ābādha) が起こり、死に近いような激しい痛み (bālā vedanā māraṇantikā) が生じたが、世尊はそれを耐えられた。

病が癒えた後アーナンダは世尊に、「ようございました。私は世尊がご病気の時には何も手につきませんでした。比丘サンガに教示しないで般涅槃されるはずはないと気を休めておりました」と言った。世尊は、「アーナンダよ、比丘サンガは私に何を期待しているのか、私は内外の別なく法を説いた、私には師拳 (ācariyaṃuttīhi)

はない、私にはサンガを統率しよう (pariharissāmi) という気はない。私は年衰え 80 歳になった。古い車が革ひもに助けられて行くようなものだ。アーナンダよ、だから自らを灯明とし、自らを帰依処とし、他を帰依処とせず、法を灯明とし、法を帰依処として、他を帰依処とせざれ。それは身・受・心・法に思いを凝らすことである。私の滅度した後もそうすれば最上の比丘となろう」と説かれた。

第3経

SN.047-013 (vol.V p.161、南伝 16 上 p.384) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者サーリプッタはマガダ国のナーラー村 (Magadhesu Nālagāma) で病気にかかり重篤であり (ābādhiko dukkhito bāhagilāno)、チュンダ沙弥 (Cunda samaṇuddesa) がサーリプッタの侍者 (upaṭṭhāka) であった。

時にチュンダ沙弥はサーリプッタの鉢衣をもって舎衛国の祇樹給孤独園に至り、アーナンダに「尊者サーリプッタが般涅槃されました、これがその鉢衣です」と報告した。アーナンダはこれを世尊に伝えた。世尊はアーナンダに「サーリプッタは戒蘊をとって般涅槃したのか、あるいは定、慧、解脱、解脱知見蘊をとって般涅槃したのか」と尋ねられた。アーナンダは「そうではありません。尊者サーリプッタは教誡者であり、すでに渡った者であり、倦まずに同梵行者を摂取しました」と答えた。世尊は「愛するものと分かれなければならないのは定めであって、大樹でもいつかは倒れる。だから自らを灯明とし、自らを帰依処とし、他を帰依処とせず、法を灯明とし、法を帰依処として、他を帰依処とせず、身・受・心・法に思いを凝らして住しなさい。私の滅度した後もそうすれば、最上の比丘である」と説かれた。

『雑阿含』638 (大正 02 p.176 中、国訳 02 p.187) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者舍利弗は摩竭提国の那羅聚落において病によって涅槃した。純陀沙弥は供養し終って、舍利と衣鉢をもって王舎城の阿難のところに至りこれを報告した。阿難は世尊に告げた。世尊は阿難に「舍利弗は戒・定・慧・解脱・解脱知見身をもって涅槃したのか、四念処……八道支をもって涅槃したのか」と質問された。阿難は「そうではないけれども、尊者は衆のために法を説きました。私は法のために悲しいです」と答えた。世尊は「大樹といえどもいつかは倒れる。如來も久しからずして過ぎ去るであらう。だから当作自洲而自依。当作法洲而法依。当作不異洲不異依。身・受・心・法に思いを凝らして住しなさい」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した (1)。

第4経

SN.047-014 (vol.V p.163、南伝 16 上 p.387) : あるとき世尊はヴァッジ国のウッカチューラーのガンガー河の岸边 (Vajjīsu Ukkacelāyaṃ Gaṅgāya nādiyā tīra) に大比丘サンガと共に住された。サーリプッタとモッガッラーナが般涅槃して久しからざる時 (aciraparinibbutesu) であった。そのとき世尊は比丘らに、「サーリプッタとモッガッラーナが般涅槃してからこの衆会 (parisā) は空虚に感じられる。しかし過去の諸仏にも未来の諸仏にもこのような 1 双の弟子が般涅槃しても憂い (soka) や悲しみ (parideva) はない。大樹もいつかは倒れる。だから自らを灯明とし、自らを帰依処とし、他を帰依処とせず、法を灯明とし、法を帰依処として、他を帰依処と

せず、身・受・心・法に思いを凝らして住しなさい。私の滅度した後もそうすれば、最上の比丘である」と説かれた。

『雑阿含』639（大正 02 p.177 上、国訳 02 p.189）：あるとき世尊は摩偷羅国の跋陀羅河のほとりにある傘蓋菴羅樹林に住された。尊者舍利弗・目連が涅槃して久しからざる時であった。そのときは月の 15 日の布薩にあたっていたので世尊は比丘らに、「大衆の中に虚空を感じる。舍利弗・目連が般涅槃したからである。しかしその故をもって悲しんではならぬ。大樹も時が来れば倒れる。だから当知自洲以自依。法洲以法依。不異洲不異依。身・受・心・法に思いを凝らして住しなさい」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

なお第 3 経のサーリプッタが般涅槃した記事は『生経』の「舍利弗般泥洹経」(2) にも見いだされる。

上記のうち経中に説時が明示されているものは次の 3 経である。

第 2 経：釈尊が満 80 歳の誕生日の頃にヴェーサーリーの竹林村で重病にかかれた時。

いうまでもなく仏在処はヴェーサーリーの竹林村である。

第 3 経：サーリプッタが死去した時。われわれはこれを釈尊 77 歳の雨期の頃と考えている。仏在処はパーリは舍衛城の祇樹給孤独園、漢訳は王舍城の迦蘭陀竹園とする。

第 4 経：サーリプッタとマハーモッガッラーナが死去してから久しからざる時。すなわち前経の久しからざる後ということになる。仏在処はパーリはヴァッジ国のウッカチーラーのガンガー河の岸辺、漢訳は摩偷羅国の跋陀羅河のほとりにある傘蓋菴羅樹林とする。

第 1 経には説時を示す記事はない。仏在処はパーリは舍衛城（の祇樹給孤独園）、漢訳は摩偷羅国の跋提河のほとりにある傘蓋菴羅樹園とする。

(1) Therag. vs.1016~1017 参照

(2) 大正 03 p.079 下

[3-2] 上記のように「自らを灯明とせよ」という言葉を釈尊が語られたとする経の多くは「涅槃経」も含めて釈尊の最晩年が舞台である。本節の主題とする DN.026=『長阿含』006=『中阿含』070 には説時の明示はないが、DN.026 とその漢訳対応経は、「自らを灯明とせよ」という言葉に続けて唐突に転輪聖王のことが語り出されるという内容をもっている。このように唐突に転輪聖王が語り出されるのは、未来仏たる弥勒仏を説く導入のためなのではなかろうか（『中阿含』には弥勒仏に関説されないが……）。とするならばこの経も釈尊の入滅が意識されているのではないかと想像される。このように考えると上記の第 1 経も含めてその説時は釈尊の最晩年であったとしてよいであろう。

ところで DN.026 とその漢訳対応経の仏在処は、パーリはマガダ (Magadha) のマートゥラー (Mātulā) であり、『長阿含』は摩羅醯搜の摩羅楼国、『中阿含』は摩兜麗利利の椶林駛河岸である。また上記 4 経のうちの第 1 経と第 4 経の漢訳の仏在処は摩偷羅国とされる。ひょっとする漢訳者はこの摩羅楼、摩兜麗利利、摩偷羅国をスーラセーナ (Sūrasena) 国のマドゥラー (Madhurā、現在のデリーとアグラの間にあるマートゥラー) をイメージしているのかもしれないが、この地は仏教中国からすると辺境の地であり、釈尊が足を踏み入れられたことがあるかないかが問題となる地 (1) であるから、その可能性はない。ということ

になればこれはパーリの DN.026 がいうように「マガダ国の Mātulā」とせざるをえないであろう。もっともこの都市がマガダ国のどこにあったのかは知りえないが、ヴェーサーリーと王舎城を結ぶ幹線道路から少し離れたマガダ国内にあったものとするのが妥当であろう。幹線道路沿いにあり、註釈書がいうようにこれが‘nagara’（都市）であるとするならばそれなりの規模の町であったであろう。

なお上記 4 経の仏在処であるが、第 2 経はパーリしかなくしかもこの仏在処には紛れがない。しかし他の 3 経はすべてパ・漢において仏在処が異なる。われわれの資料観はこのような場合はパーリを優先させるという原則であるからこの場合もパーリを採用する。

- (1) われわれは足を踏み入れられたことはあるにはあるが、その年はインド国中が大飢饉であったため、マドゥラーで雨安居を過ごすことを諦めて、舎衛城に行く途中に雨期となり、やむを得ずヴェーランジャーで雨期を過ごすことになったと考えている。釈尊 56 歳＝成道 22 年のことである。

[3-3] 上記のような推定のもとに、ここに紹介した釈尊最晩年を背景とするいくつかの経の説時を考えてみたい。

われわれは釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされた最後は釈尊 77 歳＝成道 43 年であると考えている。そしてその翌年の釈尊 78 歳＝成道 44 年の雨安居は王舎城で過ごされ、この雨安居明けに霊鷲山においてアジャータサットゥ王の大臣であったヴァッサカーラにヴァッジ国を破ることは難しいとの教えを説いたのを契機として比丘らにサンガ繁栄のための不退法を説き、そしてヴェーサーリーに向けて出発された。「涅槃経」に詳しく描かれるとおりである。そして釈尊最後の雨安居、すなわち釈尊 79 歳＝成道 45 年の雨安居をヴェーサーリーの竹林村で過ごされた。そのときに激しい痛みを伴う病気をされたわけである。

このような流れの中に上記の経を置いてみると次のようになる。

釈尊は釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居を舎衛城で過ごされた。おそらくこの雨期が空けたときに、チュンダ沙弥は舎衛城に行き、サーリプッタが生れ故郷であるマガダ国のナーラー村で亡くなったことを知らせた。だから SN.047-013＝『雑阿含』638 の説時は釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居後ということになる。舎衛城を仏在処とする SN.022-043＝『雑阿含』036 はこの同時経である。

釈尊はこの後王舎城に向けて舎衛城を出発された。この遊行でもヴェーサーリーを経由されたが、この後はいつもの遊行ルートから少しそれてガンジス河の左岸にあったヴァッジ国のウッカチェーラーに立ち寄られた。おそらくここはガンジス河と今のガンダク河の合流点も少し下流にあったものと思われる。そのときに説かれたのが SN.047-014＝『雑阿含』639 であり、釈尊 78 歳＝成道 44 年の雨期前のことであった。この経には釈尊が「サーリプッタとモッガッラーナが般涅槃してからこの衆会 (parisā) は空虚に感じられる」と語られたとされているが、実はサーリプッタは入滅する直前にこのウッカチェーラーにおいてサーマングダカという遊行者に法を説いたと考えられる⁽¹⁾。とすればウッカチェーラーはサーリプッタのゆかりの地ということになり、釈尊はわざわざそこに立ち寄られ、サーリプッタ亡き後の衆会の寂しさを歎かれたのもわかる。

その後釈尊はガンジス河を渡られたがそこにあったのがマガダ (Magadha) 国のマートゥラー (Mātulā) であってそこで説かれたのが DN.026＝『長阿含』006＝『中阿含』070 で

あり、説時は釈尊 78 歳＝成道 44 年の雨期前ということになる。

そしてこののちその年の雨安居を王舎城で過ごされ、翌年の生涯最後の雨安居を過ごされたのがヴェーサーリーの竹林村ということになるが、そのとき激しい痛みを伴う病気をされた。このときのありさまを伝えるのが SN.047-009 であり、説時は釈尊が満 79 歳（入胎を誕生日とする伝統的な数え方をすれば満 80 歳の誕生日を迎えられた）＝成道 45 年の雨安居に入ったとき、ということになる。

(1) SN.039-001 vol.IV p.261, 南伝 15 p.402

[027] DN.027 Aggañña-s. (起世因本経 vol.Ⅲ p.080、南伝 08 p.097)

『長阿含』005「小縁経」(大正 01 p.036 中、国訳 07 p.139)

『中阿含』154「婆羅婆堂経」(大正 01 p.673 中、国訳 05 p.348)

施護等訳『白衣金幢二婆羅門縁起経』(大正 01 p.216 中)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

DN.027 Aggañña-s. (起世因本経) : あるとき世尊は舎衛城の東園鹿子母堂 (Pubbārāma Migāramātu pāsāda)に住された。そのとき婆羅門のヴァーセッタ (Vāseṭṭha) とバーラドヴァージャ (Bhāradvāja) が比丘になることを希望して、比丘たちの中で別住していた (bhikkhūsu parivassanti bhikkhubhāvam ākaṅkhamatā)。夕暮れどき、釈尊が坐禅より起たれて堂の陰で経行されたのでこれを見たヴァーセッタがバーラドヴァージャと共に世尊のもとにやって来た。世尊が「あなたたちは婆羅門の生まれであり婆羅門の家系でありながら婆羅門の家を出て非家に出家しています。婆羅門たちはあなた方を罵り譏りませんか」と尋ねられると、ヴァーセッタが「その通りです。婆羅門たちは罵り譏ります。婆羅門こそ最上の階級であって私たちは梵天の口から生まれたのに、われら一族の足から生まれた沙門に親しむのかと非難します」と答えた。

世尊は、四姓には不善なる者もいれば善なる者もいる。何人なりとも解脱をめざす者こそ四姓の最上者である。釈迦族がコーサラ国のパセーナディ王に対して臣下の礼をとっているように、王は如来に対して尊敬の態度をとっている。それは法を尊重するからである。その法より生じたものが「法身 (dhammakāya)」「梵身 (brahmakāya)」「法体 (dhammabhūta)」「梵体 (brahmabhūta)」とよばれ、それが如来であって、あなた方は如来の子である、と説かれた。

そして四姓と沙門がどのように発生したかの由来を詳説され、いずれの四姓であろうとも身と口と意を制御して七覚支を修すれば涅槃を得る、と説かれたのち、「明と行を具足せる者は人天に於て第一人者である」という偈を唱えられた。

ヴァーセッタとバーラドヴァージャは心に歓喜し信受した。

『長阿含』005「小縁経」: あるとき世尊は舎衛国の清信園林鹿母講堂に大比丘衆 1,250 人と共に住された。そのとき婆悉吒と婆羅墮という 2 人の婆羅門が堅固なる信をもって仏所に行って出家して道をなしていた。彼らは世尊が講堂上において経行しておられるのを見て近づいた。世尊は「婆羅門たちはあなた方が仏道修行するのを嫌責しませんか」と尋ねられた。彼らは「嫌責します。婆羅門らは『我ら婆羅門種は第一であり梵天の口から生まれたのに、あなたたちはどうして清浄の種を捨てて瞿曇の異法に入ったのか』と非難します」と答えた。

世尊は「彼らは自ら『我が婆羅門種は梵天より出で梵口より生じ、現に清浄を得て後にも清浄となる』と言うが、我が無上正等覚の道では種姓を用いない。大梵というのは如来の号であって、釈迦族は波斯匿王を奉じるが波斯匿王は自分を礼敬する。我が法は憍慢心を除いてさとりを成就するのである」と、善悪の業報や四姓がどのよ

うに発生したかという本縁などを詳説された。

婆悉咤と婆羅墮は無漏心解脱し、歓喜奉行した。

『中阿含』154「婆羅婆堂經」：あるとき世尊は舍衛国の東園鹿子母堂に住された。そのとき**婆私咤**と**婆羅婆**という2人の梵志族が至信に家を捨て家なくして学道したので梵志らは呵責して、「梵志の種姓は勝れていて他の及ぶ所ではない。梵志は梵天の子であって口より生じ梵天の化する所である。汝らはどうしてそれを捨てて禿沙門に従うのか、汝らの所行は大悪であって大過失である」と言った。

このとき世尊は晡時に宴坐より出定して露地にて経行し比丘らに説法されていた。そこへ彼ら2人がやって来たので、世尊は「梵志らに責数されて苦しむことはないか」と尋ねられた。彼らが先のようなことを報告すると、釈尊は「私は、梵志のように『生まれながらにして勝れている』と説かないし、種姓や驕慢を説かない。身が清浄であるか穢垢であるかは種姓によるのではない。その行為によるのである。釈迦族は**波斯匿王**に対して宗主の礼を執るが、かの王は私に対して師の礼を執る。それは王が法を重んずるからである」と教誡し、四姓や沙門の起源について詳説された。

尊者婆私咤と婆羅婆および比丘らは歓喜奉行した。

施護等訳『白衣金幢二婆羅門縁起經』：あるとき世尊は舍衛国の故廐園林鹿母堂中に住された。そのとき**白衣**と**金幢**の2人の婆羅門が出家して比丘となることを願っていたので、世尊が日の後分に鹿母堂を出て経行されるのを見て近づいた。世尊は「婆羅門たちは自分たちは上族で清浄であるといって、あなた方を輕毀、凌辱、譏謗することはないか」と尋ねられた。彼らは「婆羅門たちは梵王の子であって口より生じたのにあなた方は解脱せず、善法を失し悪法を増長すると非難されます」と答えた。

世尊はそうではない、憍薩羅主の**勝軍大王**が釈氏を恭敬礼拜する、だから四姓を頼むべきでないと教えられ、四姓や沙門の発生の本縁を詳説された。

このとき白衣と金幢の2人の婆羅門は仏法僧に帰依し、仏にしたがって具足戒を受けることを願った。世尊は比丘らに命じて2人に具足戒を与えしめた。彼らは天眼宿住漏尽三明を得た。このように正知なる者は所説の法を聞いて大利益を得る。

[2] これらの経の仏在処は舍衛城の東園鹿子母講堂であり、主な登場人物はヴァーセッタとバーラドヴァージャの2人の婆羅門である。また話題として釈尊の熱心な信者となっているパセーナディ王が出る。

東園鹿子母講堂が仏教サンガに寄進されたのは釈尊68歳＝成道34年の雨安居前のことであつたというのがわれわれの見解である。またパセーナディ王が熱心な仏教信者となつたのは釈尊72歳＝成道38年のころであつたと考えている。したがってこれらの経は少なくとも**釈尊72歳＝成道38年のころ以降が説時**である。

[3] この経のより具体的な説時を推定するもっとも有力な材料はヴァーセッタ婆羅門とバーラドヴァージャ婆羅門である。

[3-1] この2人の婆羅門はこの時点で釈尊の教えに帰信し出家していたようであるが、まだ正式な比丘とはなっていなかったようである。

『長阿含』005は「仏所に行って出家して道をなしていた」とし、経末でも「無漏心解脱し、歡喜奉行した」とするのみであり、『中阿含』154も「至信に家を捨て家なくして学道した」とするのみであるが、DN.027は「比丘になることを希望して比丘たちの中で別住していた」としている。外道の徒が仏教のサンガにおいて具足戒を受けるためには4ヵ月の別住(cattāra māsa parivāsa)をしなければならないというのが規定である⁽¹⁾。ここに記される「別住していた」というのは2人がこの期間にあったことを表わす。また『白衣金幢二婆羅門縁起経』は、経頭では「出家して比丘となることを願っていた」とし、経末で具足戒を受けたとしている。

また釈尊はこの2人に、「あなた方は婆羅門の出身であるのに仏の教えにおいて出家して、罵り譏られることはないか」と質問している。これはこの2人がまだ婆羅門という属性を色濃く残しており、つい最近出家したばかりという印象を与える。したがってDN.027がいうように、あるいは『白衣金幢二婆羅門縁起経』もそうかもしれないように、この2人はバラモン教という外道の教えから帰信して出家し、律蔵の規定どおりに外道に対する4ヵ月の別住中にあったのである。

- (1) 外道の徒であったものを出家させるときには、四ヵ月別住(cattāra māsa parivāsa)させると定められている。『パーリ律』大毘婆沙 vol.1 p.69(南伝03 p.116)、『四分律』受戒毘婆沙(大正22 p.806下、国訳03 p.040)、『五分律』受戒法(大正22 p.115上、国訳14 p.039)(112中、国訳14 p.048)、『十誦律』受具足戒法(大正23 p.150中、国訳06 p.009)、『僧祇律』雜誦跋渠法(受戒法)(大正22 p.420下、国訳10 p.033)、『根本有部律』出家事(大正23 p.1031下、国訳22 p.319)

[3-2] ところでこの2人についてはすでに「モノグラフ」第21号(2017年4月)に掲載した【研究ノート10】「原始仏教聖典における『高名な婆羅門』たち」(森章司)において検討した。ヴァーセッタは「高名な婆羅門」の1人のポッカラサーティの弟子であり、バーラドヴァージャは同じく「高名な婆羅門」の1人であるタールッカの弟子であって、2人はその師たちに先んじて釈尊の教えに帰依した。それは釈尊49歳=成道15年のことであった。もっともそのときは在家信者となったということであって、彼らが具足戒を受けて比丘になったのは本節の主題であるDN.027とその対応経の時点である。

ところでその師のポッカラサーティ婆羅門もタールッカ婆羅門もついに釈尊の教えに帰信して優婆塞となるということはなかったようであるから、本経に書かれているように2人が出家して比丘となるについてはそれなりの抵抗があったのかも知れない⁽¹⁾。

- (1) ヴァーセッタ婆羅門あるいはバーラドヴァージャ婆羅門が登場する経は外にもある。しかしこれらは王舎城を舞台とするものであったりして、明らかに別人である。他の経とは、SN.007-001-001(vol. I p.160)、『雜阿含』1158(大正02 p.308中)、『別訳雜阿含』081(大正02 p.401下)、SN.007-001-002(vol. I p.161)、SN.007-001-003(vol. I p.163)、SN.007-001-004(vol. I p.164)、SN.007-002-008(vol. I p.180)、『雜阿含』102(大正02 p.028中)、『別訳雜阿含』092(大正02 p.405中)、Theragāthā(p.023)である。

[3-3] しかればヴァーセッタとバーラドヴァージャが出家して4ヵ月の別住を過ごし、めでたく具足戒を受けたのは何時のことであったのであろうか。この経の仏在処が東園鹿子母講堂であり、波斯匿王が熱心な釈尊信者であったとすれば、それは前述の釈尊72歳=成道38年のころ以降で、釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされたときということになる。

われわれの考えている釈尊の年代記によればその可能性のあるのは釈尊 73 歳と 77 歳の時であるが、77 歳は波斯匿王が亡くなった年であってこの経にはそれが記されていないから、そうすると釈尊 73 歳しか可能性がないことになる。すなわち DN.027 とその相応漢訳経の説時は釈尊 73 歳＝成道 39 年であり、じっくりと四姓の成り立ちが説明される余裕があるとすれば雨安居時ということになろう。

【028】 *DN.028 Sampasādanīya-s.* (自歎喜経 vol.Ⅲ p.099、南伝 08 p.121)

『長阿含』 018 「自歎喜経」 (大正 01 p.076 中)

法顯訳『信仏功德経』 (大正 01 p.255 上)

SN.047-012 (vol.V p.159、南伝 16 上 p.380)

『雜阿含』 498 (大正 02 p.130 下、国訳 02 p.095)

[1] これらの経の説時は【011】 *DN.011 Kevaṭṭa-s.*において釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居の後という結論を得ている。

経の概要もそこで紹介した。

【029】 *DN.029 Pāsādikā-s.* (清浄経 vol.Ⅲ p.117、南伝08 p.149)

『長阿含』017「清浄経」(大正01 p.072下)

[1] これらには釈尊が、ニガンタ・ナータプッタが死去したことをチュンダ沙弥から知らされるという歴史的事績が記されている。ニガンタ・ナータプッタが死去したのは、「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート6】「ニガンタ・ナータプッタ (Nigaṇṭha Nātaputta) 死亡年の推定」(森章司)において、釈尊75歳＝成道41年の雨安居中のことであつたろうというという結論を得ている。この経はその知らせがあつたというのであるから、その説時は釈尊75歳＝成道41年の雨安居後ということになる。

経の概要も当該研究ノートに記したのでご参照願いたい。

【030】 *DN.030 Lakkhana-s.* (三十二相経 vol.Ⅲ p.142、南伝 08 p.183)

『中阿含』 059 「三十二相経」 (大正 01 p.493 上、国訳 04 p.226)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.030 Lakkhana-s. (三十二相経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「三十二大人相 (*dvattiṃsa mahāpurisa-lakkhaṇāni*) を具えた者は、在家にあっては転輪聖王となるであろうが、出家すれば正覚者となってこの世の覆障を取り除くであろう」と前置きされて、三十二相の各々の相を説かれ、これらの大人相は外道の仙人たち (*bāhirakā pi isayo*) も保持するが、どのような業によってこの相を獲得するのかを知らないとして、如来は前世においてこのような善業を積んだからこのような1つ1つの相を獲得したのだと解説された。

『中阿含』 059 「三十二相経」 : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき比丘らは食後に講堂に集まって、「三十二相を具足すれば、在家であれば転輪聖王となり、出家をすれば如来となって十方にその名を轟かす」と語り合っていた。世尊は燕坐中にこれを天耳で聞いて、晡時に講堂に赴かれ、三十二相の各々の相を詳説された。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は舎衛城・祇樹給孤独園であるが、固有名詞のついたいかなる人物も登場しない。また経の内容も簡単に要約すれば上記のようなものであって、説時を推定する手掛かりとなるいかなる情報も含まれない。したがってその説時はぼんやりと、祇樹給孤独園がブッダの教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居以前から以降とするしかない。

[031] DN.031 *Singālovāda-s.* (教授尸伽羅越經 vol.Ⅲ p.180、南伝 08 p.237)

『長阿含』016「善生經」(大正 01 p.070 上、国訳 07 p.249)

『中阿含』135「善生經」(大正 01 p.638 下、国訳 05 p.245)

安世高訳『尸伽羅越六方禮經』(大正 01 p.250 下)

支法度訳『善生子經』(大正 01 p.252 中)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.031 *Singālovāda-s.* (教授尸伽羅越經) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき世尊は早朝に城内で乞食していると、シンガーラカという長者の子 (Singālaka gahapati-putta) が東・南・西・北と下方・上方の六方を礼拝するのを見られた。世尊は長者子になぜにそのようなことをするのかと問われると、「父が亡くなる時に諸方を礼拝せよと遺言したからです」と答えた。

世尊は「聖者の律 (ariyassa vinaya) においてはそうすべきではない」と告げられ、捨てるべき4つの業垢、悪業をなさない4つの理由、財産を失う6種の原因、真の友である4人の友を説かれ、東方は父母、南方は師匠、西方は妻子、北方は友、下方は傭人、上方は沙門婆羅門と考えなさいと説かれた。シンガーラカはこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となった。

『長阿含』016「善生經」 : あるとき世尊は羅閱祇の耆闍崛山中に大比丘衆 1,250 人と共に住された。そのとき世尊は王舎城内を乞食され、善生という長者子が父の遺言を守って諸方を礼拝するのを見られた。世尊は「賢聖法の六方礼拝はこのようなものではない。四結業(殺生、盜竊、婬逸、妄語)を知り、四処(欲、恚、怖、痴)に於て悪行をなさず、六損財業(飲酒、博戲、放蕩、伎樂、惡友、懈墮)と四親を知りなさい、そして東方は父母、南方は師長、西方は妻婦、北方は親党、下方は童僕、上方は沙門・婆羅門であると考えなさい、と説かれた。善生はこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となり、仏の所説を歡喜奉行した。

『中阿含』135「善生經」 : あるとき世尊は王舎城の饒蝦蟆林に住された。そのとき善生居士子の父が亡くなって「六方を礼拝せよ」と遺言した。ときに世尊は夜をすぎて平坦に乞食のため王舎城に赴くと、六方を礼拝している善生に出会われた。世尊は「六方がないとは言わないが」として、四業(殺生・不与取・邪淫・妄言)とその因である四事(欲・恚・怖・痴)、六非道・六災患(博戲・非時行・飲酒・惡知識親近・伎樂を喜ぶ・懶惰)・四不親而似親・四種善親を教示して、東方は父母、南方は師尊、西方は妻子、北方は奴婢、下方は親友の臣、上方は沙門梵志であると説かれた。善生居士子は仏の所説を歡喜奉行した。

安世高訳『尸伽羅越六方禮經』 : 仏は王舎国の鷄山中に住された。そのとき尸伽羅越という名の長者子が早朝に起き、父の遺言にしたがって六方に礼拝していた。世尊は「六方礼拝は身をもって行ふべきものではない」と諭され、四戒を犯さないことや、錢財を失わない六事、善知識の四輩を説かれ、東は子が父母、南は弟子が師、西は婦が夫、北は人が親族朋友、地は大夫が奴婢、天は人が沙門道士に事えるごとくにせよ

と教えられた。尸迦羅越は五戒を受け、作礼して去った。

支法度訳『善生子経』：ある時衆祐は羅閱の耆闍崛山に住された。そのとき世尊は朝乞食に城内に入って、居士善生子が父の遺言にしたがって六方を礼拝しているのを見て、「父のいうところはこの六方礼拝ではない」として、4つの垢惡の行、惡道に赴く四事・六患を離れることや、よき四友と交わることを説かれ、東は子が父母、南は弟子が師、西は夫が婦、北は友が朋、下は長子が奴婢や客、上は人が沙門梵志を見るようにせよと説かれた。善生子は仏に帰依して仏戒を受けた。

[2] この経の仏在処について、DN.031は王舎城の迦蘭陀竹園、『長阿含』016は羅閱祇の耆闍崛山中、『中阿含』135は王舎城の饒蝦蟆林、『尸迦羅越六方礼経』は王舎国の鷄山中、『善生子経』は羅閱の耆闍崛山として区々であるが、すべて釈尊が王舎城に乞食した時のこととするから他意はないであろう。

登場人物はこの経の主人公たるシンガーラカ（シンガーラ）という長者の子のみである。ちなみにこの長者子が登場する他の経はないから、その消息は知られない。

[3] 以上のようにこの経の説時を推測するための情報としては釈尊が王舎城に乞食したということのみである。したがってこれは釈尊が1,000人の比丘を引連れてガヤーシーサから王舎城に乗り込み、ビンビサーラ王を教化して竹林園が寄進された釈尊44歳＝成道10年の雨安居前から以降というしかないであろう。そして最後の可能性は釈尊が王舎城で最後の雨安居を過ごされた釈尊78歳＝成道44年である。このようにこの経の説時は釈尊44歳＝成道10年の雨安居前より以降、釈尊78歳＝成道44年の雨安居後までとせざるをえない。ちなみにわれわれは釈尊が王舎城で雨安居を過ごされたのは、釈尊年齢の44歳、45歳、46歳、47歳、50歳、54歳、62歳、64歳、74歳、78歳の11回と考えているから、このいずれかの年ということになる。

【032】 *DN.032 Aṭṭānāṭiya-s.* (阿吒曇胝経 vol.Ⅲ p.194、南伝 08 p.259)

[1] この経典には漢訳の対応経がない。この経の概要は以下のとおりである。

DN.032 Aṭṭānāṭiya-s. (阿吒曇胝経) : あるとき世尊は王舎城の靈鷲山に住された。そのとき四大天王 (Cattāro mahārājā) が多数の夜叉 (Yakkha) 軍、乾闥婆 (Gandhabba) 軍、鳩槃荼 (Kumbhaṇḍa) 軍、ナーガ (Nāga) 軍を引き連れて世尊のもとに現われ、毘沙門天 (Vessavaṇa mahārāja) が、「夜叉の中には世尊に信をもたないものもいます。世尊は殺生や不与取、欲邪行、妄語、飲酒を断つことを説かれますが、夜叉はこれを不愉快に思っているからです。彼らが信心を起こすために、仏弟子たちの修行を守護するためにアーターナーティヤ護呪 (Āṭānāṭiya rakḥha) 〉をお受けください」と、願い出た。世尊はこれを沈黙によって是認された。毘沙門天はこの護呪⁽¹⁾を誦した。

その翌日、世尊は比丘たちに「アーターナーティヤ護呪を保持せよ」と説かれた。比丘らは世尊の所説を喜び信受した。

(1) この護呪のなかにヴィパッシン仏から釈迦牟尼仏までの過去仏に対する帰依、東西南北を守護する四天王の釈迦牟尼仏に対する帰依などが含まれる。

[2] この経の仏在処は王舎城の靈鷲山である。そしてこの経にはその説時を推定するためのその他の一切の情報は含まれていない。

したがってこの経の説時は、釈尊が王舎城で活動されるようになった釈尊 44 歳＝成道 10 年の雨安居前から王舎城で最後の雨安居を過ごされた釈尊 78 歳＝成道 44 年までの間の、前項に記した釈尊が王舎城で雨安居を過ごされた 11 回のうちのいずれかの年ということになる。

【033】 *DN.033 Saṅgīti-s.* (等誦經 vol.Ⅲ p.207、南伝 08 p.285)

『長阿含』009「衆集經」(大正 01 p.049 中)

施護訳『大集法門經』(大正 01 p.226 下)

[1] これらの説時は、「モノグラフ」第 19 号(2014 年 9 月)に掲載した【研究ノート 6】「ニガンタ・ナータプッタ (*Nigaṇṭha Nātaputta*) 死亡年の推定」(森章司)において、釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨安居の後のことで、釈尊が釈迦国から南下する途中、マウラ国のパーヴァーで背痛のために舍利弗に説法させた時であるという結論を得ている。

[2] これらの經の概要も当該の研究ノートに載せているが『大集法門經』は漏れているのでここに紹介する。

施護訳『大集法門經』：あるとき世尊は遊行して**末利城中**に至られた。そこには**末利**という**淨信の優婆塞**がいて新しい家を造ったところであった。そこへ世尊がこられたので、世尊と比丘らに使ってもらいたいと招待した。世尊は默然として受けられ、翌日大比丘衆と共に末利の家に行かれ、種々に法要を説かれて夜になった。世尊は末利を去らせると**尊者舍利子**に「我が声聞比丘はすべて煩惱を離れている。自ら宣説しなさい」と命じられ、横になられた。

その時外では外道**尼乾陀惹提子**等が比丘らを譏り事を構えようとしていたので、舍利子は比丘らに世尊が衆生に宣説された契經・祇夜・記別・伽陀・本事・本生・縁起・方広・希法などを説かれた通りに修習しようと一法から十法までのさまざまな教えを説いた。

その時世尊は舍利子が比丘らのために説法したことを知られ、宴臥より起って比丘らのところに来られ、善哉善哉と褒められ、舍利子の所説は仏の所説である、この法を「大集法門」と名づけ、後世まで受持読誦せよと告げられた。比丘らは仏の所説を歡喜信受して作礼して退いた。

なお ‘Manuscript Remains of Buddhist Literature found in Eastern Turkestan’ vol. I by A.F.Rudolf Hoernle, Oxford, The Clarendon Press, 1966 の pp.16～24 にサンスクリットの断片が掲載されている。

[034] DN.034 Dasuttara-s. (十上経 vol.Ⅲ p.272、南伝 08 p.357)

『長阿含』010「十上経」(大正 01 p.052 下、国訳 07 p.198)

安世高訳『長阿含十報法経』(大正 01 p.233 中)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

DN.034 Dasuttara-s. (十上経) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は 500 人の大比丘サンガと共にチャンパーのガッガラーの蓮池の畔 (Campātam Gaggarāya pokkharaniyā tira) に住された。そのときサーリプッタは比丘らに、「今から十上法 (dasuttara dhamma) を説こう」と前置きして、一法から十法に至るまでのそれぞれ 10 法 (合計 550 法 = $1 \times 10 + 2 \times 10 + 3 \times 10 - 4 \times 10 + 5 \times 10 + 6 \times 10 + 7 \times 10 + 8 \times 10 + 9 \times 10 + 10 \times 10$) を説いた。比丘らはサーリプッタの説いたところを讃嘆した。

『長阿含』010「十上経」: あるとき世尊は鸯伽国の瞻婆城の揭伽池の側に大比丘衆 1,250 人と共に住された。その日は十五日の満月であったので、世尊は露地に坐して夜を通して説法されていたが、背中の痛みを感じられて舍利弗に命じて代りに説法させ、ご自分は僧迦梨を 4 つに畳んで師子臥された。舍利弗は仏の印可するところの結縛を解いて涅槃へと導く十上法という一法乃至十法までのそれぞれ 10 法 (合計 550 法 = $1 \times 10 + 2 \times 10 + 3 \times 10 - 4 \times 10 + 5 \times 10 + 6 \times 10 + 7 \times 10 + 8 \times 10 + 9 \times 10 + 10 \times 10$) を順次に説いた。比丘らは舍利弗の所説を聞いて歡喜奉行した。

安世高訳『長阿含十報法経』: [釈尊は登場しない] このように聞いた。世尊は舍衛国祇樹給孤独園に住された。そのとき賢者舍利曰が「諸比丘よ聞いてくれ」といって、1 法から 10 法に至るまでのそれぞれ 10 法 (合計 550 法 = $1 \times 10 + 2 \times 10 + 3 \times 10 - 4 \times 10 + 5 \times 10 + 6 \times 10 + 7 \times 10 + 8 \times 10 + 9 \times 10 + 10 \times 10$) からなる「十報経」と名づける教えを説いた。これを舍利曰が説き終ったとき、諸受著心蒙恩した。

[2] これらの経のうち、『長阿含』010 は釈尊が背中の痛みを感じられたためサーリプッタに説法を代らせたとするが、他の経はこのことに言及せず本文中に釈尊は登場しない。サーリプッタは世尊よりも前に入滅しているのであるから、釈尊が登場しないからといって釈尊入滅後の経とすることはできない。

また仏在処については、前 2 者がチャンパーのガッガラーの蓮池の畔とすに対し、安世高訳は舍衛国祇樹給孤独園とする。しかし DN.034 と『長阿含』010 が共通するチャンパーのガッガラーの蓮池の畔を採用すべきであろう。また『長阿含』010 は「十五日の満月の時」であったとしている。

「モノグラフ」第 19 号 (2014 年 9 月) に掲載した【研究ノート 1】「釈尊のアンガ (Aṅga) 国訪問年の推定」(森章司) に書いたように、チャンパーのガッガラーの蓮池の畔を舞台とし、15 日の満月 (布薩の日) を時とするいくつかの経典があって、このパターン化された経はすべて同一時を想定しているであろうとしておいた。それは釈尊がチャンパーにおける第 2 回目の雨安居を過ごされたときであって、釈尊 59 歳 = 成道 25 年のことである。

ただしこの経には釈尊が登場しないという特殊性があり、また釈尊が背痛を患われている

という情報も記される。釈尊生存中のこととしても何かしら最晩年のな雰囲気があるから、この経の説時はアンガ国に雨安居を過ごされた最後、すなわち第3回目の66歳＝成道32年の雨安居中としておきたい。この年は釈尊がチャンパーにおいて律蔵の「チャンパー犍度」を説かれた。

なお釈尊が背痛を訴えられるようになったのはこれが最初であり、これ以来背痛は釈尊の持病のようになったようである。続く「*Majjhima-Nikāya* と対応漢訳経の説時推定」中の *MN.003 Dhammadāyāda-s.*（法嗣経）の節を参照されたい。